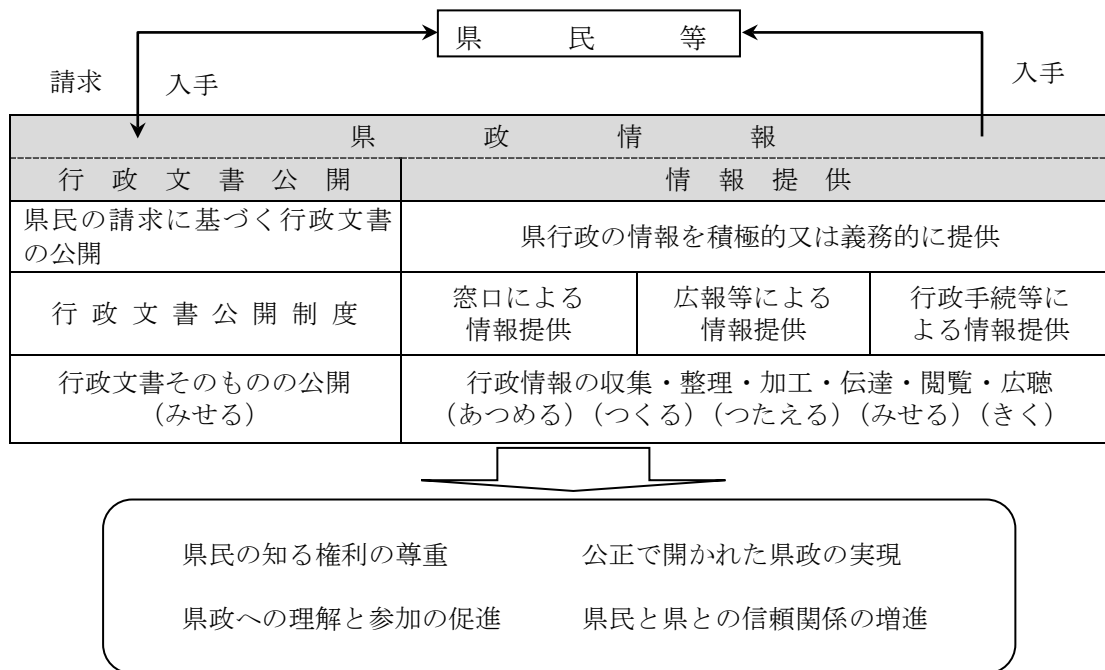


# 資料1 情報公開制度のあらまし

## 1 制度のしくみ

県政に対する県民の皆様の理解を深めていただくとともに、県民の皆様と県との信頼関係を一層増進するために、昭和58年度から行政文書公開制度と情報提供を車の両輪とした「情報公開制度」を実施しています。県は、この「情報公開制度」を柱として、より一層開かれた県政の推進に努めています。



## 2 情報公開制度の内容

情報公開制度は、神奈川県情報公開条例に基づき行われています。条例の概要は次のとおりです。

### (1) 制度の目的と基本的な考え方

民主的な開かれた社会を実現するためには、行政のもつ情報が広く県民に公開される必要があります。行政に対する県民の「知る権利」を保障し、行政に「原則公開」を義務づけるのが行政文書公開制度の基本的な考え方です。

この条例では、県民主体の県政を確立する上において、県民の知る権利を尊重し、県政を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、行政文書の公開を請求する権利を明らかにし、それによって県政への県民の理解を深め、県民と県との信頼関係を一層増進することを目的としています（条例第1条）。

このため、「原則公開」の精神に立って、非公開とする行政文書は必要最小限にとどめます。また逆に、個人の秘密、個人の私生活など個人のプライバシーがみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をします（条例第2条）。

### (2) 公開請求の対象

ア 対象となる行政文書の範囲

制度の対象となる行政文書は、県の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録で、県が現に保管、保存しているものです（ただし、文書などの作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録で県が定めるものは除きます。）。

#### イ 公開請求ができる県の機関

県のすべての実施機関（次の13機関）及び県が設立した地方独立行政法人が管理している行政文書を公開請求することができます（条例第3条）。

知事、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会

#### (3) 公開請求ができる人

「何人も」公開請求できます（条例第4条）。

#### (4) 非公開とすることができる情報

この制度は「原則公開」を基本とする一方、個人に関する情報など7項目の非公開とする情報が定められています（条例第5条）。

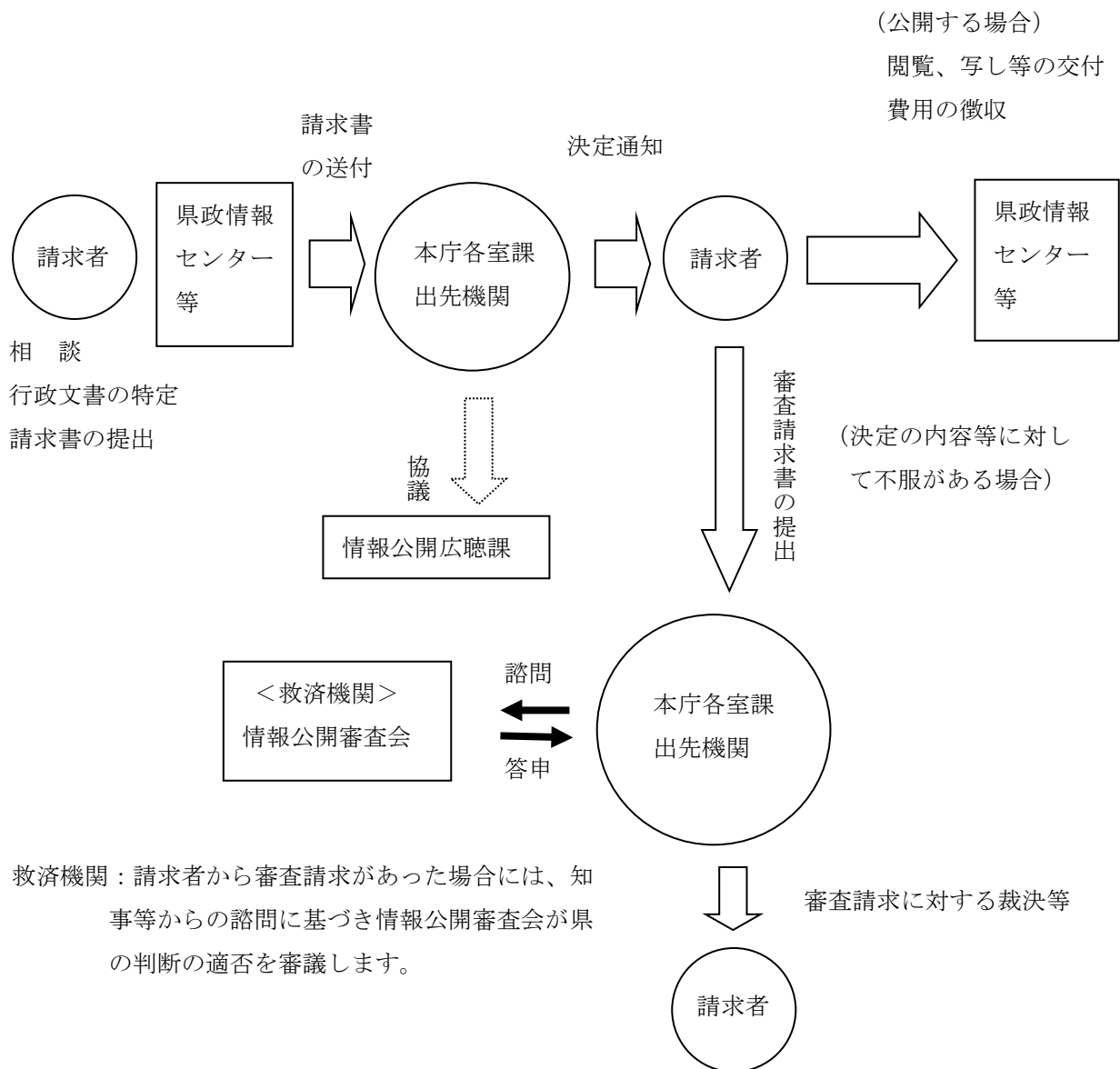
この7項目のいずれかに該当する情報が記録されている場合でも、非公開部分を容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できる場合は、一部公開します（条例第6条）。

また、行政文書によっては、文書が存在しているかどうかを答えることができない場合もあります（条例第8条）。

#### (5) この制度を利用する人の責務

この制度によって情報を得た人は、条例の目的に即し、その情報を適正に使用しなければなりません（条例第28条）。

(6) 行政文書の公開請求手続の流れ



救済機関：請求者から審査請求があった場合には、知事等からの諮問に基づき情報公開審査会が県の判断の適否を審議します。

※1 知事以外の実施機関では、流れが異なる場合があります。

※2 平成28年4月1日以降、行政不服審査法の抜本的な改正に伴い、利便性向上のために行政文書公開請求に係る不服申立てが審査請求に一元化されました。さらに、公正性の向上の観点から新たに導入された審理員制度については、既に神奈川県情報公開審査会で実質的な審理を行っていることを踏まえ、適用除外とする規定を置くなど、条例等の所要の改正を行いました。

主な改正内容は、①不服申立て手続の審査請求への一元化、②審理員による審理手続に関する規定の適用除外、③不作為に対する審査請求の規定、④審査会提出資料等の写しの送付及び閲覧などです。

### 3 情報提供の内容

#### (1) 情報提供の目的

県民に開かれた行政を展開していくには、県民との県政情報の共有を一層推進することが重要です。そのためには行政文書公開制度と相互に補完し合う関係にある情報提供（情報の公表、情報の提供等）の拡充を図っていく必要があります。

#### (2) 県民の求めに応じた情報提供制度（条例第 23 条）

平成 22 年 6 月 1 日より、公開請求によらなくとも、県民の求めに応じ、迅速かつ簡易な手続きにより、次に掲げる行政文書を情報提供できる「県民の求めに応じた情報提供」制度を開始しました。

- ① 過去に公開請求があり全部を公開した行政文書で、求めを受けた時点においても明らかに判断が変わらない行政文書
- ② 既に公表されている情報のみが記載されている行政文書
- ③ その他条例第 5 条各号に規定する非公開情報が含まれていないことが明らかな行政文書

#### (3) 県政情報の公表（条例第 22 条）

実施機関は、県民が公開請求することなく、県政に関する主要な情報（県の政策の基本的な方向を総合的に示す計画、予算編成の方針、予算の内容等）を公表しなければならないとされています。

情報公開審査会答申第 636 号の概要

件名	特定の教員採用候補者選考に係る文書非公開の件（諮問第 711 号）		
請求文書の概要	特定の教員採用候補者選考に係る文書（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 28 年 10 月 3 日	諾否決定年月日	平成 28 年 10 月 14 日
諾否の決定内容	全部非公開	実施機関	神奈川県教育委員会 （教職員人事課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 4 号エ		
非公開理由	<p>1 面接の質問内容一覧（以下「質問内容一覧」という。）について 質問内容一覧は、人事管理（教職員の採用）に係る事務に関する情報に該当し、公開することにより、一般的に明らかにしていない選考に係る情報が明らかになり、受験者間の公平が損なわれるおそれがある。 また、面接試験は、限られた時間の中で、面接員が受験者本来の人格や意欲等を見定めるものであり、面接の具体的質問内容まで明らかにすることは適切でない。 このように、質問内容一覧は、公開することにより、今後、反復継続される同種の評価、選考等を適切に行うことが困難となり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 5 条第 4 号エに該当することから、その全てを非公開としたものである。</p> <p>2 面接員の所属・氏名一覧（特定の受験区分の選考が行われた会場全て）（以下「面接員一覧」という。）について 面接員一覧は、人事管理（教職員の採用）に係る事務に関する情報に該当する。これを公開することにより、面接員を特定した問合せの電話等が入るなど、受験者が面接員に接触する可能性があり、面接員が厳しく評価することを躊躇するなど、正当な評価がなされなくなる可能性がある。さらには、今後、面接員になる者がいなくなるといった支障が生じるおそれもある。 よって、今後、反復継続される同種の評価、選考等を適切に行うことが困難となり、公正かつ円滑な人事事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 5 条第 4 号エに該当することから、その全てを非公開としたものである。人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事に支障を及ぼすおそれがあるため</p>		
審査請求年月日	平成 28 年 10 月 19 日		
審査請求の趣旨	本件処分の取消しを求める		
審査請求の理由	<p>1 質問内容一覧について 実施機関の判断は、条例第 1 条に基づく県民の知る権利を無視するものである。また、教育委員会のホームページ上には、特定の教員採用候補者選考に係る個人面接の評価の観点が表示されている以上、選考の情報であったとしても公開されれば神奈川県が求める教師像に沿った選考が行われるため、重要な情報である。</p> <p>2 面接員の所属・氏名一覧（特定の受験区分の選考が行われた会場全て）（以下「面接員一覧」という。）について 面接員の数は膨大であり、その面接員と接触することは大いにありうる。ただし、選考終了後の請求であり、受験者が面接員と接触したとしても、その時点で選考は終了しており、なんら影響は生じない。 また、面接員は公務員であることが想定される。公務員は全体の奉仕者であることをかんがみれば、面接員一覧は公開すべきである。</p>		
諮問年月日	平成 28 年 12 月 9 日		
審査会の結論	<p>実施機関が、特定の教員採用候補者選考に係る文書を非公開とした決定については、実施機関が特定した当該教員採用候補者選考における面接の質問内容一覧が記載された文書のうち、1 ページ 1 行目 12 文字目から 20 文字目まで、同ページ 2 行目 1 文字目から 4 文字目まで、同ページ 4 行目、同ページ 9 行目、同ページ 15 行目、2 ページ 1 行目、同ページ 6 行目、同ページ 13 行目、3 ページ 1 行目 13 文字目から 23 文字目まで、同ページ 2 行目、同ページ 8 行目、同ページ 15 行目 10 文字目から 13 文字目まで、4 ページ 1 行目 16 文字目から 19 文字目まで、5 ページ 1 行目から 3 行目まで及び 7 ページ 20 行目を公開すべきであるが、その余の情報を非公開としたことは妥当である。 また、実施機関が特定した当該教員採用候補者選考における面接員の所属・氏名一覧（特</p>		

<p>審査会の 結 論 (続き)</p>	<p>定の受験区分の選考が行われた会場全て) が記載された文書のうち、1 ページ目から 4 ページ目の面接員の氏名、当該面接員の所属及び役職を非公開したことは妥当であるが、その余の情報は公開すべきである。さらに、同文書 4 ページ目の表中最上段の項目を公開すべきであるが、その余の情報を非公開としたことは妥当である。</p>
<p>審査会の 判断理由</p>	<p>1 本件行政文書を全て非公開決定したことについて  実施機関は、前記のとおり、条例第 5 条第 4 号エに基づき、本件行政文書のすべてを非公開とした旨主張しているが、当審査会が確認したところ、本件行政文書に含まれる情報の内容及び性質にかんがみれば、本件行政文書の全てを非公開としなければ、公正かつ円滑な人事の確保に対する支障を回避できないとは認められない。  このことから、本件行政文書に含まれる情報について、容易に区分して除くことが可能であると認められるため、条例第 6 条第 1 項の規定に基づく部分公開について、以下、検討する。</p> <p>2 条例第 5 条第 4 号該当性について  (1) 条例第 5 条第 4 号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。  (2) 同号エは、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」と規定しているところ、ここでいう「人事管理」とは、職員等の採用、退職、異動等をいうと解される。  そこで、本件行政文書の条例第 5 条第 4 号エ該当性について、以下検討する。  (3) 質問内容一覧について  ア 当審査会が確認したところ、実施機関が特定した質問内容一覧には、質問例、想定される回答、評価の観点及びそれらが記載されていることを示す項目が記載されている。  イ 質問内容一覧にある情報のうち、1 ページ 1 行目 12 文字目から 20 文字目まで、同ページ 2 行目 1 文字目から 4 文字目まで、同ページ 4 行目、同ページ 9 行目、同ページ 15 行目、2 ページ 1 行目、同ページ 6 行目、同ページ 13 行目、3 ページ 1 行目 13 文字目から 23 文字目まで、同ページ 2 行目、同ページ 8 行目、同ページ 15 行目 10 文字目から 13 文字目まで、4 ページ 1 行目 16 文字目から 19 文字目まで、5 ページ 1 行目から 3 行目まで及び 7 ページ 20 行目の項目の部分については、一般的な採用等の面接を進めるための項目として想定されうものであることから、実施機関が説明するような、公開することにより、受験者間の公平が損なわれるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められないため、条例第 5 条第 4 号エに該当しないと判断する。  ウ しかしながら、その余の情報については、一般的に明らかにされていない具体的な質問例等の選考に係る情報であり、公開することにより、これらの内容を知った受験者が、対策に偏った表面上の回答を事前に準備し、面接が形式的・技術的な回答を述べる場になることで、限られた時間の中で、面接員が面接対象者の適性を判断することが困難になるおそれがあることから、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第 5 条第 4 号エに該当すると判断する。  (4) 面接員一覧について  ア 当審査会が確認したところ、面接員一覧には、面接日、面接会場、受験区分、担当事務所、面接員の氏名、当該面接員の所属及び役職、面接事務の運営を担当する行政職員の氏名、当該行政職員の所属及び役職並びにそれらが記載されていることを示す項目等が記載されている。  イ 面接員一覧にある情報のうち、1 ページ目から 4 ページ目の面接員の氏名、当該面接員の所属及び役職は、これらを公開し、面接員が特定された場合には、面接の結果に納得しない受験者から、当該面接員に対して、直接内容に関する質問や苦情、批判等の問合せがされるおそれがあり、面接員が受験者を厳しく評価することを躊躇するなど、受験者の適切な評価を困難にするおそれがあることから、今後、反復継続される教員採用候補者選考に係る事務の適正な遂行に支障が生じることとなり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第 5 条第 4 号エに該当すると判断する。  ウ しかしながら、受験区分、面接会場等のその余の情報については、こうした事由は認められず、公開したとしても、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、条例第 5 条第 4 号エに該当しないと判断する。  エ 面接員一覧にある情報のうち、4 ページ目表中最上段の項目の部分については、</p>

<p>審査会の 判断理由 (つづき)</p>	<p>一般的な採用等の面接員を記載した一覧表にある項目として想定されうるものであることから、公開することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められないため、条例第5条第4号エに該当しないと判断する。</p> <p>オ しかしながら、その余の情報については、これらを公開し、面接員が特定された場合には、面接の結果に納得しない受験者から、当該面接員に対して、直接内容に関する質問や苦情、批判等の問い合わせがされるおそれがあり、面接員が受験者を厳しく評価することを躊躇するなど、受験者の適切な評価を困難にするおそれがあることから、今後、反復継続される教員採用候補者選考に係る事務の適正な遂行に支障が生じることとなり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第5条第4号エに該当すると判断する。</p> <p>カ なお、前記ウで人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないとした情報のうち、面接事務の運営を担当する職員の氏名並びに当該職員の所属及び役職については、個人に関する情報であると認められることから、当審査会において、条例第5条第1号該当性について、以下において検討する。</p> <p>キ 面接事務の運営を担当する職員の氏名並びに当該職員の所属及び役職は、特定職員の氏名並びに所属及び役職であることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であるため、条例第5条第1号本文に該当することは明らかである。</p> <p>しかしながら、これらは、当該特定職務、公務の一環として行う教員採用候補者選考における面接運営事務の担当者を一覧として記載されたものであって、当該特定職員の氏名並びに所属及び役職については、一般に公開されている神奈川県職員録や座席表で確認ができるため、慣行として公にされている情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると判断する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成 29 年 4 月 28 日</p>

(備考) 概要中に「別表」とある場合は、各答申本文を御参照ください。以下、同様とします。

情報公開審査会答申第 637 号の概要

件名	特定の要請に係る起案文書等一部非公開の件（諮問第 710 号）		
請求文書の概要	特定日付け特定の要請に対する回答に係る起案文書一式（以下「本件起案文書」という。）並びに特定日の現地調査資料一式並びに当該調査に係る旅費請求書及び運転日報（以下「本件現地調査資料」と総称する。）		
請求年月日	平成 28 年 9 月 30 日	諾否決定年月日	平成 28 年 10 月 14 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	神奈川県知事 （湘南地域県政総合センター）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号、不存在（条例第 3 条第 1 項第 3 号該当並びに作成及び取得をしていない）		
非公開理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号該当性について 本件起案文書のうち、特定の要請をした者の住所及び氏名並びに本件現地調査資料のうち旅費請求書に記載のある特定職員の職員番号及び居住地（以下「本件非公開情報」と総称する。）は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、若しくは識別されるため、条例第 5 条第 1 号に該当すると判断した。</p> <p>2 本件現地調査資料のうち現地調査報告書（以下「本件報告書」という。）について、実施機関が行った現地調査は、何らかの法令に基づく調査ではなく任意に行ったものである。当該現地調査を行った結果、報告書を作成するほどの成果がなかったため、所属長に対して口頭による報告を行ったものである。よって、本件報告書は作成していないため不存在である。</p> <p>3 本件現地調査資料のうち特定の現地調査の写真（以下「本件写真」という。）について 本件写真は、本件報告書を作成するために撮影した写真であって、補助に用いる一時的に作成した電磁的記録であることから、条例第 3 条第 1 項第 3 号に該当し、行政文書にあたらぬと判断した。 なお、本件写真については、現地調査の結果を所属長へ口頭報告した際の資料として使用した後、実施機関に属する職員がアクセスすることが可能なサーバ上の共有フォルダに保存している。</p>		
審査請求年月日	平成 28 年 10 月 14 日		
審査請求の趣旨	本件処分をの取消しを求める		
審査請求の理由	審査請求人が実施機関を訪問した際、実施機関の職員から本件報告書及び本件写真と思われる文書等が綴じられたものを提示された。したがって、本件報告書及び本件写真は存在するはずである。		
諮問年月日	平成 28 年 11 月 22 日		
審査会の結論	<p>1 実施機関は、特定の要請に係る起案文書等のうち、特定の現地調査の写真については、対象文書として特定の上、改めて諾否の決定をすべきである。</p> <p>2 実施機関が、前記 1 以外の審査請求の対象となった箇所を一部非公開及び不存在であるとして、公開を拒んだことは妥当である。</p>		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号該当性について （1）条例第 5 条第 1 号本文該当性について 条例第 5 条第 1 号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができる旨規定している。 そこで、本件非公開情報の同号本文該当性について、以下、検討する。 本件非公開情報は、特定の要請をした者の住所及び氏名並びに特定職員の職員番号及び居住する住所地であることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報であるため、同号本文に該当することは明らかである。</p> <p>2 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について （1）条例第 5 条第 1 号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまで、すなわち、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報（同号ただし書ア）」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（同号ただし書イ）」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報（同号ただし書ウ）」、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報（同号ただし書エ）」のいずれかに該当す</p>		



<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>るものは公開すると規定している。そこで、前記アにおいて同号本文に該当するとした情報の同号ただし書該当性について、以下、検討する。</p> <p>(2) 前記(1)において同号本文に該当するとした情報のうち、特定の要請をした者の住所及び氏名は、実施機関に対して特定の要請を行った者の住所及び氏名であることにかんがみれば、これらの情報が、同号ただし書アからエまでに規定される情報ではないことは明らかである。</p> <p>よって、特定の要請をした者の住所及び氏名は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。</p> <p>また、前記アにおいて同号本文に該当するとした情報のうち、特定職員の職員番号及び居住地は、公務員の情報ではあるが、その性質にかんがみれば、公務員等の職及び職務遂行に関する情報であるとは認められず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、同号ただし書イ及びウに規定される情報であるとは認められない。また、これらの情報が、特定職員の情報であることにかんがみれば、同号ただし書ア及びエに規定される情報であるとは認められない。</p> <p>よって、特定職員の職員番号及び居住地は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。</p> <p>3 本件報告書の存否について</p> <p>本件報告書について、実施機関は、特定の現地調査の結果として報告書を作成するまでの内容には至らないと判断し、口頭での報告に代えたことから、作成していなかったため不存在である旨主張している。</p> <p>当審査会が確認したところ、神奈川県職員服務規程第22条は、公務旅行に関し、原則として復命書の提出を規定しているが、上司に随行した場合や、軽微な事項についてはこの限りではないとしている。同規定を踏まえると、実施機関が、当該現地調査は法令に基づく調査を行うことについて確認したにすぎず、調査結果の報告書を作成するまでの内容には至らないと判断したことから、本件報告書を作成していないため不存在であると説明していることに不合理な点は見当たらない。</p> <p>4 本件写真の存否について</p> <p>(1) 本件写真について、実施機関は、本件写真が補助に用いる一時的に作成した電磁的記録であることから、条例第3条第1項第3号に該当するため、行政文書に該当しない旨主張している。</p> <p>この点、同号は、文書で作成した記録を正規の記録としている場合に、正規の記録を作成するための補助として一時的に作成した電磁的記録は、公開請求の対象となる行政文書には該当しない旨規定している。</p> <p>これを本件について見ると、実施機関が、正規の記録として本件報告書を作成していない状況にかんがみれば、本件写真が、同号に該当するという実施機関の主張を採用することはできない。</p> <p>(2) そこで、当審査会では、本件写真が行政文書に該当するか、すなわち、実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成した電磁的記録であって当該実施機関において管理されているものであるかどうか、以下、検討する。</p> <p>(3) 本件写真は、実施機関の職員が公務旅行中に撮影したものであるから、当該職員がその分掌する事務に関して職務上作成した電磁的記録であることは明らかである。</p> <p>(4) 他方、「実施機関において管理されているもの」については、行政文書管理規則等の定めるところにより公的に支配され、職員が組織的に利用可能な状態におかれているものと解されるところ、かかる組織共用性の判断にあたっては、①文書の作成又は取得の状況（職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得するものであるかどうか、直接的又は間接的に当該行政機関の長等の管理監督者の指示等の関与があったものであるかどうか）②当該文書の利用の状況（業務上必要な文書として他の職員又は部外に配布されたものであるかどうか、他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか）③保存又は廃棄の状況（専ら当該職員の判断で処理できる性質の文書であるかどうか、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか）などを総合的に考慮すべきものと解される。</p> <p>これを本件について見ると、本件写真は、公務旅行中に撮影したものであるため、所属長の指示等があったこと、また、所属長へ口頭報告した際の資料として使用されていること、実施機関に属する職員がアクセスすることが可能なサーバ上の共有フォルダに保存されていることから、実施機関の職員が閲覧可能であると認められる。</p> <p>このことから、本件写真は、行政文書管理規則等の定めるところにより公的に支配され、職員が組織的に利用可能な状態に置かれていることが認められる。(5) したがって、本件写真は、実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成したものであって、当該実施機関において管理されていることが認められることから、本件請求に係る諾否の決定の対象となる電磁的記録に該当すると判断する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成29年5月15日</p>

情報公開審査会答申第 638 号の概要

件名	特定条例の解釈に係る根拠文書不存在の件（諮問第 716 号）		
請求文書の概要	特定条例の解釈に係る根拠文書（以下「本件対象文書」という。）		
請求年月日	平成 29 年 1 月 4 日	諾否決定年月日	平成 29 年 1 月 10 日
諾否の決定内容	不存在	実施機関	神奈川県知事（情報公開広聴課）
非公開根拠条項	—		
非公開理由	<p>本件対象文書の内容である特定条例の解釈とは、行政不服審査法第 9 条第 1 項本文ただし書の規定により、いわゆる審理員制度の適用が除外された特定条例に基づく処分等に係る審査請求に当たり、当該審査請求に係る処分庁及び審査庁事務の担当者を別にすることが適当である旨を定めたものである。</p> <p>同制度の適用除外を行った場合には、同法第 9 条第 3 項の規定により、審理員が行うとされている審査請求に係る諸手続を審査庁が担うことになるが、特定条例に基づく処分等を行う知事には上級行政庁がなく、本県にあっては、審査庁と処分庁の事務を行う所管課が同一所属となることから、原処分を行った処分庁が審査請求に係る諸手続を行うことになる。</p> <p>他方、同法は、「審理の公正性の向上」を第一の目的として、平成 26 年に全部改正がされているが、審理員制度の下にあって、原処分の決定に関与した者等を審理員に指名しないこととしていること（同法第 9 条第 2 項第 1 号）は、「審理の公正性の向上」という法改正の目的を如実に表している。</p> <p>したがって、審理員制度の適用を除外し、審査庁と処分庁の事務を行う所管課が同一所属となる場合にあって、同法の改正趣旨である「審理の公正性の向上」に照らし、両事務の担当者を別にすることが望ましいことは明らかであり、その趣旨をそのまま記載している特定条例の解釈について、その当否を検討する必要性は存在しないため、その根拠となる本件対象文書は作成していないものである。</p>		
審査請求年月日	平成 29 年 1 月 10 日		
審査請求の趣旨	本件処分の取消しを求める		
審査請求の理由	<p>1 実施機関は、本件対象文書の不存在の理由として「請求対象となる行政文書を作成していないため」としているが、理由付記に不備があり、条例第 1 条の趣旨を理解せず、公開拒否をしていることは許されない。また、実施機関の本件対象文書の不存在の理由では、審査請求人に対して法的根拠等の説明が全く明らかとならず、理由付記の趣旨に照らして不備の程度が甚だしく、理由付記の要件を満たさない。したがって、条例第 10 条第 3 項及び神奈川県行政手続条例第 8 条に違反していることから、本件処分を取り消すべきであり、審査請求人が公開を求める趣旨と合致する本件対象文書について、改めて公開するか否かを決定すべきである。</p> <p>2 行政不服審査法は「審理の公正性の向上」を趣旨として平成 26 年に改正されているが、特定条例における行政不服審査制度の運用は、「審理の公正性、公平性」が担保されているとはいえ、不当である。ゆえに、審査請求人が公開を求める趣旨と合致する本件対象文書について、改めて公開するか否かを決定すべきである。</p> <p>3 実施機関による本件対象文書を作成する必要性がない旨の説明は、実施機関の独自見解であり、認めることができない。</p>		
諮問年月日	平成 29 年 1 月 23 日		
審査会の結論	実施機関が、特定条例の解釈に係る根拠文書を不存在であるとして、公開を拒んだことは妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 本件対象文書について 当審査会が確認したところ、本件対象文書は、特定条例の解釈や運用の基準を定めた文書にある記載内容の当否を検討するに当たり、その根拠となった文書である。</p> <p>2 本件対象文書の存否について (1) 審査請求人は、本件対象文書を作成する必要性がないとした実施機関の説明は、実施機関の独自見解にすぎないこと等を理由に、審査請求人が公開を求める趣旨と合致する本件対象文書について、改めて公開するか否かを決定すべきである旨主張している。しかしながら、審査請求人のかかる主張は、次の理由により採用することができ</p>		

<p>審査会の判断理由 (続き)</p>	<p>ない。</p> <p>(2) 当審査会が確認したところ、特定条例の特定規定には、行政不服審査法第9条第1項ただし書の規定に基づき審理員制度の適用を除外することが定められている。</p> <p>このことから、同条第3項の規定により、特定条例に基づく処分等について審理員が行うとされている審査請求に係る諸手続は、審査庁が担うこととなるが、特定条例に基づく処分等を行った知事には上級行政庁がなく、本県にあっては、審査庁と処分庁の事務を行う所管課が同一所属となることから、原処分を行った処分庁が審査請求に係る諸手続を担うことが認められる。</p> <p>他方、同法は、平成26年に全部改正がされ、「審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することになる者」以外の職員が審査請求人と処分庁の主張を公平に審査する、いわゆる審理員制度が導入されているが、このことは「審理の公正性の向上」を図るという法改正の目的を具現化したものと認められる。</p> <p>これらのことを踏まえると、特定条例に基づく処分等に係る審査請求に係る諸手続において、審査庁と処分庁の事務を行う所管課が同一所属となる場合に、処分庁及び審査庁事務の担当を別にするには、同法の改正趣旨が「審理の公正性の向上」にあることにかんがみれば自明のことであり、かかる記載内容を立案するに当たり、その当否を検討する必要性は存在しないため、根拠となる本件対象文書は作成しておらず、不存在であるという実施機関の説明に不合理な点は見当たらない。</p> <p>3 その他</p> <p>審査請求人は、本件処分に係る理由付記に不備がある旨主張しているため、以下の点について検討する。</p> <p>条例第10条第3項では、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むときは、その理由を併せて通知しなければならない」旨規定しているが、これは、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、請求者の審査請求に便宜を与える趣旨である。</p> <p>このことを踏まえると、公開請求の対象とされた行政文書が存在しない場合には、物理的不存在と、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織として利用しておらず、条例第3条第1項の行政文書に当たらないとする法的不存在とを区別して記入する必要があり、前者にあっては、公開請求の対象とされた行政文書を作成又は取得していないため、若しくは、保存期間を満了し廃棄済みであるためといった物理的不存在の理由についても明記する必要があると解される。</p> <p>これを本件について見ると、実施機関は、本件処分の理由について、本件対象文書が物理的に存在しないこと及びその理由を明記していることから、審査請求人が主張するような理由付記の不備にはあたらないと認められる。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成29年6月1日</p>

情報公開審査会答申第 639 号の概要

件名	特定事業における事業者選定評価委員会に係る会議録等一部非公開の件（諮問第 714 号）		
請求文書の概要	特定地利活用事業（以下「本件事業」という。）における事業者選定評価委員会に係る特定会議録及び個別採点結果		
請求年月日	平成 28 年 8 月 24 日	諾否決定年月日	平成 28 年 10 月 20 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	神奈川県知事（財産経営課）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号及び第 4 号		
非公開理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号該当性について                  特定会議録のうち、特定法人の職員名については、個人に関する情報であり、特定の個人が識別されるため、条例第 5 条第 1 号に該当する。</p> <p>2 条例第 5 条第 4 号該当性について                  (1) 特定会議録中の「委員長の審査基準に関する発言内容」                  本件事業の事業者募集に当たっては、募集要項上で公表している審査基準の下に、審査用に非公表の詳細な審査基準（評価の視点）を定めている。                  非公開とした「委員長の審査基準に関する発言内容」は、この詳細な審査基準（評価の視点）に関する事業者選定評価委員会委員長の発言記録である。                  このため、被選定事業者と契約の締結に至らなかった場合、再度、公募型プロポーザル方式による事業者募集を実施する可能性がある段階で、「委員長の審査基準に関する発言内容」を公開した場合には、再提案の可能性がある事業者が、非公表の詳細な審査基準（評価の視点）を知り得ることになり、その提案内容に影響を与えることが確実に予想されることから、条例第 5 条第 4 号「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるものに該当する。                  なお、現に、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った翌日に、被選定業者が辞退しており、再募集を行うことになっている。</p> <p>(2) 特定会議録中の「基本協定書の骨子について（案）及び審査方法について（案）に関する発言内容」                  「基本協定書の骨子について（案）に関する発言内容」は、事業者選定後に、本県を含めた関係当事者間で締結する基本協定書の骨子という未成熟な情報に関する事業者選定評価委員会委員及び事務局の発言記録である。そのため、基本協定未締結の段階で、「基本協定書の骨子について（案）に関する発言内容」を公開した場合、外部からの干渉、圧力等により、関係当事者間の率直な意見の交換が妨げられるとともに、今後の事務の遂行に当たり支障が生じることが確実に予想されることから、条例第 5 条第 4 号「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるものに該当する。                  また、「審査方法について（案）に関する発言内容」は、本件事業の事業者募集に当たって、募集要項上で公表している審査方法の下に、審査用に定められた非公表の詳細な審査方法に関する委員及び事務局の発言記録である。このため、被選定事業者と契約の締結に至らなかった場合、再度、公募型プロポーザル方式による事業者募集を実施する可能性がある段階で、「審査方法について（案）に関する発言内容」を公開した場合、再提案の可能性がある事業者が、非公表の詳細な審査方法を知り得ることになり、その提案内容に影響を与えることが確実に予想されることから、条例第 5 条第 4 号「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるものに該当する。</p> <p>(3) 特定会議録中の「ヒアリング（質疑応答）及び意見交換に関する発言内容（ホームページ上で公開している事業者選定評価委員会委員の主な意見に対応している部分を除く。）」                  「ヒアリング（質疑応答）及び意見交換に関する発言内容（ホームページ上で公開している事業者選定評価委員会委員の主な意見に対応している部分を除く。）」（以下「ヒアリング（質疑応答）及び意見交換に関する発言内容」という。）は、本件事業の公募に応じ提案を行った提案事業者の提案内容に関する質疑応答及び提案内容に関する意見交換の発言記録である。このため、被選定事業者と契約の締結に至らなかった場合、再度、公募型プロポーザル方式による事業者募集を実施する可能性がある</p>		

<p>非公開理由 (つづき)</p>	<p>段階で、「ヒアリング（質疑応答）及び意見交換に関する発言内容」を公開した場合、提案事業者の具体的な考え、事業者選定評価委員会委員が評価する上で関心を持っている点及び事業者選定評価委員会委員が具体的に評価した（評価しなかった）点等が明らかになり、再提案の可能性がある事業者からの提案内容に影響を与えることが確実に予想されることから、条例第5条第4号「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるものに該当する。</p> <p>なお、被選定事業者の選定について、記者発表した際、ホームページ上で事業者選定評価委員会委員の主な意見を公開したため、これに対応する部分の発言内容は公開することとした。</p> <p>(4) 事業者選定評価委員会事業提案採点結果一覧における「委員名」、「事業提案に関する評価（A）における配点、基準点、評価点」、「加点評価事項（C）における配点、評価点（宿泊施設の整備を除く。）」、「減点評価事項（D）における配点、評価点」</p> <p>ア 「委員名」</p> <p>「委員名」は、採点を行った事業者選定評価委員会委員の氏名であるが、これを公開した場合、各事業者選定評価委員会委員がいかなる評価をしたのかが明らかになり、選定から外れた事業者等の利害関係人等が、選定されなかった理由を、総合点数の差のみならず、各事業者選定評価委員会委員の差に求め、選定されなかった不服や批判を自己に不利な評価をした個別の各事業者選定評価委員会委員に向けた可能性を否定できない。このことに対する懸念が、各事業者選定評価委員会委員に利害関係人等から受ける批判等に対応する負担を極力回避したいという心理的圧迫感を生じさせ、自らの見識や信念に従った評価を行う条件が損なわれることとなり、今後、同種の事務を実施しようとする場合に公正・中立な事業者選定がなされないおそれがある。</p> <p>さらに、今後、同種の事務を実施するために同種の委員会を設置する際、かかる負担を回避するために委員への就任を躊躇する者が出てくるおそれがあるなど、適任の人材を配置することが困難になると認められる。</p> <p>したがって、県が行う同種のプロポーザル方式による事業者選定事務の円滑な遂行に著しい支障を生じることが確実に予想されることから、条例第5条第4号「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるものに該当する。</p> <p>イ 「事業提案に関する評価（A）における配点、基準点、評価点」、「加点評価事項（C）における配点、評価点（宿泊施設の整備を除く。）」、「減点評価事項（D）における配点、評価点」（以下「採点結果」と総称する。）</p> <p>「事業提案に関する評価（A）における配点、基準点、評価点」、「加点評価事項（C）における配点、評価点（宿泊施設の整備を除く。）」、「減点評価事項（D）における配点、評価点」（以下「採点結果」と総称する。）は、募集要項上で公表している評価項目毎の配点の下に、審査用に定めた非公表の詳細な評価の視点毎の配点、基準点であるところ、選定した優先交渉権者と契約の締結に至らなかった場合、再度、公募型プロポーザル方式による事業者募集を実施する可能性がある段階で、「採点結果」を公開した場合には、再提案の可能性がある事業者が、非公表の詳細な配点、基準点を知り得ることになり、その提案内容に影響を与えることが確実に予想されることから、神奈川県情報公開条例第5条第4号「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるものに該当する。</p>
<p>審査請求 年 月 日</p>	<p>平成 28 年 11 月 7 日</p>
<p>審査請求の 趣</p>	<p>一部公開決定の取消を求める</p>
<p>審査請求の 理 由</p>	<p>1 条例第5条第4号該当の点について</p> <p>本件処分のうち、条例第5条第4号に該当することを理由とするものについて、実施機関は、県が行う事業者選定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明しているが、次のように、かかる説明には理由がない。</p> <p>(1) 実施機関は、該当条文を記述するのみで、条例第5条第4号に該当する具体的理由を摘示しておらず、理由付記として著しい不備があり、条例第10条第3項及び行政手続法第8条に違反している。このような取扱いが広がると、条例の根幹を揺るがすおそれがある。</p>

<p>審査請求の理由 (つづき)</p>	<p>(2) 条例第5条第4号にいう「県が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、名目的、抽象的に当該事務の適正な遂行に支障が生じる可能性があるだけでは足りず、実質的、具体的に当該事務の適正な支障が生じる相当の蓋然性が認められるが必要であるところ、本件事業における事業者選定は、既に終了しており、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはない。</p> <p>(3) 実施機関は、本件処分の翌日、被選定事業者が辞退し、再度、公募型プロポーザル方式による事業者募集を行うこととなった旨主張するが、実施機関は諾否決定期間の延長を行った上で本件処分を行っており、後付けの理由に過ぎず、本件処分は違法又は不当である。</p> <p>(4) 事業者選定評価委員会事業提案採点結果一覧のうち、既に合計点及び順位が公開されており、「評価結果」を公開したとしても、それが、提案が選定されなかった事業者の名称と結びつかない限り、条例第5条第4号にいう支障は生じない。また、「評価結果」が公開されたとしても、神奈川県県土整備局における総合評価方式の試行に関する運用ガイドライン（建設工事編）24頁「7. 総合評価方式に係る事項の公表」に照らせば、同号に該当しないことは明らかである。</p>
<p>諮問年月日</p>	<p>平成29年1月10日</p>
<p>審査会の結論</p>	<p>実施機関は、特定事業における事業者選定評価委員会に係る議事録概要のうち、その一部を非公開とした決定については、別表3に掲げるものを公開すべきである。</p>
<p>審査会の判断理由</p>	<p>1 条例第5条第1号該当性について      特定法人の担当者名は、具体的には、委員会の事務局として参加していた特定法人の担当者名であることから、条例第5条第1本文に該当し、かつ、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。</p> <p>2 条例第5条第4号該当性について      (1) 第2回議事録概要      当審査会が確認したところ、審査基準等に関する発言内容等が記載されている。本件事業の事業者募集に当たっては、公表している事業者募集要項に記載された審査基準の下に審査用に非公表の詳細な審査基準が定められており、実施機関が非公開とした情報は、詳細な審査基準に関する発言内容である。この非公表の詳細な審査基準の情報については、当該非公開部分の公開によらなくても、既に公表されている事業者募集要項の審査基準の中にある文言から、推測可能であると考えられる。      そのため、選定した優先交渉権者と契約締結に至らなかった場合に、再度公募型プロポーザル方式による事業者募集を実施する可能性がある段階で、当該発言内容を公開したとしても、再提案の可能性がある事業者が、非公表の詳細な審査基準を知り得ることで、その提案内容に影響を与え、支障が生じることは予想されない。そのため、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められず、審査基準に関する発言内容は、条例第5条第4号には該当しない。</p> <p>(2) 第4回議事録概要      当審査会が確認したところ、第4回議事録概要には、基本協定書の骨子案に関する発言内容、審査方法案等に関する発言内容等が記載されている。基本協定書の骨子案に関する発言内容のうち、別表3に掲げるものは、基本協定書に関する一般的な内容が記載されており、公開したとしても、外部からの干渉、圧力等により不当に県、特定市及び特定法人の間の率直な意見の交換が妨げられ、今後の県、特定市及び特定法人の間の事務の遂行に当たり支障が生じることは予想されない。      そのため、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められず、基本協定書の骨子案に関する発言内容のうち、別表3に掲げるものは、条例第5条第4号には該当しない。      また、審査方法案に関する発言内容のうち、別表3に掲げるものは、①具体的な評価内容に関わらない一般的、事務的なもの、②既に事業者募集要項において公表されている審査基準を形式的に確認するもの及び③審査とは別の一般的な記載内容を含むものが記載されている。これらの情報は、公開したとしても、特定事業における適正な事業者選定を行うことは可能であることから、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められず、条例第5条第4号には該当しない。      しかしながら、基本協定書の骨子案に関する発言内容のうち、別表2 に掲げるものは、基本協定書に関する具体的な内容であり、実施機関の説明のとおり、基本協定未締結の段階で、未成熟である当該内容を公開した場合には、外部からの干渉、圧力等により不当に県、特定市及び特定法人の間の率直な意見の交換が妨げられるとともに、今後の県、特定市及び特定法人の間の事務の遂行に当たり支障が生じることが予想されることから、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある</p>

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>ると認められ、条例第5条第4号に該当する。</p> <p>また、審査方法案に関する発言内容のうち、別表2に掲げるものは、①評価における委員の重視事項、②評価に関する具体的基準、③評価に関する具体的基準が推測される事項及び④評価手法に関する具体的発言が記載されている。これらの情報は、いずれも審査の際における委員の具体的な着眼点であり、基本協定締結前の特定事業に関して再募集を行う可能性がある段階で、このような情報を公開した場合、実際に再募集があった際に、募集前に事業者が委員の具体的な着眼点を把握することが可能となり、当該着眼点を意識した事業提案がなされる可能性がある。</p> <p>これにより、特定事業における事業者選定において、事業者本来の事業計画能力、事業提案能力を総合的に把握することが困難になることで、適正な審査が不可能になることから、これらの情報は、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第5条第4号に該当する。</p> <p>(3) 第5回議事録概要</p> <p>当審査会が確認したところ、第5回議事録概要には、事業応募者とのヒアリング(質疑応答)、意見交換に関する発言内容、本件事業に係る委員会の事業提案採点結果一覧等が記載されている。</p> <p>ア 事業応募者とのヒアリング(質疑応答)及び意見交換に関する発言内容のうち、別表2に掲げるものには、応募者の提案内容に関するプレゼンテーション等を実施した際の審査における委員の具体的な着眼点とともに、優先交渉権者を含む事業者の具体的な提案内容が記載されており、実施機関はホームページで公表した部分を除いて非公開としている。このような実際の審査における委員の具体的な着眼点及び事業者の具体的な提案内容を公開した場合、基本協定締結前の特定事業に関して再募集を行う可能性がある段階で、実際に再募集があった際に、募集前に事業者が委員の具体的な着眼点や優先交渉権者に選定された事業者の具体的な提案内容を把握することが可能となり、当該着眼点等を意識した事業提案がなされる可能性がある。</p> <p>これにより、特定事業における事業者選定において、事業者本来の事業計画能力、事業提案能力を総合的に把握することが困難になることで、適正な審査が不可能になることから、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第5条第4号に該当する。</p> <p>イ 本件事業に係る委員会の事業提案採点結果一覧</p> <p>(7) 委員名以外の情報</p> <p>当審査会が確認したところ、別表1に掲げるもののうち、委員名以外の情報については、基本協定締結前の特定事業に関して再募集を行う可能性がある段階で、このような情報を公開した場合、実際に再募集があった際に、募集前に事業者が詳細な配点を把握することが可能となり、当該配点を意識した事業提案がなされる可能性があることが認められる。</p> <p>これにより、実施機関は、特定事業における事業者選定において、事業者本来の事業計画能力、事業提案能力を総合的に把握することが困難になることで、適正な審査が不可能になることから、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、別表1に掲げるもののうち、委員名以外の情報は、条例第5条第4号に該当する。</p> <p>(4) 委員名</p> <p>委員名を公開した場合、個別の委員がいかなる評価をしたのかが明らかになり、選定から外れた事業者等の利害関係人等が、選定されなかった理由を、委員会の総合点数の差のみならず、各委員に係る評価点の差に求め、不服や批判を自己に不利益な評価をした個別の委員に向ける可能性を否定できない。また、このことに対する懸念が、委員に、利害関係人等から受ける批判等に対する負担を極力回避したいという心理的圧迫感を生じさせ、自らの見識や信念に従った評価を行う条件が損なわれることとなり、今後、同種の事務を実施しようとする場合に公正、中立な事業者選定がなされないおそれがある。さらに、今後、同種の事務を実施するために同種の委員会を設置する際、かかる負担を回避するために委員への就任を躊躇する者が出てくるおそれがあるなど、適任の人材を配置することが困難になることが認められる。</p> <p>こうしたことから、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第5条第4号に該当する。</p> <p>3 その他</p> <p>審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成29年7月3日</p>

情報公開審査会答申第 640 号の概要

件名	特定会議の録音テープ等の電磁的記録不存在の件（諮問第 713 号）		
請求文書の概要	特定会議の録音テープ等の電磁的記録（以下「本件対象記録」という。）		
請求年月日	平成 28 年 8 月 9 日	諾否決定年月日	平成 28 年 8 月 19 日
諾否の決定内容	不存在	実施機関	神奈川県教育委員会（総務室）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 3 条第 1 項第 3 号及び神奈川県情報公開条例施行規則（以下「規則」という。）第 2 条第 1 号に該当		
非公開理由	<p>1 神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、特定会議の会議録作成に当たっては、特定会議に係る規則に掲げる事項を記載し、同規則により指定された特定人が署名した文書をもって会議録としている。</p> <p>2 本件対象記録は、特定会議の会議録作成の補助に用いるため、一時的に作成した電磁的記録であり、これは条例第 3 条第 1 項第 3 号及び規則第 2 条第 1 号に該当し、条例の対象となる行政文書には該当しないことから、行政文書の不存在を理由に非公開とした。</p>		
審査請求年月日	平成 28 年 10 月 19 日		
審査請求の趣旨	本件処分をの取消しを求める		
審査請求の理由	<p>1 特定会議は公開が原則であり、非公開案件以外は傍聴が可能である。傍聴者が聞くことができた内容と同じ内容の録音については、非公開とすべき支障はない。</p> <p>2 公務として、勤務時間内、県資料機器を使用し、特定会議の席上、録音したテープが行政文書に値しないとは考えられない。</p> <p>3 県内の他自治体では、特定会議と同種会議の会議録作成のための録音テープ等の電磁的記録を公開している。また、特定自治体では情報公開に係る審査会において、会議録作成のための録音テープ等の電磁的記録を公開すべきという答申が出ている。</p> <p>4 条例第 1 条及び第 2 条の趣旨に照らせば、実施機関の説明は認められない。</p> <p>5 教育委員会と県民の代弁者である行政が、より良い教育のため、共に協働、連携することで効果を発揮できると考える。家庭、学校及び地域社会との連携は不可欠であり、地域社会に教育振興の関心と協調を求めていくためには、情報を共有することは欠かせない。そのためには、開かれた教育、教育委員会が求められる。情報の共有、公開がその基盤となると考えるので改善を求める。</p>		
諮問年月日	平成 29 年 1 月 6 日		
審査会の結論	<p>1 本件対象記録の行政文書該当性について</p> <p>(1) 条例第 3 条第 1 項本文は、行政文書について、「実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関において管理しているものをいう。」との旨を規定した上で、同項第 1 号から第 3 号に掲げるものは除くとしている。そのうち同項第 3 号においては、「文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって、実施機関が定めるもの」と規定している。</p> <p>(2) さらに、規則第 2 条柱書では、「条例第 3 条第 1 項第 3 号に規定する実施機関が定める電磁的記録は、次に掲げる電磁的記録とする。」としたうえで、同条第 1 号において、「会議の記録を作成するために録音等をした録音テープ等に記録されている電磁的記録」と規定している。</p> <p>(3) 当審査会が確認したところ、実施機関は、本件対象記録をもとに特定会議に係る規則に掲げる事項を記載し、同規則により指定された特定人が署名した文書をもって会議録を作成していることが認められる。このことから、本件対象記録は、当該会議録の作成の補助に用いるため、一時的に録音等をした録音テープ等に記録されている電磁的記録であることが認められる。</p> <p>よって、本件対象記録は、条例第 3 条第 1 項第 3 号及び規則第 2 条第 1 号の規定に基づき、行政文書に該当しないと判断する。</p> <p>2 その他</p> <p>審査請求人は、本件対象記録を公開すべき理由として、非公開とするべき支障がないこと、他自治体等で本件対象記録と同種の記録が公開されていること等を主張するが、かかる理由をもって、条例第 3 条第 1 項第 3 号及び規則第 2 条第 1 号の適用が否定されるものではないことから、この点に関する審査請求人の主張は採用することはできない。</p>		
答申年月日	平成 29 年 7 月 4 日		



情報公開審査会答申第 641 号の概要

件名	特定会議の録音テープ等の電磁的記録不存在の件（その2）（諮問第 715 号）		
請求文書の概要	特定会議の録音テープ等の電磁的記録（以下「本件対象記録」という。）		
請求年月日	平成 28 年 8 月 23 日	諾否決定年月日	平成 28 年 9 月 2 日
諾否の決定内容	不存在	実施機関	神奈川県教育委員会（総務室）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 3 条第 1 項第 3 号及び神奈川県情報公開条例施行規則（平成 12 年教育委員会規則第 12 号）（以下「規則」という。）第 2 条第 1 号に該当		
非公開理由	<p>1 神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、特定会議の会議録作成に当たっては、特定会議に係る規則に掲げる事項を記載し、同規則により指定された特定人が署名した文書をもって会議録としている。</p> <p>2 一方、非公開とした本件対象記録は、特定会議の会議録作成の補助に用いるため、一時的に作成した電磁的記録であり、これは条例第 3 条第 1 項第 3 号及び規則第 2 条第 1 号に該当し、条例の対象となる行政文書には該当しないことから、行政文書の不存在を理由に非公開とした。</p>		
審査請求年月日	平成 28 年 12 月 1 日		
審査請求の趣旨	本件処分をの取消しを求める		
審査請求の理由	<p>1 規則第 2 条第 1 号は、条例第 3 条第 1 項第 3 号の委任の範囲を逸脱しており無効である。また、規則第 2 条第 1 号は、誤った下級審判例の解釈に依拠しており、この解釈は最高裁判決によって否定されている。</p> <p>2 仮に、規則第 2 条第 1 号が無効でないとしても、本件対象記録は、次のように「会議の記録を作成するため」の「補助に用いるため」の記録にとどまるものではないから、行政文書から除外されない。</p> <p>ア 本件対象記録には、特定会議の会議録に含まれない発言者の語気や語調、発言に対する当該会議での反応、言いよどみやニュアンス、当該特定会議事務局による説明等が含まれず、情報量・情報内容に差異がある。</p> <p>イ 本件対象記録には、前記アのとおり、特定会議の会議録によって置き換えることのできない独自の情報が多く含まれる以上、特定会議の記録を作成するための補助にとどまるものではない。</p> <p>ウ よって、本件対象記録は、条例第 3 条第 1 項第 3 号の適用の基礎を欠き、行政文書でないということできない。</p> <p>3 特定自治体では情報公開に係る審査会において、本件対象記録と同種の会議録作成のための録音テープ等の電磁的記録を公開すべきという答申が出ている。当該答申の趣旨は条例についても妥当する。</p>		
諮問年月日	平成 29 年 1 月 12 日		
審査会の結論	<p>1 本件対象記録の行政文書該当性について</p> <p>(1) 条例第 3 条第 1 項本文は、行政文書について、「実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関において管理しているものをいう。」との旨を規定した上で、同項第 1 号から第 3 号に掲げるものは除くとしている。そのうち同項第 3 号においては、「文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって、実施機関が定めるもの」と規定している。</p> <p>(2) さらに、規則第 2 条柱書では、「条例第 3 条第 1 項第 3 号に規定する実施機関が定める電磁的記録は、次に掲げる電磁的記録とする。」としたうえで、同条第 1 号において、「会議の記録を作成するために録音等をした録音テープ等に記録されている電磁的記録」と規定している。</p> <p>(3) 当審査会が確認したところ、実施機関は、本件対象記録をもとに特定会議に係る規則に掲げる事項を記載し、同規則により指定された特定人が署名した文書をもって会議録を作成していることが認められる。このことから、本件対象記録は、当該会議録の作成の補助に用いるため、一時的に録音等をした録音テープ等に記録されている電磁的記録であることが認められる。</p> <p>よって、本件対象記録は、条例第 3 条第 1 項第 3 号及び規則第 2 条第 1 号の規定に基</p>		

<p>審査会の 結 論 (続き)</p>	<p>づき、行政文書に該当しないと判断する。</p> <p>2 その他</p> <p>審査請求人は、本件対象記録を公開すべき理由として、本件対象記録には、特定会議の会議録と情報量・情報内容の違いが存するため、本件対象記録は、特定会議の会議録作成のための補助に用いるための記録にとどまるものではない旨主張するが、条例第3条第1項第3号は、「文書又は図画の作成の「補助」に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって、実施機関が定めるもの」を行政文書から除くとしているのであって、ここに言う「補助」とは、一時的に作成した電磁的記録の用い方を規定しているのであり、情報量・情報内容の違いを規定したものでないことは文理上明らかである。</p> <p>よって、この点に関する審査請求人の主張は採用することができない。</p> <p>また、審査請求人は、本件対象記録を公開すべき理由として、他自治体の情報公開に係る審査会において、本件対象記録と同種の会議録作成のための録音テープ等の電磁的記録を公開すべきという答申が出ている旨主張するが、かかる理由をもって、条例第3条第1項第3号及び規則第2条第1号の適用が否定されるものではないことから、この点に関する審査請求人の主張は採用することはできない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成 29 年 7 月 4 日</p>

情報公開審査会答申第 642 号の概要

件名	110 番事案措置票一部非公開の件（諮問第 720 号）		
請求文書の概要	特定事件に係る 110 番通報（以下「本件通報」という。）を行った通報者（以下「本件通報者」という。）からこれを受理し、その内容等を記録した同年 7 月 26 日付け 110 番事案措置票 4 件（以下事案番号の昇順に「措置票 A」、「措置票 B」、「措置票 C」及び「措置票 D」という。）（以下「本件行政文書」と総称する。）		
請求年月日	平成 28 年 9 月 20 日	諾否決定年月日	平成 28 年 11 月 15 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	神奈川県公安委員会（通信指令課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号、第 4 号及び第 6 号		
非公開理由	<p>1 本件行政文書の特定について</p> <p>実施機関は、神奈川県警察本部地域部通信指令課（以下「通信指令課」という。）の通信指令システム（以下「システム」という。）に保管している全ての 110 番通報のデータを検索し、抽出した 4 件の本件 110 番通報について、これを出力した平成 28 年 7 月 26 日付け 110 番事案措置票（措置票 A、措置票 B、措置票 C 及び措置票 D）を本件請求に係る対象文書として特定している。また、通信指令課は、システムにより特定事件の発生場所を管轄する警察署に、これら 4 件全てをデータ送信しているが、当該警察署では、これらが同一事件の通報であることから、このうち措置票 B のみを出力し、措置状況等を記載して署長まで決裁を受け、簿冊に編てつして保管していたため、これを本件請求に係る対象文書として特定している。したがって、これら以外に特定事件に係る 110 番事案措置票は存在しない。</p> <p>2 条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>本件行政文書の決裁欄、通報内容欄、指令室欄及び警察署等欄の警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影（以下「警部補以下の氏名」と総称する。）、通報場所欄及び通報者欄の本件通報者の氏名、住所、電話番号及び通報場所（以下「本件通報者の情報」と総称する。）並びに実施機関が本件請求時点で公表した情報を除いた通報内容欄の本件通報者の通報内容（以下「本件通報内容」という。）については、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報又は個人の権利利益を害するおそれがある情報であることから、条例第 5 条第 1 号に該当するものとして、非公開とした。</p> <p>(1) 条例第 5 条第 1 号本文該当性について</p> <p>ア 警部補以下の氏名について</p> <p>警部補以下の氏名は、特定の個人が識別される情報に該当するため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。</p> <p>イ 本件通報者の情報について</p> <p>本件通報者の情報には、本件通報者の氏名、住所、電話番号及び通報場所が記載されているため、本件通報者が識別され、又は識別され得る情報に該当すると認められることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。</p> <p>ウ 本件通報内容について</p> <p>本件通報内容のなかの措置票 A における記載内容は、本件通報者のうち特定事件を目撃した者から連絡を受けた通報者からの通報内容が記載されている。また、本件通報内容のなかの措置票 B、措置票 C 及び措置票 D における記載内容は、本件通報者のうち特定事件を直接目撃した通報者（以下「本件目撃者である通報者」という。）が目撃等をした被疑者の言動及び犯行の内容、被害者の状況等が記載されている。これらの情報を公開することにより、本件通報者、当該事件の被害者等が識別され、又は識別され得るとともに、権利利益を害するおそれがあることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。</p> <p>(2) 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について</p> <p>ア 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について</p> <p>警部補以下の氏名は、神奈川県職員録、新聞の人事異動記事その他のいかなる媒体においても公表されておらず、「慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」ではない。</p> <p>また、本件通報者の情報及び本件通報内容は、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しない。</p> <p>イ 条例第 5 条第 1 号ただし書ア、ウ及びエ該当性について</p>		

<p>非公開理由 ( 続 き )</p>	<p>警部補以下の氏名、本件通報者の情報及び本件通報内容は、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」、又は「人の生命、身体等を保護するため公開することが必要であると認められる情報」には該当しない。</p> <p>3 条例第5条第4号該当性について  本件通報者の情報、本件通報内容及び通報内容欄の無線暗号（以下「無線暗号」という。）については、110番通報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、条例第5条第4号に該当するものとして、非公開とした。</p> <p>(1) 本件通報者の情報及び本件通報内容について  警察が事件等を迅速かつ的確に措置するためには、通報者が事件等の発生に際し、ためらいなく110番通報が行われる必要がある。通報者及び通報内容に関する情報が第三者に明らかになる可能性があるならば、警察の110番通報に対する信頼が失われ、通報者が警察に対する通報を行うことをためらうようになるなど、事件等の発生を速やかに認知し、処理するという110番通報を受理する事務の遂行に重大な支障をきたすおそれがあることから、本件通報者の情報及び本件通報内容は、条例第5条第4号に該当する。</p> <p>(2) 無線暗号について  無線暗号は、警察無線の通話において、電波の拡散性を考慮して通話内容の秘匿に配慮するために使用されているものである。110番通報を受理する通信指令課においては、通報者からの通報内容を無線暗号も使用してシステムの画面に手書きで記載し、警察署等に警察官の出動指令等を指令する指令者(以下「指令者」という。)に迅速に伝達し、指令者がこれにより必要部署に警察無線で指令し、事件等の現場に警察官を出動させている。したがって、無線暗号が公開されると、通報内容を秘匿する必要のある警察無線通信を使用して行われる110番通報を措置する事務の遂行に重大な支障をきたすおそれがあることから、条例第5条第4号に該当する。</p> <p>4 条例第5条第6号該当性について  措置票A以外の本件通報者の情報及び本件通報内容（以下「捜査等支障情報」と総称する。）については、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、条例第5条第6号に該当するものとして、非公開とした。</p> <p>捜査等支障情報は、本件通報者の情報のうち措置票B、措置票C及び措置票Dに記載された本件目撃者である通報者の氏名、住所、電話番号及び通報場所並びに本件通報内容のうち措置票B、措置票C及び措置票Dに記載された本件目撃者である通報者が行った通報内容が記載されている。本件目撃者である通報者は、本件事件の証人となる人物であるとともに、その通報内容等は、本件目撃者である通報者が特定事件の目撃状況等を警察官に詳細に説明した内容である。報道等により明らかとなっている部分を除き、本件目撃者である通報者の通報内容は、本件被疑者の犯行の内容及び本件被害者の被害の状況を裏付ける内容が記載されているため、公開することにより、社会的反響の大きい本件事件に係る公訴の維持等に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、条例第5条第6号に該当する。</p>
<p>審 査 請 求 年 月 日</p>	<p>平成 29 年 2 月 8 日</p>
<p>審 査 請 求 の 趣</p>	<p>本件処分をの取消しを求める。</p>
<p>審 査 請 求 の 理 由</p>	<p>1 条例第5条第1号本文該当性について  本件通報者の情報のうち、住所、通報内容及び電話番号は、特定施設に係るものであれば条例第5条第1号に該当しない。</p> <p>2 条例第5条第1号ただし書該当性について  本件通報者は、特定施設の職員であり、地方公務員であるか、神奈川県指定管理者として情報公開規程を設置している法人の職員であるから、条例第5条第1号に該当したとしても、ただし書ア及びウに該当する。</p> <p>3 条例第5条第4号該当性について  本件通報に係る公務員や指定管理者の氏名や職務遂行情報を公開しても、事務の遂行に重大な支障をきたすおそれはない。</p> <p>無線暗号については、PMやPS、害や精といった単なる略号であって、警察関連の書籍やテレビ番組等により一般に公になっている情報であるから、警察官が電話やトランシーバー等においてどのような略称や略号を用いているかは、これを公開しても通信</p>

<p>審査請求の理由 ( 続き )</p>	<p>に関する事務の遂行に重大な支障をきたすおそれはない。</p> <p>4 条例第5条第6号該当性について 報道等により明らかとなっていることから、公訴の維持等に重大な支障をきたすおそれがないという実施機関の理論は破綻している。報道等により明らかとなっていれば、情報公開請求により入手するよりも、その情報に触れる人数は格段に増えるのであるから、報道等により情報が明らかになっても、公訴の維持等に重大な支障をきたしていない以上、報道等により公になっている情報と報道等により公になっていない情報も、情報公開請求に対して公開しても、公訴の維持等に重大な支障をきたすおそれはない。実施機関は、情報公開が、報道等により公になっている情報と報道等により公になっていない情報との両方が記載されていた場合、報道等により公になっている情報だけを公開するものであるかのように誤解ないし曲解している。したがって、条例第5条第6号には該当しない。</p> <p>5 条例第7条該当性について 公益上の理由による裁量的公開を実施することを求める。非公開部分は、いずれも、条例第7条に該当する。</p> <p>6 本件請求の対象となる文書の特定について 文書の検索が不十分であるか、又は、適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。</p>
<p>諮問年月日</p>	<p>平成29年4月4日</p>
<p>審査会の結論</p>	<p>実施機関が、特定事件に係る110番事案措置票を一部非公開としたことは、妥当である。</p>
<p>審査会の判断理由</p>	<p>1 条例第5条第4号該当性について (1) 条例第5条第4号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。 同号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、同号の柱書に該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似、又は関連する情報も含まれるものと解されることから、本件通報者の情報、本件通報内容及び無線暗号の同号該当性について、以下、検討する。 (2) 本件通報者の情報及び本件通報内容について 当審査会が確認したところ、110番通報は、事件・事故が発生した場合等、警察官の出動を必要と認めた場合に、誰もがためらうことなく通報することができ、これを受理した警察が通報に係る事件等を迅速かつ的確に措置することができる仕組みである必要があることが認められる。 また、通報者及び通報の内容が外部に明らかになるとすると、信頼関係に基づき成立している110番通報に対する信頼が失われ、事件等の発生に際して県民が警察への通報をためらうようになるなど、警察による事件の認知及び事案処理等に重大な支障をきたすおそれがあると認められる。 よって、本件通報者の情報及び本件通報内容は、条例第5条第4号に該当すると判断する。 (3) 無線暗号について 当審査会が確認したところ、無線暗号は、無線通信において、捜査上の秘密の保持及び用語の簡略化並びに事件関係者等のプライバシーの保護及び市民感情への配慮から使用しているものと認められることから、無線暗号を公開することで、秘密の保持を必要とする警察活動において使用する無線暗号が明らかとなり、警察の無線通信事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあると認められる。 よって、無線暗号は、条例第5条第4号に該当すると判断する。</p> <p>2 条例第5条第6号該当性について 実施機関が、条例第5条第6号に該当するとして非公開とした、捜査等支障情報は、前記1(2)のとおり、同条第4号に該当することから、同条第6号該当性について判断するまでもなく、非公開とすることが妥当である。</p> <p>3 条例第5条第1号該当性について (1) 判断対象 本件通報者の情報及び本件通報内容は、前記1(2)のとおり、同条第4号に該当することから、同条第1号該当性について判断するまでもなく、非公開とすることが妥当</p>

<p>審査会の 判断理由 ( 続 き )</p>	<p>である。</p> <p>そこで、以下においては、同条第 4 号に該当すると判断した情報以外の警部補以下の氏名について、同条第 1 号該当性について判断する。</p> <p>(2) 条例第 5 条第 1 号本文該当性について</p> <p>条例第 5 条第 1 号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができる」と規定している。</p> <p>そこで、警部補以下の氏名の同号本文該当性について、以下、検討する。</p> <p>警部補以下の氏名は、特定の個人が識別される情報であることは明らかであるため、同号本文に該当すると判断する。</p> <p>(3) 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について</p> <p>もっとも、条例第 5 条第 1 号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開すると規定している。</p> <p>そこで、警部補以下の氏名の同号ただし書該当性について、以下、検討する。</p> <p>ア 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について</p> <p>(ア) 条例第 5 条第 1 号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については公開することを規定している。</p> <p>(イ) 警部補以下の氏名は、神奈川県職員録、新聞の人事異動記事その他のいかなる媒体においても公表されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、条例第 5 条第 1 号ただし書イには該当しないと判断する。</p> <p>イ 条例第 5 条第 1 号ただし書ア、ウ及びエ該当性について</p> <p>警部補以下の氏名は、その情報の性質にかんがみれば、条例第 5 条第 1 号ただし書ア、ウ及びエのいずれにも該当しないことは明らかである。</p> <p>4 条例第 7 条該当性について</p> <p>(1) 条例第 7 条は、条例第 5 条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益上」とは、同条第 1 号、第 2 号及び第 5 号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、人の生命・身体の安全等よりも、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。</p> <p>(2) これを本件について見ると、本件処分において非公開とした前記 1、2 及び 3 の情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、人の生命・身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的・公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難であると言わざるを得ない。</p> <p>よって、これらの情報は、条例第 7 条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が、条例第 7 条に基づき裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。</p> <p>5 本件請求の対象となる文書の特定について</p> <p>審査請求人は、文書の検索が不十分であるか、又は、適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法であり、加えて、実施機関が、文書の再検索を行っておらず不当である旨主張するが、実施機関は、平成 28 年 11 月 16 日付けで条例第 10 条第 5 項の規定に基づき、諾否決定の期間の特例延長を決定しており、本件処分時であっても、引き続き、本件請求の対象となる文書の検索等を行っていることが認められることから、審査請求人の主張は採用することができない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成 29 年 7 月 12 日</p>

情報公開審査会答申第 643 号の概要

件名	特定会議の会議録一部非公開の件（諮問第 721 号）		
請求文書の概要	<p>特定事件に関して、神奈川県公安委員会定例会議（以下「定例会」という。）における協議又は報告等の議事結果を記録した公安委員会会議録（平成 28 年 7 月 27 日、同年 8 月 10 日、同月 24 日及び同年 9 月 7 日定例会開催のもので、公安委員会会議録決裁を表紙に添付し保管しているもの）（以下「本件公安委員会会議録」と総称する。）及び定例会以外の協議結果について記録した文書（平成 28 年 8 月 24 日決裁のもの）（以下「本件協議結果」という。）並びに特定事件に関して、実施機関が行った活動の状況をホームページに掲載するために作成する公安委員会ホームページ掲載内容（平成 28 年 7 月 27 日、同年 8 月 10 日、同月 24 日及び同年 9 月 7 日定例会開催のもの並びに同年 8 月 30 日活動のもので、公安委員会ホームページ決裁を表紙に添付し保管しているもの）（以下「本件ホームページ掲載内容」と総称する。）（以下「本件行政文書」と総称する。）特定条例の解釈に係る根拠文書（以下「本件対象文書」という。）</p>		
請求年月日	平成 28 年 9 月 20 日	諾否決定年月日	平成 28 年 11 月 9 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	神奈川県公安委員会
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号		
非公開理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>(1) 条例第 5 条第 1 号本文該当性について</p> <p>本件行政文書のうち本件公安委員会会議録に記載されている犯罪被害者等給付金支給裁定に係る事件発生場所（以下「本件非公開情報」という。）は、本件公安委員会会議録に記載された犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（以下「被害給付金支給法」という。）に基づく、犯罪被害者等給付金（以下「被害給付金」という。）の支給に係る犯罪（以下「給付対象事件」という。）が発生した場所である。</p> <p>被害給付金は、人の生命又は身体を害する犯罪行為により死亡、重傷病等重大な被害を受けた被害者の遺族又は被害者本人（以下「被害者等」という。）に支給されるものであり、犯罪被害者等給付金に関する事務取扱規程（昭和 55 年 2 月 24 日神奈川県警察本部訓令第 1 号）の規定により、実施機関は、神奈川県警察本部長が被害者等から受理した被害給付金の支給に係る裁定申請に基づき作成した裁定案の提出を受け、支給に関する裁定を行っている。</p> <p>重大犯罪である給付対象事件の発生は、社会的反響が大きく、報道機関等による報道の頻度も高いため、新聞等により被害者等の氏名が公表され、一般に周知される場合が多い。したがって、給付対象事件の発生場所を公開すると、公安委員会会議録に記載されている発生日月及び事件名と過去の新聞記事等の情報を照合することにより、被害者等が特定され得るとともに、被害者等が被害給付金支給に係る裁定申請を行ったことが明らかとなる。よって、本件非公開情報は、被害者等が識別され、又は識別され得るとともに、公開することにより、被害者等の権利利益を害するおそれがあることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。</p> <p>(2) 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について</p> <p>条例第 5 条第 1 号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当する情報は公開すると規定しているが、本件非公開情報は、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報、又は人の生命、身体等を保護するため公開することが必要であると認められる情報」には該当しないため、同号ただし書アからエまでには該当しない。</p> <p>2 本件請求の対象となる文書の特定について</p> <p>実施機関は、神奈川県公安委員会行政文書管理規則以下「行政文書管理規則」という。）に基づき実施機関が保管している行政文書を全て検索し、本件公安委員会会議録、本件協議結果及び本件ホームページ掲載内容を本件請求の対象となる文書として特定しており、これ以外に本件請求の対象となる文書は存在しない。</p>		
審査請求年月日	平成 29 年 1 月 10 日		

審査請求の旨	本件処分の取消しを求める
審査請求の理由	<p>1 条例第5条第1号該当性について</p> <p>(1) 条例第5条第1号本文該当性について</p> <p>実施機関は、被害者等が識別されることにおそれを表明している。しかし、非公開情報に該当するか否かは、実施機関に主張立証責任がある（最三小判平成6年2月8日民集48巻2号255頁）が、弁明書では、あくまで一般論として被害者等の氏名が広く報道され得るといふ弁明に終始しており、本件では、本件非公開情報に係る事件につき、実際に、被害者等の氏名が広く報道されていることを何ら挙証していない。したがって、実施機関において、本件非公開情報に係る事件につき、実際に、被害者等の氏名が広く報道されていることを証明できなければ、同号に該当しないとして開示すべきである。</p> <p>また、仮に新聞報道等において被害者の氏名が公になっていても、本件行政文書には被害者氏名や発生日までは記載されていないことから特定はできず、被害給付金支給を申請したことは判明しない。したがって、いずれの場合であっても、同号に該当しないとして開示すべきである。</p> <p>(2) 条例第5条第1号ただし書該当性について</p> <p>同号本文にたとえ該当したとしても、開示を定めた同号ただし書に該当する。</p> <p>2 本件請求の対象となる文書の特定について</p> <p>文書の検索が不十分であるか、又は、適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。</p> <p>(2) 行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。</p>
諮問年月日	平成29年2月8日
審査会の結論	実施機関が、特定会議の会議録を一部非公開としたことは、妥当である。
審査会の判断理由	<p>1 条例第5条第1号該当性について</p> <p>(1) 条例第5条第1号本文該当性について</p> <p>条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができる」と規定している。</p> <p>そこで、本件処分において条例第5条第1号該当とされた本件非公開情報の同号本文該当性について、以下、検討する。</p> <p>当審査会が確認したところ、本件非公開情報は、本件公安委員会会議録に記載された被害給付金支給法に基づく、被害給付金の支給に係る給付対象事件が発生した場所である。</p> <p>被害給付金支給法が規定する被害給付金の支給対象者は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者であり、その給付対象事件は、報道機関等により被害者等の氏名が報道される場合が多いものと認められる。</p> <p>本件非公開情報を公開すると、給付対象事件の発生場所が明らかとなり、本件行政文書で公開している発生年月及び事件名と合わせて、新聞記事等と照合すれば被害者等が特定され得る情報であると認められる。</p> <p>また、仮に新聞記事等と照合することにより、被害者等が特定できないとしても、被害者等が被害給付金を申請したことに関する情報は、個人の秘密、個人の私生活その他の他人に知られたくない個人に関する情報であり、個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められる。</p> <p>よって、本件非公開情報は、同号本文に該当すると判断する。</p> <p>なお、審査請求人は、実施機関において、本件非公開情報に係る事件につき、実際に、被害者等の氏名が広く報道されていることを証明できなければ、同号に該当しないとして開示すべきである旨主張するが、仮に、審査請求人が主張するように、実施機関が被害者等の氏名が報道されていることを示してしまえば、本件非公開情報に係る事件が具体的に明らかになり、被害者等が特定される可能性があることから、かかる審査請求人の主張は採用することはできない。</p> <p>(2) 条例第5条第1号ただし書該当性について</p>



<p>審査会の 判断理由 ( 続 き )</p>	<p>もつとも、条例第5条第1号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまで、すなわち「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報（同号ただし書ア）」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（同号ただし書イ）」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報（同号ただし書ウ）」、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報（同号ただし書エ）」に該当する情報については、同号本文に該当するものであっても、公開すべき旨を規定している。</p> <p>そこで、これを本件について見ると、本件非公開情報は、実施機関に対し、被害者等が被害給付金の支給に係る裁定申請をした給付対象事件の発生場所であることにかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。</p> <p>2 本件請求の対象となる文書の特定について</p> <p>審査請求人は、文書の検索が不十分であるか、又は、適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法であり、実施機関が、文書の再検索を行っておらず不当である旨主張しているが、いかなる根拠をもってかかる主張をしているかが明らかにされていない。</p> <p>他方、実施機関は本件請求を受け、行政文書管理規則に基づき保管している行政文書を全て検索し、本件行政文書以外に本件請求の対象となる文書は存在しないと説明している。</p> <p>これらの事情を踏まえると、本件請求の対象となる文書を保有していないとする実施機関の説明は、特段不自然・不合理とは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。</p> <p>3 その他</p> <p>審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきこと、また、条例第15条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第1条等に反する旨を主張しているため、以下、この点について検討する。</p> <p>神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。</p> <p>これを踏まえると、審査請求人の主張は、行政文書の写し等の具体的交付方法やその費用負担の定めに関するものであることから、当審査会は、審査請求人のいずれの主張についても調査審議する立場にない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成 29 年 7 月 12 日</p>

情報公開審査会答申第 644 号の概要

件名	特定事件に関する文書公開の件（その1）（諮問第 726 号）		
請求文書の概要	特定日に発生した特定事件（以下「本件事件」という。）に関する文書一切		
請求年月日	平成 28 年 9 月 23 日	諾否決定年月日	平成 28 年 11 月 21 日
諾否の決定内容	公開	実施機関	神奈川県知事 (神奈川県障害者職業能力開発校)
非公開根拠条項	—		
公開等の理由	<p>1 文書の特定について</p> <p>(1) 実施機関は、就労の意思がある障害者に職業訓練を行うとともに企業への就労支援を行う施設であり、特定事件が発生した施設とはその役割が大きく異なるものである。</p> <p>(2) 実施機関が、平成28年7月27日付け通知文を管理していたのは、特定事件の発生を受けて厚生労働省が発出した障害者職業能力開発校における安全確保に関する通知を受領した神奈川県産業労働局労働部産業人材課が同趣旨の通知を実施機関宛に発出したためであり、また、同月28日付け依頼文及び同年8月8日付け依頼文を管理していたのは、同校が県有施設の管理者として特定事項に関する依頼を受けたためである。</p> <p>なお、以下、両文書を「本件行政文書」と総称する。</p> <p>(3) 実施機関の所掌事務は前記(1)のとおりであり、他に特定事件に直接的に関係する業務は何ら所掌しておらず、また、特定事件が発生した施設とはその施設の性質を異にするものであることから、これらの行政文書以外に本件請求の対象となる行政文書は管理していない。</p> <p>なお、解釈上、条例第3条第1項にいう「行政文書」に該当しないとされた文書も存在しない。</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 教示文について</p> <p>行政不服審査法第82条が行政庁に対し教示義務を課しているのは、処分の相手方が、当該処分に対し不服申立て等ができるか否か了知していないことが一般に想定されるため、かかる処分の相手方の権利救済の機会を十分に保障するためであり、教示文を付さなかったとしても、これをもって当該処分そのものが違法になるものではない。</p> <p>したがって、この点が審査請求の理由となることはない。</p> <p>(2) 行政文書を管理する室課所の特定について</p> <p>行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。</p> <p>また、かかる審査請求人の主張により、本件処分の適法性や正当性が左右されることもないため、前記(1)と同様に審査請求の理由となることはない。</p>		
審査請求年月日	平成 29 年 2 月 21 日		
審査請求の趣旨	処分の取消しを求める		
審査請求の理由	<p>1 本件請求の対象となる文書の特定について</p> <p>(1) 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。</p> <p>(2) 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 教示文について</p> <p>ア 全部公開決定する場合にあっても、文書の特定を争う余地はあるため、教示文を付すべきである。</p> <p>イ 教示文を付さなかったことは条例第1条等に反する。</p> <p>ウ 教示文を付さなかったことは、審査請求の理由となる。</p> <p>(2) 行政文書を管理する室課所の特定について</p> <p>審査請求人は、本件請求に当たり行政文書を管理する室課所の特定を強いられており、かかる対応は条例第1条等に反する。</p>		

諮問年月日	平成 29 年 4 月 27 日
審査会の 結 論	本件処分は妥当である。
審査会の 判 断 理 由	<p>1 本件行政文書について 当審査会が確認したところ、本件行政文書は、特定事件の発生を受けて厚生労働省が発出した障害者職業能力開発校における安全確保に関する通知を踏まえ、神奈川県産業労働局産業部産業人材課が障害者職業能力開発校宛に発出した通知及び実施機関が県有施設の管理者として依頼された特定事項に関する依頼文であることが認められる。</p> <p>2 本件請求の対象となる文書の特定について 審査請求人は、文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法であり、実施機関が文書の再検索を行っておらず不当である旨主張しているが、いかなる根拠をもってかかる主張をしているかが明らかにされていない。 他方、実施機関が、本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務の範囲に照らし適切であり、当審査会が確認したところ、他に本件請求の対象となる文書も認められないため、本件行政文書以外に本件請求の対象となる文書はなく、文書の特定に不備はないとする実施機関の説明は、特段不自然・不合理とは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。 なお、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨を主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は当該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。</p> <p>3 その他 審査請求人の教示文に係る主張については、教示制度の趣旨にかんがみれば、教示文を付さなかったことをもって本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められ、また、行政文書を管理する室課所の特定に係る主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、審査請求人のいずれの主張も採用することはできない。</p>
答申年月日	平成 29 年 8 月 1 日

情報公開審査会答申第 645 号の概要

件名	特定事件に関する文書公開の件（その2）（諮問第 728 号）		
請求文書の概要	特定日に発生した特定事件（以下「本件事件」という。）に関する文書一切		
請求年月日	平成 28 年 9 月 23 日	諾否決定年月日	平成 28 年 11 月 21 日
諾否の決定内容	公開	実施機関	神奈川県教育委員会（保健体育課）
非公開根拠条項	—		
公開理由	<p>1 本件行政文書の特定について</p> <p>(1) 実施機関は、学校体育、学校保健及び学校給食に係る調査及び企画、教育課程等についての指導及び助言、教育職員の教育及び養成計画並びに研修の企画等とともに学校保健安全法を所掌しており、同法第 26 条に規定される学校安全に関する学校の設置者の責務、同法第 27 条に規定される学校安全計画の策定等の定めに従い、学校安全の確保に努めている。</p> <p>(2) 実施機関が、平成 28 年 7 月 28 日付け起案文書及び同年 8 月 3 日付け起案文書（以下「本件行政文書」と総称する。）を管理していたのは、特定事件の発生を受けて文部科学省が発出した学校安全の確保に関する通知を収受したことにより、学校の安全の確保を図るといふ所掌事務の一環として、当該内容の周知のために、県内各市町村の教育委員会等関係機関宛に通知を発出したからである。</p> <p>(3) 実施機関の所掌事務は前記(1)のとおりであり、特定事件は学校を対象としたものではないため、実施機関にあつては本件行政文書以外による通知は行っておらず、かかる事務以外に特定事件に直接的に関係する業務は何ら所掌していないことから、本件行政文書以外に本件請求の対象となる行政文書は管理していない。</p> <p>なお、解釈上、条例第 3 条第 1 項にいう「行政文書」に該当しないとした文書も存在しない。</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 教示文について 行政不服審査法第 82 条が行政庁に対し教示義務を課しているのは、処分の相手方が、当該処分に対し不服申立て等ができるか否か了知していないことが一般に想定されるため、かかる処分の相手方の権利救済の機会を十分に保障するためであり、教示文を付さなかったとしても、そのことをもって当該処分そのものが違法になるものではない。</p> <p>したがって、この点が審査請求の理由となることはない。</p> <p>(2) 行政文書を管理する室課所の特定について 行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。</p> <p>また、かかる審査請求人の主張により、本件処分の適法性や正当性が左右されることもないため、前記(1)と同様に審査請求の理由となることはない。</p> <p>(3) 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について 審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-R に記録したものを交付すべきであること、また、条例第 15 条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第 1 条等に反する旨主張するが、かかる主張は、本件処分の適法性を左右するものではない。</p> <p>したがって、この点が審査請求の理由となることはない。</p>		
審査請求年月日	平成 29 年 2 月 21 日		
審査請求の趣旨	処分の取消しを求める		
審査請求の理由	<p>1 本件請求の対象となる文書の特定について</p> <p>(1) 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。</p> <p>(2) 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。</p>		

<p>審査請求の理由 ( 続 き )</p>	<p>2 その他  (1) 教示文について  ア 全部公開決定する場合にあっても、文書の特定を争う余地はあるため、教示文を付すべきである。  イ 教示文を付さなかったことは条例第1条等に反する。  ウ 教示文を付さなかったことは、審査請求の理由となる。  (2) 行政文書を管理する室課所の特定について  審査請求人は、本件請求に当たり行政文書を管理する室課所の特定を強いられており、かかる対応は条例第1条等に反する。  (3) 公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。  (4) 行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。</p>
<p>諮問年月日</p>	<p>平成 29 年 5 月 2 日</p>
<p>審査会の結論</p>	<p>本件処分は妥当である。</p>
<p>審査会の判断理由</p>	<p>1 本件行政文書について  当審査会が確認したところ、本件行政文書は、特定事件の発生を受けて文部科学省が発出した学校安全の確保に関する通知を踏まえ、実施機関が当該通知の内容を県内各市町村の教育委員会等に周知するための起案文書であることが認められる。</p> <p>2 本件請求の対象となる文書の特定について  審査請求人は、文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法であり、実施機関が文書の再検索を行っておらず不当である旨主張しているが、いかなる根拠をもってかかる主張をしているかが明らかにされていない。  他方、実施機関が、本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務の範囲に照らし適切であり、当審査会が確認したところ、他に本件請求の対象となる文書も認められないため、本件行政文書以外に本件請求の対象となる文書はなく、文書の特定に不備はないとする実施機関の説明は、特段不自然・不合理とは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。  なお、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨を主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は当該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。</p> <p>3 その他  審査請求人の教示文に係る主張については、教示制度の趣旨にかんがみれば、教示文を付さなかったことをもって本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められ、また、審査請求人の行政文書を管理する室課所の特定に係る主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められ、さらに、その余の主張についても、本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、審査請求人のいずれの主張も採用することはできない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成 29 年 8 月 1 日</p>

情報公開審査会答申第 646 号の概要

件名	特定事件に関する文書公開の件（その 3）（諮問第 733 号）		
請求文書の概要	特定事件に関する情報一切（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 28 年 9 月 23 日	諾否決定年月日	平成 28 年 11 月 19 日
諾否の決定内容	公開	実施機関	神奈川県知事（青少年センター）
非公開根拠条項	—		
公開等の理由	<p>1 文書の特定について</p> <p>(1) 実施機関は、青少年の体験学習を推進する人材の育成、青少年のひきこもり・不登校や非行等への対応、青少年の科学体験活動の促進支援、青少年や県民の舞台芸術活動への支援を所掌事務としている。</p> <p>(2) 実施機関が、平成 28 年 7 月 26 日付けメール（以下「甲文書」という。） 、同月 28 日付けメール（以下「乙文書」という。） 、同年 8 月 5 日付けメール（以下「丙文書」という。） 、同月 7 日付けメール（以下「丁文書」という。） 及び同月 8 日付けメール（以下「戊文書」という。） （以下「本件行政文書」と総称する。）を管理していたのは、庁舎管理業務の一環として、青少年センターの施設管理の安全性を確保するという観点から、通知等を受けたためである。</p> <p>(3) 実施機関の所掌事務は前記(1)のとおりであり、他に特定事件に直接的に関係する業務は何ら所掌していないことから、本件行政文書以外に本件請求の対象となる行政文書は管理していない。</p> <p>なお、解釈上、条例第 3 条第 1 項にいう「行政文書」に該当しないとされた文書も存在しない。</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 教示文について 行政不服審査法第 82 条が行政庁に対し教示義務を課しているのは、処分の相手方が、当該処分に対し不服申立て等ができるか否か了知していないことが一般に想定されるため、かかる処分の相手方の権利救済の機会を十分に保障するためであり、教示文を付さなかったとしても、そのことをもって当該処分そのものが違法になるものではない。</p> <p>したがって、この点が審査請求の理由となることはない。</p> <p>(2) 行政文書を管理する室課所の特定について 行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。</p> <p>また、かかる審査請求人の主張により、本件処分の適法性や正当性が左右されることもないため、前記(1)と同様に審査請求の理由となることはない。</p> <p>(3) 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について 審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-R に記録したものを交付すべきであること、また、条例第 15 条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第 1 条等に反する旨主張するが、かかる主張は、本件処分の適法性を左右するものではない。</p> <p>したがって、この点が審査請求の理由となることはない。</p>		
審査請求年月日	平成 29 年 2 月 8 日		
審査請求の趣旨	処分の取消しを求める		
審査請求の理由	<p>1 本件請求の対象となる文書の特定について</p> <p>(1) 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。</p> <p>(2) 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。</p> <p>2 その他</p>		

<p>審査請求の理由 ( 続 き )</p>	<p>(1) 教示文について  ア 全部公開決定する場合にあっても、文書の特定を争う余地はあるため、教示文を付すべきである。  イ 教示文を付さなかったことは条例第1条等に反する。  ウ 教示文を付さなかったことは、審査請求の理由となる。</p> <p>(2) 行政文書を管理する室課所の特定について  審査請求人は、本件請求に当たり行政文書を管理する室課所の特定を強いられており、かかる対応は条例第1条等に反する。</p> <p>(3) 公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。</p> <p>(4) 行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。</p>
<p>諮問年月日</p>	<p>平成29年5月16日</p>
<p>審査会の結論</p>	<p>本件処分は妥当である。</p>
<p>審査会の判断理由</p>	<p>1 本件行政文書について  当審査会が確認したところ、本件行政文書は、甲文書並びに丙文書及び丁文書は青少年センターにおける安全の確保に関する通知又は状況確認に関する文書であり、乙文書及び戊文書は実施機関が県有施設の管理者として依頼された特定事項に関する依頼文であることから、いずれもその庁舎管理業務の一環として取得した文書であることが認められる。</p> <p>2 本件請求の対象となる文書の特定について  審査請求人は、文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法であり、実施機関が文書の再検索を行っておらず不当である旨主張しているが、いかなる根拠をもってかかる主張をしているかが明らかにされていない。  他方、実施機関が、その所掌事務である庁舎管理業務の一環として取得した本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務の範囲に照らし適切であり、当審査会が確認したところ、他に本件請求の対象となる文書も認められないため、本件行政文書以外に本件請求の対象となる文書はなく、文書の特定に不備はないとする実施機関の説明は、特段不自然・不合理なものとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。  なお、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨を主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は当該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。</p> <p>3 その他  審査請求人の教示文に係る主張については、教示制度の趣旨にかんがみれば、教示文を付さなかったことをもって本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められ、また、審査請求人の行政文書を管理する室課所の特定に係る主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められ、さらに、その余の主張についても、本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、審査請求人のいずれの主張についても採用することはできない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成29年8月1日</p>

情報公開審査会答申第 647 号の概要

件名	特定事件に関する文書公開の件（その 4）（諮問第 735 号）		
請求文書の概要	特定事件に関する情報一切（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 28 年 9 月 23 日	諾否決定年月日	平成 28 年 11 月 21 日
諾否の決定内容	公開	実施機関	神奈川県知事（高齢福祉課）
非公開根拠条項	—		
公開理由	<p>1 本件行政文書の特定について</p> <p>(1) 実施機関は、高齢者介護予防、認知症対策、高齢者社会参画、高齢者福祉施設整備、運営指導及び介護保険事業者指定・指導監督を、その所掌事務としている。</p> <p>(2) 実施機関が、平成 28 年 7 月 27 日付け起案文書及び同年 9 月 16 日付け起案文書（以下「本件行政文書」と総称する。）を管理していたのは、特定事件の発生を受けて厚生労働省が発出した社会福祉施設等の安全確保に関する通知を実施機関が収受したことにより、その所掌事務の一環として、当該内容の周知のために社会福祉施設等を有する事業者等に対し通知を発出したからである。</p> <p>(3) 実施機関の所掌事務は前記(1)のとおりであり、他に特定事件に直接的に関係する業務は何ら所掌していないことから、本件行政文書以外に、本件請求の対象となる行政文書は管理していない。</p> <p>なお、解釈上、条例第 3 条第 1 項にいう「行政文書」に該当しないとされた文書も存在しない。</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 教示文について</p> <p>行政不服審査法第 82 条が行政庁に対し教示義務を課しているのは、処分の相手方が、当該処分に対し不服申立て等ができるか否か了知していないことが一般に想定されるため、かかる処分の相手方の権利救済の機会を十分に保障するためであり、教示文を付さなかったとしても、そのことをもって当該処分そのものが違法になるものではない。</p> <p>したがって、この点が審査請求の理由となることはない。</p> <p>(2) 行政文書を管理する室課所の特定について</p> <p>行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。</p> <p>また、かかる審査請求人の主張により、本件処分の適法性や正当性が左右されることもないため、前記(1)と同様に審査請求の理由となることはない。</p> <p>(3) 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について</p> <p>審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-R に記録したものを交付すべきであること、また、条例第 15 条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第 1 条等に反する旨主張するが、かかる主張は、本件処分の適法性を左右するものではない。</p> <p>したがって、この点が審査請求の理由となることはない。</p>		
審査請求年月日	平成 29 年 2 月 20 日		
審査請求の趣旨	処分の取消しを求める		
審査請求の理由	<p>1 本件請求の対象となる文書の特定について</p> <p>(1) 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。</p> <p>(2) 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 教示文について</p> <p>ア 全部公開決定する場合にあっても、文書の特定を争う余地はあるため、教示文を</p>		



<p>審査請求の理由 (続き)</p>	<p>付すべきである。  イ 教示文を付さなかったことは条例第1条等に反する。  ウ 教示文を付さなかったことは、審査請求の理由となる。  (2) 行政文書を管理する室課所の特定について  審査請求人は、本件請求に当たり行政文書を管理する室課所の特定を強いられており、かかる対応は条例第1条等に反する。  (3) 公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。  (4) 行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。</p>
<p>諮問年月日</p>	<p>平成29年5月22日</p>
<p>審査会の結論</p>	<p>本件処分は妥当である。</p>
<p>審査会の判断理由</p>	<p>1 本件行政文書について  当審査会が確認したところ、本件行政文書は、特定事件の発生を受けて厚生労働省が発出した社会福祉施設等の安全確保に関する通知を受け、実施機関が当該通知の内容を社会福祉施設等を有する事業者等に周知するための起案文書であることが認められる。</p> <p>2 本件請求の対象となる文書の特定について  審査請求人は、文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法であり、実施機関が文書の再検索を行っておらず不当である旨主張しているが、いかなる根拠をもってかかる主張をしているかが明らかにされていない。  他方、実施機関が、本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務の範囲に照らし適切であり、当審査会が確認したところ、他に本件請求の対象となる文書も認められないため、本件行政文書以外に本件請求の対象となる文書はなく、文書の特定に不備はないとする実施機関の説明は、特段不自然・不合理なものとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。  なお、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨を主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は当該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。</p> <p>3 その他  審査請求人の教示文に係る主張については、教示制度の趣旨にかんがみれば、教示文を付さなかったことをもって本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められ、また、審査請求人の行政文書を管理する室課所の特定に係る主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められ、さらに、その余の主張についても、本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、審査請求人のいずれの主張も採用することはできない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成29年8月1日</p>

情報公開審査会答申第 648 号の概要

件名	特定事件に関する文書一部非公開の件（諮問第 723 号）		
請求文書の概要	特定日に発生した特定事件（以下「本件事件」という。）に関する文書一切		
請求年月日	平成 28 年 9 月 23 日	諾否決定年月日	平成 28 年 11 月 21 日
諾否の決定内容	一部公開	実施機関	神奈川県知事 (鎌倉保健福祉事務所三崎センター)
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号及び第 4 号並びに第 8 条		
非公開理由	<p>1 処分の内容</p> <p>実施機関は、平成28年11月21日付けで、同年7月29日付け依頼文（以下「甲文書」という。）、同年8月10日付けメール（以下「乙文書」という。）、特定事件のこころのケアに関するメール（以下「丙文書」という。）、同月1日付け依頼文（以下「丁文書」という。）、同月8日付け依頼文（以下「戊文書」という。）及び同年7月27日付け依頼文（以下「己文書」という。）（以下「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、その全てを公開し、特定事件に関連する特定施設の利用者の特定事項に関する情報（以下「特定利用者情報」という。）については、その存否を答えるだけで条例第5条第1号及び第4号に該当する非公開情報を公開することになるとして、条例第8条並びに条例第5条第1号及び第4号を理由に、その存否を明らかにすることができないとして公開請求を拒否し、特定4会議で配付された資料及び担当者が作成したメモ（以下「特定会議資料等」と総称する。）については、組織共用性を欠き条例第3条第1項本文にいう行政文書に該当せず、文書不存在であるとする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行ったが、その理由は次のとおりである。</p> <p>(1) 条例第8条及び条例第5条第1号該当性について</p> <p>特定利用者情報は、条例第5条第1号で定める個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、その存否を答えるだけで同号に該当する情報を公開することになるため、条例第8条により、その存否を明らかにすることなく公開請求を拒むものである。</p> <p>(2) 条例第8条及び条例第5条第4号該当性について</p> <p>特定利用者情報については、当時、特定事件の内容やその周辺情報から、その抽象的事実は明らかになっていたものの、その具体的内容は明らかにならなかったものであるが、特定事件の内容やその周辺情報に照らすと、一定程度の推測が可能な状況にあった。他方、特定事件は、その特異性から、本件請求時にあっても、連日、全国的な報道が行われるとともに、特定事情によりその報道が過熱していた。</p> <p>このような状況を前提とすると、特定利用者情報については、公開請求の方法及び公開又は非公開とされた情報の利用方法如何によっては、非公開とすべき情報について、公開された場合と同じ結果が得られる状況にあったと言わざるを得ず、かかる情報が明らかとなった場合、報道機関による取材により、県の特定の事務事業に支障が生じるであろうことは容易に想定されるものである。</p> <p>よって、かかる情報は、その存否を明らかにすること自体が、条例第5条第4号にいう「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。</p> <p>したがって、特定利用者情報は、条例第8条及び第5条第4号に基づき、その存否を明らかにすることなく公開請求を拒むべきものである。</p> <p>2 条例第7条該当性について</p> <p>本件処分において非公開とした情報及び存否応答拒否とした特定利用者情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、人の生命・身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的・公共的な利益を保護することにつながると認められないため、かかる情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、同条を適用し裁量的公開を行うべきものではない。</p> <p>3 特定会議資料等の存否について</p> <p>特定会議資料等は、本件請求時にあって、未だ復命前の会議資料等であるため組織共用性を欠き、条例第3条第1項本文に定める「行政文書」に該当しないため、本件請求</p>		

<p>非公開理由 ( 続き )</p>	<p>の対象とはならないものである。</p> <p>4 本件行政文書の特定について 実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおりその特定に遺漏はない。</p> <p>(1) 実施機関は、三浦市を所管区域とし、所掌事務として、同市域における保健・医療・福祉業務を主に所管している。</p> <p>(2) 実施機関が本件行政文書のうち、甲文書、乙文書及び丙文書を管理していたのは精神保健対策事務の一環として、また、丁文書を管理していたのは医療指導事務の一環として、それぞれ通知等を受けたためであり、戊文書及び己文書を管理していたのは、実施機関が三浦合同庁舎の管理者として特定事務に関する依頼を受けたためである。</p> <p>(3) 実施機関の所掌事務は前記(1)のとおりであり、他に特定事件に直接的に関係する業務は何ら所掌していないことから、本件行政文書以外に、本件請求の対象となる行政文書は管理していない。</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 行政文書を管理する室課所の特定について 行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。また、かかる審査請求人の主張により、本件処分の適法性や正当性が左右されることもないため、審査請求の理由となることはない。</p> <p>(2) 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について 審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきであること、また、条例第15条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第1条等に反する旨主張するが、かかる主張は、本件処分の適法性を左右するものではない。 したがって、この点が審査請求の理由となることはない。</p>
<p>審査請求 年 月 日</p>	<p>平成 29 年 2 月 8 日</p>
<p>審査請求の 趣 旨</p>	<p>処分の取消しを求める。</p>
<p>審査請求の 理 由</p>	<p>1 条例第8条並びに第5条第1号及び第4号該当性について</p> <p>(1) 特定利用者情報は、条例第5条第1号及び第4号に該当しないか、該当するとしても、ただし書全てに該当する。</p> <p>(2) 特定事件に関連する特定施設の利用者の氏名や住所を非公開とすれば、当該利用者の権利利益は侵害されないため、条例第5条第1号に該当しない。</p> <p>(3) 特定事件に関する報道が過熱していたという事情等をもって、条例第5条第4号に該当するとは言えない。</p> <p>(4) 特定利用者情報を公開することにより県の事務事業に支障が生じたとしても、それは特定事件の重大性にかんがみれば当然のことであって、条例第5条第4号に規定される支障にはあたらない。また、特定事件の社会的意義は大きいことから、公開すべきである。</p> <p>(5) 実施機関は、主権者からの問合せを支障と見なしているが、かかる主張は国民主権、公務員奉仕制を採用する現憲法の下では認められない。</p> <p>2 条例第7条該当性について 特定事件の重大性にかんがみれば、本件処分において非公開とされた情報は公開されるべきである。</p> <p>3 特定会議資料等の存否について 特定会議資料は、復命の有無や議事録の確定とは関係なく公開すべきである。</p> <p>4 本件請求の対象となる文書の特定について</p> <p>(1) 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。</p> <p>(2) 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 行政文書を管理する室課所の特定について 審査請求人は、本件請求に当たり行政文書を管理する室課所の特定を強いられてお</p>

審査請求の理由 (続き)	<p>り、かかる対応は条例第1条等に反する。</p> <p>(2) 公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。</p> <p>(3) 行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。</p>
諮問年月日	平成29年4月20日
審査会の結論	<p>実施機関が、公開請求の対象となる文書として、本件行政文書を特定の上公開し、特定情報についてその存否を明らかにすることができないとして公開請求を拒否したことは妥当であるが、特定4会議の会議資料については、対象文書として特定の上、改めて諾否の決定を行うべきである。</p>
審査会の判断理由	<p>1 本件行政文書について</p> <p>本件行政文書は、甲文書、乙文書及び丙文書は、特定事件への対応として行われた「こころのケア」に関する依頼や通知を内容とするものであって、精神保健対策事務の一環として、実施機関が取得したものであると認められる。また、丁文書は、特定事件の発生を受けて厚生労働省が発出した医療機関における安全の確保に関する通知を受領した神奈川県保健福祉局保健医療部医療課が同趣旨の通知を実施機関宛に発出したため、戊文書及び己文書は、実施機関が県有施設である三浦合同庁舎の管理者として特定事項を依頼されたため、それぞれ取得したものであると認められる。</p> <p>2 条例第8条並びに第5条第1号及び第4号該当性について</p> <p>(1) 条例第8条及び第5条第4号該当性について</p> <p>特定利用者情報は、実施機関が説明するとおり、特定事件当時、特定事件の内容やその周辺情報から、その抽象的事実は明らかになっていたものの、その具体的内容は明らかになっていない一方で、特定事件の内容やその周辺情報に照らすと、一定程度その内容の推測が可能な状況にあったこと、特定事件はその特異性から、本件請求時であっても全国的な報道が行われ、その報道が過熱していたことが認められる。</p> <p>このような状況を前提とすると、特定利用者情報については、公開請求の方法及び公開又は非公開とされた情報の用い方によっては、諾否決定の内容が公開であるか非公開であるかにかかわらず、非公開とすべき情報について、公開された場合と同じ結果が得られる状況にあり、現にそのような公開請求が行われていると認められ、かつ、かかる情報が公開された場合、報道機関による取材により、県の特定の事務事業に支障が生じるおそれがあったと認められる。</p> <p>よって、特定利用者情報は、その存否を明らかにすること自体が、条例第5条第4号にいう「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当すると認められるため、実施機関が、条例第8条により、その存否を明らかにすることなく公開請求を拒否したことは、妥当であると判断する。</p> <p>なお、この点について、審査請求人は、特定事件の重大性にかんがみれば、特定利用者情報を公開することにより、県の事務事業に支障が生じたとしても、同号に規定される支障には当たらない旨等を主張するが、これは、同号にいう「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「適正」性に関する主張であるとも考えられるため、以下、念のために検討する。</p> <p>同号にいう「適正」性とは、非公開情報を公開することによる支障のみならず、公開することにより得られる利益をも考慮すべきとする趣旨と解されるが、当審査会が確認したところ、特定利用者情報を公開したとしても、これにより得られる情報にかんがみれば、これにより得られる利益を想定することは困難であり、仮に得られる利益があったとしてもそれは軽微なものであって、これを公開することによる支障を上回るものであると認めることは極めて困難であると言わざるを得ない。</p> <p>よって、この点に関する審査請求人の主張は採用することができず、その余の主張についても、当審査会の前記判断を覆すに足りるものは存しない。</p> <p>(2) 条例第8条及び第5条第1号該当性について</p> <p>実施機関は、特定利用者情報について、条例第8条及び第5条第1号に該当する旨説明するが、前記(1)のとおり、特定利用者情報は、条例第8条及び第5条第4号に該当すると認められるため、同条第1号該当性について判断するまでもなく、非公開とすることが妥当である。</p> <p>3 条例第7条該当性について</p> <p>本件処分において非公開とされた特定利用者情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、人の生命・身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的・公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難であると言わざるを得ない。</p> <p>よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が、条例第7条に基づき裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。</p>

<p>審査会 の 判断理由 (続)</p>	<p>4 特定会議資料等の存否について  実施機関の職員は、特定4会議に公務として参加していることが認められることから、特定会議資料等を職務上作成又は取得したことは明らかである。  他方、「実施機関において管理されているもの」については、行政文書管理規則等の定めるところにより公的に支配され、職員が組織的に利用可能な状態におかれているものと解されるところ、かかる組織共用性の判断にあたっては、①文書の作成又は取得の状況（職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得するものであるかどうか、直接的又は間接的に当該行政機関の長等の管理監督者の指示等の関与があったものであるかどうか）、②当該文書の利用の状況（業務上必要な文書として他の職員又は部外に配布されたものであるかどうか、他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか）、③保存又は廃棄の状況（専ら当該職員の判断で処理できる性質の文書であるかどうか、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか）などを総合的に考慮すべきものと解される。  これを本件について見ると、特定会議資料等のうち会議資料は、その内容にかんがみて職員個人の便宜のための資料ではなく、会議に出席した職員が属する各所属において情報共有されることが前提となっていると認められること、また、特定4会議の内容も、参加した各所属における情報共有を目的としていると認められること、さらに、実施機関は、現に会議資料を復命の過程において共有しようとしていたことが認められることから、組織共用性を欠くとまでは言えないと認められる。  他方、特定会議資料等のうちメモは、その内容にかんがみて、担当者個人が備忘又は復命書作成を目的として作成したものであり、他の職員等との情報共有を予定しているものとは認められないことから、組織共用性を欠くと認められる。  したがって、特定会議資料等のうち、会議資料については、実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上取得したものであって、当該実施機関において管理されていることが認められることから、本件請求に係る諾否の決定の対象となる文書に該当するが、メモについては、これに当たらないと判断する。</p> <p>5 特定会議資料等 及び特定利用者情報に係る行政文書以外の本件請求の対象となる文書の特定について  審査請求人は、文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法であり、実施機関が文書の再検索を行っておらず不当である旨主張しているが、いかなる根拠をもってかかる主張をしているかが明らかにされていない。  他方、実施機関が、本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務に照らし適切であり、当審査会が確認したところ、特定会議資料等及び特定利用者情報に係る行政文書以外の他に本件請求の対象となる文書も認められないため、本件行政文書以外に本件請求の対象となる文書はなく、文書の特定に不備はないとする実施機関の説明は、特段不自然・不合理なものとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。  なお、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨を主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は当該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。</p> <p>6 その他  神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。  これを踏まえると、審査請求人の行政文書を管理する室課所の特定に係る主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められ、また、その余の主張についても、本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、いずれの主張についても調査審議する立場にない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成29年8月1日</p>

情報公開審査会答申第 649 号の概要

件名	特定事件に関する文書一部非公開の件（その3）（諮問第 727 号）		
請求文書の概要	特定日に発生した特定事件（以下「本件事件」という。）に関する文書一切		
請求年月日	平成 28 年 9 月 23 日	諾否決定年月日	平成 28 年 11 月 21 日
諾否の決定内容	一部公開	実施機関	神奈川県知事（県立病院課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号及び第 4 号並びに第 8 条		
非公開理由	<p>1 処分の内容</p> <p>実施機関は、平成28年11月21日付けで、同年9月9日付け通知文（以下「甲文書」という。）、同月9日付け起案文書（以下「乙文書」という。）及び同月14日付け通知文（以下「丙文書」という。）（以下「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、その全てを公開し、特定事件に関連する特定施設の利用者の特定事項に関する情報（以下「特定利用者情報」という。）については、その存否を答えるだけで、条例第5条第1号及び第4号に該当する非公開情報を公開することになるとして、条例第8条並びに条例第5条第1号及び第4号を理由に、その存否を明らかにすることができないとして、公開請求を拒否する一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行ったが、その理由は次のとおりである。</p> <p>(1) 条例第8条及び条例第5条第1号該当性について</p> <p>特定利用者情報は、条例第5条第1号で定める個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、その存否を答えるだけで同号に該当する情報を公開することになるため、条例第8条に該当し、その存否を明らかにすることはできないものである。</p> <p>(2) 条例第8条及び条例第5条第4号該当性について</p> <p>特定利用者情報については、当時、特定事件の内容やその周辺情報から、その抽象的事実は明らかになっていたものの、その具体的内容は明らかにならなかったものであるが、特定事件の内容やその周辺情報に照らすと、一定程度の推測が可能な状況にあった。他方、特定事件は、その特異性から、本件請求時にあっても、連日、全国的な報道が行われるとともに、特定事情によりその報道が過熱していた。</p> <p>このような状況を前提とすると、特定利用者情報については、公開請求の方法及び公開又は非公開とされた情報の利用方法如何によっては、非公開とすべき情報について、公開された場合と同じ結果が得られる状況にあったと言わざるを得ず、かかる情報が明らかとなった場合、報道機関による取材により、県の特定の事務事業に支障が生じるであろうことは容易に想定されるものである。したがって、かかる情報は、その存否を明らかにすること自体が、条例第5条第4号にいう「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。</p> <p>よって、特定利用者情報は、条例第8条及び第5条第4号に基づき、その存否を明らかにすることなく公開請求を拒むべきものである。</p> <p>2 条例第7条該当性について</p> <p>本件処分において非公開とした情報及び存否応答拒否とした特定利用者情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、人の生命・身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的・公共的な利益を保護することにつながると認められないため、かかる情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、同条を適用し裁量的公開を行うべきものではない。</p> <p>3 本件行政文書の特定について</p> <p>(1) 実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおりその特定に遺漏はない。</p> <p>(2) 実施機関は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構の運営指導、総合リハビリテーションセンターの運営指導及び煤ヶ谷診療所に関することを所管している。</p> <p>(3) 実施機関が、本件行政文書のうち、甲文書及び乙文書を管理していたのは、同センターが病院及び障害者福祉施設により構成される指定管理施設であることから、指定管理施設の安全管理に関する通知を收受し、同センターの指定管理者へ同趣旨の通知</p>		

非公開理由 ( 続 き )	<p>を発出したためである。</p> <p>また、丙文書を管理していたのは、実施機関が特定施設と同様の指定管理施設である障害福祉施設を所管していることから、実施機関の所属長が特定施設と同様の障害福祉施設等も含めた事件の再発防止策を検討する特定会議体の構成員となったためであり、かかる会議体の構成員であることを除き、実施機関は本件事件に関係する業務を所管しているものではない。</p> <p>(4) よって、実施機関は、本件行政文書以外に本件請求の対象となる行政文書は管理していない。なお、解釈上、条例第3条第1項にいう「行政文書」に該当しないとした文書も存在しない。</p> <p>4 行政文書を管理する室課所の特定について 行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。また、かかる審査請求人の主張により、本件処分の適法性や正当性が左右されることもないため、審査請求の理由となることはない。</p>
審 査 請 求 年 月 日	平成 29 年 2 月 10 日
審査請求の 趣	処分の取消しを求める。
審 査 請 求 の 理 由	<p>1 条例第8条並びに第5条第1号及び第4号該当性について</p> <p>(1) 特定事件に関連する特定施設の利用者の氏名や住所を非公開とすれば、当該利用者の権利利益は侵害されないため、条例第5条第1号に該当しない。</p> <p>(2) 定事件に関する報道が過熱していたという事情等をもって、条例第5条第4号に該当するとは言えない。</p> <p>(3) 特定利用者情報を公開することにより県の事務事業に支障が生じたとしても、それは特定事件の重大性にかんがみれば当然のことであり、条例第5条第4号に規定される支障にはあたらず、むしろ公開すべきである。</p> <p>(4) 実施機関は、主権者からの問合せを支障と見なしているが、かかる主張は国民主権、公務員奉仕制を採用する現憲法の下では認められない。</p> <p>2 条例第7条該当性について 特定事件の重大性にかんがみれば、本件処分において非公開とされた情報は公開されるべきである。</p> <p>3 本件請求の対象となる文書の特定について</p> <p>(1) 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。</p> <p>(2) 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。</p> <p>4 行政文書を管理する室課所の特定について 審査請求人は、本件請求に当たり行政文書を管理する室課所の特定を強いられており、かかる対応は条例第1条等に反する。</p>
諮問年月日	平成 29 年 4 月 28 日
審 査 会 の 結 論	実施機関が、公開請求の対象となる文書として、同年9月9日付け通知文、同日付け起案文書及び同月14日付け通知文を特定の上公開し、特定情報についてその存否を明らかにすることができないとして公開請求を拒否したことは妥当である。
審 査 会 の 判 断 理 由	<p>1 本件行政文書について 本件行政文書のうち甲文書及び乙文書は、実施機関が説明するとおり、所管する指定管理施設における安全管理に関する通知を受けた実施機関が、同趣旨の通知を当該指定管理施設に発出したため、取得又は作成したものであること、丙文書は、実施機関の所属長が、特定会議体の構成員となったために取得したものであることが認められる。</p> <p>2 条例第8条並びに第5条第1号及び第4号該当性について</p> <p>(1) 条例第8条及び第5条第4号該当性について 特定利用者情報は、特定事件当時、特定事件の内容やその周辺情報から、その抽象的事実は明らかになっていたものの、その具体的内容は明らかになっていない一方で、特定事件の内容やその周辺情報に照らすと、一定程度、その内容の推測が可能な状況にあり、また、特定事件は、その特異性から、本件請求時であっても、全国的な報道が行われ、特定事情によりその報道が過熱していたことも認められる。</p> <p>このような状況を前提とすると、特定利用者情報については、公開請求の方法及び公開又は非公開とされた情報の用い方によっては、諾否決定の内容が公開であるか非公開であるかにかかわらず、非公開とすべき情報について、公開された場合と同じ結果が得られる状況にあり、現にそのような公開請求が行われていると認められ、かつ、</p>

<p>審査会の判断理由 (続き)</p>	<p>かかる情報が公開された場合、報道機関による取材により、県の特定の事務事業に支障が生じるおそれがあったと認められる。</p> <p>よって、特定利用者情報は、その存否を明らかにすること自体が、条例第5条第4号にいう「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当すると認められるため、実施機関が、条例第8条により、その存否を明らかにすることなく、公開請求を拒否したことは妥当であると判断する。</p> <p>なお、この点について、審査請求人は、特定事件の重大性にかんがみれば、特定利用者情報を公開することにより、県の事務事業に支障が生じたとしても、同号に規定される支障には当たらない旨等を主張するが、これは、同号にいう「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「適正」性に関する主張であるとも考えられるため、以下、念のために検討する。</p> <p>同号にいう「適正」性とは、非公開情報を公開することによる支障のみならず、公開することにより得られる利益をも考慮すべきとする趣旨と解されるが、当審査会が確認したところ、特定利用者情報を公開したとしても、これにより得られる情報にかんがみれば、これにより得られる利益を想定することは困難であり、仮に得られる利益があったとしてもそれは軽微なものであって、これを公開することによる支障を上回るものであると認めることは極めて困難であると言わざるを得ない。</p> <p>よって、この点に関する審査請求人の主張は採用することができず、その余の主張についても、当審査会の前記判断を覆すに足りるものは存しない。</p> <p>(2) 条例第8条及び第5条第1号該当性について</p> <p>実施機関は、特定利用者情報について、条例第8条及び第5条第1号に該当する旨説明するが、前記(1)のとおり、特定利用者情報は、条例第8条及び第5条第4号に該当すると認められるため、同条第1号該当性について判断するまでもなく、公開請求を拒否することが妥当である。</p> <p>3 条例第7条該当性について</p> <p>本件処分において非公開とされた特定利用者情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、人の生命・身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的・公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難であると言わざるを得ない。</p> <p>よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条に基づき裁量的公開をしなかったことは、妥当であると判断する。</p> <p>4 特定利用者情報に係る行政文書以外の 本件請求の対象となる文書の特定について</p> <p>審査請求人は、文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法であり、実施機関が、文書の再検索を行っておらず不当である旨主張しているが、いかなる根拠をもってかかる主張をしているかが明らかにされていない。</p> <p>他方、実施機関が、本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務に照らし適切であり、当審査会が確認したところ、特定利用者情報に係る行政文書以外の他に本件請求の対象となる文書も認められないため、本件行政文書以外に本件請求の対象となる文書はなく、文書の特定に不備はないとする実施機関の説明は、特段不自然・不合理なものとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。</p> <p>なお、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨を主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は当該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。</p> <p>5 行政文書を管理する室課所の特定について</p> <p>神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。</p> <p>これを踏まえると、審査請求人の主張については、実施機関の説明と相違があり、何</p>
<p>審査会の判断理由 (続き)</p>	<p>れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は調査審議する立場にない</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成29年8月1日</p>



情報公開審査会 答申第 650 号の概要

件名	特定事件に関する文書一部非公開の件（その 4）（諮問第 729 号）		
請求文書の概要	特定日に発生した特定事件に関する文書一切		
請求年月日	平成 28 年 9 月 23 日	諾否決定年月日	平成 28 年 11 月 18 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	神奈川県議会議長（議会局総務課）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号及び第 4 号		
非公開理由	<p>1 処分の内容</p> <p>実施機関は、平成 28 年 11 月 18 日付けで、同年 7 月 26 日から同年 9 月 15 日までの間に県議会議員に送付した県記者発表資料等の周知を行った電子メール全 30 件（以下「本件行政文書」という。）を対象文書として特定の上、電子メールに記載された特定県議会議員の電子メールアドレス並びに実施機関の職員用電子メールアドレス及び業務用電子メールアドレス（以下、総称して「本件非公開情報」という。）については、一般に公にしている電子メールアドレスであって、公開することにより県の事務事業に支障を生ずるおそれがあるとして条例第 5 条第 4 号を理由に非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。</p> <p>(1) 条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>特定県議会議員の電子メールアドレスは、特定県議会議員の氏名とともに記載されたものであり、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであるため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。</p> <p>また、当該電子メールアドレスについては、当該議員本人のホームページにおいて公開されているものとは別のものであり、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報でもないことから、同号ただし書イには該当せず、その内容にかんがみれば、同号ただし書ア、ウ及びエのいずれにも該当しないことは明らかである。</p> <p>(2) 条例第 5 条第 4 号該当性について</p> <p>本件非公開情報は、一般に公にしているものであって、これらを公開することにより、悪意のある第三者からのウィルス付きメールを送りつけられること等により、県の庁内ネットワークシステムに深刻な被害をもたらされる危険性を高め、実際に被害が生じた場合には、職務上甚大な支障が生じるばかりか、影響が外部に及べば、行政機関としての信頼が著しく失墜するおそれがある。</p> <p>また、業者によるダイレクトメールやウィルスメールなどの到達のおそれが増大するなど、当該職員の業務及び所属業務の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれもある。</p> <p>よって、本件非公開情報は、条例第 5 条第 4 号に該当する。</p> <p>2 条例第 7 条該当性について</p> <p>本件非公開情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながることを認めるとは困難である。</p> <p>よって、かかる情報は、条例第 7 条の適用の基礎を欠くものであり同条を適用し裁量的公開を行うべきものではない。</p> <p>3 本件請求の対象となる文書の特定について</p> <p>(1) 実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおりその特定に遺漏はない。</p> <p>(2) 実施機関は、議員の身分、儀式及び接遇、議長・副議長の秘書、議員の表彰、議員の福利厚生、広報広聴、議会の情報公開、議員の資産公開、職員の人事、議会の使用する室の管理、公印の管理並びに文書の收受、発送、編集及び保管を所管している。</p> <p>(3) 実施機関が本件行政文書を管理していたのは、広報広聴事務の一環として、保健福祉局が作成した記者発表資料を県議会議員に周知するため、これを電子メールにより送付したからである。</p> <p>(4) 実施機関の所掌事務は前記(2)のとおりであり、他に特定事件に直接的に関係する業務は何ら所掌していないことから、本件行政文書以外に本件請求の対象となる行政文書は管理していない。</p>		

非公開理由 ( 続 き )	<p>なお、解釈上、条例第 3 条第 1 項にいう行政文書に該当しないとした文書も存在しない。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 行政文書を管理する室課所の特定について 行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。</p> <p>また、かかる審査請求人の主張により、本件処分の適法性や正当性が左右されることもないため、審査請求の理由となることはない。</p> <p>(2) 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について 審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-R に記録したものを交付すべきであること、また、条例第 15 条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第 1 条等に反する旨主張するが、かかる主張は、本件処分の適法性を左右するものではない。</p> <p>したがって、この点が審査請求の理由となることはない。</p>
審査請求年月日	平成 29 年 2 月 20 日
審査請求の旨	処分の取消しを求める
審査請求の理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号該当性について 特定県議会議員の電子メールアドレスは、明らかに条例第 5 条第 1 号ただし書ウに該当する。</p> <p>2 条例第 5 条第 4 号該当性について</p> <p>(1) 県議会議員及び県職員は、主権者からの問合せには真摯に応じるべきであって、事件の重大性にかんがみても、問合せ等に真摯に対応することは当然の責務であって、事務事業の適正な遂行に対する支障というべきものではない。</p> <p>(2) 迷惑メールは、迷惑メールフォルダやウィルス対策ソフトやセキュリティソフトの利用等により十分な対策が講じられているところであり、実施機関の説明は、国民主権、公務員奉仕制を採用する現憲法下では認められない。</p> <p>3 本件請求の対象となる文書の特定について</p> <p>(1) 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。</p> <p>(2) 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。</p> <p>4 理由付記の不備について 本件処分の際に摘示された非公開理由の摘示は不十分である。</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 行政文書を管理する室課所の特定について 審査請求人は、本件請求にあたり行政文書を管理する室課所の特定を強いられており、かかる対応は条例第 1 条等に反する。</p> <p>(2) 公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-R に記録したものを交付すべきである。</p> <p>(3) 行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第 1 条等に反する。</p>
諮問年月日	平成 29 年 5 月 9 日
審査会の結論	本件処分は妥当である。
審査会の判断理由	<p>1 本件行政文書について 当審査会が確認したところ、本件行政文書は、実施機関が説明するとおり、平成 29 年 7 月 26 日から同年 9 月 15 日までの間に、電子メールにより県議会議員に送付した県記者発表資料等であることが認められる。</p> <p>2 条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>(1) 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 当審査会が確認したところ、特定県議会議員の電子メールアドレスは、当該議員の氏名とともに記載されたものであるため、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることは明らかである。</p> <p>よって、特定県議会議員の電子メールアドレスは、同号本文に該当すると判断する。</p> <p>(2) 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について ア 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について</p>

当審査会が確認したところ、特定県議会議員の電子メールアドレスは、実施機関が説明するとおり、当該議員のホームページにおいて掲載されているものとは別のものであるため、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。

よって、同号ただし書イには該当しないと判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

この点について、審査請求人は、特定県議会議員の電子メールアドレスが同号ただし書ウに該当する旨主張するが、同号ただし書ウに該当するというためには、公務員等の職務遂行に関する情報であって、当該公務員等の職又は職務遂行の内容に係る情報であることが必要であるところ、電子メールアドレスは、公務員の職に関する情報でないことは明らかであり、また、職務遂行の内容に関するものでもないことは明らかである。

よって、この点に関する審査請求人の主張は採用することができず、特定県議会議員の電子メールアドレスは、同号ただし書ウには該当しないと判断する。

ウ 条例第5条第1号ただし書ア及びエ該当性について

特定県議会議員の電子メールアドレスは、条例第5条第1号ただし書ア及びエのいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、特定県議会議員の電子メールアドレスは、同号ただし書ア及びエのいずれにも該当しないと判断する。

3 条例第5条第4号該当性について

実施機関は、特定県議会議員の電子メールアドレスについて、条例第5条第4号に該当する旨説明するが、前記2のとおり、かかる情報は、同条第1号に該当すると認められるため、同条第4号該当性について判断するまでもなく、非公開とすることが妥当である。

そこで、以下においては、本件非公開情報のうち、実施機関の職員用電子メールアドレス及び業務用電子メールアドレスについて、同号該当性を検討する。

実施機関が説明するとおり、一般に公にしていな電子メールアドレスを公開した場合には、当該電子メールアドレスが職員用であるか業務用であるかを問わず、悪意のある第三者からのウィルス付きメールや不必要なダイレクトメールを送付されるおそれが高まり、ウィルス付きメールが送付された場合あつては県の庁内ネットワークシステムに支障を生ぜしめ、不必要なダイレクトメールを送付された場合にあつては当該電子メールアドレスが県庁外の者との通信手段として事実上使用できなくなる等、県の事務事業の実施に支障を生ぜしめるおそれが認められる。

よって、実施機関の職員用電子メールアドレス及び業務用電子メールアドレスについては、条例第5条第4号に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は、迷惑メールはウィルス対策ソフトやセキュリティソフトの利用等により十分な対策が講じられており、国民主権、公務員奉仕制を採用する現憲法下では、実施機関の説明は認められない旨等主張するが、ウィルス対策ソフトやセキュリティソフトによっても迷惑メールの送信自体を止めることはできないことから、業務に支障を生じるおそれを取り除くことはできず、また、その余の主張についても前記判断を覆すに足りるものはないため、採用することはできない。

4 条例第7条該当性について

(1) 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益上」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、個人の生命、身体の安全等を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。

(2) これを本件について見ると、本件非公開情報は、いずれも電子メールアドレスをその内容とするものであることから、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条に基づき裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。

5 本件請求の対象となる文書の特定について

審査請求人は、文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法であり、実施機関が文書の再検索を行っておらず不当である旨主張しているが、いかなる根拠をもってかかる主張をしているかが明らかにされていない。

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>他方、実施機関が、本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務に照らし適切であり、当審査会が確認したところ、他に本件請求の対象となる文書も認められないため、本件行政文書以外に本件請求の対象となる文書はなく、文書の特定に不備はないとする実施機関の説明は、特段不自然・不合理なものとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。</p> <p>なお、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨を主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は当該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。</p> <p>6 その他</p> <p>審査請求人は、本件請求に際して行政文書を管理する室課所の特定を強いられたこと、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきこと、行政文書の写し等の交付に要する費用の定めが、条例第1条等に反する旨を主張しているため、以下、この点について検討する。</p> <p>神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。</p> <p>これを踏まえると、審査請求人の行政文書を管理する室課所の特定に係る主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められ、また、その余の主張についても本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、いずれの主張についても調査審議する立場にない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成29年9月6日</p>

情報公開審査会 答申第 651 号の概要

件名	特定事件に関する文書一部非公開の件（その6）（諮問第 731 号）		
請求文書の概要	特定日に発生した特定事件に関する文書一切		
請求年月日	平成 28 年 9 月 23 日	諾否決定年月日	平成 28 年 11 月 21 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	神奈川県知事（産業人材課）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 4 号		
非公開理由	<p>1 処分の内容</p> <p>実施機関は、平成 28 年 11 月 21 日付けで、同年 9 月 15 日付けメール（以下「甲文書」という。）、同月 14 日付けメール（以下「乙文書」という。）、同年 8 月 17 日付けメール（以下「丙文書」という。）、同日付け特定会議資料（以下「丁文書」という。）、同年 7 月 29 日付けメール（以下「戊文書」という。）、同日付け起案文書（以下「己文書」という。）、同月 27 日付け起案文書（以下「庚文書」という。）及び同年 8 月 8 日から同年 9 月 23 日までの間に神奈川県産業労働局長（以下「産業労働局長」という。）に送付した記者発表資料等全 36 件（以下「辛文書」という。）（以下「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、丁文書に記載された特定事務に関するスケジュール（以下「本件非公開情報」という。）について、公開することにより、県の事務事業に支障が生ずるおそれがあるとして、条例第 5 条第 4 号を理由に非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行ったが、その詳細は次のとおりである。</p> <p>本件非公開情報は、特定事件の関係者にも関係する県の特定事務に関するスケジュールであるところ、当該特定事務は、特定事件の関係者との調整なくしてなしえないものであるが、かかる調整を行う前段階の全くの未確定情報として記載されているにもかかわらず、その記載態様から、あたかも確定情報であるかのように読み取れるものである。そのため、本件非公開情報を公開した場合、特定事件の関係者に対し、県が当該特定事務の実施を独断で決定しているような誤解を与え、特定事件の関係者との信頼関係を失うおそれがあり、当該特定事務の遂行に支障を生じるおそれがあるのみならず、特定事件に関する事後対応全般にわたり、支障を生ぜしめるおそれがある。</p> <p>よって、本件非公開情報は、条例第 5 条第 4 号に該当する。</p> <p>2 条例第 7 条該当性について</p> <p>本件非公開情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難である。</p> <p>よって、かかる情報は、条例第 7 条の適用の基礎を欠くものであり、同条を適用し裁量的公開を行うべきものではない。</p> <p>3 本件請求の対象となる文書の特定について</p> <p>(1) 実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおりその特定に遺漏はない。</p> <p>(2) 実施機関は、技術及び技能人材の育成に関すること、職業能力開発計画の策定に関すること、事業主等の行う職業訓練に係る認定、指導及び補助に関すること、職業訓練指導員の試験及び免許に関すること、技能検定及び技能照査に関すること、技能者の表彰に関すること、産業技術短期大学校、総合職業技術校及び障害者職業能力開発校に関すること並びに職業能力開発協会に関することを所管している。</p> <p>(3) 実施機関が、本件行政文書のうち、甲文書、乙文書、丙文書及び丁文書を管理していたのは実施機関が所管する神奈川障害者職業能力開発校の施設管理の安全性を確保するという観点から、特定事件の対応を検討する特定会議に参加していたためであり、己文書及び庚文書を管理していたのは特定事件の発生を受けて厚生労働省が発出した障害者職業能力開発校の安全確保に関する通知を収受した実施機関が、当該内容を周知する目的で神奈川障害者職業能力開発校等に通知を発出したためであり、戊文書を管理していたのはこれらの通知を発出したことを産業労働局長に報告したためであり、辛文書を管理していたのは特定事件に関する県記者発表資料を産業労働局長に提供したためである。</p>		

<p>非公開理由 ( 続き )</p>	<p>(4) 実施機関の所掌事務は前記(2)のとおりであり、他に特定事件に直接的に関係する業務を所管しているものではなく、特定会議への参加も神奈川障害者職業能力開発校を所管していたことによるもので、実質的に当該施設の安全性を確保するための情報共有という観点から参加していたにすぎない。</p> <p>また、神奈川障害者職業能力開発校の役割は、障害がある方で就労の意思がある方に職業訓練を行うとともに、企業への就職支援を行う施設であり、特定事件が発生した施設とはその役割が大きく異なるものである。</p> <p>したがって、実施機関は、戊文書、己文書及び庚文書以外に特定事件を受けて、特に通知を発したという事実は存在せず、また、特定会議に参加するに当たって新たに文書を作成するといったこともないことから、本件行政文書以外に、本件請求の対象となる行政文書は管理していない。</p> <p>なお、解釈上、条例第3条第1項にいう行政文書に該当しないとした文書も存在しない。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 行政文書を管理する室課所の特定について</p> <p>行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。</p> <p>また、かかる審査請求人の主張により、本件処分の適法性や正当性が左右されることもないため、審査請求の理由となることはない。</p> <p>(2) 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について</p> <p>審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきであること、また、郵送により行う場合には、定形外郵便より安価なレターパック等によるべきであること、さらに、条例第15条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第1条等に反する旨主張するが、かかる主張は、本件処分の適法性を左右するものではない。</p> <p>したがって、この点が審査請求の理由となることはない。</p>
<p>審査請求 年 月 日</p>	<p>平成 29 年 2 月 20 日</p>
<p>審査請求の 趣 旨</p>	<p>処分の取消しを求める</p>
<p>審査請求の 理 由</p>	<p>1 条例第5条第4号該当性について</p> <p>実施機関は、本件非公開情報が条例第5条第4号に該当する旨説明するが、次のとおりかかる説明には理由がない。</p> <p>(1) 本件非公開情報が記載された文書は「全体スケジュール」と題されたものであり、あくまで予定であって変更があり得るという趣旨が示されており、本件非公開情報が確定情報であるとは読み取れない。</p> <p>(2) 仮に確定情報と読み取られるとしても、当該スケジュールは特定事件の関係者と調整済みと推測される。</p> <p>(3) 他のスケジュールについては公開されており、実施機関が説明する条例第5条第4号にいう支障のおそれは現実のものとなっていない。にもかかわらず、特定事務の抽象的な性質も説明しないことは、整合性が破綻しており、明らかに不自然かつ不合理である。</p> <p>(4) 本件非公開情報には、特定事件の関係者を蔑視する差別的表現が記載されているのではないかと強く懸念している。</p> <p>2 本件請求の対象となる文書の特定について</p> <p>(1) 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。</p> <p>(2) 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。</p> <p>3 理由付記の不備について</p> <p>本件処分の際に摘示された非公開理由の摘示は不十分である。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 行政文書を管理する室課所の特定について</p> <p>審査請求人は、本件請求に当たり行政文書を管理する室課所の特定を強いられており、かかる対応は条例第1条等に反する。</p> <p>(2) 公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写</p>

<p>審査請求の理由 (続き)</p>	<p>しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。 (3) 郵送により行政文書の写し等の交付を行う場合には、定形外郵便より安価なレターパック等によるべきである。 (4) 行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。</p>
<p>諮問年月日</p>	<p>平成29年5月15日</p>
<p>審査会の結論</p>	<p>本件処分は妥当である。</p>
<p>審査会の判断理由</p>	<p>1 本件行政文書について 当審査会が確認したところ、本件行政文書のうち甲文書、乙文書、丙文書及び丁文書は、実施機関が参加した特定会議に係る文書であり、甲文書は特定会議への出欠通知であり、乙文書及び丙文書は特定会議の開催通知であり、丁文書は特定会議で配付された会議資料であることが認められる。 また、己文書及び庚文書は、特定事件の発生を受けて厚生労働省が発出した障害者職業能力開発校の安全確保に関する通知を踏まえ、実施機関が当該通知の内容を所管する神奈川障害者職業能力開発校等に周知するための起案文書であり、戊文書はかかる通知を発出したことを産業労働局長に報告したものであることが認められる。 さらに、辛文書は平成29年8月8日から同年9月23日までの間に産業労働局長に提供した記者発表資料等全36件であることが認められる。</p> <p>2 条例第5条第4号該当性について 実施機関が説明するとおり、当該特定事務は、特定事件の関係者との調整なくしてなしえないものであるが、その記載態様にかんがみると、当該スケジュール作成時にあって、既に特定事務の実施が確定したものであるかのように読み取れるものであると認められる。したがって、かかる情報を公開した場合、特定事件の関係者の意向とは関係なく、県が独断で特定事務の実施を決定したとの誤解を特定事件の関係者に与え、特定事件の関係者との信頼関係を失うおそれがあると認められる。かかる場合、当該特定事務の遂行に支障が生じるおそれがあるのみならず、特定事件の関係者との調整なくしてはなしえない特定事件に関する事後対応全般にわたり、支障を生ぜしめるおそれがあると認められることから、本件非公開情報は、条例第5条第4号に該当すると判断する。 なお、この点について、審査請求人は、他のスケジュールは公開されているにもかかわらず、特定事務に関するスケジュールのみ非公開とされ、かつ、特定事務の抽象的な性質の説明がないことは明らかに不自然かつ不合理である旨等主張するが、当審査会が確認したところ、特定事務は、他に公開されている事務とはその性質を大きく異にするものであり、特定事務の内容に照らせば、その内容を抽象的にでも説明すると、他の情報と照合することにより、その内容が明らかとなると認められることから、実施機関の説明に不合理な点はなく、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。</p> <p>3 条例第7条該当性について 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益上」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、個人の生命、身体の安全等を越えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。 これを本件について見ると、本件非公開情報は、特定事務のスケジュールをその内容とするものであることから、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を越えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、極めて困難であると言わざるを得ない。 よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条に基づき裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。</p> <p>4 本件請求の対象となる文書の特定について 審査請求人は、文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法であり、実施機関が文書の再検索を行っておらず不当である旨主張しているが、いかなる根拠をもってかかる主張をしているかが明らかにされていない。 他方、実施機関が、本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務の範囲に照らし適切であり、当審査会が確認したところ、他に本件請求の対象となる文書も認められないため、本件行政文書以外に本件請求の対象となる文書はなく、文書の特定に不備はないとする実施機関の説明は、特段不自然・不合理なものとは認められず、これを覆すに足る事情も認められない。</p>

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>なお、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨を主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は当該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。</p> <p>5 その他</p> <p>審査請求人は、本件請求に際して行政文書を管理する室課所の特定を強いられたこと、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきこと、郵送により交付する際には定形外郵便より安価なレターパックライト等により交付すべきこと及び行政文書の写し等の交付に要する費用の定めが、条例第1条等に反する旨を主張しているため、以下、この点について検討する。</p> <p>神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諸否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。</p> <p>これを踏まえると、審査請求人の行政文書を管理する室課所の特定に係る主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められ、また、その余の主張についても本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、いずれの主張についても調査審議する立場にない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成29年9月6日</p>



情報公開審査会 答申第 652 号の概要

件名	特定事案に関する県と特定自治体間における協議等に係る記録一部非公開の件 (諮問第 717 号)		
請求文書の概要	特定事案に関し、県と特定自治体間で行われた協議等に係る記録		
請求年月日	平成 28 年 10 月 11 日	諾否決定年月日	平成 28 年 12 月 7 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	神奈川県知事(都市計画課)
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第 1 号及び第 2 号		
公開等の理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号該当性について 公務員ではない特定人の名前が記載されており、個人識別情報であるため、条例第 5 条第 1 号に該当する。</p> <p>2 条例第 5 条第 2 号該当性について 特定法人の営業活動に関する情報が記録されており、公開することにより、当該法人の正当な利益を害することとなるため、条例第 5 条第 2 号に該当する。</p> <p>3 文書不存在について (1) 平成 21 年 4 月 1 日から平成 28 年 10 月 11 日までの間における文書 平成 21 年 4 月 1 日から平成 28 年 10 月 11 日までは、対象となる文書を作成も取得もしていないため、不存在である。 (2) 平成 21 年 3 月 31 日以前の文書 平成 21 年 3 月 31 日以前の対象となる文書は不存在であるが、作成又は取得したかについては確認することができない。</p>		
審査請求年月日	平成 28 年 12 月 28 日		
審査請求の趣旨	処分の取消しを求める		
審査請求の理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号該当の点について 公人に関する情報のはずであり、公開すべきである。</p> <p>2 条例第 5 条第 2 号該当の点について 法人名以外の情報であれば、公開すべきである。</p> <p>3 文書不存在の点について 次のとおり、県と特定自治体間で打合せが存在するはずであり、当該打合せに関する記録を特定の上、公開すべきである。 (1) 平成 23 年 7 月 5 日打合せ (2) 平成 25 年 8 月 15 日打合せ (3) 平成 25 年 8 月 23 日打合せ (4) 平成 23 年 8 月 17 日打合せ (5) 平成 19 年 8 月 10 日打合せ (6) 平成 19 年 11 月 16 日打合せ (7) 平成 20 年 3 月 24 日打合せ</p>		
諮問年月日	平成 29 年 2 月 10 日		
審査会の結論	本件処分は妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号該当性について (1) 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 本件氏名は、特定人の氏名であることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることは明らかであり、同号本文に該当すると判断する。</p> <p>2 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について (1) 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について 審査請求人は、本件氏名は、公務員の氏名であることから公開すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、本件氏名は、公務員ではない特定法人の一従業員の氏名であり、公にされている事実もないことから、「慣行として公にされ、又は公にする</p>		

審査会の  
判断理由  
(続き)

- ことが予定されている情報」には該当しないことが認められる。  
よって、本件氏名は、同号ただし書イに該当しないと判断する。
- (2) 条例第5条第1号ただし書ア、ウ及びエ該当性について  
本件氏名は、その情報の性質にかんがみれば、条例第5条第1号ただし書ア、ウ及びエのいずれにも該当しないことは明らかである。
- 3 条例第5条第2号本文該当性について  
(1) 条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。  
そこで、本件発言の同号本文該当性について、以下、検討する。  
(2) 当審査会が確認したところ、本件発言は特定法人の特定事業に関する特定自治体への要望及び意向並びに特定法人に対する他法人からの要望が特定自治体の職員の発言として記載されているものである。これらの発言は、伝聞情報であり、特定法人の要望や意向等が確実に反映されたものかどうかは確認ができない。  
特定法人の特定事業については、周辺住民の間に特定事業に関する賛否等様々な意見が顕在化していることを考慮すると、本件発言を公開することで、特定法人の特定事業に係る特定自治体への要望及び意向等が周辺住民の誤解や憶測を呼び、混乱が予想され、特定法人が特定事業を計画し遂行する上で支障が生じることから、特定法人の正当な利益を害するおそれがあると認められる。  
よって、本件発言は条例第5条第2号本文に該当すると判断する。  
(3) なお、審査請求人は、特定法人の名称だけ非公開にすれば法人に不利益は生じない旨主張しているが、前記の特定法人の不利益は、特定法人の名称を非公開にただけでは回避できないと考えられるため、審査請求人のかかる主張は採用できない。
- 4 条例第5条第2号但し書該当性について  
もっとも、条例第5条第2号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」は公開すべき旨を規定している。  
そこで、前記アにおいて、同号本文に該当すると判断した本件発言の同号ただし書該当性について、以下、検討する。  
同号ただし書は、人の生命、身体等への危害等が現に生じ又は将来発生することが予想される状態が存在している場合であって、当該情報を公開することにより保護される人の生命、身体等の利益と、これを公開しないことにより保護される法人等の権利利益とを比較衡量し、前者を保護する必要性が、後者のそれを上回るときには、当該情報を公開することとしているものと解される。  
当審査会が確認したところ、本件発言は、これを公開したとしても、人の生命、身体等の利益の保護につながると認めることは困難である。  
よって、前記3において、同号本文に該当するとした本件発言は、同号ただし書には該当しないと判断する。
- 5 条例第5条第4号該当性について  
(1) 本件発言について、実施機関は、条例第5条第4号に該当する旨説明しているところ、前記(3)のとおり、本件発言は、同条第2号に該当すると認められるため、同条第4号該当性について判断する必要性はないが、念のために判断すると、次のとおりである。  
(2) 条例第5条第4号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。  
同号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、同号の柱書に該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似、又は関連する情報も含まれるものと解される。  
(3) 前記(3)のとおり、本件発言は、伝聞情報であり、特定法人の要望や意向等が確実に反映されたものかどうかは確認ができない。また、特定法人の特定事業については、周辺住民の間に特定事業に関する賛否等様々な意見が顕在化している。かかる点を考

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>慮すると、本件発言を公開することで、県及び特定自治体間の今後の率直な意見交換が困難になるおそれがあると認められる。</p> <p>よって、本件発言は条例第5条第4号に該当する。</p> <p>6 本件行政文書の特定について 本件行政文書の特定について、次のとおりその特定に遺漏はないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。</p> <p>(1) 文書R、文書S及び文書Tについて これらの文書について、実施機関は、審査請求人に架電し確認したところ、本件請求の対象とすることは不要であるとの意向があったため、本件請求の対象外とした旨説明している。</p> <p>審査請求人は、本件請求の趣旨は県と特定自治体間の協議に係るすべての文書である旨主張しているが、当審査会が確認したところ、実施機関が審査請求人に架電し確認した際、これらの文書を本件請求の対象とすることは不要であるとの意向を確認した記録が残っていることから、この点に関する実施機関の説明に、特段不合理な点は認められない。</p> <p>(2) 文書C、文書E、文書K、文書L、文書M、文書O及び文書Qについて 実施機関は、これらの文書に係る打合せに実施機関の担当職員が出席していないため、当該文書は作成しておらず、不存在である旨説明している。</p> <p>当審査会が確認したところ、これらの文書に係る打合せの議事次第に実施機関の担当職員が出席している旨の記載がないことから、この点に関する実施機関の説明に、特段不合理な点は認められない。</p> <p>(3) 文書D、文書F及び文書Gについて ア これらの文書について、実施機関は、保存期間は5年であり、仮に文書の作成又は取得があった場合であっても、既に公文書館に引渡しがなされていることから不存在である旨説明しているため、以下、この点について検討する。</p> <p>イ 文書D、文書F及び文書Gについて作成又は取得があった場合、打合せが平成19年度に開催されていることから、平成19年度に作成し又は取得した文書となる。</p> <p>ウ 実施機関は、神奈川県行政文書管理規則（以下「規則」という。）第4条第4項に規定するファイル基準表により、これらの文書の保存期間を5年としていることが認められる。</p> <p>エ 当審査会が確認したところ、保存期間を満了した文書は、規則第15条第1項に基づき公文書館に引き渡すこととされ、引き渡された行政文書は、神奈川県立公文書館条例第4条第1項及び第2項の規定に基づき、知事が定める基準により歴史資料として重要なものを選別の上保存し、その余については速やかに廃棄することとされている。また、条例第3条第1項第2号では、公文書館で保存している資料については、公開請求の対象となる「行政文書」には該当しない旨が定められている。</p> <p>オ これを文書D、文書F及び文書Gについてみると、作成又は取得があったとしても平成19年度であるから、平成19年度処理済文書として、平成25年3月31日まで5年間実施機関において保存された後、公文書館に引き渡されるのが規則に即した処理である。そして、公文書館に引き渡された文書については、歴史資料として保存又は廃棄のいずれであっても文書不存在となることが認められる。</p> <p>カ このことから、実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。</p> <p>(4) 文書H、文書I、文書J、文書N及び文書Pについて これらの文書について、実施機関は、打合せが実施機関の意思決定に関わるものではなく、軽易な打合せであることから、作成していなかったため不存在である旨説明している。</p> <p>当審査会が確認したところ、これらの文書に係る打合せは、打合せの名称が明確でないものや事前相談にすぎず、実施機関が記録を作成するまでの内容には至らないと判断した軽易な打合せであることから、実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成29年9月27日</p>

情報公開審査会答申第 653 号の概要

件名	特定協議会の設立に関する文書不存在の件（諮問第 718 号）		
請求文書の概要	特定協議会の設立に関する文書		
請求年月日	平成 28 年 12 月 28 日	諾否決定年月日	平成 29 年 1 月 11 日
諾否の決定内容	不存在	実施機関	神奈川県知事（都市計画課）
非公開根拠条項	—		
非公開理由	<p>1 平成21年4月1日以降の文書 平成21年4月1日以降に、請求対象となった行政文書は作成も取得もしていないため、不存在である。</p> <p>2 平成21年4月31日以前の文書 平成21年4月31日以前の文書として、請求対象となった文書は存在していないが、作成又は取得していたかについては不明である。</p>		
審査請求年月日	平成 29 年 1 月 16 日		
審査請求の趣旨	処分の取消しを求める		
審査請求の理由	特定協議会は平成 6 年 2 月 18 日に設立総会が開催され、県都市計画課長や政策調整室長が当該特定協議会の委員とされており、処分理由は公開拒否の理由足りえない。		
諮問年月日	平成 29 年 2 月 17 日		
審査会の結論	本件処分は妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 本件対象文書の存否について</p> <p>(1) 本件対象文書について、実施機関は、保存期間は 5 年であり、仮に文書の作成又は取得があった場合であっても、既に公文書館に引渡しがなされていることから不存在である旨説明しているため、以下、この点について検討する。</p> <p>(2) 特定協議会の設立総会の開催は平成 6 年 2 月 18 日であるから、本件対象文書は、平成 5 年度に作成し又は取得した文書となる。</p> <p>(3) 実施機関は、神奈川県行政文書管理規則（以下「規則」という。）第 4 条第 4 項に規定するファイル基準表により、本件対象文書の保存期間を 5 年としていることが認められる。</p> <p>(4) 当審査会が確認したところ、保存期間を満了した行政文書は、規則第 15 条第 1 項に基づき公文書館に引き渡すこととされ、引き渡された行政文書は、神奈川県立公文書館条例第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、知事が定める基準により歴史資料として重要なものを選別の上保存し、その余については速やかに廃棄することとされている。また、条例第 3 条第 1 項第 2 号では、公文書館で保存している文書については、公開請求の対象となる「行政文書」には該当しない旨が定められている。</p> <p>(5) これを本件対象文書についてみると、作成又は取得があったとしても平成 5 年度であるから、平成 5 年度処理済文書として、平成 11 年 3 月 31 日までの 5 年間実施機関において保存された後、公文書館に引き渡されるのが規則に即した処理である。そして、公文書館に引き渡された文書については、歴史資料として保存又は廃棄のいずれであっても文書不存在となることが認められる。</p> <p>(6) このことから、実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。</p>		
答申年月日	平成 29 年 9 月 27 日		

情報公開審査会答申第 654 号の概要

件名	特定協議会の改組に関する文書不存在の件（諮問第 719 号）		
請求文書の概要	特定協議会の改組に関する文書		
請求年月日	平成 28 年 12 月 28 日	諾否決定年月日	平成 29 年 1 月 11 日
諾否の決定内容	不存在	実施機関	神奈川県知事（都市計画課）
非公開根拠条項	—		
非公開理由	<p>1 平成21年4月1日以降の文書 平成21年4月1日以降に、請求対象となった行政文書は作成も取得もしていないため、不存在である。</p> <p>2 平成21年4月31日以前の文書 平成21年4月31日以前の文書として、請求対象となった文書は存在していないが、作成又は取得していたかについては不明である。</p>		
審査請求年月日	平成 29 年 1 月 16 日		
審査請求の趣旨	処分の取消しを求める		
審査請求の理由 〔反論書の内容含む〕	特定協議会は、平成 10 年 3 月 25 日の臨時総会において、改組することが了承されており、当該臨時総会には県職員が会長として出席していることから、処分理由は公開拒否の理由足りえない。		
諮問年月日	平成 29 年 2 月 17 日		
審査会の結論	本件処分は妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 本件対象文書の存否について</p> <p>(1) 本件対象文書について、実施機関は、保存期間は 5 年であり、仮に文書の作成又は取得があった場合であっても、既に公文書館に引渡しがなされていることから不存在である旨説明しているため、以下、この点について検討する。</p> <p>(2) 特定協議会の改組のための臨時総会の開催は平成10年3月25日であるから、本件対象文書は、平成9年度に作成し又は取得した文書となる。</p> <p>(3) 実施機関は、神奈川県行政文書管理規則（以下「規則」という。）第4条第4項に規定するファイル基準表により、本件対象文書の保存期間を5年としていることが認められる。</p> <p>(4) 当審査会が確認したところ、保存期間を満了した行政文書は、規則第15条第1項に基づき公文書館に引き渡すこととされ、引き渡された行政文書は、神奈川県立公文書館条例第4条第1項及び第2項の規定に基づき、知事が定める基準により歴史資料として重要なものを選別の上保存し、その余については速やかに廃棄することとされている。また、条例第3条第1項第2号では、公文書館で保存している文書については、公開請求の対象となる「行政文書」には該当しない旨が定められている。</p> <p>(5) これを本件対象文書についてみると、作成又は取得があったとしても平成9年度であるから、平成9年度処理済文書として、平成15年3月31日まで5年間実施機関において保存された後、公文書館に引き渡されるのが規則に即した処理である。そして、公文書館に引き渡された文書については、歴史資料として保存又は廃棄のいずれであっても文書不存在となることが認められる。</p> <p>(6) このことから、実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。</p>		
答申年月日	平成 29 年 9 月 27 日		

情報公開審査会答申第 655 号の概要

件名	特定の不当労働行為救済申立書等一部非公開の件（諮問第 722 号）		
請求文書の概要	特定不当労働行為事件（以下、「本件事件」という。）の審査手続において当事者が提出した不当労働行為救済申立書、答弁書、準備書面、及び取下書（以下「本件行政文書」と総称する。）		
請求年月日	平成 29 年 1 月 16 日	諾否決定年月日	平成 29 年 3 月 8 日
諾否の決定内容	一部公開	実施機関	労働委員会（審査調整課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 4 号柱書		
非公開理由	<p>1 条例第 5 条第 4 号柱書該当性について</p> <p>審査請求人が平成 29 年 1 月 16 日付けで行った行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）において対象とされた本件行政文書は、不当労働行為の審査手続において当事者が労働委員会に提出した文書である。</p> <p>準司法機関たる労働委員会が本件行政文書を公開すると、当事者を第三者の批判等にさらすことになり、これまでのように労働委員会と当事者との信頼関係のもとで当事者が安心して十分な主張、立証活動を行うことが困難になる。その結果として、労働委員会は誤った事実関係に基づいて事務を遂行することとなるおそれがある。このことは、本件事件の当事者のみならず、継続中の別事件で当事者となっている者、また、新たに不当労働行為の救済申立てを行う者に対しても同様であるから、本件事件が終結したか否かは関係がない。</p> <p>以上のことから、本件行政文書のうち今後の継続的な労働委員会の事務遂行に支障を生ずるおそれがある部分については条例第 5 条第 4 号柱書に該当する。</p> <p>2 理由付記について</p> <p>行政手続法が行政処分にあたって十分な理由付記を求める趣旨は、被処分者に反論の機会を与えることにある。請求人が、本件処分にかかる理由のいずれの部分について、瑕疵があると主張するのかわ定かではないが、その記載内容について、労働委員会は非公開の根拠となる条例の条文を明示し、規範を提示したうえで、個別具体的にあてはめを行っており、請求人の反論の機会を封じるような瑕疵があるとはいえない。</p>		
審査請求年月日	平成 29 年 3 月 21 日		
審査請求の趣旨	処分の取消しを求める		
審査請求の理由	<p>1 条例第 5 条第 4 号柱書該当性について</p> <p>平成 28 年 11 月 9 日付け取下書により本件事件は終結しているのであるから、本件行政文書を全面黒塗りで一部公開とすることは不当である。</p> <p>処分庁は、独自見解を縷々述べて、本件行政文書が条例第 5 条第 4 号柱書に該当すると主張するが、非公開部分が同号のア、イ、ウ、エのいずれに該当するのかが明示されていない上、非公開情報の範囲を過度に拡大して、全面非開示に近い一部開示決定を行った。この点については、審査請求人の言を待つまでもなく、情報公開制度の基本理念についての理解を欠いたものと指摘せざるを得ない。</p> <p>2 理由付記について</p> <p>処分庁の公開を拒む説明は不十分であり、原処分は条例第 10 条（公開請求に対する決定等）第 3 項及び神奈川県行政手続条例第 8 条（理由の提示）に違反している。審査庁においては、理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由が、不開示決定の通知書面の記載自体から知り得るものでなければならない。</p> <p>3 その他</p> <p>条例 16 条第 1 項第 2 号に該当する場合、審査会に諮問せずに審査庁が裁決を行うことになる解釈できるので、審査庁に対し、審査会の諮問をすることなく「当該審査請求に係る行政文書の全部を公開すべきである。」との裁決を求める。</p>		
諮問年月日	平成 29 年 4 月 14 日		
審査会の結論	<p>1 条例第 5 条第 4 号柱書該当性について</p> <p>(1) 条例第 5 条第 4 号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を</p>		

<p>審査会の論 結 ( 続 き )</p>	<p>及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとしている。</p> <p>そして、同号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、これらに該当する情報のほか「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」も同号柱書により非公開とされ、かかる情報には、同条各号に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。</p> <p>(2) これを本件についてみると、実施機関が説明するとおり、本件非公開情報を労働委員会の側から公開することで、当事者が公開されることを意識して具体的な事実や率直な意見を主張しなくなる等、主張が形骸化することで、労働委員会と当事者との信頼関係のもと、当事者が安心して十分な主張、立証活動を行うことを困難にし、これにより、労働委員会は労使関係を正確に把握することができず、誤った前提のもと事務を遂行することとなるおそれがあり、今後継続的な労働委員会の不当労働行為に関する審査事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。</p> <p>よって、本件非公開情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。</p> <p>なお、審査請求人は、本件事件が終結していることをもって、一部非公開とすることは不当である旨を主張するが、前記のおそれについては、終結している本件事件だけではなく、係属中の別事件及び新たな不当労働行為救済申立事件にも該当し、事件が終結しているかどうかに関係なく、今後行われる労働委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるため、この点に関する審査請求人の主張は採用することができない。</p> <p>2 その他</p> <p>審査請求人は、本件処分の理由付記に不備がある旨主張しているため、以下、この点について検討する。</p> <p>条例第10条第3項では、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むときは、その理由を併せて通知しなければならない」旨規定しているが、これは、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、請求者の審査請求に便宜を与える趣旨である。</p> <p>なお、かかる理由付記制度の趣旨にかんがみ、公開請求に対する諾否決定にあたり付記すべき理由については、最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決（平成4年（行ツ）第48号）が「開示請求者において、本条例9条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかがその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例7条4項の要求する理由付記としては十分でないといわなければならない」と判断していることも踏まえなければならない。</p> <p>これを本件についてみると、実施機関は、「本件請求で公開対象とされた文書は、当事者が行った主張、立証活動が記載された文書である。当委員会の側から、これらの文書を公開することにより、第三者の批判等にさらすことは、労働委員会と当事者との信頼関係のもとで当事者が安心して十分な主張、立証活動を行うことを困難にし、これにより、労働委員会は、誤った事実認定のもと事務を遂行することとなるおそれがあり、今後の継続的な労働委員会の事務の遂行に支障が生じるおそれがあることから非公開とする。」と本件処分の理由が客観的に理解できるよう十分に記載され、「事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と分かることから、条例第5条第4号柱書に該当することは明らかであると認められる。</p> <p>よって、実施機関が記載した本件処分の理由付記について、不備はないと判断する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成29年10月10日</p>

情報公開審査会答申第 656 号の概要

件名	特定事件に関する文書一部非公開の件（その 2）（諮問第 725 号）		
請求文書の概要	特定日に発生した特定事件に関する文書一切		
請求年月日	平成 28 年 9 月 23 日	諾否決定年月日	平成 28 年 11 月 14 日
諾否の決定内容	一部公開	実施機関	神奈川県教育委員会 （子ども教育支援課）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 4 号柱書		
非公開理由	<p>1 処分の内容</p> <p>実施機関は、平成 28 年 10 月 4 日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年 11 月 14 日付けで、同年 8 月 9 日付け起案文書（以下「甲文書」という。）、同月 29 日付け復命書（以下「乙文書」という。）及び同年 9 月 16 日付け起案文書（以下「丙文書」という。）（以下「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、乙文書に記載された特定団体名及び丙文書に記載された庁内メール URL について、公開することにより県の事務事業に支障が生ずるおそれがあるとして条例第 5 条第 4 号柱書を理由に非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行ったが、その詳細は次のとおりである。</p> <p>団体と県との話し合いは、県の施策に関する意見、要望などを広域性のある団体から幅広く聴取し、県の施策に反映させるものであり、特定団体名は、こうした話し合いを行った特定団体の名称である。かかる話し合いは、公開を前提に行われていないため、話し合いを行った団体の名称を公開することとした場合、公開を前提として話し合いが行われ、団体からの率直な意見、要望等の聴取が困難になり、適正な事務事業の遂行に支障が生ずるおそれがある。また、複数ある団体の中で、特定の団体からのみ意見聴取をしていることが明らかになれば、当該特定の団体に圧力がかかるといった事態等も否定できない。</p> <p>よって、特定団体名は、条例第 5 条第 4 号柱書に該当する。</p> <p>2 条例第 7 条該当性について</p> <p>本件処分において非公開とした情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難である。</p> <p>よって、これらの情報は、条例第 7 条の適用の基礎を欠くものであり同条を適用し裁量的公開を行うべきものではない。</p> <p>3 本件請求の対象となる文書の特定について</p> <p>(1) 実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおりその特定に遺漏はない。</p> <p>(2) 実施機関は、所掌事務として、幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校（以下「義務教育学校等」という。）の教育指導及び児童生徒指導等を所管している。</p> <p>(3) 実施機関が甲文書を管理していたのは、義務教育学校等の児童生徒指導等を所管する事務の一環として、特定事件を踏まえた取組等の充実について関係機関宛に通知したためであり、丙文書を管理していたのは、義務教育学校等の教育指導、児童生徒指導等を所管する事務の一環として、実施機関の所属長が、特定事件を受けて設置された特定会議の構成員となったためであり、乙文書については、特定団体との話し合いの場で、特定団体から特定事件を踏まえた防犯対策について質問があったため、対象文書として特定するに至ったものである。</p> <p>(4) 実施機関の所掌事務は前記(2)のとおりであり、甲文書のほかに通知も行っておらず、特定会議についても本件請求時点にあっては開催前であったため丙文書しか取得しておらず、他に特定事件に直接的に係る業務は何ら所掌していないことから、本件行政文書以外に本件請求の対象となる行政文書は管理していない。</p> <p>なお、本件請求の対象となる行政文書を検索するに当たり、本件事件発生以降に作成又は取得した行政文書について、対象となり得るか否か、確認を行ったことは言うまでもない。</p> <p>また、他に解釈上、行政文書に該当しないと判断した文書も存在しない。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 行政文書を管理する室課所の特定について</p>		



非公開理由 ( 続 き )	<p>行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。また、かかる審査請求人の主張により、本件処分の適法性や正当性が左右されることもないため、審査請求の理由となることはない。</p> <p>(2) 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について 審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきであること、また、条例第15条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第1条等に反する旨主張するが、かかる主張は、本件処分の適法性を左右するものではない。</p> <p>したがって、この点が審査請求の理由となることはない。</p>
審 査 請 求 年 月 日	平成 29 年 2 月 8 日
審査請求の 趣 旨	処分の取消しを求める
審査請求の 理 由	<p>1 条例第5条第4号柱書該当性について</p> <p>(1) 実施機関と特定団体との話し合いは、予め選ばれた特定団体の意見を県政に反映して主権者に開かれた県政を実現するために開催されたものである。パブリックコメントとは異なり、誰でも参加して意見を表明できる性質のものではなく、参加団体の意見が県政に反映される以上、当該団体の名称程度は、行政の説明責任の観点から公表慣行がある。</p> <p>(2) 特定団体名を公開したとしても、意見・要望等の聴取が困難になるおそれはなく、公表慣行がある情報を公開しても、県の適正な事務事業の遂行に支障を生ずるおそれはない。</p> <p>(3) 特定団体との話し合いは、開催場所が、神奈川県の出資団体が管理する施設であるため、条例第26条の規定により、当該出資団体が定める情報公開規程に基づいて公開申出すれば公になる情報である。</p> <p>2 本件請求の対象となる文書の特定について</p> <p>(1) 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。</p> <p>(2) 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 行政文書を管理する室課所の特定について 審査請求人は、本件請求に当たり行政文書を管理する室課所の特定を強いられており、かかる対応は条例第1条等に反する。</p> <p>(2) 公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。</p> <p>(3) 行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。</p>
諮問年月日	平成 29 年 4 月 27 日
審 査 会 の 結 論	本件処分は妥当である。
審 査 会 の 判 断 理 由	<p>1 本件行政文書について 当審査会が確認したところ、甲文書は実施機関が所掌事務の一環として特定事件を踏まえた取組等について県内教育委員会等宛に通知を発出するための起案文書であり、乙文書は特定団体との話し合いに関する復命書であり、丙文書は実施機関が所掌事務の一環として特定会議の構成員となったために取得した当該特定会議に係る開催通知であることが認められる。</p> <p>2 条例第5条第4号柱書該当性について</p> <p>(1) 特定団体名 当審査会が確認したところ、団体と県との話し合いは、複数ある団体の中でも広域性のある団体等、特定の団体に限って行われていることが認められる。こうした状況にあって県と話し合いの場を持った団体の名称を公開すると、同団体に対し、県と話し合いの場を持たなかった団体等から圧力がかかる等により、団体から率直な意見、要望を聴取することが困難になるおそれがあると認められる。</p> <p>よって、特定団体名については、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。</p> <p>なお、この点について、審査請求人は説明責任の観点から公表慣行がある旨主張するが、かかる主張を基礎付ける事実は確認できず、その余の主張についても前記判断を覆すに足るものはないため、採用することはできない。</p>

<p>審査会 の 判断 (続)</p>	<p>(2) 庁内メールURL      当審査会が確認したところ、庁内メールは、行政情報ネットワーク下にある庁内システムの一つであるグループウェアシステムの一機能であり、行政情報ネットワークは、外部からの侵入防止、情報流出等出口対策を実施し、グループウェアシステムを含めた個々の庁内システムを保護していることが認められる。そして、行政情報ネットワークによる外部からの侵入防止対策等が突破された場合、庁内メールURLが明らかとなっていると、グループウェアシステムへの侵入がより容易になることが認められるため、この点において、県のネットワークセキュリティに係る事務又は事業の適正な遂行に支障を生ぜしめると評価することができる。      したがって、庁内メールURLは、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。</p> <p>(3) 条例第7条該当性について      条例第7条は、「公益上特に必要があると認めるとき」は、非公開情報を「公開することができる」と規定しているところ、審査請求人は、同条による裁量的公開を求めているため、以下、検討する。      ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益上」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、個人の生命、身体の安全等を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。      イ これを本件について見ると、特定団体名及び庁内メールURLは、その内容にかんがみて、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、極めて困難であると言わざるを得ない。      よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条に基づき裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。</p> <p>(4) 本件請求の対象となる文書の特定について      審査請求人は、文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法であり、実施機関が文書の再検索を行っておらず不当である旨主張しているが、いかなる根拠をもってかかる主張をしているかが明らかにされていない。      他方、実施機関が、本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務に照らし適切であり、当審査会が確認したところ、他に本件請求の対象となる文書も認められないため、本件行政文書以外に本件請求の対象となる文書はなく、文書の特定に不備はないとする実施機関の説明は、特段不自然・不合理なものとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。      なお、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は当該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。</p> <p>(5) その他      審査請求人は、本件請求に際して行政文書を管理する室課所の特定を強いられたこと、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきこと、行政文書の写し等の交付に要する費用の定めが、条例第1条等に反する旨主張しているため、以下、この点について検討する。      神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。      これを踏まえると、審査請求人の行政文書を管理する室課所の特定に係る主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められ、また、その余の主張についても本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、いずれの主張についても調査審議する立場にない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成29年10月16日</p>

情報公開審査会答申第 657 号の概要

件名	特定事件に関する文書一部非公開の件（その 8）（諮問第 734 号）		
請求文書の概要	特定日に発生した特定事件に関する文書一切		
請求年月日	平成 28 年 9 月 21 日	諾否決定年月日	平成 28 年 11 月 18 日
諾否の決定内容	一部公開	実施機関	神奈川県教育委員会 （教育局総務室）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号及び第 4 号柱書		
非公開理由	<p>1 処分の内容</p> <p>実施機関は、平成 28 年 10 月 5 日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年 11 月 18 日付けで、同年 8 月 1 日付けメール（以下「甲文書」という。）、同月 25 日付けメール（以下「乙文書」という。）、特定団体との話合いに係る出席者名簿（以下「丙文書」という。）、特定要求書（以下「丁文書」という。）、特定教育委員会協議会資料（以下「戊文書」という。）、同年 7 月 27 日付け起案文書（以下「己文書」という。）、同年 8 月 8 日付け起案文書（以下「庚文書」という。）、同月 12 日付け報告文書（以下「辛文書」という。）及び同月 1 日から同年 9 月 20 日までの間の記者発表資料等全 33 件（以下「壬文書」という。）（以下「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、己文書、庚文書、辛文書及び壬文書についてはその全てを公開し、甲文書に記載された庁内メール URL 並びに乙文書及び丙文書に記載された特定団体名については、公開することにより県の事務事業に支障が生ずるおそれがあるとして条例第 5 条第 4 号柱書を理由に、丁文書に記載された丁文書を提出した団体の長の役職及び氏名並びに戊文書に含まれる特定申入書に係る申入団体の一部の代表者名並びに連絡先担当者の住所、電話番号、ファクシミリ番号及び氏名については、個人に関する情報であり、特定の個人が識別できる情報であるとして同条第 1 号を理由に非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行ったが、その詳細は次のとおりである。</p> <p>(1) 条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>ア 丁文書を提出した団体の長の役職及び氏名</p> <p>丁文書を提出した団体の長の役職及び氏名は、特定の個人が識別される情報であることは明らかであり、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。</p> <p>また、当該団体は法人格がなく、当該団体のホームページ等において、その長の氏名を公表していることもないため、これらの情報は同号ただし書ア及びイに該当することはなく、その内容にかんがみて、同号ただし書ウ及びエに該当しないことも明らかである。</p> <p>イ 特定申入書に係る申入団体の一部の代表者名並びに連絡先担当者の住所、電話番号、ファクシミリ番号及び氏名</p> <p>(ア) 申入団体の一部の代表者名</p> <p>申入団体代表者名のうち、非公開としたものは、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであり、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。</p> <p>また、非公開とした代表者名が代表を務める団体は、法人格のある団体ではなく、そのホームページ等において代表者名を明らかにしているものでもないため、かかる情報は、同号ただし書ア及びイには該当せず、その内容にかんがみれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。</p> <p>(イ) 連絡先担当者の住所、電話番号、ファクシミリ番号及び氏名</p> <p>連絡先担当者の住所は、当該連絡先担当者の氏名とともに記載されているため、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであり、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。もっとも、当該担当者は、前記申入れを行った団体の代表者であって、当該団体のホームページにおいて、その氏名が公開されていることから、同号ただし書イに該当するため、その氏名を公開したものの、その住所については、ホームページ等において公表されていないため、同号ただし書イに該当することはなく、その内容にかんがみて、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しないことは明らかである。</p> <p>他方、連絡先担当者の電話番号及びファクシミリ番号は、連絡先となっている</p>		

非公開理由  
( 続 き )

団体の一構成員の氏名とともに記載されたものであるため、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであり、条例第5条第1号本文に該当し、その内容にかんがみて、同号ただし書アからエまでに該当しないことは明らかである。

(2) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア 庁内メールURL

庁内メールは、行政情報ネットワーク下にある庁内システムの一つであるグループウェアシステムの一機能であるところ、行政情報ネットワークについては、外部からの侵入防止、情報流出等出口対策を実施しているものの、グループウェアシステムのような個々の庁内システムについては、庁内からの利用に限定されることが前提であり、外部からの直接の攻撃を想定した対策まで実施しているわけではなく、行政情報ネットワークで行っている対策の傘下にある状態である。

このため、仮に、外部から通常の手段を超える方法でアクセスされ、行政情報ネットワークのセキュリティ対策を突破された場合には、個々の庁内システムに比較的容易に侵入されるおそれがあり、庁内メールURLは、そのおそれを助長するものである。

そして、グループウェアシステムの主要機能の一つである庁内メールにセキュリティ上の問題が生じた場合には、条例上の非公開情報を含む各種情報の漏洩はもちろん、庁内の主要通信手段の一つである庁内メール機能そのものが使えなくなることによる、県の事務事業全般への支障が生じることは明白である。

よって、庁内メールURLは、条例第5条第4号柱書に該当する。

イ 特定団体名

団体と県との話し合いは、県の施策に関する意見、要望などを広域性のある団体から幅広く聴取し、県の施策に反映させるものであり、特定団体名は、こうした話し合いを行った特定団体の名称である。かかる話し合いは、公開を前提に行われていないため、話し合いを行った団体の名称を公開することとした場合、公開を前提として話し合いが行われ、団体からの率直な意見、要望等の聴取が困難になり、適正な事務事業の遂行に支障が生ずるおそれがある。

また、複数ある団体の中で、特定の団体からのみ意見聴取をしていることが明らかになれば、当該特定の団体に圧力がかかるといった事態等も否定できない。

よって、特定団体名は、条例第5条第4号柱書に該当する。

2 条例第7条該当性について

本件処分において非公開とした情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難である。

よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり同条を適用し裁量的公開を行うべきものではない。

3 本件請求の対象となる文書の特定について

(1) 実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおりその特定に遺漏はない。

(2) 実施機関は、所掌事務として、教育委員会の開催、教育行政の総合的企画調整、人事、教育行政に関する広報・広聴、情報公開、防災、情報化推進及び県立高校の再編整備を所管している。

(3) 実施機関が、甲文書及び壬文書を管理していたのは総合的企画調整部門として情報共有を受けていたためであり、乙文書及び丙文書を管理していたのは人事上の要望等を聴取するために人事担当者が団体との打ち合わせに出席した際に収受したためであり、戊文書を管理していたのは教育委員会に報告を行ったためである。

(4) 実施機関の所掌事務は前記(2)のとおりであり、他に特定事件に直接的に関係する業務は何ら所掌していないことから、本件行政文書以外に本件請求の対象となる行政文書は管理していない。

なお、本件請求の対象となる行政文書を検索するに当たり、本件事件発生以降に作成又は取得した行政文書について、対象となり得るか否か、確認を行ったことは言うまでもない。

また、他に解釈上、行政文書に該当しないと判断した文書も存在しない。

(5) なお、特定団体との話し合い資料には、特定事件に関する記載は何もないため、本件請求の対象となる文書として特定しなかったものである。

4 その他

非公開理由 ( 続 き )	<p>(1) 行政文書を管理する室課所の特定について 行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。また、かかる審査請求人の主張により、本件処分の適法性や正当性が左右されることもないため、審査請求の理由となることはない。</p> <p>(2) 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について 審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきであること、郵送により交付を行う場合には定形外郵便より安価なレターパック等によるべきこと、また、条例第15条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第1条等に反する旨主張するが、かかる主張は、本件処分の適法性を左右するものではない。 したがって、この点が審査請求の理由となることはない。</p>
審 査 請 求 年 月 日	平成 29 年 2 月 21 日
審査請求の 趣 旨	処分の取消しを求める
審査請求の 理 由	<p>1 条例第5条第1号該当性について</p> <p>(1) 丁文書を提出した団体の長の役職及び氏名 ア 丁文書に記載された特定要求書を提出した団体の長の役職及び氏名は、一般に公表慣行があり、当該団体の印影とともに、その責任者として対外的にその氏名を公にすることをもち、特定要求書が同団体の真正の要求書である趣旨を担保しているものであるため、かかる情報は、条例第5条第1号ただし書イに該当する。 イ 一般に、当該団体の問合せ先に電話等で確認すれば、当該団体の長の氏名は伝達されるものであるから、条例第5条第1号ただし書イに該当する。 ウ 当該団体の法人登記がないことをもち、これらの情報が条例第5条第1号ただし書イに該当しない根拠とはならない。</p> <p>(2) 特定申入書に係る申入団体の一部の代表者名並びに連絡先担当者の住所、電話番号、ファクシミリ番号及び氏名 ア 申入団体の一部の代表者名 申入団体の一部の代表者名は、前記(1)アからウまでと同様の理由により公開すべきである。 イ 連絡先担当者の住所、電話番号、ファクシミリ番号及び氏名 連絡先担当者の住所、電話番号、ファクシミリ番号及び氏名は、個人の住所や連絡先ではない。仮に、個人の住所や連絡先であっても、一般に公表慣行があり、条例第5条第1号ただし書イに該当する。 また、当該団体の問合せ先にメールや手紙等で確認すれば、当該団体の所在地、電話番号及びファクシミリ番号は伝達されるものであるから、同号ただし書イに該当する。</p> <p>2 条例第5条第4号柱書該当性について</p> <p>(1) 庁内メールURL ア 実施機関が説明する、外部から行政情報ネットワークのセキュリティ対策が突破されることは通常考えられず、万が一、そのような者がいれば、庁内メールURLの公開・非公開にかかわらず、セキュリティ対策を突破できるはずである。 イ 高度情報化社会において、行政がいかなるサーバを利用しているか等は市民の関心事であり、庁内メールURLを公開することで、民間も行政の良さを確認して同様の社内・団体内のメール環境を有することに資することは、条例第1条に適合する。</p> <p>(2) 特定団体名 ア 実施機関と特定団体との話し合いは、予め選ばれた特定団体の意見を県政に反映して主権者に開かれた県政を実現するために開催されたものである。パブリックコメントとは異なり、誰でも参加して意見を表明できる性質のものではなく、参加団体の意見が県政に反映される以上、当該団体の名称程度は、行政の説明責任の観点から公表慣行がある。 イ 特定団体名を公開したとしても、意見・要望等の聴取が困難になるおそれはなく、公表慣行がある情報を公開しても、県の適正な事務事業の遂行に支障を生ずるおそれはない。 ウ 特定団体との話し合いは、開催場所が、神奈川県の出資団体が管理する施設であるため、条例第26条の規定により、当該出資団体が定める情報公開規程に基づいて公開申出すれば公になる情報である。</p>

<p>審査請求の理由 (続き)</p>	<p>2 本件請求の対象となる文書の特定について  (1) 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。  (2) 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。  (3) 特定団体との話合い資料も特定すべきである。  3 理由付記の不備について  本件処分の際に摘示された非公開理由は不十分である。  4 その他  (1) 行政文書を管理する室課所の特定について  審査請求人は、本件請求に当たり行政文書を管理する室課所の特定を強いられており、かかる対応は条例第1条等に反する。  (2) 公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。  (3) 郵送により行政文書の写し等の交付を行う場合には、定形外郵便より安価なレターパック等によるべきである。  (4) 行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。</p>
<p>諮問年月日</p>	<p>平成29年5月18日</p>
<p>審査会の結論</p>	<p>本件処分は妥当である。</p>
<p>審査会の判断理由</p>	<p>1 本件行政文書について  当審査会が確認したところ、甲文書及び壬文書は実施機関が教育局の総合的企画調整部門として情報共有の観点から取得した特定事件に関する記者発表資料等であり、乙文書及び丙文書は実施機関が出席した特定団体との話合いに係る出欠に関する文書及び出席者名簿であり、丁文書は特定事件に関し教育局として要求を受けた文書であり、戊文書は教育委員会に対し特定事件の報告を行った文書であり、己文書及び庚文書は特定事項に関する依頼を教育局内に周知するために作成された文書であり、辛文書は教育局の所管に属する団体が特定事件に関する声明を発表することを知事等に報告するために作成された文書であることが認められる。  2 条例第5条第1号該当性について  (1) 条例第5条第1号本文該当性について  ア 丁文書を提出した団体の長の役職及び氏名  当審査会が確認したところ、丁文書を提出した団体の長の役職及び氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。  イ 特定申入書に係る申入団体の一部の代表者名並びに連絡先担当者の住所、電話番号、ファクシミリ番号及び氏名  (イ) 申入団体の一部の代表者名  当審査会が確認したところ、申入団体代表者名のうち、本件処分において非公開とされたものは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。  (イ) 連絡先担当者の住所、電話番号、ファクシミリ番号及び氏名  当審査会が確認したところ、連絡先担当者の住所は、連絡先となっている団体の代表者名とともに記載されているため、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであり、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。  また、連絡先担当者の電話番号、ファクシミリ番号及び住所は、前記申入れを行った団体の一構成員のものであると認められるが、同様の理由により、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。  (2) 条例第5条第1号ただし書該当性について  ア 丁文書を提出した団体の長の役職及び氏名  丁文書を提出した団体は法人格を有しておらず、登記情報等から丁文書を提出した団体の長の氏名等を了知しえないことから、これらの情報は条例第5条第1号ただし書アには該当しないと判断する。また、当該団体のホームページ等においてその長の氏名を公表しているといった事実も認められず、これらの情報が「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」と認めらるに足る事情は認められないことから、これらの情報は、同号ただし書イにも該当しないと判断する。さらに、これらの情報の内容及び性質にかんがみれば、これらの情報は同号ただし書ウ及びエにも該当しないと判断する。</p>

審査会の  
判断理由  
(続き)

イ 特定申入書に係る申入団体の一部の代表者名並びに連絡先担当者の住所、電話番号、ファクシミリ番号及び氏名

(ア) 申入団体の一部の代表者名

当審査会が確認したところ、申入団体代表者名のうち、本件処分において非公開とされたものが代表を務める団体は法人格を有しておらず、登記情報等からその代表者名を了知しえないことから、これらの情報は条例第5条第1号ただし書アには該当しないと判断する。

また、当該団体のホームページ等において代表者名を公表しているといった事実も認められず、これらの情報が「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるとは認められないことから、これらの情報は、同号ただし書イにも該当しないと判断する。

また、これらの者は公務員ではないことから、同号ただし書ウに該当することはなく、これらの情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書エにも該当しないと判断する。

(イ) 連絡先担当者の住所、電話番号、ファクシミリ番号及び氏名

当審査会が確認したところ、連絡先担当者の住所は、前記申入れを行った団体の代表者個人の住所であって、当該団体は法人格を有しておらず、登記情報等から了知しえないことから、条例第5条第1号ただし書アには該当しないと判断する。

また、当該団体のホームページ等において当該代表者個人の住所が公表されているといった事実も認められず、かかる情報が「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であると認めるに足る事情は認められないことから、かかる情報は、同号ただし書イにも該当しないと判断する。

また、当該代表者は公務員ではないことから、同号ただし書ウに該当することはなく、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書エにも該当しないと判断する。

さらに、連絡先担当者の電話番号、ファクシミリ番号及び氏名は、前記(1)ア(イ)後段のとおり、前記申入れを行った団体の一構成員のものであることにかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

(3) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア 庁内メールURL

当審査会が確認したところ、庁内メールは、行政情報ネットワーク下にある庁内システムの一つであるグループウェアシステムの一機能であり、行政情報ネットワークは、外部からの侵入防止、情報流出等出口対策を実施し、グループウェアシステムを含めた個々の庁内システムを保護していることが認められる。そして、行政情報ネットワークによる外部からの侵入防止対策等が突破された場合、庁内メールURLが明らかとなっていると、グループウェアシステムへの侵入がより容易になることが認められるため、この点において、県のネットワークセキュリティに係る事務又は事業の適正な遂行に支障を生ぜしめると評価することができる。

したがって、庁内メールURLは、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は、行政情報ネットワークセキュリティを突破しようとする者がいれば、庁内メールURLの公開・非公開にかかわらず、セキュリティ対策を突破できるはずである旨等主張するが、前記のとおり、行政情報ネットワークの侵入防止対策等が突破された場合におけるグループウェアシステムへの侵入の容易化という点において、同号柱書にいう支障を認めることができ、その余の主張についても前記判断を覆すに足るものはないため、採用することはできない。

イ 特定団体名

当審査会が確認したところ、団体と県との話し合いは、複数ある団体の中でも、広域性のある団体等、特定の団体に限って行われていることが認められる。こうした状況にあって県と話し合いの場を持った団体の名称を公開すると、同団体に対し、県と話し合いの場を持たなかった団体等から圧力がかかる等により、団体から率直な意見、要望を聴取することが困難になるおそれがあると認められる。

よって、県と話し合いの場を持った団体の名称である特定団体名については、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は説明責任の観点から公表慣行がある旨主張するが、かかる主張を基礎付ける事実は確認できず、その余の主張についても前記判断を覆すに足るものはないため、採用することはできない。

(4) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「公益上特に必要があると認めるとき」は、非公開情報を「公開することができる」と規定しているところ、審査請求人は、同条による裁量的公開を求

<p>審査会の判断理由 ( 続き )</p>	<p>めているため、以下、検討する。</p> <p>ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益上」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、個人の生命、身体的安全等を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。</p> <p>イ これを本件について見ると、前記(2)及び(3)において条例第5条第1号又は第4号柱書に該当すると判断した情報は、その内容にかんがみて、これらを公開したとしても、個人の生命、身体的安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、極めて困難であると言わざるを得ない。</p> <p>よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条に基づき裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。</p> <p>(5) 本件請求の対象となる文書の特定について</p> <p>審査請求人は、文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法であり、実施機関が文書の再検索を行っておらず不当である旨主張しているが、いかなる根拠をもってかかる主張をしているかが明らかにされていない。</p> <p>他方、実施機関が、本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務に照らし適切であり、当審査会が確認したところ、他に本件請求の対象となる文書も認められないため、本件行政文書以外に本件請求の対象となる文書はなく、文書の特定に不備はないとする実施機関の説明は、特段不自然・不合理なものとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。</p> <p>なお、審査請求人は、特定団体と県との話し合い資料についても特定すべき旨主張するが、本件請求の内容に照らしても、当該資料に特定事件に関する記述がないため特定を行わなかったとする実施機関の説明に不合理な点はなく、この点に関する審査請求人の主張は採用することはできない。</p> <p>また、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は当該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。</p> <p>(6) その他</p> <p>審査請求人は、本件請求に際して行政文書を管理する室課所の特定を強いられたこと、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際にはCD-Rに記録したものを交付すべきこと、郵送により交付を行う場合にあっては定形外郵便より安価なレターパック等によるべきこと、行政文書の写し等の交付に要する費用の定めが、条例第1条等に反する旨主張しているため、以下、この点について検討する。</p> <p>神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。</p> <p>これを踏まえると、審査請求人の行政文書を管理する室課所の特定に係る主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められ、また、その余の主張についても本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、いずれの主張についても調査審議する立場にない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成29年10月16日</p>



情報公開審査会答申第 658 号の概要

件名	特定事件に関する文書一部非公開の件（その 10）（諮問第 737 号）		
請求文書の概要	特定日に発生した特定事件に関する文書一切		
請求年月日	平成 28 年 9 月 23 日	諾否決定年月日	平成 28 年 11 月 21 日
諾否の決定内容	一部公開	実施機関	神奈川県教育委員会 （教育局高校教育課）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 4 号柱書		
非公開理由	<p>1 処分の内容</p> <p>実施機関は、平成 28 年 10 月 5 日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年 11 月 21 日付けで、特定起案文書（以下「本件行政文書」という。）を対象文書として特定の上、公開することにより県の事務事業に支障が生ずるおそれがあるとして条例第 5 条第 4 号柱書を理由に特定団体名及び特定団体名を含む語句（以下「本件非公開情報」と総称する。）を非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行ったが、その詳細は次のとおりである。</p> <p>団体と県との話し合いは、県の施策に関する意見、要望などを広域性のある団体から幅広く聴取し、県の施策に反映させるものであり、特定団体名は、こうした話し合いを行った特定団体の名称である。かかる話し合いは、公開を前提に行われていないため、話し合いを行った団体の名称を公開することとした場合、公開を前提として話し合いが行われ、団体からの率直な意見、要望等の聴取が困難になり、適正な事務事業の遂行に支障が生ずるおそれがある。</p> <p>また、複数ある団体の中で、特定の団体からのみ意見聴取をしていることが明らかになれば、当該特定の団体に圧力がかかるといった事態等も否定できない。</p> <p>よって、本件非公開情報は、条例第 5 条第 4 号柱書に該当する。</p> <p>2 条例第 7 条該当性について</p> <p>本件非公開情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難である。</p> <p>よって、かかる情報は、条例第 7 条の適用の基礎を欠くものであり同条を適用し裁量的公開を行うべきものではない。</p> <p>3 本件請求の対象となる文書の特定について</p> <p>(1) 実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおりその特定に遺漏はない。</p> <p>(2) 実施機関は、高等学校等に係る入学定員に関すること、高等学校の入学者の選抜等に関する基準の作成等に関すること、学校管理、教育課程、学習指導その他学校教育についての指導、助言等に関すること、高等学校の教科用図書に関すること、高等学校の卒業程度認定試験に関すること等を所管している。</p> <p>(3) 本件行政文書は、特定団体と県との話し合いの場において、特定団体から特定事件を踏まえた防犯対策について質問があったため、対象文書として特定したものである。</p> <p>(4) 実施機関の所掌事務は前記(2)のとおりであり、他に特定事件に直接的に関係する業務は何ら所掌していないことから、本件行政文書以外に本件請求の対象となる行政文書は管理していない。</p> <p>なお、本件請求の対象となる行政文書を検索するに当たり、本件事件発生以降に作成又は取得した行政文書について、対象となり得るか否か、確認を行ったことは言うまでもない。</p> <p>また、他に解釈上、行政文書に該当しないと判断した文書も存在しない。</p> <p>(5) なお、特定団体との話し合い資料には、特定事件に関する記載は何もないため、本件請求の対象となる文書として特定しなかったものである。</p> <p>4 行政文書を管理する室課所の特定について</p> <p>行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。</p> <p>また、かかる審査請求人の主張により、本件処分の適法性や正当性が左右されることもないため、審査請求の理由となることはない。</p>		

非公開理由 ( 続 き )	<p>5 その他</p> <p>(1) 行政文書を管理する室課所の特定について 行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。 また、かかる審査請求人の主張により、本件処分の適法性や正当性が左右されることもないため、審査請求の理由となることはない。</p> <p>(2) 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について 審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきであること、郵送により交付を行う場合には定形外郵便より安価なレターパック等によるべきこと、また、条例第15条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第1条等に反する旨主張するが、かかる主張は、本件処分の適法性を左右するものではない。 したがって、この点が審査請求の理由となることはない。</p>
審査請求年月日	平成29年2月27日
審査請求の旨	処分の取消しを求める
審査請求の理由	<p>1 条例第5条第4号柱書該当性について</p> <p>(1) 実施機関と特定団体との話し合いは、予め選ばれた特定団体の意見を県政に反映して主権者に開かれた県政を実現するために開催されたものである。パブリックコメントとは異なり、誰でも参加して意見を表明できる性質のものではなく、参加団体の意見が県政に反映される以上、当該団体の名称程度は、行政の説明責任の観点から公表慣行がある。</p> <p>(2) 本件非公開情報を公開したとしても、意見・要望等の聴取が困難になるおそれなく、公表慣行がある情報を公開しても、県の適正な事務事業の遂行に支障を生ずるおそれはない。</p> <p>(3) 特定団体との話し合いは、開催場所が、神奈川県の出資団体が管理する施設であるため、条例第26条の規定により、当該出資団体が定める情報公開規程に基づいて公開申出すれば公になる情報である。</p> <p>2 本件請求の対象となる文書の特定について</p> <p>(1) 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。</p> <p>(2) 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。</p> <p>(3) 特定団体との話し合い資料も特定すべきである。</p> <p>3 理由付記の不備について 本件処分の際に摘示された非公開理由は不十分である。</p> <p>4 行政文書を管理する室課所の特定について 審査請求人は、本件請求に当たり行政文書を管理する室課所の特定を強いられており、かかる対応は条例第1条等に反する。</p>
諮問年月日	平成29年5月30日
審査会の結論	本件処分は妥当である。
審査会の判断理由	<p>1 本件行政文書について 当審査会が確認したところ、本件行政文書は、特定団体との話し合いへの出欠に係る起案文書であることが認められる。</p> <p>2 条例第5条第4号柱書該当性について 当審査会が確認したところ、団体と県との話し合いは、複数ある団体の中でも、広域性のある団体等、特定の団体に限って行われていることが認められる。こうした状況にあつて県と話し合いの場を持った団体の名称を公開すると、同団体に対し、県と話し合いの場を持たなかった団体等から圧力がかかる等により、団体から率直な意見、要望を聴取することが困難になるおそれがあると認められる。 よって、県と話し合いの場を持った団体の名称及び当該名称を含む語句である本件非公開情報については、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。 なお、この点について、審査請求人は説明責任の観点から公表慣行がある旨主張するが、かかる主張を基礎付ける事実は確認できず、その余の主張についても前記判断を覆すに足るものはないため、採用することはできない。</p>

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>3 条例第7条該当性について  条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益上」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、個人の生命、身体の安全等を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。  これを本件について見ると、本件非公開情報は、その内容にかんがみて、これらを公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、極めて困難であると言わざるを得ない。  よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条に基づき裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。</p> <p>4 本件請求の対象となる文書の特定について  審査請求人は、文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法であり、実施機関が文書の再検索を行っておらず不当である旨主張しているが、いかなる根拠をもってかかる主張をしているかが明らかにされていない。  他方、実施機関が、本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務に照らし適切であり、当審査会が確認したところ、他に本件請求の対象となる文書も認められないため、本件行政文書以外に本件請求の対象となる文書はなく、文書の特定に不備はないとする実施機関の説明は、特段不自然・不合理なものとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。  なお、審査請求人は、特定団体と県との話し合い資料についても特定すべき旨主張するが、本件請求の内容に照らしても、当該資料に特定事件に関する記述がないため特定を行わなかったとする実施機関の説明に不合理な点はなく、この点に関する審査請求人の主張は採用することはできない。  また、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は当該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。</p> <p>5 その他  審査請求人は、本件請求に際して行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨主張しているため、以下、この点について検討する。  神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。  これを踏まえると、審査請求人の行政文書を管理する室課所の特定に係る主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会はかかる主張について調査審議する立場にない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成29年10月16日</p>

情報公開審査会答申第 659 号の概要

件名	特定事件に関する文書一部非公開の件（その 12）（諮問第 740 号）		
請求文書の概要	特定日に発生した特定事件に関する文書一切		
請求年月日	平成 28 年 9 月 23 日	諾否決定年月日	平成 28 年 11 月 21 日
諾否の決定内容	一部公開	実施機関	神奈川県教育委員会 （教育局特別支援教育課）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 4 号柱書		
非公開理由	<p>1 処分の内容</p> <p>実施機関は、平成 28 年 10 月 5 日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年 11 月 21 日付けで、同年 7 月 27 日付け起案文書（以下「A 文書」という。）、同月 28 日付け起案文書（以下「B 文書」という。）、同年 8 月 3 日付け起案文書（以下「C 文書」という。）、同月 5 日付け回覧文書（以下「D 文書」という。）、同日付けメール（以下「E 文書」という。）、特定ホームページ掲出予定文書案（以下「F 文書」という。）、同月 12 日付け報告文書（以下「G 文書」という。）、同月 15 日付け記者発表資料（以下「H 文書」という。）、特定ホームページ（以下「I 文書」という。）、特定団体との話合いに係る出席者名簿（以下「J 文書」という。）及び同年 9 月 13 日付け答弁資料（以下「K 文書」という。）（以下「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、A 文書、B 文書、C 文書、D 文書、F 文書、G 文書、H 文書及び I 文書についてはその全てを公開し、E 文書に記載された実施機関の職員用電子メールアドレス及び J 文書に記載された特定団体名（以下「本件非公開情報」と総称する。）は、公開することにより県の事務事業に支障が生ずるおそれがあるとして条例第 5 条第 4 号柱書を理由に非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行ったが、その詳細は次のとおりである。</p> <p>(1) 実施機関の職員用電子メールアドレス</p> <p>実施機関の職員用電子メールアドレスは、一般に公にしていけないものであって、これらを公開することにより、悪意のある第三者からのウィルス付きメールを送りつけられること等により、県の庁内ネットワークシステムに深刻な被害がもたらされる危険性を高め、実際に被害が生じた場合には、職務上甚大な支障が生じるばかりか、影響が外部に及べば、行政機関としての信頼が著しく失墜するおそれがある。</p> <p>また、業者によるダイレクトメールやウィルスメールなどの到達のおそれが増大するなど、当該職員の業務及び所属業務の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれもある。</p> <p>よって、実施機関の職員用電子メールアドレスは、条例第 5 条第 4 号柱書に該当する。</p> <p>(2) 特定団体名</p> <p>団体と県との話合いは、県の施策に関する意見、要望などを広域性のある団体から幅広く聴取し、県の施策に反映させるものであり、特定団体名は、こうした話合いを行った特定団体の名称である。かかる話合いは、公開を前提に行われていないため、話合いを行った団体の名称を公開することとした場合、公開を前提として話合いが行われ、団体からの率直な意見、要望等の聴取が困難になり、適正な事務事業の遂行に支障が生ずるおそれがある。</p> <p>また、複数ある団体の中で、特定の団体からのみ意見聴取をしていることが明らかになれば、当該特定の団体に圧力がかかるといった事態等も否定できない。</p> <p>よって、特定団体名は、条例第 5 条第 4 号柱書に該当する。</p> <p>2 条例第 7 条該当性について</p> <p>本件非公開情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難である。</p> <p>よって、かかる情報は、条例第 7 条の適用の基礎を欠くものであり同条を適用し裁量的公開を行うべきものではない。</p>		

<p>非公開理由 ( 続 き )</p>	<p>3 本件請求の対象となる文書の特定について</p> <p>(1) 実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおりその特定に遺漏はない。</p> <p>(2) 実施機関は、所掌事務として、特別支援教育の内容の取扱いに関すること、特別支援学校に係る学校管理及び学校教育についての指導・助言を所管している。</p> <p>(3) 実施機関が、A文書及びC文書を管理していたのは文部科学省から学校における安全管理を徹底する趣旨の通知があったことから、特別支援学校の学校管理の指導・助言業務の一環として、県内の特別支援学校宛に通知を発出したためであり、B文書を管理していたのは特定事件の発生により特別支援学校への取材が予想されたことから、かかる取材への対応を統一的に行うよう通知を発出したためであり、D文書を管理していたのは関係団体から教育委員会教育長宛に提言が提出され、特別支援学校に在籍する児童・生徒及び保護者が関わる関係団体との連絡の一環として受領したためであり、E文書を管理していたのは実施機関が所管する県立特別支援学校を含む県内特別支援学校長から構成される団体が公表する文書として取得したためであり、F文書を管理していたのは特定事件を受けて各県立特別支援学校において保護者等宛に通知を発出する際の雛形として作成したためであり、G文書を管理していたのは同団体から特定事件に関する声明文が発表されるという情報を入手したことから、それを知事等に報告したためであり、H文書及びI文書を管理していたのは特別支援学校に在籍する児童・生徒及び保護者に対する情報提供の一環として、同団体の声明文を実施機関のホームページに掲載したためであり、K文書を管理していたのは議会において特定事件に関連する質問を受けた際に、実施機関の所掌事務に関連する事項の答弁資料として作成したためであり、J文書については特定団体との話合いの場で、当該特定団体から特定事件を踏まえた防犯対策について質問があったことから本件請求の対象文書として特定したものである。</p> <p>(4) 実施機関の所掌事務は前記(2)のとおりであり、他に特定事件に直接的に関係する業務は何ら所掌していないことから、本件行政文書以外に本件請求の対象となる行政文書は管理していない。</p> <p>なお、本件請求の対象となる行政文書を検索するに当たり、本件事件発生以降に作成又は取得した行政文書について、対象となり得るか否か、確認を行ったことは言うまでもない。</p> <p>また、他に解釈上、行政文書に該当しないと判断した文書も存在しない。</p> <p>(5) なお、特定団体との話合い資料には、特定事件に関する記載は何もないため、本件請求の対象となる文書として特定しなかったものである。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 行政文書を管理する室課所の特定について</p> <p>行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。</p> <p>また、かかる審査請求人の主張により、本件処分の適法性や正当性が左右されることもないため、審査請求の理由となることはない。</p> <p>(2) 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について</p> <p>審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきであること、また、条例第15条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第1条等に反する旨主張するが、かかる主張は、本件処分の適法性を左右するものではない。</p> <p>したがって、この点が審査請求の理由となることはない。</p>
<p>審査請求年月日</p>	<p>平成29年2月23日</p>
<p>審査請求の趣旨</p>	<p>処分の取消しを求める</p>
<p>審査請求の理由</p>	<p>1 条例第5条第4号柱書該当性について</p> <p>(1) 実施機関の職員用メールアドレス</p> <p>実施機関は、迷惑メール等による支障を説明するが、迷惑メールは、迷惑メールフォルダやウイルス対策ソフトやセキュリティソフトの利用等により十分な対策が講じられているところであり、実施機関の説明は、国民主権、公務員奉仕制を採用する現憲法下では認められない。</p> <p>(2) 特定団体名</p>

<p>審査請求の理由 ( 続 き )</p>	<p>ア 実施機関と特定団体との話し合いは、予め選ばれた特定団体の意見を県政に反映して主権者に開かれた県政を実現するために開催されたものである。パブリックコメントとは異なり、誰でも参加して意見を表明できる性質のものではなく、参加団体の意見が県政に反映される以上、当該団体の名称程度は、行政の説明責任の観点から公表慣行がある。</p> <p>イ 特定団体名を公開したとしても、意見・要望等の聴取が困難になるおそれはなく、公表慣行がある情報を公開しても、県の適正な事務事業の遂行に支障を生ずるおそれはない。</p> <p>ウ 特定団体との話し合いは、開催場所が、神奈川県の出資団体が管理する施設であるため、条例第 26 条の規定により、当該出資団体が定める情報公開規程に基づいて公開申出すれば公になる情報である。</p> <p>2 本件請求の対象となる文書の特定について</p> <p>(1) 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。</p> <p>(2) 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。</p> <p>(3) 特定団体との話し合い資料も特定すべきである。</p> <p>4 理由付記の不備について</p> <p>本件処分の際に摘示された非公開理由は不十分である。</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 行政文書を管理する室課所の特定について</p> <p>審査請求人は、本件請求に当たり行政文書を管理する室課所の特定を強いられており、かかる対応は条例第 1 条等に反する。</p> <p>(2) 公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-R に記録したものを交付すべきである。</p> <p>(3) 行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第 1 条等に反する。</p>
<p>諮問年月日</p>	<p>平成 29 年 6 月 8 日</p>
<p>審査会の結論</p>	<p>実施機関が、公開請求の対象となる文書として、A 文書、B 文書、C 文書、D 文書、E 文書、F 文書、G 文書、H 文書、I 文書、J 文書及び K 文書を特定し、その一部を非公開としたことは妥当であるが、D 文書の添付文書については、対象文書として特定の上、改めて諾否の決定を行うべきである。</p>
<p>審査会の判断理由</p>	<p>1 本件行政文書について</p> <p>当審査会が確認したところ、本件行政文書は、実施機関が説明するとおり、その所掌事務の一環として取得又は作成したものであることが認められる。</p> <p>2 条例第 5 条第 4 号柱書該当性について</p> <p>(1) 実施機関の職員用電子メールアドレス</p> <p>当審査会が確認したところ、一般に公にしていらない実施機関の職員用電子メールアドレスを公開した場合、悪意のある第三者からのウィルス付きメールや不必要なダイレクトメールを送付されるおそれが高まり、ウィルス付きメールが送付された場合にあっては県の庁内ネットワークシステムに支障を生ぜしめ、不必要なダイレクトメールを送付された場合にあっては当該電子メールアドレスが県庁外の者との通信手段として事実上使用できなくなる等、県の事務事業の実施に支障を生ぜしめるおそれが認められる。</p> <p>よって、実施機関の職員用電子メールアドレスは、条例第 5 条第 4 号柱書に該当すると判断する。</p> <p>なお、この点について、審査請求人は、迷惑メールはウィルス対策ソフトやセキュリティソフトの利用等により十分な対策が講じられており、国民主権、公務員奉仕制を採用する現憲法下では、実施機関の説明は認められない旨等主張するが、ウィルス対策ソフトやセキュリティソフトによっても迷惑メールの送信自体を止めることはできないことから、業務に支障を生じるおそれを取り除くことはできず、この点に関する審査請求人の主張は採用することはできない。</p> <p>(2) 特定団体名</p> <p>当審査会が確認したところ、団体と県との話し合いは、複数ある団体の中でも、広域性のある団体等、特定の団体に限って行われていることが認められる。こうした状況にあって県と話し合いの場を持った団体の名称を公開すると、同団体に対し、県と話し合いの場を持たなかった団体等から圧力がかかる等により、団体から率直な意見、要望を聴取することが困難になるおそれがあると認められる。</p> <p>よって、特定団体名については、条例第 5 条第 4 号柱書に該当すると判断する。</p> <p>なお、この点について、審査請求人は説明責任の観点から公表慣行がある旨主張す</p>

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>るが、かかる主張を基礎付ける事実は確認できず、その余の主張についても前記判断を覆すに足るものはないため、採用することはできない。</p> <p>3 条例第7条該当性について  条例第7条は、「公益上特に必要があると認めるとき」は、非公開情報を「公開することができる」と規定しているところ、審査請求人は、同条による裁量的公開を求めているため、以下、検討する。</p> <p>(1) 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益上」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、個人の生命、身体の安全等を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。</p> <p>(2) これを本件について見ると、本件非公開情報は、その内容にかんがみて、これらを公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、極めて困難であると言わざるを得ない。</p> <p>よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条に基づき裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。</p> <p>4 本件請求の対象となる文書の特定について  当審査会が確認したところ、実施機関が、本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務に照らし適切であるものの、E文書の添付文書については、本件請求の内容に照らし、本件請求の対象文書として特定されるべきものであると認められる。</p> <p>よって、E文書の添付文書については、対象文書として特定の上、改めて諾否の決定を行うべきである。</p> <p>なお、審査請求人は、特定団体と県との話し合い資料についても特定すべき旨主張するが、本件請求の内容に照らしても、当該資料に特定事件に関する記述がないため特定を行わなかったとする実施機関の説明に不合理な点はなく、この点に関する審査請求人の主張は採用することはできない。</p> <p>また、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は当該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。</p> <p>5 その他  審査請求人は、本件請求に際して行政文書を管理する室課所の特定を強いられたこと、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際にはCD-Rに記録したものを交付すべきこと、行政文書の写し等の交付に要する費用の定めが、条例第1条等に反する旨主張しているため、以下、この点について検討する。</p> <p>神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。</p> <p>これを踏まえると、審査請求人の行政文書を管理する室課所の特定に係る主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められ、また、その余の主張についても本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、いずれの主張についても調査審議する立場にない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成29年10月16日</p>

情報公開審査会答申第 660 号の概要

件名	特定事件に関する文書一部非公開の件（その 15）（諮問第 743 号）		
請求文書の概要	特定日に発生した特定事件に関する文書一切		
請求年月日	平成 28 年 9 月 23 日	諾否決定年月日	平成 28 年 11 月 18 日
諾否の決定内容	一部公開	実施機関	神奈川県教育委員会 （教育局インクルーシブ教育推進課）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号及び第 4 号柱書		
非公開理由	<p>1 処分の内容</p> <p>実施機関は、平成 28 年 10 月 5 日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年 11 月 18 日付けで、同年 8 月 18 日付け文書（以下「甲文書」という。）、同月 29 日付け復命書（以下「乙文書」という。）及び特定アンケート全 2 件（以下「丙文書」という。）（以下「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、甲文書に記載された職員携帯電話番号並びに乙文書に記載された特定団体 A の役職者の職及び氏名については、個人に関する情報であり、特定の個人が識別できる情報であるとして条例第 5 条第 1 号を理由に、乙文書に記載された特定団体 A 及び B の名称並びに庁内メール URL 並びに丙文書に記載されたアンケートの全回答については、公開することにより県の事務事業に支障が生ずるおそれがあるとして条例第 5 条第 4 号柱書を理由に非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行ったが、その詳細は次のとおりである。</p> <p>(1) 条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>ア 職員携帯電話番号</p> <p>職員携帯電話番号は、当該職員個人の携帯電話のものであって、当該職員の氏名とともに記載されたものであり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。</p> <p>もっとも、当該職員の氏名は、特定公務の担当者として記載されたものであり、実施機関にあっては、その職員録において、職員の氏名・所属・役職を公にしていることから、当該職員の氏名については、慣行として公にされている情報として、同号ただし書イに該当するが、職員携帯電話番号については、その性質上、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。</p> <p>イ 特定団体 A の役職者の職及び氏名</p> <p>特定団体 A の役職者の職及び氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当し、その情報の性質上、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。</p> <p>(2) 条例第 5 条第 4 号柱書該当性について</p> <p>ア 特定団体 A の名称</p> <p>団体と県との話し合いは、県の施策に関する意見、要望などを広域性のある団体から幅広く聴取し、県の施策に反映させるものであり、特定団体 A は、こうした話し合いを行った団体である。かかる話し合いは、公開を前提に行われていないため、話し合いを行った団体の名称を公開することとした場合、公開を前提として話し合いが行われ、団体からの率直な意見、要望等の聴取が困難になり、適正な事務事業の遂行に支障が生ずるおそれがある。</p> <p>また、複数ある団体の中で、特定の団体からのみ意見聴取をしていることが明らかになれば、当該特定の団体に圧力がかかるといった事態等も否定できない。</p> <p>よって、特定団体 A の名称は、条例第 5 条第 4 号柱書に該当する。</p> <p>イ 庁内メール URL</p> <p>庁内メールは、行政情報ネットワーク下にある庁内システムの一つであるグループウェアシステムの一機能である。同ネットワークについては、外部からの侵入防止、情報流出等出口対策を実施しているが、個々の庁内システムについては、庁内からの利用を前提としており、外部からの直接の攻撃を想定した対策まで実施しておらず、同ネットワークで行っている対策の傘下にある状態である。このため、仮に、外部から通常の手段を超える方法でアクセスされ、行政情報ネットワークのセキュリティ対策を突破された場合には、個々の庁内システムが比較的容易に侵入さ</p>		



<p>非公開理由 ( 続 き )</p>	<p>れるおそれがあり、庁内メールURLは、そのおそれを助長するものである。</p> <p>そして、グループウェアシステムの主要機能の一つである庁内メールにセキュリティ上の問題が生じた場合には、条例上の非公開情報を含む各種情報の漏洩はもちろん、庁内の主要通信手段の一つである庁内メール機能そのものが使えなくなることによる、県の事務事業全般への支障が生じることは明白である。</p> <p>よって、庁内メールURLは、条例第5条第4号柱書に該当する。</p> <p>ウ アンケートの全回答</p> <p>丙文書は、実施機関が特定会議の参加者に対し配布したアンケートであって、当該参加者が任意に記載・提出したものである。</p> <p>丙文書は、特定会議又はインクルーシブ教育一般についての多様な意見を今後の施策の参考とするためのものであり、記載された回答内容がそのまま公開されることは、回答者の予想するところではない。</p> <p>したがって、仮に、氏名等が含まれないものであったとしても、その回答内容が公開されることになると、回答者の信頼を失うこととなり、今後、同種のアンケートを提出することをためらい又はアンケートに真意を記載することをためらう結果を招来することは明らかである。</p> <p>なお、実施機関においては、丙文書を今後の施策の参考としてのみ活用しており、丙文書に記載された回答内容を公開する運用はしていない。</p> <p>以上のことから、丙文書に記載された回答内容を公開することは、回答者から多様な意見を聴取し、県の今後の施策の参考にするという事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、丙文書に記載された回答内容の全てが、条例第5条第4号柱書に該当するものである。</p> <p>2 条例第7条該当性について</p> <p>本件処分において非公開とした情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難である。</p> <p>よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり同条を適用し裁量的公開を行うべきものではない。</p> <p>3 本件請求の対象となる文書の特定について</p> <p>特定団体Aとの話し合い資料には、特定事件に関する記載は何もないため、本件請求の対象となる文書として特定しなかったものである。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 行政文書を管理する室課所の特定について</p> <p>行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。また、かかる審査請求人の主張により、本件処分の適法性や正当性が左右されることもないため、審査請求の理由となることはない。</p> <p>(2) 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について</p> <p>審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきであること、また、条例第15条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第1条等に反する旨主張するが、かかる主張は、本件処分の適法性を左右するものではない。</p> <p>したがって、この点が審査請求の理由となることはない。</p> <p>3 本件請求の対象となる文書の特定について</p> <p>(1) 実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおりその特定に遺漏はない。</p> <p>(2) 実施機関は、所掌事務として、特別支援教育の内容の取扱いに関すること、特別支援学校に係る学校管理及び学校教育についての指導・助言を所管している。</p> <p>(3) 実施機関が、A文書及びC文書を管理していたのは文部科学省から学校における安全管理を徹底する趣旨の通知があったことから、特別支援学校の学校管理の指導・助言業務の一環として、県内の特別支援学校宛に通知を発出したためであり、B文書を管理していたのは特定事件の発生により特別支援学校への取材が予想されたことから、かかる取材への対応を統一的去るよう通知を発出したためであり、D文書を管理していたのは関係団体から教育委員会教育長宛に提言が提出され、特別支援学校に在籍する児童・生徒及び保護者が関わる関係団体との連絡の一環として受領したためであり、E文書を管理していたのは実施機関が所管する県立特別支援学校を含む県内</p>
--------------------------	---

<p>非公開理由 ( 続 き )</p>	<p>特別支援学校長から構成される団体が公表する文書として取得したためであり、F文書を管理していたのは特定事件を受けて各県立特別支援学校において保護者等宛に通知を发出する際の雛形として作成したためであり、G文書を管理していたのは同団体から特定事件に関する声明文が発表されるという情報を入手したことから、それを知事等に報告したためであり、H文書及びI文書を管理していたのは特別支援学校に在籍する児童・生徒及び保護者に対する情報提供の一環として、同団体の声明文を実施機関のホームページに掲載したためであり、K文書を管理していたのは議会において特定事件に関連する質問を受けた際に、実施機関の所掌事務に関連する事項の答弁資料として作成したためであり、J文書については特定団体との話合いの場で、当該特定団体から特定事件を踏まえた防犯対策について質問があったことから本件請求の対象文書として特定したものである。</p> <p>(4) 実施機関の所掌事務は前記(2)のとおりであり、他に特定事件に直接的に関係する業務は何ら所掌していないことから、本件行政文書以外に本件請求の対象となる行政文書は管理していない。</p> <p>なお、本件請求の対象となる行政文書を検索するに当たり、本件事件発生以降に作成又は取得した行政文書について、対象となり得るか否か、確認を行ったことは言うまでもない。</p> <p>また、他に解釈上、行政文書に該当しないと判断した文書も存在しない。</p> <p>(5) なお、特定団体との話合い資料には、特定事件に関する記載は何もないため、本件請求の対象となる文書として特定しなかったものである。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 行政文書を管理する室課所の特定について 行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。また、かかる審査請求人の主張により、本件処分の適法性や正当性が左右されることもないため、審査請求の理由となることはない。</p> <p>(2) 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について 審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきであること、また、条例第15条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第1条等に反する旨主張するが、かかる主張は、本件処分の適法性を左右するものではない。</p> <p>したがって、この点が審査請求の理由となることはない。</p>
<p>審査請求年月日</p>	<p>平成29年2月8日</p>
<p>審査請求の趣旨</p>	<p>処分の取消しを求める</p>
<p>審査請求の理由</p>	<p>1 条例第5条第1号該当性について</p> <p>(1) 職員携帯電話番号 職員個人の携帯電話番号ではなく、公務用であり、条例第5条第1号に該当することはない。</p> <p>(2) 特定団体Aの役職者の職及び氏名 ア 団体の役員の名及び役職は、一般に公表慣行があり、本件でも、団体の責任者として対外的にその氏名を公にすることをもって、同団体の真正の意見・要望である趣旨を担保しているものであるため、条例第5条第1号ただし書イに該当する。 イ 一般に、団体の問合せ先に電話等で確認すれば、役員の名や役職は伝達されるものであるから、同号ただし書イに該当する。 ウ 役職者の氏名の非公開が妥当であったとしても、氏名を非公開とすれば役職名を公開しても個人識別情報とは言えず、当該役職者の権利利益を害するおそれがあるとは言えない。</p> <p>2 条例第5条第4号柱書該当性について</p> <p>(1) 特定団体Aの名称 ア 実施機関と特定団体Aとの話合いは、予め選ばれた特定団体Aの意見を県政に反映して主権者に開かれた県政を実現するために開催されたものである。パブリックコメントとは異なり、誰でも参加して意見を表明できる性質のものではなく、参加団体の意見が県政に反映される以上、当該団体の名称程度は、行政の説明責任の観点から公表慣行がある。 イ 特定団体Aの名称を公開したとしても、意見・要望等の聴取が困難になるおそれではなく、公表慣行がある情報を公開しても、県の適正な事務事業の遂行に支障を生</p>

<p>審査請求の理由 (続き)</p>	<p>ずるおそれはない。 ウ 特定団体Aとの話し合いは、開催場所が、神奈川県の出資団体が管理する施設であるため、条例第26条の規定により、当該出資団体が定める情報公開規程に基づいて公開申出すれば公になる情報である。</p> <p>(2) 庁内メールURL ア 実施機関が説明する、外部から行政情報ネットワークのセキュリティ対策が突破されることは通常考えられず、万が一、そのような者がいれば、庁内メールURLの公開・非公開にかかわらず、セキュリティ対策を突破できるはずである。 イ 高度情報化社会において、行政が利用しするサーバ等の情報は市民の関心事であり、庁内メールURLを公開することで、民間も行政の良さを確認して同様の社内・団体内のメール環境を有することに資することは、条例第1条に適合する。</p> <p>(3) アンケートの全回答 アンケートの個々の回答内容が非公開事由に該当しない限り公開すべきである。実際、ほとんどの自治体は、アンケートの情報公開を一律非公開とせず、非公開事由に該当しない限り公開している。</p> <p>3 本件請求の対象となる文書の特定について (1) 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。 (2) 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。 (3) 特定団体Aとの話し合い資料も特定すべきである。</p> <p>4 その他 (1) 行政文書を管理する室課所の特定について 審査請求人は、本件請求に当たり行政文書を管理する室課所の特定を強いられており、かかる対応は条例第1条等に反する。 (2) 公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。 (3) 行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。</p>
<p>諮問年月日</p>	<p>平成29年6月27日</p>
<p>審査会の結論</p>	<p>実施機関が、公開請求の対象となる文書として、甲文書、乙文書及び丙文書を特定し、その一部を非公開としたことは妥当であるが、乙文書に含まれる庁内メールの添付文書については、対象文書として特定の上、改めて諾否の決定を行うべきである。</p>
<p>審査会の判断理由</p>	<p>1 本件行政文書について 当審査会が確認したところ、実施機関は、所掌事務としてインクルーシブ教育の推進に係る総合的企画、調査及び調整に関することや指導、助言等に関することを所掌事務としているところ、甲文書はインクルーシブ教育の推進を目的とした特定会議に係る特定人への出席依頼等に係る起案文書であり、丙文書は当該特定会議において配布されたアンケートであり、乙文書は県と特定団体Aとの話し合いに係る復命書であることが認められる。</p> <p>2 条例第5条第1号該当性について (1) 条例第5条第1号本文該当性について ア 職員携帯電話番号 当審査会が確認したところ、職員携帯電話番号は、当該職員の氏名とともに記載されたものであるため、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。 イ 特定団体Aの役職者の職及び氏名 特定団体Aの役職者の職及び氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。 (2) 条例第5条第1号ただし書該当性について ア 職員携帯電話番号 当審査会が確認したところ、職員携帯電話番号は、審査請求人が主張するような公務用携帯電話のものではなく、当該職員個人の携帯電話のものであると認められるため、その性質にかんがみれば、条例第5条第1号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。 イ 特定団体Aの役職者の職及び氏名 当審査会が確認したところ、特定団体Aは法人格を有しておらず、登記情報等から特定団体Aの役職者の氏名等を了知しえないことから、これらの情報は条例第5条第1号ただし書アには該当しないと判断する。</p>

審査会の  
判断理由  
(続き)

また、当該特定団体Aのホームページ等において、当該役職者の氏名を公表しているといった事実も認められず、これらの情報が「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であると認めるに足る事情は認められないことから、これらの情報は、同号ただし書イにも該当しないと判断する。

さらに、特定団体Aの役職者は公務員ではないことから、同号ただし書ウに該当することはなく、これらの情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書エにも該当しないと判断する。

なお、審査請求人は、これらの情報が同号ただし書イに該当する旨主張するが、前記のとおり、同号ただし書イ該当性を基礎付ける事実とは認められないため、この点に関する審査請求人の主張は採用することはできない。

また、この点について、審査請求人は、特定役職者の氏名のみを非公開とすれば足りる旨主張しており、これは条例第6条第2項による部分公開の規定の適用を主張する趣旨であると解されるが、当審査会が確認したところ、特定団体Aの役職者の職及び氏名のうち、氏名のみを除いたとしても、なお、特定の個人が識別される情報であると認められることから、特定団体Aの役職者の職は、同項に基づき、部分公開することはできないと判断する。

### 3 条例第5条第4号柱書該当性について

#### (1) 特定団体A及びBの名称

当審査会が確認したところ、団体と県との話し合いは、複数ある団体の中でも、広域性のある団体等、特定の団体に限って行われていることが認められる。こうした状況にあって県と話し合いの場を持った団体の名称を公開すると、同団体に対し、県と話し合いの場を持たなかった団体等から圧力がかかる等により、団体から率直な意見、要望を聴取することが困難になるおそれがあると認められる。

よって、県と話し合いの場を持った特定団体Aの名称については、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

また、当審査会が確認したところ、特定団体Bは、特定団体Aを構成する団体の名称であると認められる。したがって、特定団体Bの名称を公開すると、特定団体Aの名称の存在を推認させることとなるため、特定団体Bの名称は、特定団体Aの名称と同視すべきものと認められる。

よって、特定団体Bの名称は、特定団体Aの名称と同様に同号柱書に該当すると判断する。

#### (2) 庁内メールURL

当審査会が確認したところ、庁内メールは、行政情報ネットワーク下にある庁内システムの一つであるグループウェアシステムの一機能であり、行政情報ネットワークは、外部からの侵入防止、情報流出等出口対策を実施し、グループウェアシステムを含めた個々の庁内システムを保護していることが認められる。そして、行政情報ネットワークによる外部からの侵入防止対策等が突破された場合、庁内メールURLが明らかとなっていると、グループウェアシステムへの侵入がより容易になることが認められるため、この点において、県のネットワークセキュリティに係る事務又は事業の適正な遂行に支障を生ぜしめると評価することができる。

したがって、庁内メールURLは、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は、行政情報ネットワークセキュリティを突破しうるような者がいれば、庁内メールURLの公開・非公開にかかわらず、セキュリティ対策を突破できるはずである旨等主張するが、前記のとおり、行政情報ネットワークの侵入防止対策等が突破された場合におけるグループウェアシステムへの侵入の容易化という点において、同号柱書にいう支障を認めることができ、その余の主張についても前記判断を覆すに足るものはないため、採用することはできない。

#### (3) アンケートの全回答

当審査会が確認したところ、丙文書は特定会議において、その参加者に対し配布されたアンケートについて、参加者が任意に回答し提出したものと認められるが、アンケートは特段の断りがない限り、一般にその内容が公開されることはなく、回答者もそれを前提に回答していると考えられ、丙文書についても同様であると認められる。

この点について、審査請求人は、個々の回答内容毎に非公開事由該当性を判断し、非公開事由に該当しない限り公開すべきである旨主張するが、丙文書は、一般県民が回答しているものであることも考慮すると、実施機関が説明するとおり、仮に、その回答内容に氏名等が含まれないものであったとしても、アンケートの回答内容が公開されることとなれば、アンケートの回答者は、今後、同種のアンケートを提出することをためらい又はアンケートに率直な意見等を記載することをためらう結果を招来し、その結果、多様な意見を聴取し、県の今後の施策の参考にするという事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、アンケートの全回答については、条例第5条第4号柱書に該当すると判断

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>する。</p> <p>4 条例第7条該当性について  (1) 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益上」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、個人の生命、身体の安全等を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。</p> <p>(2) これを本件について見ると、本件処分において非公開とされた情報は、その内容にかんがみて、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認められることは、極めて困難であると言わざるを得ない。</p> <p>よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条に基づき裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。</p> <p>5 本件請求の対象となる文書の特定について  当審査会が確認したところ、実施機関が、本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務に照らし適切であるものの、本件行政文書のうち、丙文書に含まれる庁内メールの添付文書については、本件請求の内容に照らし、本件請求の対象文書として特定されるべきものであると認められる。</p> <p>よって、丙文書に含まれる庁内メールの添付文書については、対象文書として特定の上、改めて諾否の決定を行うべきである。</p> <p>なお、審査請求人は、特定団体Aと県との話し合い資料についても特定すべき旨主張するが、本件請求の内容に照らしても、当該資料に特定事件に関する記述がないため特定を行わなかったとする実施機関の説明に不合理な点はなく、この点に関する審査請求人の主張は採用することはできない。</p> <p>また、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は当該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。</p> <p>6 その他  審査請求人は、本件請求に際して行政文書を管理する室課所の特定を強いられたこと、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際にはCD-Rに記録したものを交付すべきこと、行政文書の写し等の交付に要する費用の定めが、条例第1条等に反する旨主張しているため、以下、この点について検討する。</p> <p>神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。</p> <p>これを踏まえると、審査請求人の行政文書を管理する室課所の特定に係る主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められ、また、その余の主張についても本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、いずれの主張についても調査審議する立場にない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成29年10月16日</p>

情報公開審査会答申第 661 号の概要

件名	特定事件に関する文書一部非公開の件（その 7）（諮問第 732 号）		
請求文書の概要	特定日に発生した特定事件に関する文書一切		
請求年月日	平成 28 年 9 月 26 日	諾否決定年月日	平成 28 年 11 月 21 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	神奈川県知事（くらし安全交通課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号及び第 4 号柱書		
非公開理由	<p>1 処分の内容</p> <p>平成28年11月21日付けで、同年7月27日から同年9月21日までの間に開催された特定会議の結果概要（会議資料を含む。）（以下「甲文書」という。）、特定依頼書全23件（以下「乙文書」という。）、特定事項に関する同意書全28件（以下「丙文書」という。）、特定業務委託に係る結果報告書（以下「丁文書」という。）、同年7月29日付け起案文書（以下「戊文書」という。）及び同年8月3日付け起案文書（以下「己文書」という。）（以下「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、次に掲げるもののうち、(1)ウについては警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして条例第5条第4号柱書を理由に、また、その余の情報については特定の個人を識別できる情報又は特定の個人は識別することはできないが、公開することによりその権利利益を害するおそれがある情報であるとして同条第1号を理由に非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。</p> <p>(1) 甲文書</p> <p>ア 特定人 及び当該特定人と特定の関係にある者 の氏名、性別、生年月日、年齢、続柄、本籍・住所地、連絡先、担当地区、特定依頼 事項の有無等</p> <p>イ 警部補以下の階級にある警察官の氏名</p> <p>ウ 警察電話の内線番号</p> <p>(2) 乙文書</p> <p>ア 特定依頼事項αの依頼者の区分及び依頼内容</p> <p>イ 特定人 の年齢及び性別</p> <p>ウ 特定依頼事項αの実施日、実施場所、実施内容、結果及び備考</p> <p>(3) 丙文書</p> <p>ア 特定相談所における支援に必要な情報を同相談所に提供することに同意した者の氏名、印影及び住所</p> <p>イ 特定人 の氏名</p> <p>(4) 丁文書</p> <p>ア 特定依頼事項βの依頼者の氏名、実施日、実施場所及び実施状況</p> <p>イ 特定依頼事項βの実施結果報告日</p> <p>ウ 特定依頼事項βの実施者 の氏名及び印影</p> <p>2 処分の理由</p> <p>本件処分の理由は次のとおりである。</p> <p>(1) 条例第5条第1号該当性について</p> <p>ア 甲文書</p> <p>甲文書は、特定相談所における特定の者に対する支援について、実施機関及び神奈川県警察本部並びに特定団体Aが提供する支援の内容等を協議し決定する会議の実施結果及び会議資料であって、特定事件に関連して作成されたものである。</p> <p>(ア) 特定人及び当該特定人と特定の関係にある者の氏名、性別、生年月日、年齢、続柄、本籍・住所地、連絡先、担当地区、特定依頼事項の有無等</p> <p>甲文書に記録された特定人及び当該特定人と特定の関係にある者の氏名、性別、生年月日、年齢、続柄、本籍・住所地、連絡先、担当地区、特定依頼事項の有無等は、特定の者の氏名とともに記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることは明らかである。よって、かかる情報は、条例第5条第1号本文に該当する。</p> <p>また、その内容及び性質にかんがみれば、かかる情報が同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。</p>		

非公開理由  
( 続き )

(イ) 警部補以下の階級にある警察官の氏名

甲文書に記録された警部補以下の階級にある警察官の氏名は、特定の個人を識別できる情報であるため、条例第5条第1号本文に該当する。

また、警部補以下の階級にある者の氏名については、神奈川県職員録や新聞の異動記事においても公表されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、同号ただし書イには該当しない。さらに、その情報の性質にかんがみれば、同号ただし書ア、ウ及びエのいずれにも該当しないことは明らかである。

イ 乙文書

乙文書は、実施機関が特定依頼事項αの実施を特定団体Bに依頼するとともに、その結果について、特定団体Bが実施機関に報告をするものである。

乙文書に記載された特定依頼事項αの依頼者の区分及び依頼内容、特定人の年齢及び性別並びに特定依頼事項αの実施日、実施場所、実施内容、結果及び備考は、特定の者の氏名とともに記載されているわけではないため、個人識別情報には当たらないものの、その内容は個人の心身の状況等に関連するものであって、公開することにより、その権利利益を害するおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第1号本文に該当し、その性質上同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

ウ 丙文書

丙文書は、特定相談所における特定の者に対する支援に必要な情報を同相談所に提供することについて、特定の者から神奈川県警察本部が同意を得るためのもので、特定事件に関連して支援を希望する者から提出されたものである。

丙文書に記載された特定相談所における支援に必要な情報を同相談所に提供することに同意した者の氏名、印影及び住所並びに特定人の氏名は、個人識別情報として条例第5条第1号本文に該当し、その内容及び性質にかんがみて、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

エ 丁文書

丁文書は、特定業務の委託先である特定団体Cから月毎に提出される業務委託の結果報告書である。

(ア) 特定依頼事項βの依頼者の氏名、実施日、実施場所及び実施状況並びに特定依頼事項βの実施者の氏名及び印影

丁文書に記載された依頼者の氏名、実施日、実施場所及び実施状況並びに特定依頼事項βの実施者の氏名及び印影は、特定の個人の氏名とともに記載されているため、個人識別情報として条例第5条第1号本文に該当し、その内容及び性質にかんがみて、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

(イ) 特定依頼事項βの実施結果報告日

特定依頼事項βの実施結果報告日については、特定業務委託の仕様書において、特定依頼事項βの実施終了後、速やかに実施結果票を作成することが明記されており、特段の事情がない限り、特定依頼事項βの実施当日に、当該結果票を作成するのが実状となっているため、特定依頼事項βの実施結果報告日は、特定依頼事項βの実施日と実質的に同一である。したがって、前記(ア)と同様に、個人識別情報として条例第5条第1号本文に該当し、その内容及び性質にかんがみて、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

(2) 条例第5条第4号柱書該当性について

警察電話の内線番号とは、警察の専用線業務専用通信回線に接続された電話の番号であるところ、警察業務は検挙や規制を行うものであることから、業務遂行にあたり被疑者等から反発を招くことも予想され、警察の内線番号を公開することにより、被疑者等から業務妨害を目的として特定の内線番号に対する嫌がらせを受け、通常業務における必要な連絡や突発事案への対応等に支障をきたすおそれがあると認められるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

(3) 条例第7条該当性について

本件処分において非公開とした前記1(1)から(4)までの内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難であると言わざるを得ない。

<p>非公開理由 ( 続き )</p>	<p>よって、かかる情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、同条を適用し裁量的公開を行うべきものではない。</p> <p>(4) 本件行政文書の特定について 実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したのは、所管業務である犯罪被害者等支援業務の一環として作成又は取得していたためであり、本件行政文書以外に本件請求の対象となる文書は管理していない。</p> <p>(5) その他 ア 行政文書を管理する室課所の特定について 行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。また、かかる審査請求人の主張により、本件処分の適法性や正当性が左右されることもないため、審査請求の理由となることはない。</p> <p>イ 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について 審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきであること、また、郵送による交付を行う場合には、定形外郵便より安価なレターパック等により発送しないことが条例第1条等に反すること、さらに、条例第15条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第1条等に反する旨主張するが、これらの主張は、本件処分の適法性を左右するものではない。</p>
<p>審査請求 年 月 日</p>	<p>平成 29 年 2 月 23 日</p>
<p>審査請求の 趣 旨</p>	<p>処分の取消しを求める。</p>
<p>審査請求の 理 由</p>	<p>1 条例第5条第1号該当性について (1) 特定人に関する情報 ア 特定人の性別及び市区町村名までの住所地については、プレスリリースにより公表されており、また、神奈川県別の担当課からは公開されており整合性がない。さらに、特定事件の重大性にかんがみれば、条例第5条第1号ただし書ア、イ及びエに該当する。 イ 実施機関が、特定人に関する情報の多くを非公表としたことは、明らかに憲法第14条第1項、障害者の権利条約のほとんどの規定等に反する著しい障害者差別であり、到底認められない。</p> <p>(2) 特定依頼事項βの実施者の氏名 ア 特定依頼事項βの実施者の氏名が、第三者情報であって被実施者の個人情報でないとして非公開とされることが横行しており、国際的に見て看過できない。 イ 特定依頼事項βの実施者の氏名を非公開とするのであれば、神奈川県個人情報保護条例の規定による個人情報開示請求に対する決定で、被実施者に対して開示すべきである。 ウ 特定依頼事項βの実施者は、住民監査請求及び住民訴訟において怠る事実の相手方の適格を有する者であり、相手方の特定をすることは原告にあることから、当然にその氏名を公開すべきである。</p> <p>(3) 警部補以下の階級にある警察官の氏名 ア 警部補以下の階級にある警察官の氏名は、職務遂行に係る公務員の氏名であるため、明らかに条例第5条第1号ただし書ウに該当する。 イ 警察官は、階級にかかわらず、公務の対象者に氏名を尋ねられたら警察手帳の氏名等が記載された頁を提示しなければならない以上、条例第5条第1号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当する。</p> <p>2 条例第5条第4号柱書該当性について 実施機関は、警察電話の内線番号について、警察業務全般が検挙や規制を行うものであることから、警察電話の内線番号を公開すると、被疑者等により反発を受け嫌がらせ等の支障をきたすおそれがあると主張するが、本件処分において非公開とされたものは住民相談に係る電話番号であり、検挙や規制ではないことは明らかである。したがって、実施機関の主張が妥当でありうるのは、警察業務のうち検挙や規制に係る場合のみであり、本件処分において非公開とされたものには当てはまらない。</p> <p>3 条例第7条該当性について 特定事件の重大性にかんがみれば、本件処分において非公開とされた情報は公開されるべきである。</p> <p>4 本件請求の対象となる文書の特定について (1) 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っ</p>



<p>審査請求の理由 (続き)</p>	<p>ておらず不当である。  (2) 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。  (3) 特定業務委託に係る仕様書を本件請求に係る対象文書として特定すべきである。  5 その他  (1) 行政文書を管理する室課所の特定について  審査請求人は、本件請求に当たり行政文書を管理する室課所の特定を強いられており、かかる対応は条例第1条等に反する。  (2) 公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。  (3) 行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。  (4) 郵送により行政文書の写し等の交付を行う場合には、定形外郵便より安価なレターパック等によるべきである。</p>
<p>諮問年月日</p>	<p>平成29年4月28日</p>
<p>審査会の結論</p>	<p>実施機関が、公開請求の対象となる文書として、平成28年7月27日から同年9月21日までの間に開催された特定会議の結果概要(会議資料を含む。)、特定依頼書全23件、特定事項に関する同意書全28件、特定業務委託に係る結果報告書、同年7月29日付け起案文書及び同年8月3日付け起案文書を特定し、その一部を非公開としたことについては、同月27日から同年9月21日までの間に開催された特定会議の結果概要(会議資料を含む。)のうち、同年7月27日付け実施結果に係る会議資料に記載された特定の者の性別を公開すべきことを除き妥当である。</p>
<p>審査会の判断理由</p>	<p>1 本件行政文書について  当審査会が確認したところ、本件行政文書のうち、甲文書は実施機関が説明するとおり、特定相談所における支援に関し、実施機関等の関係機関が提供する支援内容及びその時期を協議し決定する会議の実施結果及び会議資料であり、乙文書は実施機関が特定依頼事項αを特定団体Bに依頼するとともに、特定団体Bがその結果を実施機関に報告しているものであると認められる。また、丙文書は特定相談所における特定の者に対する支援に必要な情報を同相談所に提供するための同意を得るためのものであり、丁文書は特定業務の受託者である特定団体Cから実施機関に月毎に提出される当該特定業務の結果報告書であると認められる。さらに、戊文書は特定事件に関連し実施機関が行った記者発表に係る起案文書であり、己文書は特定事件に関連し実施機関が行った県内市町村に対する協力依頼に係る起案文書であることが認められる。</p> <p>2 条例第5条第1号該当性について  (1) 甲文書  ア 特定人及び当該特定人と特定の関係にある者の氏名、性別、生年月日、年齢、続柄、本籍・住所地、連絡先、担当地区、特定依頼事項の有無等  当審査会が確認したところ、甲文書に記載された特定人及び当該特定人と特定の関係にある者の氏名、性別、生年月日、年齢、続柄、本籍・住所地、連絡先、担当地区、特定依頼事項の有無等は、特定の者の氏名とともに記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることは明らかである。  よって、かかる情報は、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。  もっとも、当審査会が確認したところ、かかる情報のうち、平成28年7月27日付け実施結果に係る会議資料に記載された特定の者の性別については、審査請求人が主張するように、実施機関において既に公表していることが認められるため、同号ただし書イに該当するが、その余の情報については、同号ただし書イに該当するものとは認められず、また、その内容及び性質にかんがみて、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しないことは明らかである。  よって、特定人及び当該特定人と特定の関係にある者の氏名、性別、生年月日、年齢、続柄、本籍・住所地、連絡先、担当地区、特定依頼事項の有無等のうち、同日付け実施結果に係る会議資料に記載された特定の者の性別については同号ただし書イに該当するが、その余の情報については、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。なお、この点に関する審査請求人のその余の主張は、前記判断を左右するものではない。</p> <p>イ 警部補以下の階級にある警察官の氏名  甲文書に記載された警部補以下の階級にある警察官の氏名は、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。  また、警部補以下の階級にある者の氏名については、神奈川県職員録や新聞の異動記事においても公表されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予</p>

審査会の  
判断理由  
(続き)

定されている情報ではないことから同号ただし書イには該当せず、職務遂行の内容に関する情報にも当たらないことから同号ただし書ウにも該当せず、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア及びエのいずれにも該当しないことは明らかである。したがって、警部補以下の階級にある者の氏名については、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

なお、この点について、審査請求人は、警察官は階級にかかわらず、公務の対象者に氏名を尋ねられた場合に警察手帳の氏名等が記載された頁を提示しなければならない以上、同号ただし書ア及びイに該当する旨等主張するため、この点について、以下、検討する。

同号本文に該当するとされた非公開情報であっても、同号ただし書アに基づき公開を行うのは、法令等の規定に基づき、公開請求の時点において当該情報が既に何人にも知り得る状態となっているためであり、また、同号ただし書イに基づき公開を行うのは、当該情報が慣行として現に不特定多数の一般人に知り得る状態にあるか、知ることが予定されているため、これを非公開とすることにより守るべき法益が存しないためであると解される。

そこで、本件についてこれを見ると、警察官の氏名については、警察手帳規則第5条の規定に基づき警察官であることを示す必要があるときに警察手帳の証票及び記章を呈示すること、また、神奈川県警察職員の職務倫理及び服務に関する規程第12条第2項第5号の規定に基づき市民との応接に際し職務上支障がある場合のほか、要求があったときに所属、氏名等を明らかにすることが規定されており、警察官が職務遂行上必要と認めた特定の相手方に対し所属、氏名等を明らかにすることが定められているのであって、不特定多数の一般人にこれを明らかにすることを定めているものではなく、これらの規定を超えて、警察官が自らの氏名を明らかにしている事実も認められない。

よって、この点に関する審査請求人の主張は採用することはできず、また、その余の主張についても、前記判断を左右するものではない。

イ 乙文書

当審査会が確認したところ、乙文書に記載された特定依頼事項αの依頼者の区分及び依頼内容、特定人の年齢及び性別並びに特定依頼事項αの実施日、実施場所、実施内容、結果及び備考は、実施機関が説明するとおり、特定の者の氏名とともに記載されておらず、その内容に照らし個人識別情報にはあたらないと認められるものの、当該依頼事項の内容が個人の心身の状況等に関連する情報であることにかんがみれば、公開することにより、その権利利益を害するおそれがあると認められる。

よって、かかる情報は条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、特定依頼事項αの内容に照らせば、かかる情報が同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかであるため、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

なお、この点に関する審査請求人の主張は、前記判断を左右するものではない。

ウ 丙文書

当審査会が確認したところ、丙文書に記載された特定相談所における支援に必要な情報を同相談所に提供することに同意した者の氏名、印影及び住所並びに特定人の氏名は、その内容に照らし、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、同意の内容にかんがみれば、かかる情報が同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかであるため、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

エ 丁文書

(ア) 特定依頼事項βの依頼者の氏名、実施日、実施場所及び実施状況並びに特定依頼事項βの実施者の氏名及び印影

丁文書に記載された特定依頼事項βの依頼者の氏名、実施日、実施場所及び実施状況並びに特定依頼事項βの実施者の氏名及び印影は、特定の個人の氏名とともに記載されているため、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当し、その性質上同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

なお、この点に関する審査請求人の主張は、前記判断を左右するものではない。

(イ) 特定依頼事項βの実施結果報告日

当審査会が確認したところ、特定依頼事項βの実施結果報告は、実施機関が説明するとおり、特定業務委託上、特定依頼事項βの実施終了後、速やかに実施結果を作成することとされているために、特段の事情がない限り、特定依頼事項βの実施日当日に作成されていると認められる。したがって、特定依頼事項βの実施結果報告日は、特定依頼事項β実施日と実質的に同義である。

よって、特定依頼事項βの実施結果報告日の条例第5条第1号該当性については、特定依頼事項βの実施日と同様に解すべきものであることから、かかる情報は、前記(ア)のとおり、同号に該当すると判断する。

(3) 条例第5条第4号柱書該当性について

警察電話の内線番号については、実施機関が説明するとおり、警察業務が検挙や規制を行うものが多く、業務遂行にあたり被疑者等から反発を招くことも予想され、警察の内線番号を公開することにより、被疑者等から業務妨害を目的として特定の内線番号に対する嫌がらせを受け、通常業務における必要な連絡や突発事案への対応等に支障をきたすおそれがあると認められることから、同号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は、本件処分において非公開とされた警察電話の内線番号は、検挙や規制ではなく住民相談に係る電話番号であるため、実施機関の説明は同号柱書に該当する理由にならない旨主張するが、当該警察電話の内線番号が、直接的に検挙や規制にかかわるものではなくとも、警察における電話番号として、業務妨害の対象となるおそれがあると認められるため、かかる主張は採用することができない。

(4) 条例第7条該当性について

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益上」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、個人の生命、身体の安全等を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。

イ これを本件について見ると、本件処分において非公開とされた情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難であると言わざるを得ない。

よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条に基づき裁量的公開をしなかったことは、妥当であると判断する。

(5) 本件請求の対象となる文書の特定について

審査請求人は、文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法であり、実施機関が文書の再検索を行っておらず不当である旨主張しているが、いかなる根拠をもってかかる主張をしているかが明らかにされていない。

他方、実施機関が、本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務に照らし適切であり、当審査会が確認したところ、他に本件請求の対象となる文書も認められないため、本件行政文書以外に本件請求の対象となる文書はなく、文書の特定に不備はないとする実施機関の説明は、特段不自然・不合理なものとは認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

なお、審査請求人は、特定業務委託に係る仕様書についても特定すべき旨主張するが、本件請求の内容の合理的解釈からも当該仕様書を特定しなかったことは妥当であると認められ、この点に関する審査請求人の主張は採用することはできない。

また、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は当該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。

(6) その他

審査請求人は、本件請求に際して行政文書を管理する室課所の特定を強いられたこと、公開請求の対象となった行政文書が紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際にはCD-Rに記録したものを交付すべきこと、また、郵送による交付を行う場合には定形外郵便より安価なレターパック等により発送しないことが条例第1条等に反すること、さらに、行政文書の写し等の交付に要する費用の定めが条例第1条等に反する旨主張しているため、以下、この点について検討する。

神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、審査請求人の行政文書を管理する室課所の特定に係る主張につ

審査会の 判断理由 (続き)	いては、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められ、また、その余の主張についても、本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、いずれの主張についても調査審議する立場にない。
答申年月日	平成 29 年 11 月 1 日

情報公開審査会答申第 662 号の概要

件名	特定事件に関する文書一部非公開の件（その 11）（諮問第 739 号）		
請求文書の概要	特定日に発生した特定事件に関する文書一切		
請求年月日	平成 28 年 9 月 23 日	諾否決定年月日	平成 28 年 11 月 21 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	神奈川県知事（生活援護課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 4 号柱書		
非公開理由	<p>1 処分の内容</p> <p>平成28年11月21日付けで、同年7月27日付け起案文書（以下「甲文書」という。）、照会を趣旨とする同年9月9日付けメール（以下「乙文書」という。）、回答を趣旨とする同日付けメール（以下「丙文書」という。）及び同月23日付け起案文書（以下「丁文書」という。）（以下「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、次に掲げるもののうち、ア及びウについては公開することにより県又は国の行う対外的連絡調整事務等に支障が生ずるおそれがあるとして、また、イについては公開することにより特定事件に関する事後対応に係る事務に支障が生ずるおそれがあるとして条例第5条第4号柱書を理由に非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。</p> <p>(1) 甲文書 県業務用電子メールアドレス</p> <p>(2) 丙文書 11月補正予算要求予定項目に係る実施機関の回答内容</p> <p>(3) 丁文書 国業務用電子メールアドレス</p> <p>2 処分の理由</p> <p>本件処分の理由は次のとおりである。</p> <p>(1) 条例第5条第4号柱書該当性について</p> <p>ア 県業務用及び国業務用電子メールアドレス 県業務用及び国業務用電子メールアドレスは、一般的には公開していない県機関及び国機関の業務用電子メールアドレスであって、これらのアドレスを用いて庁外の者と連絡を取っているものである。これを公開した場合、営利目的による様々なメールが送付され、本来業務と無関係なメールを削除することに高いコストや労力がかかること、本来業務に関するメールが無関係なメールにより埋没し、本来業務に支障が生じるおそれがあること、ウィルスメールを送付されハッキング等のリスクに繋がること等、業務遂行に当たって様々な支障を生じさせることが想定される。よって、県業務用及び国業務用電子メールアドレスは、条例5条第4号柱書に該当する。</p> <p>イ 11月補正予算要求予定項目に係る実施機関の回答内容 11月補正予算要求予定項目に係る実施機関の回答内容は、平成28年11月28日に提案された11月補正予算の準備のため、総務局財政部財政課が保健福祉局総務室を通じて照会した「11月補正予算の項目出し」に係る同年9月9日時点の実施機関の回答である。 かかる情報は、保健福祉局の11月補正予算に係る要求予定項目として、特定事件の事後対応に係る新規事業名、事業内容等が記載されたものであるところ、本件請求時点では、県が設置した第三者委員から構成される特定委員会において、特定事件の事実確認や事後対応の検討を行っている段階にあった。 特定事件の事後対応については、特定委員会の検討結果を踏まえて判断していくものであるため、かかる情報を公開した場合、特定委員会での検討段階であるにもかかわらず、特定委員会との調整なく実施機関の独断により特定の事後対応を講じているように誤解され、特定委員会との信頼関係を損ない、特定事件の事後対応事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。</p>		

非公開理由 ( 続 き )	<p>(2) 条例第7条該当性について  本件処分において非公開とした情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めるとは困難であると言わざるを得ない。したがって、かかる情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、同条を適用し裁量的公開を行うべきものではない。</p> <p>(3) 本件行政文書の特定について  ア 実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおりその特定に遺漏はない。  イ 実施機関は、生活保護法の施行に関すること、社会福祉法に基づく社会福祉法人（生活保護法に係るものに限る。）の認可、検査等に関することを所掌事務としている。  ウ 実施機関が、本件行政文書を管理していたのは、生活保護関係事務の一環として救護施設を所管しており、その施設管理の安全性を確保する観点から、本件行政文書を作成又は取得したためである。  エ 実施機関の所掌事務は前記イのとおりであり、他に特定事件に直接的に関係する業務は何ら所掌していないことから、本件行政文書以外に本件請求の対象となる行政文書は管理していない。  なお、本審査請求に臨み、本件請求の対象となる文書の有無について再確認を行ったことは言うまでもなく、また、解釈上、条例第3条第1項にいう「行政文書」に該当しないとされた文書も存在しない。</p> <p>(4) 理由付記の不備について  本件処分の際に摘示された非公開理由の摘示は不十分である。</p> <p>(5) その他  ア 行政文書を管理する室課所の特定について  行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。  また、かかる審査請求人の主張により、本件処分の適法性や正当性が左右されることもないため、審査請求の理由となることはない。  イ 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について  審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきであること、また、条例第15条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第1条等に反する旨主張するが、かかる主張は、本件処分の適法性を左右するものではない。  したがって、この点が審査請求の理由となることはない。</p>
審査請求年月日	平成29年2月23日
審査請求の趣旨	処分の取消しを求める。
審査請求の理由	<p>1 条例第5条第4号柱書該当性について  (1) 県業務用及び国業務用電子メールアドレス  迷惑メールは、迷惑メールフォルダやウィルス対策ソフトやセキュリティソフトの利用等により十分な対策が講じられているところであり、実施機関の説明は、国民主権、公務員奉仕制を採用する現憲法下では認められない。  (2) 11月補正予算要求予定項目に係る実施機関の回答内容  ア 11月補正予算要求予定項目は、公務員の職務遂行情報として公になっているか、又は公にすることが予定されている情報である。  イ 11月補正予算要求予定項目は、財務会計上の行為として監査請求及び住民訴訟の対象となるものであるから、公開情報として取り扱われるべきであり、公開しなければオンブズ活動に著しい支障が生じ、神奈川県が民主主義が停滞する。  ウ 特定委員会の検討結果を踏まえ事後対応を行うこと、特定委員会による検討前に実施機関が事後対応に関し何らかの方策を有することは当然であり、11月補正予算要求予定項目に係る実施機関の回答内容はこれに当たる。実施機関が特定委員会による検証を踏まえる前に有している事後対応に関する方策を知った市民の見解は、実施機関がいう「誤解」には当たらない。行政の言い分を追認することを正しい理</p>

<p>審査請求の理由 ( 続き )</p>	<p>解といい、行政の言い分に反する理解を誤解というのは、明らかに国民主権、民主主義、公務員奉仕制に反する違憲の弁明である。</p> <p>2 条例第7条該当性について 特定事件の重大性にかんがみれば、本件処分において非公開とされた情報は公開されるべきである。</p> <p>3 本件請求の対象となる文書の特定について (1) 文書の検索が不十分であるか、又は条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。 (2) 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。 (4) その他 ア 行政文書を管理する室課所の特定について 審査請求人は、本件請求に当たり行政文書を管理する室課所の特定を強いられており、かかる対応は条例第1条等に反する。 イ 公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。 ウ 行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。</p>
<p>諮問年月日</p>	<p>平成29年6月7日</p>
<p>審査会の結論</p>	<p>実施機関が、公開請求の対象となる文書として、平成28年7月27日付け起案文書、照会を趣旨とする同年9月9日付けメール、回答を趣旨とする同日付けメール及び同月23日付け起案文書を特定し、その一部を非公開としたことは妥当である。</p>
<p>審査会の判断理由</p>	<p>1 本件行政文書について 当審査会が確認したところ、本件行政文書のうち、甲文書及び丁文書は、実施機関が説明するとおり、生活保護関係事務の一環として、特定事件の発生を受けて厚生労働省が発出した社会福祉施設等の安全の確保に関する通知を踏まえ、実施機関が当該通知の内容を県内市町村の関係機関等に周知するための起案文書であることが認められる。また、乙文書及び丙文書は、平成28年度11月補正予算の準備のため、総務局財政部財政課が保健福祉局総務室を通じて行った照会とそれに対する実施機関の回答であることが認められる。</p> <p>2 条例第5条第4号柱書該当性について (1) 県業務用及び国業務用電子メールアドレス 一般に公にしていなかった電子メールアドレスを公開した場合、当該電子メールアドレスが県業務用であるか国業務用であるかを問わず、悪意のある第三者からのウィルス付きメールや不必要な営利目的によるダイレクトメールを送付されるおそれが高まり、ウィルス付きメールが送付された場合にあっては県の庁内ネットワークシステムへのハッキング等の支障を生ぜしめ、本来業務と無関係な営利目的のダイレクトメールを送付された場合にあっては、当該メールの削除等を行わざるを得ず、ひいては当該電子メールアドレスが庁外の者との通信手段として事実上使用できなくなる等、県又は国の対外的連絡調整事務等に支障を生ぜしめるおそれが認められる。 よって、県業務用及び国業務用電子メールアドレスは、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。 なお、この点について、審査請求人は、迷惑メールはウィルス対策ソフトやセキュリティソフトの利用等により十分な対策が講じられており、国民主権、公務員奉仕制を採用する現憲法下では、実施機関の説明は認められない旨等主張するが、ウィルス対策ソフトやセキュリティソフトによっても迷惑メールの送信自体を止めることはできないことから、業務に支障を生じるおそれを取り除くことはできないため、かかる主張は採用することができない。</p> <p>(2) 11月補正予算要求予定項目に係る実施機関の回答内容 当審査会が確認したところ、11月補正予算要求予定項目に係る実施機関の回答内容は、特定事件の事後対応に関するものであり、予算要求の最初期の段階にあるものと認められる。 また、実施機関が説明するとおり、特定委員会においては、特定事件の事後対応について検討が行われ、採るべき具体的な事後対応について、特定委員会から県に対し報告が行われていることが認められるが、本件請求時にあっては、未だこれら事後対応にかかる検討が行われている最中であつたことが認められる。 よって、11月補正予算要求予定項目に係る実施機関の回答内容は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。 なお、この点に関する審査請求人の主張は、前記判断を左右するものではない。</p>

<p>審査会 の理由 (続)</p>	<p>3 条例第7条該当性について  条例第7条は、「公益上特に必要があると認めるとき」は、非公開情報を「公開することができる」と規定しているところ、審査請求人は、同条による裁量的公開を求めているため、以下、検討する。</p> <p>(1) 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益上」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、個人の生命、身体の安全等を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。</p> <p>(2) これを本件について見ると、本件処分において非公開とされた情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難であると言わざるを得ない。</p> <p>よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条に基づき裁量的公開をしなかったことは、妥当であると判断する。</p> <p>4 本件請求の対象となる文書の特定について  審査請求人は、文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法であり、実施機関が文書の再検索を行っておらず不当である旨主張しているが、いかなる根拠をもってかかる主張をしているかが明らかにされていない。</p> <p>他方、実施機関が、本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務の範囲に照らし適切であり、当審査会が確認したところ、他に本件請求の対象となる文書も認められないため、本件行政文書以外に本件請求の対象となる文書はなく、文書の特定に不備はないとする実施機関の説明は、特段不自然・不合理なものとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。</p> <p>なお、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は当該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。</p> <p>5 その他  審査請求人は、本件請求に際して行政文書を管理する室課所の特定を強いられたこと、公開請求の対象となった行政文書が紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際にはCD-Rに記録したものを交付すべきこと、また、行政文書の写し等の交付に要する費用の定めが条例第1条等に反する旨主張しているため、以下、この点について検討する。</p> <p>神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。</p> <p>これを踏まえると、審査請求人の行政文書を管理する室課所の特定に係る主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められ、また、その余の主張についても、本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、いずれの主張についても調査審議する立場にない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成29年11月8日</p>



情報公開審査会答申第 663 号の概要

件名	特定企業誘致に関する文書不存在の件（諮問第 754 号）		
請求文書の概要	特定企業誘致に関する文書（以下「本件対象文書」という。）		
請求年月日	平成 29 年 5 月 10 日	諾否決定年月日	平成 29 年 5 月 24 日
諾否の決定内容	不存在	実施機関	神奈川県知事（企業誘致・国際ビジネス課）
非公開根拠条項	—		
非公開理由	<p>1 本件対象文書の存否について</p> <p>実施機関が誘致活動を行った特定企業は、平成19年1月に、本県が定めた本県に施設等を立地した企業に対する施設整備等助成制度（以下「本件助成制度」という。）に基づく補助申請をしている。本件助成制度は、平成16年10月から開始した制度であるため、特定企業の誘致に関する本件対象文書は、本件助成制度開始から平成19年1月までの間に、実施機関において作成した文書であると考えられる。</p> <p>この期間において、本件対象文書は、神奈川県行政文書管理規則（以下「規則」という。）第4条第4項に規定するファイル基準表において、平成16年度から平成17年度までの間は「工場等立地・移転動向」、平成18年度は「企業訪問等報告」に分類し、規則第9条の規定に基づき保存期間を5年と定めて保存及び管理を行っていた。</p> <p>このことから、本件対象文書は規則に基づき、5年間実施機関で保存された後、保存期間満了に伴い、平成22年度から平成24年度までの間の各年度において公文書館に引き渡したものと認められるため、公開拒否決定をしたものである。</p> <p>なお、本件対象文書の検索にあたっては、実施機関の文書キャビネット及び書庫並びに所属サーバ内にある電磁的記録についても、くまなく検索を行ったが、存在しなかった。また、条例第3条第1項にいう行政文書に該当しないとされる文書についても存在しなかった。</p> <p>2 その他</p> <p>審査請求人は、本件処分の理由付記に不備がある旨主張するが、本件処分に当たっては、「保存期間が満了したため」と本件対象文書が物理的に存在しないこと及びその理由を明記していることから、この点に不備はない。</p>		
審査請求年月日	平成 29 年 6 月 9 日		
審査請求の趣旨	本件処分の取消しを求める		
審査請求の理由	<p>1 本件対象文書がどのような文書であるか記載がなく、規則第9条に規定する保存期間のどの区分により公開拒否したのか、あるいは、廃棄したのか滅失したのか要因も示さず、理由付記の趣旨に照らして、不備の程度が甚だしい。</p> <p>2 条例第10条第3項は、原処分の「公開を拒む理由」について、「単に根拠を示すだけでなくいかなる事実を認定して公開しない旨の決定をしたのかを具体的に記載する必要がある」との要件があり、本件処分の理由付記はこの要件を満たさないもので違法と言わざるを得ない。</p> <p>3 実施機関は、本件対象文書が神奈川県立公文書館（以下「公文書館」という。）に引き渡されたものと認められるため公開拒否決定をしたことを不備にあたらないと主張する。よって、公文書館のアーカイブズに係る検索結果一覧を添付すべきである。</p> <p>4 実施機関が誘致活動を行った特定企業の社長は、書面契約本位の人物であることから、当該特定企業と実施機関が交わした文書の公開を求める。</p>		
諮問年月日	平成 29 年 7 月 31 日		
審査会の結論	実施機関が、特定企業誘致に関する文書を不存在であるとして、公開を拒んだことは妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 本件対象文書の存否について</p> <p>(1) 実施機関は、本件対象文書の保存期間は5年であり、文書の作成又は取得があった場合であっても、保存期間満了により、公文書館に引き渡しがなされていることから不存在である旨説明しているため、以下、この点について検討する。</p> <p>(2) 当審査会が確認したところ、保存期間を満了した文書は、保存期間を1年又は常用と定めたものを除き、規則第15条第1項の規定に基づき公文書館長に引き渡すこととされ、引き渡された行政文書は、神奈川県公文書館条例第4条第1項及び第2項の規</p>		

<p>審査会の 判断理由 ( 続 き )</p>	<p>定に基づき、知事が定める基準により歴史資料として重要なものを選別の上保存し、その余については速やかに廃棄することとされている。また、条例第3条第1項第2号では、公文書館が当該施設の設置目的に応じて歴史資料として保存している資料については、公開請求の対象となる「行政文書」には該当しない旨が定められている。</p> <p>以上を前提とすると、保存期間を満了した文書については、廃棄又は行政文書該当性を欠くことにより、文書不存在となることが認められる。</p> <p>(3) そこで、これを本件についてみると、実施機関が説明するとおり、本件対象文書は、本件助成制度を開始した平成16年10月から実施機関が誘致活動を行った特定企業が本件助成制度に基づく補助申請をした平成19年1月までの間に作成又は取得した文書であること、また、実施機関が定めたファイル基準表によると、その保存期間が5年となることが認められる。</p> <p>このことから、これらの文書は、平成16年度から平成18年度までの間の処理済文書となり、平成22年3月31日から平成24年3月31日までの間にそれぞれ5年実施機関において保存された後、順次公文書館に引き渡されるのが規則に即した処理であると認められる。</p> <p>そして、前記のとおり、公文書館に引き渡された文書については歴史資料として保存されるか又は廃棄されることにより文書不存在となることから、実施機関が、本件対象文書を作成又は取得していたとしても、保存期間が5年であり、既に公文書館に引渡しが行なわれているとして不存在である旨説明していることに特段不合理な点は認められない。</p> <p>2 その他</p> <p>審査請求人は、本件処分に係る理由付記に不備がある旨主張しているため、以下の点について検討する。</p> <p>条例第10条第3項では、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むときは、その理由を併せて通知しなければならない」旨規定しているが、これは、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、請求者の不服申立てに便宜を与える趣旨である。</p> <p>このことを踏まえると、公開請求の対象とされた行政文書が存在しない場合には、物理的不存在と、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織として利用しておらず、条例第3条第1項の行政文書に当たらないとする法的不存在とを区別して記入する必要があり、前者にあつては、公開請求の対象とされた行政文書を作成又は取得していないため、若しくは、保存期間を満了し廃棄済みであるためといった物理的不存在の理由についても明記する必要があると解される。</p> <p>これを本件についてみると、実施機関は、本件処分の理由について、保存期間が満了したためと記載しており、本件対象文書が廃棄又は行政文書性を欠くことが想定されることから、審査請求人が主張するような理由付記の不備とまでは言えないものの、理由付記の趣旨にかんがみれば、本件対象文書の保存期間や、保存期間満了後廃棄又は公文書館への引渡しのいずれが行われたかなどについても具体的に明記することが望まれる。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成29年12月8日</p>

情報公開審査会答申第 664 号の概要

件名	特定地権者連絡会に関する文書不存在の件（諮問第 755 号）		
請求文書の概要	特定地権者連絡会に関する文書（以下「本件対象文書」という。）		
請求年月日	平成 29 年 5 月 10 日	諾否決定年月日	平成 29 年 5 月 24 日
諾否の決定内容	不存在	実施機関	神奈川県知事（企業誘致・国際ビジネス課）
非公開根拠条項	—		
非公開理由	<p>1 本件対象文書の存否について</p> <p>実施機関と実施機関が誘致活動を行った特定企業の間において交わされた特定日付け確認書には、当該特定企業が立地予定の地域のまちづくりに向けた取組を積極的に推進するため、当該特定企業及び関係機関が十分な調整を図ることなどが定められている。実施機関は、当該確認書に基づき、平成19年度から22年度までの間及び平成25年度に開催された特定の地権者連絡会にオブザーバーとして参加していた。</p> <p>本件対象文書として想定されるのは、実施機関が当該地権者連絡会にオブザーバーとして参加した際に取得した当該地権者連絡会の資料及びその結果を復命したもの（以下「本件復命」と総称する。）である。</p> <p>本件復命については、神奈川県行政文書管理規則（以下「規則」という。）第 4 条第 4 項に規定するファイル基準表において、「復命」に分類し、同第 9 条の規定に基づき保存期間を 1 年と定めて保存及び管理を行っていた。</p> <p>このことから、本件対象文書については、規則に基づき 1 年の保存期間満了に伴い、それぞれ廃棄したものと認められるため、公開拒否決定をしたものである。</p> <p>なお、本件対象文書の検索にあたっては、実施機関の文書キャビネット及び書庫並びに所属サーバ内にある電磁的記録についても、くまなく検索を行ったが、存在しなかった。また、条例第 3 条第 1 項にいう行政文書に該当しないとされる文書についても存在しなかった。</p> <p>2 その他</p> <p>審査請求人は、本件処分の理由付記に不備がある旨主張するが、本件処分に当たっては、「保存期間が満了したため」と本件対象文書が物理的に存在しないこと及びその理由を明記していることから、この点に不備はない。</p>		
審査請求年月日	平成 29 年 6 月 9 日		
審査請求の趣旨	本件処分の取消しを求める		
審査請求の理由	<p>1 本件対象文書がどのような文書であるか記載がなく、規則第 9 条に規定する保存期間のどの区分により公開拒否したのか、あるいは、廃棄したのか滅失したのか要因も示さず、理由付記の趣旨に照らして、不備の程度が甚だしい。</p> <p>2 条例第10条第3項は、原処分の「公開を拒む理由」について、「単に根拠を示すだけでなくいかなる事実を認定して公開しない旨の決定をしたのかを具体的に記載する必要がある」との要件があり、本件処分の理由付記はこの要件を満たさないもので違法と言わざるを得ない。</p> <p>3 特定の地権者連絡会の発起人は実施機関であり、当連絡会はまだ解散をしていないことから、本件対象文書の公開を求める。</p>		
諮問年月日	平成 29 年 7 月 31 日		
審査会の結論	実施機関が、特定地権者連絡会に関する文書を不存在であるとして、公開を拒んだことは妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 本件対象文書の存否について</p> <p>(1) 実施機関は、文書の作成又は取得があった場合であっても、本件対象文書の保存期間満了による廃棄を理由として不存在である旨説明しているため、以下、この点について検討する。</p> <p>(2) 当審査会が確認したところ、保存期間を 1 年とした行政文書（以下「1 年保存文書」という。）については、本庁機関にあっては、神奈川県公文書館条例第 4 条第 1 項及び第 2 項並びに同条例施行規則第 1 条第 3 項の規定に基づき、神奈川県職員の職の設置等に関する規則第 3 条第 1 項に規定する室長又は課長（以下「課長等」という。）が、知事が定める基準により歴史資料として重要なものを選別し、その余についてはは</p>		

<p>審査会の 判断理由 ( 続 き )</p>	<p>速やかに廃棄することを専決するとされている。そして、課長等が歴史資料として選別した文書については、規則第 15 条第 1 項の規定に基づき神奈川県立公文書館（以下「公文書館」という。）の館長に引き渡すこととされている。また、条例第 3 条第 1 項第 2 号では、公文書館が当該施設の設置目的に応じて歴史資料として保存している資料については、公開請求の対象となる「行政文書」には該当しない旨が定められている。</p> <p>以上を前提とすると、保存期間を満了した 1 年保存文書については、廃棄又は行政文書該当性を欠くことにより、文書不存在となることが認められる。</p> <p>(3) そこで、これを本件についてみると、実施機関が説明するとおり、本件対象文書は、実施機関がオブザーバーとして参加していた特定の地権者連絡会が開催された平成 19 年度から平成 22 年度までの間及び平成 25 年度に作成し又は取得した文書であること、また、実施機関が定めたファイル基準表によると、その保存期間が 1 年となることが認められる。</p> <p>そして、前記のとおり、保存期間を満了した 1 年保存文書については、歴史資料として重要なものを選別の上公文書館に引き渡すか廃棄することにより文書不存在となることから、実施機関が、本件対象文書を作成又は取得していたとしても、廃棄済みのため不存在である旨説明していることに特段不合理な点は認められない。</p> <p>2 その他</p> <p>審査請求人は、本件処分に係る理由付記に不備がある旨主張しているため、以下の点について検討する。</p> <p>条例第 10 条第 3 項では、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むときは、その理由を併せて通知しなければならない」旨規定しているが、これは、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、請求者の不服申立てに便宜を与える趣旨である。</p> <p>このことを踏まえると、公開請求の対象とされた行政文書が存在しない場合には、物理的不存在と、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織として利用しておらず、条例第 3 条第 1 項の行政文書に当たらないとする法的不存在とを区別して記入する必要があり、前者にあつては、公開請求の対象とされた行政文書を作成又は取得していないため、若しくは、保存期間を満了し廃棄済みであるためといった物理的不存在の理由についても明記する必要があると解される。</p> <p>これを本件についてみると、実施機関は、本件処分の理由について、保存期間が満了したためと記載しており、本件対象文書が廃棄又は行政文書性を欠くことが想定されることから、審査請求人が主張するような理由付記の不備とまではいえないものの、理由付記の趣旨にかんがみれば、本件対象文書の保存期間や、保存期間満了後廃棄又は公文書館への引渡しのいずれが行われたかなどについても具体的に明記することが望まれる。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成 29 年 12 月 8 日</p>

情報公開審査会答申第 665 号の概要

件名	特定企業との確認書締結に関する文書不存在の件（諮問第 756 号）		
請求文書の概要	特定企業との確認書締結に関する文書（以下「本件対象文書」という。）		
請求年月日	平成 29 年 6 月 5 日	諾否決定年月日	平成 29 年 6 月 15 日
諾否の決定内容	不存在	実施機関	神奈川県知事（企業誘致・国際ビジネス課）
非公開根拠条項	—		
非公開理由	<p>1 本件対象文書の存否について</p> <p>特定企業は、平成19年1月に、本県が定めた本県に施設等を立地した企業に対する施設整備等助成制度（以下「本件助成制度」という。）に基づく補助申請をしており、合わせて、同月に実施機関との間で本件助成制度に関連した確認書を交わしている。本件助成制度は、平成16年10月から開始した制度であるため、本件対象文書は、本件助成制度開始から平成19年1月までの間に、実施機関において作成した文書であると考えられる。</p> <p>この期間において、本件対象文書は、神奈川県行政文書管理規則（以下「規則」という。）第4条第4項に規定するファイル基準表において、平成16年度から平成17年度までの間は「工場等立地・移転動向」、平成18年度は「企業訪問等報告」に分類し、規則第9条の規定に基づき保存期間を5年と定めて保存及び管理を行っていた。</p> <p>このことから、本件対象文書は規則に基づき、5年間実施機関で保存された後、保存期間満了に伴い、平成22年度から平成24年度までの間の各年度において神奈川県立公文書館（以下「公文書館」という。）に引き渡されたものと認められるため、公開拒否決定をしたものである。</p> <p>なお、本件対象文書の検索にあたっては、実施機関の文書キャビネット及び書庫並びに所属サーバ内にある電磁的記録についても、くまなく検索を行ったが、存在しなかった。また、条例第3条第1項にいう行政文書に該当しないとされる文書についても存在しなかった。</p> <p>2 その他</p> <p>審査請求人は、本件処分の理由付記に不備がある旨主張するが、本件処分に当たっては、「保存期間が満了したため」と本件対象文書が物理的に存在しないこと及びその理由を明記していることから、この点に不備はない。</p>		
審査請求年月日	平成 29 年 6 月 21 日		
審査請求の趣旨	本件処分の取消しを求める		
審査請求の理由	<p>1 本件対象文書にどのような文書であるか記載がなく、規則第9条に規定する保存期間のどの区分により公開拒否したのか、あるいは、廃棄したのか滅失したのか要因も示さず、理由提示の趣旨に照らして、不備の程度が甚だしい。</p> <p>2 神奈川県行政手続条例第9条第2項の趣旨に照らすと、本件処分は審査請求人に認められている情報提供を求める法的利益を否定し侵害するものとして、違法とまでは言えないが不当である。</p> <p>3 条例第1条の趣旨に照らすと、本件処分の理由付記には、本件対象文書についての具体的な文書名の記載がなく、県民に対する説明責務の放棄である。実施機関は、条例の目的を理解しておらず、情報公開制度を形骸化することは許すことができない。</p> <p>4 実施機関は、行政不服審査法の趣旨を踏まえ、神奈川県情報公開審査会に諮問することなく、本件処分を職権により取消し審査請求人が公開を求める趣旨と合致すると認められる文書について改めて公開するか否か裁決をするべきである。</p>		
諮問年月日	平成 29 年 7 月 31 日		
審査会の結論	実施機関が、特定企業との確認書締結に関する文書を不存在であるとして、公開を拒んだことは妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 本件対象文書の存否について</p> <p>(1) 実施機関は、本件対象文書の保存期間は5年であり、文書の作成又は取得があった場合であっても、保存期間満了により、公文書館に引渡しながなされていることから不存在である旨説明しているため、以下、この点について検討する。</p> <p>(2) 当審査会が確認したところ、保存期間を満了した文書は、保存期間を1年又は常用</p>		

<p>審査会の 判断理由 ( 続 き )</p>	<p>と定めたものを除き、規則第 15 条第 1 項の規定に基づき公文書館長に引き渡すこととされ、引き渡された行政文書は、神奈川県公文書館条例第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、知事が定める基準により歴史資料として重要なものを選別の上保存し、その余については速やかに廃棄することとされている。また、条例第 3 条第 1 項第 2 号では、公文書館が当該施設の設置目的に応じて歴史資料として保存している資料については、公開請求の対象となる「行政文書」には該当しない旨が定められている。</p> <p>以上を前提とすると、保存期間を満了した文書については、廃棄又は行政文書該当性を欠くことにより、文書不存在となることが認められる。</p> <p>(3) そこで、これを本件についてみると、実施機関が説明するとおり、本件対象文書は、本件助成制度を開始した平成 16 年 10 月から実施機関が誘致活動を行った特定企業が本件助成制度に基づく補助申請をした平成 19 年 1 月までの間に作成又は取得した文書であること、また、実施機関が定めたファイル基準表によると、その保存期間が 5 年となることが認められる。</p> <p>このことから、これらの文書は、平成 16 年度から平成 18 年度までの間の処理済文書となり、平成 22 年 3 月 31 日から平成 24 年 3 月 31 日まで間にそれぞれ 5 年実施機関において保存された後、順次公文書館に引き渡されるのが規則に即した処理であると認められる。</p> <p>そして、前記のとおり、公文書館に引き渡された文書については歴史資料として保存されるか又は廃棄されることにより文書不存在となることから、実施機関が、本件対象文書を作成又は取得していたとしても、保存期間が 5 年であり、既に公文書館に引渡しが行なわれているとして不存在である旨説明していることに特段不合理な点は認められない。</p> <p>2 その他</p> <p>審査請求人は、本件処分に係る理由付記に不備がある旨主張しているため、以下、この点について検討する。</p> <p>条例第 10 条第 3 項では、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むときは、その理由を併せて通知しなければならない」旨規定しているが、これは、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、請求者の不服申立てに便宜を与える趣旨である。</p> <p>このことを踏まえると、公開請求の対象とされた行政文書が存在しない場合には、物理的不存在と、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織として利用しておらず、条例第 3 条第 1 項の行政文書に当たらないとする法的不存在とを区別して記入する必要があり、前者にあつては、公開請求の対象とされた行政文書を作成又は取得していないため、若しくは、保存期間を満了し廃棄済みであるためといった物理的不存在の理由についても明記する必要があると解される。</p> <p>これを本件についてみると、実施機関は、本件処分の理由について、保存期間が満了したためと記載しており、本件対象文書が廃棄又は行政文書性を欠くことが想定されることから、審査請求人が主張するような理由付記の不備とまではいえないものの、理由付記の趣旨にかんがみれば、本件対象文書の保存期間や、保存期間満了後廃棄又は公文書館への引渡しのいずれが行われたかなどについても具体的に明記することが望まれる。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成 29 年 12 月 8 日</p>

情報公開審査会答申第 666 号の概要

件名	特定県立施設の移転及び再整備に関する行政文書非公開の件（諮問第 724 号）		
請求文書の概要	特定県立施設の移転に関する検討会の次第、資料及び開催結果（以下「移転に関する資料」という。）並びに特定県立施設の整備に関する検討会の次第、資料及び開催結果（以下「整備に関する資料」という。）（合わせて「本件行政文書」と総称する。）		
請求年月日	平成 28 年 6 月 30 日	諾否決定年月日	平成 28 年 7 月 12 日
諾否の決定内容	公開拒否（非公開）	実施機関	神奈川県教育委員会 （生涯学習課）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 3 号、同条第 1 号、第 2 号並びに第 4 号柱書、イ及びエ		
非公開理由	<p>1 条例第 5 条第 3 号該当性について 本件行政文書に記載された情報は、特定県立施設の移転及び再整備に関して、様々な可能性や影響について考慮しながら検討を行った未確定な情報である。よって、公開することにより、率直な意見の交換が不当に損なわれ、また、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、条例第 5 条第 3 号に該当するとして、本件行政文書の全てを非公開としたものである。</p> <p>2 条例第 5 条第 1 号、第 2 号並びに第 4 号柱書、イ及びエ該当性について 本件行政文書のうち、移転に関する資料の一部については別表 1 に掲げるとおり、また、整備に関する資料の一部については別表 4 に掲げるとおり、それぞれ条例第 5 条第 1 号、第 2 号又は第 4 号柱書、イ若しくはエに該当する。</p>		
審査請求年月日	平成 29 年 9 月 21 日		
審査請求の趣旨	本件処分の取消しを求める		
審査請求の理由	実施機関が説明する本件処分の理由は全く理解できない。少なくとも検討会の出席者、検討項目、検討課題等を公開したとしても、「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」はない。また、全ての文書が非公開とされているため、反論のしようがない。個人に関する情報までは公開すべきとは思わないが、公開できる情報はあはずである。		
諮問年月日	平成 29 年 4 月 25 日		
審査会の結論	実施機関が、特定県立施設の移転及び再整備に関する行政文書のうち、別表 5 に掲げる情報を非公開としたことは妥当であるが、その余の情報については、公開すべきである。		
審査会の判断理由	<p>1 本件請求の対象となる文書の特定について 実施機関は、本件請求の対象となる文書について、本件行政文書を特定しているが、当審査会が確認したところ、本件行政文書の一部について、審査請求人が本件請求を行った日より後の日に作成した文書を特定していることが認められる。 そこで、本件処分の適法性の判断に先立ち、実施機関のかかる特定の適法性について、以下、検討する。 条例第 10 条第 1 項が、「実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求があった日から起算して 15 日以内に、当該公開請求に対する諾否の決定を行わなければならない。」と規定し、同条第 4 項が「実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第 1 項に規定する期間を 45 日以内に限り延長することができる。」と規定していることにかんがみると、公開請求の対象となるのは、公開請求の時点で実施機関が保有している行政文書と解される。 実施機関が行った本件請求の対象となる文書の特定は、本件請求を行った日より後の日に作成された行政文書に及んでおり、不適切であると認められるものの、かかる特定は、本来、本件請求の対象となるべき行政文書の範囲を超えたより広範な特定を行ったものであり、結果として、審査請求人が不利益を被ったとはいえないことから、本件処分を取消すべき違法性があるとは判断できない。 よって、以下において、本件処分により本件行政文書を非公開としたことの適法性について判断する。</p> <p>2 本件行政文書を全て非公開としたことについて 実施機関は、本件行政文書を公開することにより、率直な意見の交換が不当に損なわれ、また、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、条例第 5 条第 3 号に基づき、本件行政文書の全てを非公開とした旨説明しているが、当審査会が確認したところ、本件行政文書に含まれる情報の内容及び性質にかんがみれば、本件行政文書の全てを非公開としなければ、率直な意見の交換が不当に損なわれ、また、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれを回避できないとは認められない。</p>		

審査会の  
判断理由  
( 続 き )

3 本件行政文書の部分公開について

他方、本件行政文書に含まれる情報について、その内容及び性質にかんがみれば、非公開情報に該当する部分を容易に区分して除くことが可能であり、また、前記4(2)のとおり、実施機関からも本件行政文書に含まれる情報について、個別の非公開理由が示されていることから、条例第6条第1項の規定に基づく部分公開の当否について、以下、検討する。

(1) 条例第5条第3号該当性について

条例第5条第3号は、「県の機関及び県が設立した地方独立行政法人の内部若しくは相互間又は県の機関等と国若しくは他の地方公共団体の機関、独立行政法人等若しくは地方独立行政法人との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

そこで、本件行政文書に含まれる各情報の同号該当性について、以下、検討する。当審査会が確認したところ、本件行政文書に含まれる情報の内容及び性質にかんがみれば、公開することにより、実施機関が説明するような率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

よって、本件行政文書に含まれる情報に同号が該当する部分は存在しないと判断する。

このことから、以下、別表1及び別表4において、実施機関が、それぞれ条例第5条第1号、第2号又は第4号柱書、イ若しくはエに該当するとして非公開と説明している情報について、その適法性を判断する。

(2) 移転に関する資料について

ア 条例第5条第1号該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

そこで、実施機関が同号に該当するため非公開と説明する、移転に関する資料34ページ16行目1文字目から11文字目までの同号本文該当性について、以下、検討する。

当審査会が確認したところ、かかる情報は特定法人の従業員の所属及び名前であることから、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報であるため、同号本文に該当すると判断する。

(イ) 条例第5条第1号ただし書該当性について

もっとも、条例第5条第1号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまで、すなわち「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」(同号ただし書ア)、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(同号ただし書イ)、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」(同号ただし書ウ)、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」(同号ただし書エ)に該当する情報については、同号本文に該当するものであっても、公開すべき旨を規定している。

これを本件についてみると、前記アで同号本文に該当すると判断した情報は、その性質にかんがみれば、同号ただし書アからエまでに該当しないことは明らかである。

よって、かかる情報は同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

イ 条例第5条第2号該当性について

(ア) 条例第5条第2号本文該当性について

条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

そこで、実施機関が別表1において同号に該当するため非公開と説明する情報の同号本文該当性について、以下、検討する。



審査会の  
判断理由  
( 続 き )

- a 当審査会が確認したところ、実施機関が別表1で条例第5条第2号に該当すると説明する情報のうち8ページ7行目8文字目から12文字目まで、10ページ2行目4文字目から8文字目まで及び34ページ21行目2文字目から6文字目まで(以下「非公開情報①」という。)については、特定法人の名称が記載されていることから、その前後の情報とともに公開することにより、特定法人の特定契約の状況が明らかになるため、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることが認められる。
- よって、非公開情報①は、同号本文に該当すると判断する。
- b 当審査会が確認したところ、実施機関が別表1で条例第5条第2号に該当すると説明する情報のうち13ページ23行目5文字目から8文字目まで(以下「非公開情報②」という。)については、特定法人の名称が記載されていることから、その前後の情報とともに公開することにより、特定法人に信用上の不利益が生じるため、特定法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることが認められる。
- よって、非公開情報②は、同号本文に該当すると判断する。
- c 実施機関が別表1で条例第5条第2号に該当すると説明する情報のうち非公開情報①及び非公開情報②以外の情報については、実施機関が説明するような法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、同号本文に該当しないと判断する。
- (イ) 条例第5条第2号ただし書該当性について
- もっとも、条例第5条第2号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」は公開すると規定している。
- そこで、非公開情報①及び非公開情報②の同号ただし書該当性について、以下、検討する。
- 同号ただし書は、人の生命、身体等への危害等が現に生じ又は将来発生することが予想される状態が存在している場合であって、当該情報を公開することにより保護される人の生命、身体等の利益と、これを公開しないことにより保護される法人等の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護する必要性が後者のそれを上回る場合には、当該情報を公開しなければならないものと解される。
- 当審査会が確認したところ、非公開情報①及び非公開情報②が特定法人の名称であること、また、その前後の情報の内容にかんがみれば、非公開情報①及び非公開情報②は、同号ただし書には該当しないことは明らかである。
- よって、非公開情報①及び非公開情報②は同号ただし書に該当しないと判断する。
- ウ 条例第5条第4号該当性について
- 条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとしている。
- そして、同号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、これらに該当する情報のほか「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」も同号柱書により非公開とされ、かかる情報には、同条各号に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。
- (エ) 条例第5条第4号イ該当性について
- 条例第5条第4号イは、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国等、独立行政法人等又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」がある情報について非公開とすることができる旨規定されている。
- 当審査会が確認したところ、実施機関が別表1で同号イに該当すると説明する情報のうち、23ページの上の表第2欄及び第3欄のうち第2項から第4項まで(以下「非公開情報③」という。)については、実施機関が説明するとおり、今後移転を予定する特定施設の賃借料に係る想定事項などの契約及び交渉の方針に関する情報が記載されているため、公開することにより、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。
- よって、非公開情報③は、同号イに該当すると判断する。
- しかしながら、実施機関が別表1で同号イに該当すると説明するその余の情報については、実施機関において、同号イに規定する「県、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」について、いずれも具体的な説明がなされておらず、また、当審査会が確

審査会の  
判断理由  
( 続 き )

認したところ、かかるおそれについて認めることができないことから、これらの情報は、同号イに該当しないと判断する。

(イ) 条例第5条第4号エ該当性について

条例第5条第4号エは、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」と規定しているところ、ここでいう「人事管理」とは、職員等の採用、退職、異動等と解される。

当審査会が確認したところ、実施機関が別表1で同号エに該当すると説明する35ページの表第2欄から第4欄までのうち第6項、同表第2欄第7項から第4欄第7項までを1つとする項目及び同表第5欄第6項から第5欄第7項までを1つとする項目については、実施機関が説明するとおり、人員配置のための人事異動等の交渉を行う前の想定人員であり、公開することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、かかる情報は、同号エに該当すると判断する。

(ウ) 条例第5条第4号柱書該当性について

a 実施機関が別表1で条例第5条第4号柱書に該当すると説明する情報のうち、非公開情報①については前記(イ)a(a)で判断したとおり同条第2号に該当することから、また、非公開情報③については前記aで判断したとおり同条第4号イに該当することから、同号柱書該当性について判断するまでもなく、非公開とすることが妥当である。

そこで、以下においては、実施機関が同号柱書に該当すると説明する情報のうち、その余の情報について、同号柱書該当性を判断する。

b 当審査会が確認したところ、実施機関が別表1で条例第5条4号柱書に該当すると説明する情報のうち8ページ6行目1文字目から4文字目、同ページ22行目4文字目から5文字目及び33ページ3行目17文字目から22文字目まで（以下「非公開情報④」という。）については、特定の独立行政法人等の名称が記載されていることから、その前後の情報とともに公開した場合には、公開することにより、当該独立行政法人等の特定契約の状況が明らかになるため、当該独立行政法人等の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが認められる。

よって、非公開情報④は、同号柱書に該当すると判断する。

c 当審査会が確認したところ、実施機関が別表1で条例第5条第4号柱書に該当すると説明する情報のうち、別表2のB及びDの部分、また、別表3のFの部分（以下「非公開情報⑤」という。）については、実施機関が説明するとおり、公開を前提としていない実施機関内部の検討事項であり、公開することにより、特定県立施設の移転に向けた交渉、移転に関する県民対応、内部調整等の状況が明らかになるため、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが認められる。

よって、非公開情報⑤は、同号柱書に該当すると判断する。

d 実施機関が別表1で条例第5条第4号柱書に該当すると説明する情報のうち非公開情報①、非公開情報③、非公開情報④及び非公開情報⑤以外の情報については、公開することにより、実施機関が説明するような実施機関等の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、同号柱書に該当しないと判断する。

(3) 整備に関する資料について

ア 条例第5条第2号該当性について

(ア) 条例第5条第2号本文該当性について

当審査会が確認したところ、実施機関が別表4で条例第5条第2号本文に該当すると説明する情報のうち、12ページ19行目2文字目から24文字目までについては、実施機関が説明するとおり、特定法人の経営状況に関する信用上の情報であるため、公開することにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることが認められる。

よって、かかる情報は、同号本文に該当すると判断する。

しかしながら、実施機関が別表4で同号本文に該当すると説明するその余の情報については、実施機関が説明するような当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることが認められないことから、同号本文に該当しないと判断する。

(イ) 条例第5条第2号ただし書該当性について

当審査会が確認したところ、前記aで条例第5条第2号本文に該当すると判断した情報は、特定法人の経営状況に関する情報であることから、その性質にかんがみれば、同号ただし書には該当しないことは明らかである。

よって、かかる情報は同号ただし書に該当しないと判断する。

<p>審査会の 判断理由 ( 続 き )</p>	<p>イ 条例第5条第4号該当性について  (ア) 条例第5条第4号イ該当性について  実施機関が別表4で条例第5条第4号イに該当すると説明する情報については、実施機関において、同号イに規定する「県、国等、独立行政法人等又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」について、いずれも具体的な説明がなされておらず、また、当審査会が確認したところ、かかるおそれについて認めることはできないことから、これらの情報は、同号イに該当しないと判断する。</p> <p>(イ) 条例第5条第4号柱書該当性について  当審査会が確認したところ、実施機関が別表4で条例第5条第4号柱書に該当すると説明する情報のうち、35ページの上から2つ目の表第3欄のうち第2項から第9項まで、36ページ中面積が記載された部分全て、37ページの特定施設のレイアウト図のうち右側の改修後のレイアウト図及び39ページの上から3つ目の表第2欄のうち第2項から第9項までについては、実施機関が説明するとおり、特定県立施設の整備についてプロポーザル方式による契約を予定しており、公開することにより提案の内容が実施機関の想定したものに集約される可能性が高くなり、提案者の創意工夫を促すというプロポーザル方式の利点がなくなることから、特定県立施設の整備事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが認められる。</p> <p>よって、これらの情報は、同号柱書に該当すると判断する。  しかしながら、実施機関が別表4で同号柱書に該当すると説明するその余の情報については、公開することにより、実施機関が説明するような実施機関の特定県立施設の整備事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、同号柱書に該当しないと判断する。</p> <p>4 まとめ  以上のとおり、実施機関が、本件行政文書のうち別表5に掲げる情報を非公開としたことは妥当であるが、その余の情報は、実施機関が説明するような条例第5条各号に規定する非公開情報には該当しないと判断する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成29年12月14日</p>

情報公開審査会答申第 667 号の概要

件名	特定事件に関する文書一部非公開の件（その 19）（諮問第 747 号）		
請求文書の概要	特定事件に関する情報一切（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 28 年 9 月 23 日	諾否決定年月日	平成 28 年 11 月 21 日
諾否の決定内容	一部公開	実施機関	神奈川県知事（厚木児童相談所）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 4 号柱書		
非公開理由	<p>1 処分の内容</p> <p>実施機関は、平成 28 年 10 月 5 日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年 11 月 21 日付けで、同年 7 月 26 日付け県民局総務室長名義通知文（以下「甲文書」という。）、同日付け県民局次世代育成子ども家庭課長名義通知文（以下「乙文書」という。）、同月 28 日付け依頼文（以下「丙文書」という。）、同年 8 月 5 日付け事務連絡（以下「丁文書」という。）、同月 8 日付け依頼文（以下「戊文書」という。）、同月 18 日付け通知に係る起案文書（以下「己文書」という。）、同月 25 日付け特定会議の議事録（以下「庚文書」という。）、同特定会議の資料（以下「辛文書」という。）及び同年 9 月 13 日付け依頼に係る起案文書（以下「壬文書」という。）（以下「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、公開することにより県の事務事業に支障が生ずるおそれがあるとして、条例第 5 条第 4 号柱書を理由に別表 1 に掲げる情報（以下「本件非公開情報」と総称する。）を非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行ったが、その詳細は次のとおりである。</p> <p>(1) 己文書</p> <p>己文書において本件処分により非公開とした情報（以下「己文書非公開情報」という。）は、県民局入所施設における防犯体制に関する情報であるところ、県民局入所施設とは、単に県職員がその職務を行うための庁舎ではなく、各施設が対象としている県民の入所や利用が予定されている施設である。</p> <p>県には、これらの施設に入所した県民等が安全に当該施設で過ごすことができるようにする最も基本的かつ最低限の責務があるところ、己文書非公開情報は、当該施設の夜間における巡回等、具体的な防犯体制に関するものであるため、これを公開した場合、当該施設における具体的な防犯体制が明らかとなり、当該防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめるおそれがある。かかる場合、当該施設における安全面の確保に困難を来し、もって、その事業運営に支障を及ぼすこととなる。</p> <p>よって、己文書非公開情報は、公開することにより安全確保に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして、条例第 5 条第 4 号柱書に該当する。</p> <p>(2) 庚文書</p> <p>庚文書は、特定会議の議事録であるところ、同会議は、特定事件の再発防止に向けた課題を整理・検討するために県民局入所施設等の所属長から構成された会議体である。</p> <p>ア 庚文書において本件処分により非公開とした情報のうち、県民局入所施設等の具体的防犯体制に関する情報</p> <p>庚文書において本件処分により非公開とした情報のうち、県民局入所施設等の具体的防犯体制に関する情報は、県民局入所施設等の防犯体制について、各所属長が具体的に言及したものであり、己文書非公開情報と同質の情報であることから、前記(1)と同様に条例第 5 条第 4 号柱書に該当する。</p> <p>イ 庚文書において本件処分により非公開とした情報のうち、国の第 2 次補正予算に関する情報</p> <p>庚文書において本件処分により非公開とした情報のうち、国の第 2 次補正予算に関する情報は、特定会議において言及された国の第 2 次補正予算の具体的内容に関するものであるところ、かかる情報は、県担当者の聞き取りに基づくものであって、事実確認が不十分な誤った情報が含まれており、これを公開した場合、不正確な情報を広く知らしめ、県民等に誤解を生じさせるおそれがあるとともに、国との信頼関係を損ない速やかな情報提供が受けられなくなり、もって、国の予算にかかわる県の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、国から同様に情報提供を受け</p>		

<p>非公開理由 ( 続 き )</p>	<p>ている他の実施機関や、関係機関に誤った情報が伝わることで混乱を招き、その事務遂行に支障を及ぼすおそれもある。</p> <p>よって、かかる情報は条例第5条第4号柱書に該当する。</p> <p>(3) 辛文書 辛文書において本件処分により非公開とした情報は、己文書非公開情報と同質のものであることから、前記(1)と同様に条例第5条第4号柱書に該当する。</p> <p>(4) 壬文書 ア 「各入所施設の緊急時の連絡体制」のうち、県民局所管6施設における緊急時の施設内連絡体制並びに職員及び県への連絡体制に関する情報 「各入所施設の緊急時の連絡体制」のうち、県民局所管6施設における緊急時の施設内連絡体制並びに職員及び県への連絡体制に関する情報は、緊急時にあって、どのような手段を用いて連絡を行うかが具体的に記載されたものであるため、これを公開した場合、緊急時の連絡体制を容易に遮断することが可能となる。かかる場合、当該施設の入所者に対し、当該施設において安全に過ごせる環境を提供するという県の最も基本的な事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、かかる情報は条例第5条第4号柱書に該当する。 また、これら連絡体制に関し具体的記載がない空欄の場合にあって、これを公開した場合、当該施設においては連絡体制もない防犯体制が整っていない施設であるとの誤解を与え、犯罪の対象となる可能性が高まるおそれがあり、当該施設の安全管理に支障を及ぼすおそれがあるため、同号柱書に該当する。</p> <p>イ 「各入所施設のその他設備、器具の状況」のうち、県民局所管6施設における防犯訓練実施の有無及び危機管理マニュアルの有無に関する情報 「各入所施設のその他設備、器具の状況」のうち、県民局所管6施設における防犯訓練実施の有無及び危機管理マニュアルの有無に関する情報は、防犯体制の具体的内容ではないものの、構築された防犯体制の運用方法を定めるものであって、防犯体制の具体的内容と密接にかかわるものであり、かかる情報を公開することにより、施設運営に当たり防犯上著しい支障を来すことが予想され、県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。</p> <p>ウ 「特定事件以降の各入所施設での対応状況」のうち、県民局所管6施設における所属内での会議、防犯設備の確認、その他の対応に関する情報 「特定事件以降の各入所施設での対応状況」のうち、県民局所管6施設における所属内での会議に関する情報は、会議の有無やその内容が記載されたものであるため、これらを公開することにより、施設運営に当たり防犯上著しい支障を来すことが予想され、県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。 また、防犯設備の確認やその他の対応に関する情報は、県民局所管6施設の具体的な防犯体制について記載されたものであり、己文書非公開情報と同質の情報であることから、前記(1)様に同号柱書に該当する。 さらに、これらの情報に関し具体的記載がない空欄の場合にあって、これを公開した場合、防犯体制が整っていない施設であるとの誤解を与えるため、前記ア後段と同様に、同号柱書に該当する。</p> <p>エ その余の情報 壬文書において本件処分により非公開とした情報のうち、前記アからウまでに掲げる情報を除いた情報は、県民局所管6施設における具体的な防犯体制について記載されたものであり、己文書非公開情報と同質の情報であることから、前記(1)と同様に同号柱書に該当する。</p> <p>2 条例第7条該当性について 本件非公開情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難である。 よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり同条を適用し裁量的公開を行うべきものではない。</p> <p>3 本件請求の対象となる文書の特定について 実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおりその特定に遺漏はない。 実施機関は、児童福祉法第12条に基づき、子どもの福祉に関する業務を行う専門的な</p>
--------------------------	--

<p>非公開理由 ( 続き )</p>	<p>機関として設置されているところ、本件行政文書を管理していたのは、児童相談所業務の一環として一時保護所を設置しており、その施設管理の安全性を確保するという観点等から、各通知を収受し、照会への回答を行うとともに、特定会議に参加していたためであり、他に直接的に特定事件に係る業務を所管しているものではない。したがって、実施機関は、本件行政文書以外に本件請求の対象となる行政文書は管理していない。</p> <p>なお、本件請求の対象となる行政文書を検索するに当たり、特定事件発生以降に作成又は取得した行政文書について、対象となり得るか否か、確認を行ったことは言うまでもない。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 行政文書を管理する室課所の特定について 行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。また、かかる審査請求人の主張により、本件処分の適法性や正当性が左右されることもないため、審査請求の理由となることはない。</p> <p>(2) 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について 審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきであること、また、同一の公開請求者が、複数の行政文書を管理する室課所に対し公開請求を行う場合であって、当該行政文書を管理する室課所が一定の範囲内に存在し、当該行政文書の写し等を郵送により交付するときは、当該行政文書の写しを実施機関が取りまとめの上、交付すべきであること、さらに、条例第15条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第1条等に反する旨主張するが、かかる主張は、本件処分の適法性を左右するものではなく、審査請求の理由にはならない。</p>
<p>審査請求年月日</p>	<p>平成29年2月23日</p>
<p>審査請求の趣旨</p>	<p>処分の取消しを求める</p>
<p>審査請求の理由</p>	<p>1 条例第5条第4号柱書該当性について</p> <p>(1) 施設の具体的防犯体制に関する情報 施設の具体的防犯体制に関する情報については、主権者の目で適切に整備されているかを確認し、神奈川県や国際連合障害者権利委員会、子どもの権利委員会や女性差別撤廃委員会等に意見を提出する必要がある。そのため、公開することが条例第1条に適合する。</p> <p>また、防犯体制に脆弱な点があれば、早急に改善すべきであり非公開とすべき理由にはならない。市民の生活の場となっている公有施設であれば、一定程度の防犯体制が確保されており、防犯に関する情報であることを理由に非公開とするのは乱暴である。主権者には、施設利用者の安全確保が適切に行われているのを知り、行政を監視して不適正な行政の是正を求めていく権利があり、その権利の行使に資することが、条例第1条に適合する。</p> <p>(2) 常勤・非常勤職員数や警備員数 常勤・非常勤職員数や警備員数については、公務員の職務遂行方法として公になっているか、公にすることが予定されている情報である。</p> <p>(3) 警備業務委託並びに防犯カメラ及び自動警報装置に関する情報 警備業務委託や防犯カメラの購入、自動警報装置の保守点検整備については、財務会計上の行為として監査請求及び住民訴訟の対象となるものであることから、これらに関する情報は公開されるべきである。非公開とされれば、オンブズ活動に著しい支障を生じ神奈川県の民主主義が停滞する。</p> <p>(4) 緊急時の連絡体制に関する情報 緊急時の連絡体制について、公務員は現にこれを知っていても連絡体制の遮断が行われていないにもかかわらず、実施機関は、公務員以外の主権者に知られた場合、緊急時の連絡が遮断される高度の蓋然性があると説明しており、主権者蔑視の旧憲法的な説明で容認できない。緊急時の連絡体制を了知している公務員や当該公務員から当該情報を聴いた者も、連絡体制の遮断ができるはずであるが、そのような事態は生じていない。</p> <p>(5) 危機管理マニュアルに関する情報 危機管理マニュアルは公務員の間で共有されており、公務員や元公務員はそのマニュアルから得た情報から犯罪を起こしていないにもかかわらず、実施機関は、公開請</p>

<p>審査請求の理由 (続き)</p>	<p>求者がかかる情報を得た場合、犯罪行為を実行すると説明しており、主権者蔑視の違憲の弁明である。</p> <p>(6) 国の第2次補正予算に関する情報  国の第2次補正予算に関する情報は財務会計上の行為として監査請求及び住民訴訟の対象となるものであるから、当然に公開されるべきである。  また、実施機関は、これらの情報が誤った情報であるため、これらを公開した場合、不正確な情報を広く知らしめ、県民等に誤解を生じさせるおそれや国との信頼関係を損ない速やかな情報提供が受けられなくなり、もって国の予算にかかわる県の事務の遂行に支障を及ぼすおそれ、さらには、国から情報提供を受けている他の実施機関や関係機関に誤った情報が伝わることで混乱を招き、その事務遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明する。  しかし、公務員が、事実確認が不十分な情報や誤った情報を得ることは当然であり、誤った情報があれば、主権者はそれを知る権利がある。さらに、実施機関のかかる説明は、公務員の無謬性を動揺させる情報を具体的に開示したくないがための弁明であり、民主主義国家の情報公開とは言えない。情報公開は公開請求者にのみ実施されるものであり、他の実施機関、関連機関に伝わる高度の蓋然性もなく、たとえ伝わったとしても非公開とすべきほどの混乱は生じない。</p> <p>(7) 所属内での会議に関する情報  かかる情報を公開したとしても犯罪行為を遂行することは不可能であり事務事業に支障は生じない。</p> <p>2 条例第7条該当性について  特定事件の重大性にかんがみれば、本件非公開情報は公開されるべきである。</p> <p>3 本件請求の対象となる文書の特定について  (1) 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。  (2) 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。</p> <p>4 理由付記の不備について  本件処分の際に摘示された非公開理由は不十分である。</p> <p>5 その他  (1) 行政文書を管理する室課所の特定について  審査請求人は、本件請求に当たり行政文書を管理する室課所の特定を強いられており、かかる対応は条例第1条等に反する。  (2) 行政文書の写し等の交付方法について  公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。  また、同一の公開請求者が、複数の行政文書を管理する室課所に対し公開請求を行う場合であって、当該行政文書を管理する室課所が一定の範囲内に存在し、当該行政文書の写し等を郵送により交付するとき、実施機関は、当該行政文書の写しを取りまとめの上、交付すべきである。  (3) 行政文書の写し等の交付に要する費用について  行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。</p>
<p>諮問年月日</p>	<p>平成29年7月11日</p>
<p>審査会の結論</p>	<p>1 実施機関が、公開請求の対象となる文書として、甲文書、乙文書、丙文書、丁文書、戊文書、己文書、庚文書、辛文書、壬文書を特定したことは妥当であるが、庚文書の添付資料2件については、対象文書として特定の上、改めて諾否の決定を行うべきである。  2 実施機関が、別表2に掲げる情報を非公開としたことは妥当であるが、別表3に掲げる情報については公開すべきである。</p>
<p>審査会の判断理由</p>	<p>1 本件行政文書について  当審査会が確認したところ、本件行政文書のうち、甲文書及び乙文書は特定事件の発生を受けて発出された施設の安全管理に関する通知文であり、丙文書及び戊文書は実施機関が施設の管理者として特定事項を依頼されたため、丁文書は特定事件に関し関係機関への対応や情報共有について統一的対応を依頼されたため、己文書、庚文書及び辛文書については実施機関の所属長が特定会議に参加したため、壬文書については実施機関が県民局の一機関として同局における特定事件を受けた防犯対策の状況に関し常任委員会への報告に備えた資料作成の一環として照会を受けたため管理していたものと認めら</p>

審査会の  
判断理由  
(続き)

れる。

2 条例第5条第4号柱書該当性について

本件非公開情報はその量が多いため、まず、実施機関が説明する非公開理由の理論的当否を検討し、非公開とすることが妥当と認められる非公開理由の適用が説明されている各非公開情報について、当該理由に当てはまる情報たり得るか個別具体的に判断するものとする。

(1) 実施機関が説明する非公開理由

実施機関が本件非公開情報を非公開とした理由は、施設の具体的防犯体制に関する情報、緊急時の連絡体制に関する情報、危機管理マニュアルの有無に関する情報、防犯訓練の実施の有無に関する情報、所属内での会議に関する情報、国の第2次補正予算に関する情報、特定の空欄に関する情報毎に7つに大別されるため、以下、これらの情報を非公開とした理由について、その当否を検討する。

ア 施設の具体的防犯体制に関する情報

防犯カメラの設置の有無・台数や夜間の巡回警備に関する情報等具体的な防犯体制に関する情報については、実施機関が説明するとおり、これを公開すると、当該施設における具体的な防犯体制が明らかとなり、当該施設における防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめ、当該施設における安全面の確保に困難を来し、その事業運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、施設の具体的防犯体制に関する情報については、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

イ 緊急時の連絡体制に関する情報

緊急時の連絡体制に関する情報については、実施機関が説明するとおり、これを公開した場合、容易にその連絡を遮断することが可能となり、かかる場合にあっては、当該施設における安全面の確保に困難を来し、その事業運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、緊急時の連絡体制に関する情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

ウ 危機管理マニュアルの有無に関する情報

この点について、実施機関は、危機管理マニュアルの有無に関する情報は防犯体制の具体的内容ではないものの、構築された防犯体制の運用方法を定めるものであって、具体的防犯体制と密接に関連するとして、これを公開することにより施設の安全面の確保に支障が生じるため条例第5条第4号柱書に該当する旨説明する。

しかしながら、危機管理マニュアルの内容そのものが具体的防犯体制に関するものとして前記アと同様に同号柱書に該当すると解されるのは格別、危機管理マニュアルは、その存在自体でどのような警備が行われるのかが自明である防犯カメラや自動警報装置とは異なり、マニュアルの内容が明らかになることで初めて具体的な防犯体制が明らかとなる以上、その「有無」という情報だけでは、これを公開したとしても、同号柱書にいう支障は生じないと解するのが相当である。

よって、危機管理マニュアルの有無に関する情報については、同号柱書に該当しないと判断する。

エ 防犯訓練の実施の有無に関する情報

防犯訓練の実施の有無に関する情報については、防犯体制の具体的内容そのものではないものの、構築された防犯体制の運用の可否に大きく関わるものであり、具体的防犯体制と密接に関連する情報であって実質的に具体的防犯体制に関する情報と同視できると認められる。

よって、防犯訓練の実施の有無に関する情報については、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

オ 所属内での会議に関する情報

所属内での会議に関する情報とは、特定事件の発生を受けて発出された施設の安全確保に関する通知を受けて行われた各施設における会議の有無等に関する情報であると認められる。

実施機関はこの点について、かかる情報に該当するというのみをもって、所属内での会議に関する情報を公開した場合には施設の安全面の確保に支障が生ずる旨説明するが、「特定事件の発生を受けて発出された施設の安全確保に関する通知を受けて行われた各施設における会議」に関する情報であるという一点をもって、条例第5条第4号柱書にいう支障を認めることは困難であると言わざるを得ない。

よって、所属内での会議に関する情報は、同号柱書に該当しないと判断する。

カ 国の第2次補正予算に関する情報

実施機関の説明によると、国の第2次補正予算に関する情報は、特定会議において言及された国の第2次補正予算の具体的内容に関するものであり、事実確認が不十分な誤った情報であるとのことであるが、これを前提とすると、かかる情報を公



開した場合、誤った情報を広く知らしめ、当該補正予算の関係者に誤解を生じさせるおそれがあるとともに、国との信頼関係を損ない、今後、速やかな情報提供を受けることに支障を来し、もって、国の予算にかかわる県の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、国の第2次補正予算に関する情報は条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

キ 特定の空欄に関する情報

この点について、実施機関は、緊急時の連絡体制について記載がない空欄や「特定事件以降の各入所施設での対応状況」における空欄について、これを公開すると当該施設が防犯体制が不十分であるとの誤解の下、犯罪の対象となるおそれが高まり、当該施設の安全面の確保に支障が生ずるとして条例第5条第4号柱書に該当する旨説明するところ、空欄であることそれ自体が防犯体制の脆弱性を示すことにつながり得る場合については、前記アと同様に、公開することにより当該施設における安全面の確保に困難を来し、その事業運営に支障を及ぼすおそれがあるものとして条例第5条第4号柱書に該当すると認められるが、防犯体制の脆弱性を示すことにつながらない空欄にあっては、同号柱書には該当しないと言うべきである。

(3) 審査請求人の主張

実施機関の説明する非公開理由の当否は前記アのとおりであるところ、当審査会が妥当と判断した非公開理由について、審査請求人は種々主張するが、当審査会が確認したところ、いずれについても、前記判断を覆すに足りるものとは認められない。

よって、これらの点に関する審査請求人の主張は採用することはできない。

(4) 結論

以上を前提に本件を見ると、本件非公開情報のうち、別表2に掲げるものについては条例第5条第4号柱書に該当するためこれを非公開としたことは妥当であるが、別表3に掲げるものについては実施機関が説明する非公開理由が成り立たない、又は非公開理由としては成り立つものの当該情報が当該非公開理由に当てはまる情報たりえないため公開すべきであると判断する。

3 条例第7条該当性について

別表2に掲げる情報は、総じて防犯体制に関する情報であって、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、極めて困難であると言わざるを得ない。したがって、別表2に掲げる情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条に基づき裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。

4 本件請求の対象となる文書の特定について

当審査会が確認したところ、実施機関が、本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務に照らし適切であるものの、本件行政文書のうち、庚文書の添付資料2件については、本件請求の内容に照らし、本件請求の対象文書として特定されるべきものであると認められる。

よって、庚文書の添付資料2件については、対象文書として特定の上、改めて諾否の決定を行うべきである。

また、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は当該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。

5 その他

審査請求人は、本件請求に際して行政文書を管理する室課所の特定を強いられたこと、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際にはCD-Rに記録したものを交付すべきこと、また、同一の公開請求者が、複数の行政文書を管理する室課所に対し公開請求を行う場合であって、当該行政文書を管理する室課所が一定の範囲内に存在し、当該行政文書の写し等を郵送により交付するときは、当該行政文書の写しを実施機関が取りまとめの上、交付すべきであること、さらに、行政文書の写し等の交付に要する費用の定めが、条例第1条等に反する旨主張しているため、以下、この点について検討する。

神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、審査請求人の行政文書を管理する室課所の特定に係る主張につい

	ては、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められ、また、その余の主張についても本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、いずれの主張についても調査審議する立場にない。
答申年月日	平成30年1月10日

情報公開審査会答申第 668 号の概要

件名	特定事件に関する文書一部非公開の件（その 20）（諮問第 748 号）		
請求文書の概要	特定事件に関する情報一切（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 28 年 9 月 23 日	諾否決定年月日	平成 28 年 11 月 21 日
諾否の決定内容	一部公開	実施機関	神奈川県知事（中央児童相談所）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 4 号柱書		
非公開理由	<p>1 処分の内容</p> <p>実施機関は、平成 28 年 10 月 6 日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年 11 月 21 日付けで、同年 7 月 26 日付け県民局総務室長名義通知文（以下「甲文書」という。）、同日付け県民局次世代育成部子ども家庭課長名義通知文（以下「乙文書」という。）、同月 28 日付け依頼文（以下「丙文書」という。）、同年 8 月 5 日付け事務連絡（以下「丁文書」という。）、同月 8 日付け依頼文（以下「戊文書」という。）、同月 18 日付け通知に係る起案文書（以下「己文書」という。）、同月 25 日付け特定会議の議事録（以下「庚文書」という。）、同特定会議の資料（以下「辛文書」という。）及び同年 9 月 13 日付け依頼に係る起案文書（以下「壬文書」という。）（以下「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、公開することにより県の事務事業に支障が生ずるおそれがあるとして、条例第 5 条第 4 号柱書を理由に別表 1 に掲げる情報（以下「本件非公開情報」と総称する。）を非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行ったが、その詳細は次のとおりである。</p> <p>(1) 己文書</p> <p>己文書において本件処分により非公開とした情報（以下「己文書非公開情報」という。）は、県民局入所施設における防犯体制に関する情報であるところ、県民局入所施設とは、単に県職員がその職務を行うための庁舎ではなく、各施設が対象としている県民の入所や利用が予定されている施設である。</p> <p>県には、これらの施設に入所した県民等が安全に当該施設で過ごすことができるようにする最も基本的かつ最低限の責務があるところ、己文書非公開情報は、当該施設の夜間における巡回等、具体的な防犯体制に関するものであるため、これを公開した場合、当該施設における具体的な防犯体制が明らかとなり、当該防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめるおそれがある。かかる場合、当該施設における安全面の確保に支障を来し、もって、その事業運営に支障を生ぜしめることとなる。</p> <p>よって、己文書非公開情報は、公開することにより安全確保に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして、条例第 5 条第 4 号柱書に該当する。</p> <p>(2) 庚文書</p> <p>庚文書は、特定会議の議事録であるところ、同会議は、特定事件の再発防止に向けた課題を整理・検討するために県民局入所施設等の所属長から構成された会議体である。</p> <p>ア 庚文書において本件処分により非公開とした情報のうち、県民局入所施設等の具体的防犯体制に関する情報</p> <p>標記情報は、県民局入所施設等の防犯体制について、各所属長が具体的に言及したものであり、己文書非公開情報と同質の情報であることから、前記(1)と同様に条例第 5 条第 4 号柱書に該当する。</p> <p>イ 庚文書において本件処分により非公開とした情報のうち、国の第 2 次補正予算に関する情報</p> <p>標記情報は、特定会議において言及された国の第 2 次補正予算の具体的内容に関するものであるところ、かかる情報は、県担当者の聞き取りに基づくものであって、事実確認が不十分な誤った情報が含まれており、これを公開した場合、不正確な情報を広く知らしめ、県民等に誤解を生じさせるおそれがあるとともに、国との信頼関係を損ない速やかな情報提供が受けられなくなり、もって、国の予算にかかわる県の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、国から同様に情報提供を受けている他の実施機関や、関係機関に誤った情報が伝わることで混乱を招き、その事務遂行に支障を及ぼすおそれもある。</p>		

非公開理由  
(続き)

よって、かかる情報は条例第5条第4号柱書に該当する。

ウ 庚文書において本件処分により非公開とした情報のうち、特定の県民局入所施設2施設の不審者等対応マニュアル

不審者等対応マニュアルは、加害者が来所した場合等の緊急時における対応手順が具体的に記載されているものであるところ、これを公開すると、当該マニュアルを有する県民局所管施設の具体的な防犯体制が明らかとなり、当該防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめるおそれがあるため、前記(1)と同様に条例第5条第4号柱書に該当する。

(3) 辛文書

辛文書において本件処分により非公開とした情報は、己文書非公開情報と同質のものであることから、前記(1)と同様に条例第5条第4号柱書に該当する。

(4) 壬文書

ア 「各入所施設の緊急時の連絡体制」のうち、県民局所管6施設における緊急時の施設内連絡体制並びに職員及び県への連絡体制に関する情報

標記情報は、緊急時にあって、どのような手段を用いて連絡を行うかが具体的に記載されたものであるため、これを公開した場合、緊急時の連絡体制を容易に遮断することが可能となる。かかる場合、当該施設の入所者に対し、当該施設において安全に過ごせる環境を提供するという県の最も基本的な事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、かかる情報は条例第5条第4号柱書に該当する。

また、これら連絡体制に関し具体的記載がない空欄の場合にあって、これを公開した場合、当該施設においては連絡体制もない防犯体制が整っていない施設であるとの誤解を与え、犯罪の対象となる可能性が高まるおそれがあり、当該施設の安全管理に支障を及ぼすおそれがあるため、同号柱書に該当する。

イ 「各入所施設のその他設備、器具、器具の状況」のうち、県民局所管6施設における防犯訓練実施の有無及び危機管理マニュアルの有無に関する情報

標記情報は、防犯体制の具体的内容ではないものの、構築された防犯体制の運用方法を定めるものであって、防犯体制の具体的内容と密接にかかわるものであり、かかる情報を公開することにより、施設運営に当たり防犯上著しい支障を来すことが予想され、県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

ウ 「特定事件以降の各入所施設での対応状況」のうち、県民局所管6施設における所属内での会議、防犯設備の確認、その他の対応に関する情報

標記情報は、会議の有無やその内容が記載されたものであるため、これらを公開することにより、施設運営に当たり防犯上著しい支障を来すことが予想され、県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

また、防犯設備の確認やその他の対応に関する情報は、県民局所管6施設の具体的な防犯体制について記載されたものであり、己文書非公開情報と同質の情報であることから、前記(1)と同様に同号柱書に該当する。

さらに、これらの情報に関し具体的記載がない空欄の場合にあって、これを公開した場合、防犯体制が整っていない施設であるとの誤解を与えるため、前記ア後段と同様に、同号柱書に該当する。

エ その他の情報

壬文書において本件処分により非公開とした情報のうち、前記アからウまでに掲げる情報を除いた情報は、県民局所管6施設における具体的な防犯体制について記載されたものであり、己文書非公開情報と同質の情報であることから、前記(1)と同様に同号柱書に該当する。

2 条例第7条該当性について

本件非公開情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難である。

よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり同条を適用し裁量的公開を行うべきものではない。

3 本件請求の対象となる文書の特定について

実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおりその特定に遺漏はない。

<p>非公開理由 (続き)</p>	<p>(1) 実施機関は、児童福祉法に基づき、原則 18 歳未満の子どもに関する様々な相談に応じる機関であり入所施設を有している。</p> <p>(2) 実施機関が本件行政文書のうち甲文書及び乙文書を管理していたのは入所施設の管理者として安全対策を確保する旨の通知を受けたためであり、丙文書及び戊文書を管理していたのは施設の管理者として特定事項の依頼を受けたためであり、丁文書を管理していたのは特定事件に関する対応の方向性等について通知を受けたためであり、己文書、庚文書及び辛文書を管理していたのは施設の管理業務の一環として、その安全性確保の検討を目的に開催された特定会議に参加したためであり、壬文書を管理していたのは県民局における特定事件を受けた対応状況に関し常任委員会に報告するための資料作成に係る照会を受けたためであり、他に直接的に特定事件に係る業務を所管しているものではない。したがって、実施機関は、本件行政文書以外に本件請求の対象となる行政文書は管理していない。</p> <p>なお、本件請求の対象となる行政文書を検索するに当たり、特定事件発生以降に作成又は取得した行政文書について、対象となり得るか否か、確認を行ったことは言うまでもない。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 行政文書を管理する室課所の特定について 行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。また、かかる審査請求人の主張により、本件処分の適法性や正当性が左右されることもないため、審査請求の理由となることはない。</p> <p>(2) 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について 審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-R に記録したものを交付すべきであること、また、同一の公開請求者が、複数の行政文書を管理する室課所に対し公開請求を行う場合であって、当該行政文書を管理する室課所が一定の範囲内に存在し、当該行政文書の写し等を郵送により交付するときは、当該行政文書の写しを実施機関が取りまとめの上、交付すべきであること、さらに、条例第 15 条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第 1 条等に反する旨主張するが、かかる主張は、本件処分の適法性を左右するものではない。</p> <p>したがって、この点が審査請求の理由となることはない。</p>
<p>審査請求 年月日</p>	<p>平成 29 年 2 月 23 日</p>
<p>審査請求の 趣旨</p>	<p>処分の取消しを求める</p>
<p>審査請求の 理由</p>	<p>1 条例第 5 条第 4 号柱書該当性について</p> <p>(1) 施設の具体的防犯体制に関する情報 施設の具体的防犯体制に関する情報については、主権者の目で適切に整備されているかを確認し、神奈川県や国際連合障害者権利委員会、子どもの権利委員会や女性差別撤廃委員会等に意見を提出する必要がある。そのため、公開することが条例第 1 条に適合する。</p> <p>また、防犯体制に脆弱な点があれば、早急に改善すべきであり非公開とすべき理由にはならない。市民の生活の場となっている県有施設であれば、一定程度の防犯体制が確保されており、防犯に関する情報であることを理由に非公開とするのは乱暴である。主権者には、施設利用者の安全確保が適切に行われているのかを知り、行政を監視して不適正な行政の是正を求めていく権利があり、その権利の行使に資することが、条例第 1 条に適合する。</p> <p>(2) 常勤・非常勤職員数や警備員数 常勤・非常勤職員数や警備員数については、公務員の職務遂行方法として公になっているか、公にすることが予定されている情報である。</p> <p>(3) 警備業務委託並びに防犯カメラ及び自動警報装置に関する情報 警備業務委託や防犯カメラの購入、自動警報装置の保守点検整備については、財務会計上の行為として監査請求及び住民訴訟の対象となるものであることから、これらに関する情報は公開されるべきである。非公開とされれば、オンブズ活動に著しい支障を生じ神奈川県は民主主義が停滞する。</p> <p>(4) 緊急時の連絡体制に関する情報 緊急時の連絡体制について、公務員は現にこれを知っているにもかかわらず連絡体制の遮断が行</p>

<p>審査請求の理由 ( 続 き )</p>	<p>われていないにもかかわらず、実施機関は、公務員以外の主権者に知られた場合、緊急時の連絡が遮断される高度の蓋然性があると説明しており、主権者蔑視の旧憲法的な説明で容認できない。緊急時の連絡体制を了知している公務員その他関係者も、連絡体制の遮断ができるはずであるが、そのような事態は生じていない。</p> <p>(5) 不審者等対応マニュアルに関する情報 不審者等対応マニュアルは公務員の間で共有されており、公務員や元公務員はそのマニュアルから得た情報から犯罪を起こしていないにもかかわらず、実施機関は、公開請求者がかかる情報を得た場合、犯罪行為を実行すると説明しており、主権者蔑視の違憲の弁明である。</p> <p>(6) 国の第2次補正予算に関する情報 国の第2次補正予算に関する情報は財務会計上の行為として監査請求及び住民訴訟の対象となるものであるから、当然に公開されるべきである。 また、実施機関は、これらの情報が誤った情報であるため、これらを公開した場合、不正確な情報を広く知らしめ、県民等に誤解を生じさせるおそれや国との信頼関係を損ない速やかな情報提供が受けられなくなり、もって国の予算にかかわる県の事務の遂行に支障を及ぼすおそれ、さらには、国から情報提供を受けている他の実施機関や関係機関に誤った情報が伝わることで混乱を招き、その事務遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明する。 しかし、公務員が、事実確認が不十分な情報や誤った情報を得ることは当然であり、誤った情報があれば、主権者はそれを知る権利がある。さらに、実施機関のかかる説明は、公務員の無謬性を動揺させる情報を具体的に開示したくないがための弁明であり、民主主義国家の情報公開とは言えない。情報公開は公開請求者にのみ実施されるものであり、他の実施機関、関連機関に伝わる高度の蓋然性もなく、たとえ伝わったとしても非公開とすべきほどの混乱は生じない。</p> <p>(7) 所属内での会議に関する情報 かかる情報を公開したとしても犯罪行為を遂行することは不可能であり事務事業に支障は生じない。</p> <p>2 条例第7条該当性について 特定事件の重大性にかんがみれば、本件非公開情報は公開されるべきである。</p> <p>3 本件請求の対象となる文書の特定について (1) 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。 (2) 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。</p> <p>4 理由付記の不備について 本件処分の際に摘示された非公開理由は不十分である。</p> <p>5 その他 (1) 行政文書を管理する室課所の特定について 審査請求人は、本件請求に当たり行政文書を管理する室課所の特定を強いられており、かかる対応は条例第1条等に反する。 (2) 行政文書の写し等の交付方法について 公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。 また、同一の公開請求者が、複数の行政文書を管理する室課所に対し公開請求を行う場合であって、当該行政文書を管理する室課所が一定の範囲内に存在し、当該行政文書の写し等を郵送により交付するとき、実施機関は、当該行政文書の写しを取りまとめの上、交付すべきである。 (3) 行政文書の写し等の交付に要する費用について 行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。</p>
<p>諮問年月日</p>	<p>平成29年7月12日</p>
<p>審査会の結論</p>	<p>実施機関が、公開請求の対象となる文書として、甲文書、乙文書、丙文書、戊文書、己文書、庚文書、辛文書及び壬文書を特定し、別表2に掲げる情報を非公開としたことは妥当であるが、別表3に掲げる情報については公開すべきである。</p>
<p>審査会の判断理由</p>	<p>1 本件行政文書について 本件行政文書のうち、甲文書及び乙文書は特定事件の発生を受けて発出された施設の安全管理に関する通知文であり、丙文書及び戊文書は実施機関が施設の管理者として特</p>

定事項を依頼されたため、丁文書は特定事件に関し関係機関への対応や情報共有について統一的対応を依頼されたため、己文書、庚文書及び辛文書については実施機関の所属長が特定会議に参加したため、壬文書については、実施機関が県民局の一機関として、同局における特定事件を受けた防犯対策の状況に関し常任委員会への報告に備えた資料作成の一環として照会を受けたため管理していたものと認められる。

2 条例第5条第4号柱書該当性について

本件非公開情報はその量が多いため、まず、実施機関が説明する非公開理由の理論的当否を検討し、非公開とすることが妥当と認められる非公開理由の適用が説明されている各非公開情報について、当該理由に当てはまる情報たり得るか個別具体的に判断する。

(1) 実施機関が説明する非公開理由

当審査会が確認したところ、実施機関が本件非公開情報を非公開とした理由は、施設の具体的防犯体制に関する情報、緊急時の連絡体制に関する情報、不審者等対応マニュアル・危機管理マニュアルに関する情報、防犯訓練の実施の有無に関する情報、所属内での会議に関する情報、国の第2次補正予算に関する情報、特定の空欄に関する情報の7つに大別されるため、以下、これらの情報を非公開とした理由について、その当否を検討する。

ア 施設の具体的防犯体制に関する情報

防犯カメラの設置の有無・台数や夜間の巡回警備に関する情報等具体的な防犯体制に関する情報については、実施機関が説明するとおり、これを公開すると、当該施設における具体的な防犯体制が明らかとなり、当該施設における防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめ、当該施設における安全面の確保に困難を来し、その事業運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、施設の具体的防犯体制に関する情報については、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

イ 緊急時の連絡体制に関する情報

緊急時の連絡体制に関する情報については、実施機関が説明するとおり、これを公開した場合、容易にその連絡を遮断することが可能となり、かかる場合にあっては、当該施設における安全面の確保に困難を来し、その事業運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、緊急時の連絡体制に関する情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

ウ 不審者等対応マニュアル・危機管理マニュアルに関する情報

この点について、実施機関は、マニュアルの内容は防犯体制の具体的内容に関する情報であり、マニュアルの有無に関する情報は防犯体制の具体的内容ではないものの、構築された防犯体制の運用方法を定めるものであって、具体的防犯体制と密接に関連するとして、これを公開することにより施設の安全面の確保に支障が生じるため条例第5条第4号柱書に該当する旨説明する。

しかしながら、マニュアルの内容そのものが具体的防犯体制に関するものとして前記アと同様に同号柱書に該当すると解されるのは格別、マニュアルは、その存在自体でどのような警備が行われるのかが自明である防犯カメラや自動警報装置とは異なり、マニュアルの内容が明らかになることで初めて具体的な防犯体制が明らかとなる以上、その「有無」という情報だけでは、これを公開したとしても、同号柱書にいう支障は生じないと解するのが相当である。

よって、マニュアルの内容に関する情報は同号柱書に該当するものの、その有無のみに関する情報については、同号柱書に該当しないと判断する。

エ 防犯訓練の実施の有無に関する情報

防犯訓練の実施の有無に関する情報については、防犯体制の具体的内容そのものではないものの、構築された防犯体制の運用の可否に大きく関わるものであり、具体的防犯体制と密接に関連する情報であって実質的に具体的防犯体制に関する情報と同視できると認められる。

よって、防犯訓練の実施の有無に関する情報については、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

オ 所属内での会議に関する情報

当審査会が確認したところ、所属内での会議に関する情報とは、特定事件の発生を受けて発出された施設の安全確保に関する通知を受けて行われた各施設における会議の有無やその内容に関する情報であると認められる。

実施機関はこの点について、かかる情報に該当するというのみをもって、所属内での会議に関する情報を公開した場合には施設の安全面の確保に支障が生ずる旨説明するが、「特定事件の発生を受けて発出された施設の安全確保に関する通知を受けて行われた各施設における会議」に関する情報であるという一点をもって、条例第5条第4号柱書にいう支障を認めることは困難であると言わざるを得ない。

審査会の  
判断理由  
(続き)

よって、所属内での会議に関する情報は、同号柱書に該当しないと判断する。

カ 国の第2次補正予算に関する情報

実施機関の説明によると、国の第2次補正予算に関する情報は、特定会議において言及された国の第2次補正予算の具体的内容に関するものであり、事実確認が不十分な誤った情報であるとのことであるが、これを前提とすると、かかる情報を公開した場合、誤った情報を広く知らせ、当該補正予算の関係者に誤解を生じさせるおそれがあるとともに、国との信頼関係を損ない、今後、速やかな情報提供を受けることに支障を来し、もって、国の予算にかかわる県の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、国の第2次補正予算に関する情報は条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

キ 特定の空欄に関する情報

この点について、実施機関は、緊急時の連絡体制について記載がない空欄や「特定事件以降の各入所施設での対応状況」における空欄について、これを公開すると当該施設が防犯体制の整っていない施設であるとの誤解の下、犯罪の対象となるおそれが高まり、当該施設の安全面の確保に支障が生ずるとして条例第5条第4号柱書に該当する旨説明するところ、空欄であることそれ自体が防犯体制の脆弱性を示すことにつながり得る場合については、前記アと同様に、公開することにより当該施設における安全面の確保に困難を来し、その事業運営に支障を及ぼすおそれがあるものとして条例第5条第4号柱書に該当すると認められるが、防犯体制の脆弱性を示すことにつながらない空欄にあっては、同号柱書には該当しないと言うべきである。

(2) 審査請求人の主張

実施機関の説明する非公開理由の当否は前記(1)のとおりであるところ、当審査会が妥当と判断した非公開理由について、審査請求人は種々主張するが、当審査会が確認したところ、いずれについても、前記判断を覆すに足りるものとは認められない。

よって、これらの点に関する審査請求人の主張は採用することはできない。

(3) 結論

以上を前提に本件を見ると、本件非公開情報のうち、別表2に掲げるものについては条例第5条第4号柱書に該当するためこれを非公開としたことは妥当であるが、別表3に掲げるものについては実施機関が説明する非公開理由が成り立たない、又は非公開理由としては成り立つものの当該情報が当該非公開理由に当てはまる情報たりえないため公開すべきであると判断する。

3 条例第7条該当性について

(1) 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益上」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、個人の生命、身体の安全等を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。

(2) これを本件について見ると、別表2に掲げる情報は、総じて防犯体制に関する情報であって、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、別表2に掲げる情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条に基づき裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。

4 本件請求の対象となる文書の特定について

審査請求人は、文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法であり、実施機関が文書の再検索を行っておらず不当である旨主張しているが、いかなる根拠をもってかかる主張をしているかが明らかにされていない。

他方、実施機関が、本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務に照らし適切であり、当審査会が確認したところ、他に本件請求の対象となる文書も認められないため、本件行政文書以外に本件請求の対象となる文書はなく、文書の特定に不備はないとする実施機関の説明は、特段不自然・不合理なものとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は当該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。



<p>審査会の 判断理由 (続)</p>	<p>5 その他</p> <p>審査請求人は、本件請求に際して行政文書を管理する室課所の特定を強いられたこと、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際にはCD-Rに記録したものを交付すべきこと、また、同一の公開請求者が、複数の行政文書を管理する室課所に対し公開請求を行う場合であって、当該行政文書を管理する室課所が一定の範囲内に存在し、当該行政文書の写し等を郵送により交付するときは、当該行政文書の写しを実施機関が取りまとめの上、交付すべきであること、さらに、行政文書の写し等の交付に要する費用の定めが、条例第1条等に反する旨主張しているため、以下、この点について検討する。</p> <p>神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。</p> <p>これを踏まえると、審査請求人の行政文書を管理する室課所の特定に係る主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められ、また、その余の主張についても本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、いずれの主張についても調査審議する立場にない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成30年1月10日</p>

情報公開審査会答申第 669 号の概要

件名	特定事件に関する文書一部非公開の件（その 21）（諮問第 749 号）		
請求文書の概要	特定事件に関する情報一切（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 28 年 9 月 23 日	諾否決定年月日	平成 28 年 11 月 21 日
諾否の決定内容	一部公開	実施機関	神奈川県知事（平塚児童相談所）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 4 号柱書		
非公開理由	<p>1 処分の内容</p> <p>実施機関は、平成 28 年 10 月 7 日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年 11 月 21 日付けで、同年 7 月 26 日付け県民局総務室長名義通知文（以下「甲文書」という。）、同日付け県民局次世代育成部子ども家庭課長名義通知文（以下「乙文書」という。）、同月 28 日付け依頼文（以下「丙文書」という。）、同年 8 月 5 日付け依頼文（以下「丁文書」という。）、同月 8 日付け依頼文（以下「戊文書」という。）、同月 18 日付け通知文（以下「己文書」という。）、同月 25 日付け特定会議の議事録（以下「庚文書」という。）、同特定会議の資料（以下「辛文書」という。）及び同年 9 月 13 日付け依頼文（以下「壬文書」という。）（以下「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、公開することにより県の事務事業に支障が生ずるおそれがあるとして、条例第 5 条第 4 号柱書を理由に別表 1 に掲げる情報（以下「本件非公開情報」と総称する。）を非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行ったが、その詳細は次のとおりである。</p> <p>(1) 己文書</p> <p>己文書において本件処分により非公開とした情報（以下「己文書非公開情報」という。）は、県民局入所施設における防犯体制に関する情報であるところ、県民局入所施設とは、単に県職員がその職務を行うための庁舎ではなく、各施設が対象としている県民の入所や利用が予定されている施設である。</p> <p>県には、これらの施設に入所した県民等が安全に当該施設で過ごすことができるようにする最も基本的かつ最低限の責務があるところ、己文書非公開情報は、当該施設の夜間における巡回等、具体的な防犯体制に関するものであるため、これを公開した場合、当該施設における具体的な防犯体制が明らかとなり、当該防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめるおそれがある。かかる場合、当該施設における安全面の確保に支障を来し、もって、その事業運営に支障を及ぼすこととなる。</p> <p>よって、己文書非公開情報は、公開することにより安全確保に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして、条例第 5 条第 4 号柱書に該当する。</p> <p>(2) 庚文書</p> <p>庚文書は、特定会議の議事録であるところ、同会議は、特定事件の再発防止に向けた課題を整理・検討するために県民局入所施設等の所属長から構成された会議体である。</p> <p>ア 庚文書において本件処分により非公開とした情報のうち、県民局入所施設等の具体的防犯体制に関する情報</p> <p>庚文書において本件処分により非公開とした情報のうち、県民局入所施設等の具体的防犯体制に関する情報は、県民局入所施設等の防犯体制について、各所属長が具体的に言及したものであり、己文書非公開情報と同質の情報であることから、前記(1)と同様に条例第 5 条第 4 号柱書に該当する。</p> <p>イ 庚文書において本件処分により非公開とした情報のうち、国の第 2 次補正予算に関する情報</p> <p>庚文書において本件処分により非公開とした情報のうち、国の第 2 次補正予算に関する情報は、特定会議において言及された国の第 2 次補正予算の具体的内容に関するものであるところ、かかる情報は、県担当者の聞き取りに基づくものであって、事実確認が不十分な誤った情報が含まれており、これを公開した場合、不正確な情報を広く知らしめ、県民等に誤解を生じさせるおそれがあるとともに、国との信頼関係を損ない速やかな情報提供が受けられなくなり、もって、国の予算にかかわる県の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、国から同様に情報提供を受け</p>		

<p>非公開理由 ( 続 き )</p>	<p>ている他の実施機関や、関係機関に誤った情報が伝わることで混乱を招き、その事務遂行に支障を及ぼすおそれもある。</p> <p>よって、かかる情報は条例第5条第4号柱書に該当する。</p> <p>ウ 庚文書において本件処分により非公開とした情報のうち、特定の県民局入所施設2施設の不審者等対応マニュアル</p> <p>不審者等対応マニュアルは、加害者が来所した場合等の緊急時における対応手順が具体的に記載されているものであるところ、これを公開すると、当該マニュアルを有する県民局所管施設の具体的な防犯体制が明らかとなり、当該防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめるおそれがあるため、前記(1)と同様に条例第5条第4号柱書に該当する。</p> <p>(3) 辛文書</p> <p>辛文書において本件処分により非公開とした情報は、己文書非公開情報と同質のものであることから、前記(1)と同様に条例第5条第4号柱書に該当する。</p> <p>(4) 壬文書</p> <p>ア 「各入所施設の緊急時の連絡体制」のうち、県民局所管6施設における緊急時の施設内連絡体制並びに職員及び県への連絡体制に関する情報</p> <p>「各入所施設の緊急時の連絡体制」のうち、県民局所管6施設における緊急時の施設内連絡体制並びに職員及び県への連絡体制に関する情報は、緊急時にあって、どのような手段を用いて連絡を行うかが具体的に記載されたものであるため、これを公開した場合、緊急時の連絡体制を容易に遮断することが可能となる。かかる場合、当該施設の入所者に対し、当該施設において安全に過ごせる環境を提供するという県の最も基本的な事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、かかる情報は条例第5条第4号柱書に該当する。</p> <p>また、これら連絡体制に関し具体的記載がない空欄の場合にあっても、これを公開した場合、当該施設においては連絡体制もない防犯体制が整っていない施設であるとの誤解を与え、犯罪の対象となる可能性が高まるおそれがあり、当該施設の安全管理に支障を及ぼすおそれがあるため、同号柱書に該当する。</p> <p>イ 「各入所施設のその他設備、器具、器具の状況」のうち、県民局所管6施設における防犯訓練実施の有無及び危機管理マニュアルの有無に関する情報</p> <p>「各入所施設のその他設備、器具、器具の状況」のうち、県民局所管6施設における防犯訓練実施の有無及び危機管理マニュアルの有無に関する情報は、防犯体制の具体的な内容ではないものの、構築された防犯体制の運用方法を定めるものであって、防犯体制の具体的な内容と密接にかかわるものであり、かかる情報を公開することにより、施設運営に当たり防犯上著しい支障を来すことが予想され、県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。</p> <p>ウ 「特定事件以降の各入所施設での対応状況」のうち、県民局所管6施設における所属内での会議、防犯設備の確認、その他の対応に関する情報</p> <p>「特定事件以降の各入所施設での対応状況」のうち、県民局所管6施設における所属内での会議に関する情報は、会議の有無やその内容が記載されたものであるため、これらを公開することにより、施設運営に当たり防犯上著しい支障を来すことが予想され、県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。</p> <p>また、防犯設備の確認やその他の対応に関する情報は、県民局所管6施設の具体的な防犯体制について記載されたものであり、己文書非公開情報と同質の情報であることから、前記(1)と同様に同号柱書に該当する。</p> <p>さらに、これらの情報に関し具体的記載がない空欄の場合にあっても、これを公開した場合、防犯体制が整っていない施設であるとの誤解を与えるため、前記ア後段と同様に、同号柱書に該当する。</p> <p>エ その余の情報</p> <p>壬文書において本件処分により非公開とした情報のうち、前記アからウまでに掲げる情報を除いた情報は、県民局所管6施設における具体的な防犯体制について記載されたものであり、己文書非公開情報と同質の情報であることから、前記(1)と同様に同号柱書に該当する。</p>
--------------------------	---

<p>非公開理由 ( 続 き )</p>	<p>2  条例第7条該当性について  本件非公開情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難である。  よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり同条を適用し裁量的公開を行うべきものではない。</p> <p>3  本件請求の対象となる文書の特定について  実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおりその特定に遺漏はない。  実施機関は、児童福祉法に基づき、原則として18歳未満の子どもに関する様々な相談に応じる機関であり、入所施設を有しているところ、甲文書、乙文書、丙文書、丁文書、戊文書及び壬文書を管理していたのは特定事件に関し関係課から通知・照会があったためであり、己文書、庚文書及び辛文書を管理していたのは特定会議に参加していたためであり、他に直接的に特定事件に係る業務を所管しているものではない。  したがって、実施機関は、本件行政文書以外に本件請求の対象となる行政文書は管理していない。  なお、本件請求の対象となる行政文書を検索するに当たり、特定事件発生以降に作成又は取得した行政文書について、対象となり得るか否か、確認を行ったことは言うまでもない。</p> <p>4  その他  (1) 行政文書を管理する室課所の特定について  行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。  また、かかる審査請求人の主張により、本件処分の適法性や正当性が左右されることもないため、審査請求の理由となることはない。</p> <p>(2) 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について  審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきであること、さらに、条例第15条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第1条等に反する旨主張するが、かかる主張は、本件処分の適法性を左右するものではない。  したがって、この点が審査請求の理由となることはない。</p>
<p>審査請求年月日</p>	<p>平成29年2月23日</p>
<p>審査請求の趣旨</p>	<p>処分の取消しを求める</p>
<p>審査請求の理由</p>	<p>1  条例第5条第1号該当性について  (1) 職員携帯電話番号  職員個人の携帯電話番号ではなく、公務用であり、条例第5条第1号に該当することはない。</p> <p>(2) 特定団体Aの役職者の職及び氏名  ア  団体の役員の名及び役職は、一般に公表慣行があり、本件でも、団体の責任者として対外的にその氏名を公にすることをもち、同団体の真正の意見・要望である趣旨を担保しているものであるため、条例第5条第1号ただし書イに該当する。  イ  一般に、団体の問合せ先に電話等で確認すれば、役員の名や役職は伝達されるものであるから、同号ただし書イに該当する。  ウ  役職者の氏名の非公開が妥当であったとしても、氏名を非公開とすれば役職名を公開しても個人識別情報とは言えず、当該役職者の権利利益を害するおそれがあるとは言えない。</p> <p>2  条例第5条第4号柱書該当性について  (1) 特定団体Aの名称  ア  実施機関と特定団体Aとの話し合いは、予め選ばれた特定団体Aの意見を県政に反映して主権者に開かれた県政を実現するために開催されたものである。パブリックコメントとは異なり、誰でも参加して意見を表明できる性質のものではなく、参加団体の意見が県政に反映される以上、当該団体の名称程度は、行政の説明責任の観点から公表慣行がある。  イ  特定団体Aの名称を公開したとしても、意見・要望等の聴取が困難になるおそれではなく、公表慣行がある情報を公開しても、県の適正な事務事業の遂行に支障を生</p>

<p>審査請求の理由 (続き)</p>	<p>ずるおそれはない。</p> <p>ウ 特定団体Aとの話し合いは、開催場所が、神奈川県の出資団体が管理する施設であるため、条例第26条の規定により、当該出資団体が定める情報公開規程に基づいて公開申出すれば公になる情報である。</p> <p>(2) 庁内メールURL</p> <p>ア 実施機関が説明する、外部から行政情報ネットワークのセキュリティ対策が突破されることは通常考えられず、万が一、そのような者がいれば、庁内メールURLの公開・非公開にかかわらず、セキュリティ対策を突破できるはずである。</p> <p>イ 高度情報化社会において、行政がいかなるサーバを利用しているか等は市民の関心事であり、庁内メールURLを公開することで、民間も行政の良さを確認して同様の社内・団体内のメール環境を有することに資することは、条例第1条に適合する。</p> <p>(3) アンケートの全回答</p> <p>アンケートの個々の回答内容が非公開事由に該当しない限り公開すべきである。実際、ほとんどの自治体は、アンケートの情報公開を一律非公開とせず、非公開事由に該当しない限り公開している。</p> <p>3 本件請求の対象となる文書の特定について</p> <p>(1) 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。</p> <p>(2) 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。</p> <p>(3) 特定団体Aとの話し合い資料も特定すべきである。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 行政文書を管理する室課所の特定について</p> <p>審査請求人は、本件請求に当たり行政文書を管理する室課所の特定を強いられており、かかる対応は条例第1条等に反する。</p> <p>(2) 公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。</p> <p>(3) 行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。</p>
<p>諮問年月日</p>	<p>平成29年7月14日</p>
<p>審査会の結論</p>	<p>実施機関が、公開請求の対象となる文書として、甲文書、乙文書、丙文書、戊文書、己文書、庚文書、辛文書及び壬文書を特定し、別表2に掲げる情報を非公開としたことは妥当であるが、別表3に掲げる情報については公開すべきである。</p>
<p>審査会の判断理由</p>	<p>1 本件行政文書について</p> <p>当審査会が確認したところ、本件行政文書のうち、甲文書及び乙文書は特定事件の発生を受けて発出された施設の安全管理に関する通知文であり、丙文書及び戊文書は実施機関が施設の管理者として特定事項を依頼されたため、丁文書は特定事件に関し関係機関への対応や情報共有について統一的対応を依頼されたため、己文書、庚文書及び辛文書については実施機関の所属長が特定会議に参加したため、壬文書については、実施機関が県民局の一機関として、同局における特定事件を受けた防犯対策の状況に関し常任委員会への報告に備えた資料作成の一環として照会を受けたため管理していたものと認められる。</p> <p>2 条例第5条第4号柱書該当性について</p> <p>本件非公開情報はその量が多いため、まず、実施機関が説明する非公開理由の理論的当否を検討し、非公開とすることが妥当と認められる非公開理由の適用が説明されている各非公開情報について、当該理由に当てはまる情報たり得るか個別具体的に判断するものとする。</p> <p>(1) 実施機関が説明する非公開理由</p> <p>当審査会が確認したところ、実施機関が本件非公開情報を非公開とした理由は、施設の具体的防犯体制に関する情報、緊急時の連絡体制に関する情報、不審者等対応マニュアル・危機管理マニュアルに関する情報、防犯訓練の実施の有無に関する情報、所属内での会議に関する情報、国の第2次補正予算に関する情報、特定の空欄に関する情報の7つに大別されるため、以下、これらの情報を非公開とした理由について、その当否を検討する。</p> <p>ア 施設の具体的防犯体制に関する情報</p> <p>防犯カメラの設置の有無・台数や夜間の巡回警備に関する情報等具体的な防犯体制に関する情報については、実施機関が説明するとおり、これを公開すると、当該施設における具体的な防犯体制が明らかとなり、当該施設における防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめ、当該施設における安全面の確保に困難を来し、</p>

審査会の  
判断理由  
(続き)

その事業運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、施設の具体的防犯体制に関する情報については、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

イ 緊急時の連絡体制に関する情報

緊急時の連絡体制に関する情報については、実施機関が説明するとおり、これを公開した場合、容易にその連絡を遮断することが可能となり、かかる場合にあっては、当該施設における安全面の確保に困難を来し、その事業運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、緊急時の連絡体制に関する情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

ウ 不審者等対応マニュアル・危機管理マニュアルに関する情報

この点について、実施機関は、マニュアルの内容は防犯体制の具体的内容に関する情報であり、マニュアルの有無に関する情報は防犯体制の具体的内容ではないものの、構築された防犯体制の運用方法を定めるものであって、具体的防犯体制と密接に関連するとして、これを公開することにより施設の安全面の確保に支障が生じるため条例第5条第4号柱書に該当する旨説明する。

しかしながら、マニュアルの内容そのものが具体的防犯体制に関するものとして前記アと同様に同号柱書に該当すると解されるのは格別、マニュアルは、その存在自体でどのような警備が行われるのかが自明である防犯カメラや自動警報装置とは異なり、マニュアルの内容が明らかになることで初めて具体的な防犯体制が明らかとなる以上、その「有無」という情報だけでは、これを公開したとしても、同号柱書にいう支障は生じないと解するのが相当である。

よって、マニュアルの内容に関する情報は同号柱書に該当するものの、その有無のみに関する情報については、同号柱書に該当しないと判断する。

エ 防犯訓練の実施の有無に関する情報

防犯訓練の実施の有無に関する情報については、防犯体制の具体的内容そのものではないものの、構築された防犯体制の運用の可否に大きく関わるものであり、具体的防犯体制と密接に関連する情報であって実質的に具体的防犯体制に関する情報と同視できると認められる。

よって、防犯訓練の実施の有無に関する情報については、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

オ 所属内での会議に関する情報

当審査会が確認したところ、所属内での会議に関する情報とは、特定事件の発生を受けて発出された施設の安全確保に関する通知を受けて行われた各施設における会議の有無やその内容に関する情報であると認められる。

実施機関はこの点について、かかる情報に該当するというのみをもって、所属内での会議に関する情報を公開した場合には施設の安全面の確保に支障が生ずる旨説明するが、「特定事件の発生を受けて発出された施設の安全確保に関する通知を受けて行われた各施設における会議」に関する情報であるという一点をもって、条例第5条第4号柱書にいう支障を認めることは困難であると言わざるを得ない。

よって、所属内での会議に関する情報は、同号柱書に該当しないと判断する。

カ 国の第2次補正予算に関する情報

実施機関の説明によると、国の第2次補正予算に関する情報は、特定会議において言及された国の第2次補正予算の具体的内容に関するものであり、事実確認が不十分な誤った情報であるとのことであるが、これを前提とすると、かかる情報を公開した場合、誤った情報を広く知らせ、当該補正予算の関係者に誤解を生じさせるおそれがあるとともに、国との信頼関係を損ない、今後、速やかな情報提供を受けることに支障を来し、もって、国の予算にかかわる県の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、国の第2次補正予算に関する情報は条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

キ 特定の空欄に関する情報

この点について、実施機関は、緊急時の連絡体制について記載がない空欄や「特定事件以降の各入所施設での対応状況」における空欄について、これを公開すると当該施設が防犯体制の整っていない施設であるとの誤解の下、犯罪の対象となるおそれが高まり、当該施設の安全面の確保に支障が生ずるとして条例第5条第4号柱書に該当する旨説明するところ、空欄であることそれ自体が防犯体制の脆弱性を示すことにつながり得る場合については、前記アと同様に、公開することにより当該施設における安全面の確保に困難を来し、その事業運営に支障を及ぼすおそれがあるものとして条例第5条第4号柱書に該当すると認められるが、防犯体制の脆弱性を示すことにつながらない空欄にあっては、同号柱書には該当しないと言ふべきで

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>ある。</p> <p>(2) 審査請求人の主張        実施機関の説明する非公開理由の当否は前記(1)のとおりであるところ、当審査会が妥当と判断した非公開理由について、審査請求人は種々主張するが、当審査会が確認したところ、いずれについても、前記判断を覆すに足りるものとは認められない。        よって、これらの点に関する審査請求人の主張は採用することはできない。</p> <p>(3) 結論        以上を前提に本件を見ると、本件非公開情報のうち、別表2に掲げるものについては条例第5条第4号柱書に該当するためこれを非公開としたことは妥当であるが、別表3に掲げるものについては実施機関が説明する非公開理由が成り立たない、又は非公開理由としては成り立つものの当該情報が当該非公開理由に当てはまる情報たりえないため公開すべきであると判断する。</p> <p>3 条例第7条該当性について        別表2に掲げる情報は、総じて防犯体制に関する情報であって、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、極めて困難であると言わざるを得ない。        よって、別表2に掲げる情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条に基づき裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。</p> <p>4 本件請求の対象となる文書の特定について        審査請求人は、文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法であり、実施機関が文書の再検索を行っておらず不当である旨主張しているが、いかなる根拠をもってかかる主張をしているかが明らかにされていない。        他方、実施機関が、本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務に照らし適切であり、当審査会が確認したところ、他に本件請求の対象となる文書も認められないため、本件行政文書以外に本件請求の対象となる文書はなく、文書の特定に不備はないとする実施機関の説明は、特段不自然・不合理なものとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。        また、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は当該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。</p> <p>5 その他        審査請求人は、本件請求に際して行政文書を管理する室課所の特定を強いられたこと、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際にはCD-Rに記録したものを交付すべきこと、また、同一の公開請求者が、複数の行政文書を管理する室課所に対し公開請求を行う場合であって、当該行政文書を管理する室課所が一定の範囲内に存在し、当該行政文書の写し等を郵送により交付するときは、当該行政文書の写しを実施機関が取りまとめの上、交付すべきであること、さらに、行政文書の写し等の交付に要する費用の定めが、条例第1条等に反する旨主張しているため、以下、この点について検討する。        神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。        これを踏まえると、審査請求人の行政文書を管理する室課所の特定に係る主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められ、また、その余の主張についても本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、いずれの主張についても調査審議する立場にない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成30年1月10日</p>

情報公開審査会答申第 670 号の概要

件名	特定事件に関する文書一部非公開の件（その 25）（諮問第 753 号）		
請求文書の概要	特定事件に関する情報一切（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 28 年 9 月 23 日	諾否決定年月日	平成 28 年 11 月 21 日
諾否の決定内容	一部公開	実施機関	神奈川県知事 （鎌倉三浦地域児童相談所）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 4 号柱書		
非公開理由	<p>1 処分の内容</p> <p>実施機関は、平成 28 年 10 月 5 日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年 11 月 21 日付けで、同年 7 月 26 日付け県民局総務室長名義通知文（以下「甲文書」という。）、同日付け県民局次世代育成部子ども家庭課長名義通知文（以下「乙文書」という。）、同月 28 日付け依頼文（以下「丙文書」という。）、同年 8 月 5 日付け事務連絡（以下「丁文書」という。）及び同月 8 日付け依頼文（以下「戊文書」という。）を対象文書として特定の上、その全てを公開する決定を行うとともに、同月 18 日付け通知文（以下「己文書」という。）、同通知に係る起案文書（以下「庚文書」という。）、同月 25 日付け特定会議の議事録（以下「辛文書」という。）及び同特定会議の資料（以下「壬文書」という。）を対象文書として特定し、公開することにより県の事務事業に支障が生ずるおそれがあるとして、条例第 5 条第 4 号柱書を理由に別表 1 に掲げる情報（以下「本件非公開情報」と総称する。）を非公開とする一部公開決定（以下、両決定を「本件処分」と総称する。）を行ったが、その詳細は次のとおりである。</p> <p>(1) 己文書</p> <p>己文書において本件処分により非公開とした情報（以下「己文書非公開情報」という。）は、県民局入所施設における防犯体制に関する情報であるところ、県民局入所施設とは、単に県職員がその職務を行うための庁舎ではなく、各施設が対象としている県民の入所や利用が予定されている施設である。</p> <p>県には、これらの施設に入所した県民等が安全に当該施設で過ごすことができるようにする最も基本的かつ最低限の責務があるところ、己文書非公開情報は、当該施設の夜間における巡回等、具体的な防犯体制に関するものであるため、これを公開した場合、当該施設における具体的な防犯体制が明らかとなり、当該防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめるおそれがある。かかる場合、当該施設における安全面の確保に困難を来し、もって、その事業運営に支障を及ぼすこととなる。</p> <p>よって、己文書非公開情報は、公開することにより安全確保に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして、条例第 5 条第 4 号柱書に該当する。</p> <p>(2) 庚文書</p> <p>庚文書は、己文書に含まれる照会について回答を行うために作成された起案文書であるところ、庚文書において本件処分により非公開とした情報は、実施機関において採られた具体的な防犯体制に関するものである。実施機関は県民の入所が予定される施設ではないものの、開所時間中には児童やその保護者が頻繁に来所しており、これらの利用者の安全を確保しなければならないという点で県民局入所施設と異なることはない。よって、かかる情報は、前記アと同様に条例第 5 条第 4 号柱書に該当する。</p> <p>(3) 辛文書</p> <p>辛文書は、特定会議の議事録であり、同会議は、特定事件の再発防止に向けた課題を整理・検討するために県民局入所施設等の所属長から構成された会議体である。</p> <p>ア 辛文書において本件処分により非公開とした情報のうち、県民局入所施設等の具体的防犯体制に関する情報</p> <p>辛文書において本件処分により非公開とした情報のうち、県民局入所施設等の具体的防犯体制に関する情報は、県民局入所施設等の防犯体制について、各所属長が具体的に言及したものであり、己文書非公開情報と同質の情報であることから、前記アと同様に条例第 5 条第 4 号柱書に該当する。</p> <p>イ 辛文書において本件処分により非公開とした情報のうち、国の第 2 次補正予算に関する情報</p> <p>標記情報は、特定会議において言及された国の第 2 次補正予算の具体的内容に関するものであるところ、かかる情報は、県担当者の聞き取りに基づくものであって、</p>		



<p>非公開理由 ( 続 き )</p>	<p>事実確認が不十分な誤った情報が含まれており、これを公開した場合、不正確な情報を広く知らしめ、県民等に誤解を生じさせるおそれがあるとともに、国との信頼関係を損ない速やかな情報提供が受けられなくなり、もって、国の予算にかかわる県の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、国から同様に情報提供を受けている他の実施機関や、関係機関に誤った情報が伝わることで混乱を招き、その事務遂行に支障を及ぼすおそれもある。</p> <p>よって、かかる情報は条例第5条第4号柱書に該当する。</p> <p>ウ 辛文書において本件処分により非公開とした情報のうち、特定の県民局入所施設2施設の不審者等対応マニュアル</p> <p>不審者等対応マニュアルは、加害者が来所した場合等の緊急時における対応手順が具体的に記載されているものであるところ、これを公開すると、当該マニュアルを有する県民局所管施設の具体的な防犯体制が明らかとなり、当該防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめるおそれがあるため、前記アと同様に条例第5条第4号柱書に該当する。</p> <p>(3) 壬文書</p> <p>壬文書において本件処分により非公開とした情報は、己文書非公開情報と同質のものであることから、前記アと同様に条例第5条第4号柱書に該当する。</p> <p>2 条例第7条該当性について</p> <p>本件非公開情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難である。</p> <p>よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり同条を適用し裁量的公開を行うべきものではない。</p> <p>3 本件請求の対象となる文書の特定について</p> <p>実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、甲文書から壬文書まで（以下「本件行政文書」と総称する。）を特定したことについては、次のとおり遺漏はない。</p> <p>実施機関は、児童福祉法第12条に基づき、子どもの福祉に関する業務を行う専門的な機関として設置されたものである。実施機関は入所施設を有していないものの、施設管理の安全を確保するという観点から特定会議に参加する等して本件行政文書を取得しており、他に直接的に特定事件に関する業務を所管しているものではない。したがって、実施機関は、本件行政文書以外に本件請求の対象となる行政文書は管理していない。</p> <p>なお、本件請求の対象となる行政文書を検索するに当たり、特定事件発生以降に作成又は取得した行政文書について、対象となり得るか否か、確認を行ったことは言うまでもない。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 教示文について</p> <p>行政不服審査法第82条が行政庁に対し教示義務を課しているのは、処分の相手方が、当該処分に対し不服申立て等ができるか否か了知していないことが一般に想定されるため、かかる処分の相手方の権利救済の機会を十分に保障するためであり、教示文を付さなかったとしても、これをもって当該処分そのものが違法になるものではない。</p> <p>したがって、この点が審査請求の理由となることはない。</p> <p>(2) 行政文書を管理する室課所の特定について</p> <p>行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。また、かかる審査請求人の主張により、本件処分の適法性や正当性が左右されることもないため、審査請求の理由となることはない。</p> <p>(3) 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について</p> <p>審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきであること、さらに、条例第15条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第1条等に反する旨主張するが、かかる主張は、本件処分の適法性を左右するものではない。したがって、この点が審査請求の理由となることはない。</p>
<p>審査請求年月日</p>	<p>平成29年2月23日</p>
<p>審査請求の趣旨</p>	<p>処分の取消しを求める</p>

<p>審査請求の理由</p>	<p>1 条例第5条第4号該当性について</p> <p>(1) 施設の具体的防犯体制に関する情報  施設の具体的防犯体制に関する情報については、主権者の目で適切に整備されているかを確認し、神奈川県や国際連合障害者権利委員会、子どもの権利委員会や女性差別撤廃委員会等に意見を提出する必要がある。そのため、公開することが条例第1条に適合する。  また、防犯体制に脆弱な点があれば、早急に改善すべきであり非公開とすべき理由にはならない。市民の生活の場となっている県有施設であれば、一定程度の防犯体制が確保されており、防犯に関する情報であることを理由に非公開とするのは乱暴である。主権者には、施設利用者の安全確保が適切に行われているのを知り、行政を監視して不適正な行政の是正を求めていく権利があり、その権利の行使に資することが、条例第1条に適合する。</p> <p>(2) 常勤・非常勤職員数や警備員数  常勤・非常勤職員数や警備員数については、公務員の職務遂行方法として公になっているか、公にすることが予定されている情報である。</p> <p>(3) 警備業務委託並びに防犯カメラ及び自動警報装置に関する情報  警備業務委託や防犯カメラの購入、自動警報装置の保守点検整備については、財務会計上の行為として監査請求及び住民訴訟の対象となるものであることから、これらに関する情報は公開されるべきである。非公開とされれば、オンブズ活動に著しい支障を生じ神奈川県の民主主義が停滞する。</p> <p>(4) 緊急時の連絡体制に関する情報  緊急時の連絡体制について、公務員は現にこれを知っていても連絡体制の遮断は行われておらず、そのような事態は生じていない。</p> <p>(5) 不審者等対応マニュアルに関する情報  不審者等対応マニュアルは公務員の間で共有されており、公務員や元公務員はそのマニュアルから得た情報から犯罪を起していないにもかかわらず、実施機関は、公開請求者がかかる情報を得た場合、犯罪行為を実行すると説明しており、主権者蔑視の違憲の弁明である。</p> <p>(6) 国の第2次補正予算に関する情報  国の第2次補正予算に関する情報は財務会計上の行為として監査請求及び住民訴訟の対象となるものであるから、当然に公開されるべきである。  また、実施機関は、これらの情報が誤った情報であるため、これらを公開した場合、不正確な情報を広く知らしめ、県民等に誤解を生じさせるおそれや国との信頼関係を損ない速やかな情報提供が受けられなくなり、もって国の予算にかかわる県の事務の遂行に支障を及ぼすおそれ、さらには、国から情報提供を受けている他の実施機関や関係機関に誤った情報が伝わることで混乱を招き、その事務遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明する。  しかし、公務員が、事実確認が不十分な情報や誤った情報を得ることは当然であり、誤った情報があれば、主権者はそれを知る権利がある。  さらに、実施機関のかかる説明は、公務員の無謬性を動揺させる情報を具体的に開示したくないがための弁明であり、民主主義国家の情報公開とは言えない。情報公開は公開請求者にのみ実施されるものであり、他の実施機関、関連機関に伝わる高度の蓋然性もなく、たとえ伝わったとしても非公開とすべきほどの混乱は生じない。</p> <p>2 条例第7条該当性について  特定事件の重大性にかんがみれば、本件非公開情報は公開されるべきである。</p> <p>3 本件請求の対象となる文書の特定について</p> <p>(1) 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。</p> <p>(2) 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 教示文について</p> <p>ア 全部公開決定する場合にあっても、文書の特定を争う余地はあるため、教示文を付すべきである。</p> <p>イ 教示文を付さなかったことは条例第1条等に反する。</p> <p>ウ 教示文を付さなかったことは審査請求の理由となる。</p> <p>(2) 行政文書を管理する室課所の特定について  審査請求人は、本件請求に当たり行政文書を管理する室課所の特定を強いられており、かかる対応は条例第1条等に反する。</p> <p>(3) 行政文書の写し等の交付方法について</p>
----------------	--

審査請求の理由 (続き)	<p>公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。</p> <p>(4) 行政文書の写し等の交付に要する費用について 行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。</p>
諮問年月日	平成29年7月26日
審査会の結論	<p>実施機関が、公開請求の対象となる文書として、甲文書、乙文書、丙文書、戊文書、己文書、庚文書、辛文書及び壬文書を特定し、別表2に掲げる情報を非公開としたことは妥当であるが、別表3に掲げる情報については公開すべきである。</p>
審査会の判断理由	<p>1 本件行政文書について 当審査会が確認したところ、本件行政文書のうち、甲文書及び乙文書は特定事件の発生を受けて発出された施設の安全管理に関する通知文であり、丙文書及び戊文書は実施機関が施設の管理者として特定事項を依頼されたため、丁文書は特定事件に関し関係機関への対応や情報共有について統一的対応を依頼されたため、己文書、庚文書、辛文書及び壬文書については実施機関の所属長が特定会議に参加したため管理していたものと認められる。</p> <p>2 条例第5条第4号柱書該当性について 本件非公開情報はその量が多いため、まず、実施機関が説明する非公開理由の理論的当否を検討し、非公開とすることが妥当と認められる非公開理由の適用が説明されている各非公開情報について、当該理由に当てはまる情報たり得るか等を個別具体的に判断するものとする。</p> <p>(1) 実施機関が説明する非公開理由 当審査会が確認したところ、実施機関が本件非公開情報を非公開とした理由は、施設の具体的防犯体制に関する情報、不審者等対応マニュアルに関する情報、国の第2次補正予算に関する情報の3つに大別されるため、以下、これらの情報を非公開とした理由について、その当否を検討する。</p> <p>ア 施設の具体的防犯体制に関する情報 防犯カメラの設置の有無・台数や夜間の巡回警備に関する情報等具体的な防犯体制に関する情報については、実施機関が説明するとおり、これを公開すると、当該施設における具体的な防犯体制が明らかとなり、当該施設における防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめ、当該施設における安全面の確保に困難を来し、その事業運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。 したがって、施設の具体的防犯体制に関する情報については、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。</p> <p>イ 不審者等対応マニュアルに関する情報 不審者等対応マニュアルに関する情報については、実施機関が説明するとおり、マニュアルの内容は防犯体制の具体的な内容に関する情報であり、これを公開することにより施設の安全面の確保に支障を及ぼすと認められるため、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。 しかしながら、マニュアルの有無に関する情報については、その存在自体でどのような警備が行われるのかが自明である防犯カメラや自動警報装置とは異なり、マニュアルの内容が明らかになることで初めて具体的な防犯体制が明らかとなる以上、これを公開したとしても、同号柱書にいう支障は生じないと解するのが相当である。 よって、かかるマニュアルの内容に関する情報は同号柱書に該当するものの、その有無のみに関する情報については、同号柱書に該当しないと判断する。</p> <p>ウ 国の第2次補正予算に関する情報 実施機関の説明によると、国の第2次補正予算に関する情報は、特定会議において言及された国の第2次補正予算の具体的な内容に関するものであり、事実確認が不十分な誤った情報であるとのことであるが、これを前提とすると、かかる情報を公開した場合、誤った情報を広く知らしめ、当該補正予算の関係者に誤解を生じさせるおそれがあるととも、国との信頼関係を損ない、今後、速やかな情報提供を受けることに支障を来し、もって、国の予算にかかわる県の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。 よって、誤った情報である国の第2次補正予算に関する情報は条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。</p> <p>(2) 審査請求人の主張 実施機関の説明する非公開理由の当否は前記アのとおりであるところ、当審査会が妥当と判断した非公開理由について、審査請求人は前記3(1)ア、イ、ウ、エ及びカのとおり種々主張するが、当審査会が確認したところ、いずれについても、前記判断を覆すに足りるものとは認められない。</p>

<p style="text-align: center;">審 査 会 の 判 断 理 由 ( 続 き )</p>	<p>よって、この点に関する審査請求人の主張は採用することはできない。</p> <p>(3) 結論  以上を前提に、また当審査会において確認した本件非公開情報の内容に照らし判断すると、本件非公開情報のうち、別表2に掲げるものについては条例第5条第4号柱書に該当するためこれを非公開としたことは妥当であるが、別表3に掲げるものについては実施機関が説明する非公開理由が成り立たない、又は非公開理由としては成り立つものの当該情報が当該非公開理由に当てはまる情報たりえないため公開すべきであると判断する。</p> <p>3 条例第7条該当性について  別表2に掲げる情報は、総じて防犯体制に関する情報であって、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、極めて困難であると言わざるを得ない。  よって、別表2に掲げる情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条に基づき裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。</p> <p>4 本件請求の対象となる文書の特定について  審査請求人は、文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法であり、実施機関が文書の再検索を行っておらず不当である旨主張しているが、いかなる根拠をもってかかる主張をしているかが明らかにされていない。  他方、実施機関が、本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務に照らし適切であり、当審査会が確認したところ、他に本件請求の対象となる文書も認められないため、本件行政文書以外に本件請求の対象となる文書はなく、文書の特定に不備はないとする実施機関の説明は、特段不自然・不合理なものとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。  また、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は当該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。</p> <p>5 その他  審査請求人は、全部公開決定する場合にあっても教示文を付すべきであり、教示文を付さないことは条例第1条等に反すること、本件請求に際して行政文書を管理する室課所の特定を強いられたこと、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際にはCD-Rに記録したものを交付すべきこと、さらに、行政文書の写し等の交付に要する費用の定めが、条例第1条等に反する旨主張しているため、以下、この点について検討する。  当審査会が確認したところ、審査請求人の教示文に係る主張については、実施機関が説明するとおり、教示制度の趣旨にかんがみれば、教示文を付さなかったことをもって本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められ、また、審査請求人の行政文書を管理する室課所の特定に係る主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められ、さらに、その余の主張についても、本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、審査請求人のいずれの主張も採用することはできない。</p>
	<p>答申年月日</p>

情報公開審査会答申第 671 号の概要

件名	特定事件に関する文書一部非公開の件（その 33）（諮問第 767 号）		
請求文書の概要	特定事件に関する情報一切（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 28 年 9 月 23 日	諾否決定年月日	平成 28 年 11 月 21 日
諾否の決定内容	一部公開	実施機関	神奈川県知事（小田原児童相談所）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 4 号柱書		
非公開理由	<p>1 処分の内容</p> <p>実施機関は、平成 28 年 10 月 6 日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年 11 月 21 日付けで、同年 7 月 26 日付け県民局総務室長名義通知文（以下「甲文書」という。）、同日付け県民局次世代育成子ども家庭課長名義通知文（以下「乙文書」という。）、同月 28 日付け依頼文（以下「丙文書」という。）、同年 8 月 5 日付け事務連絡（以下「丁文書」という。）及び同月 8 日付け依頼文（以下「戊文書」という。）、同月 18 日付け通知に係る起案文書（以下「己文書」という。）、同月 25 日付け特定会議の議事録（以下「庚文書」という。）及び同特定会議の資料（以下「辛文書」という。）（以下「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、公開することにより県の事務事業に支障が生ずるおそれがあるとして、条例第 5 条第 4 号柱書を理由に別表 1 に掲げる情報（以下「本件非公開情報」と総称する。）を非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行ったが、その詳細は次のとおりである。</p> <p>(1) 己文書</p> <p>己文書において本件処分により非公開とした情報（以下「己文書非公開情報」という。）は、県民局入所施設における防犯体制に関する情報であるところ、県民局入所施設とは、単に県職員がその職務を行うための庁舎ではなく、各施設が対象としている県民の入所や利用が予定されている施設である。</p> <p>県には、これらの施設に入所した県民等が安全に当該施設で過ごすことができるようにする最も基本的かつ最低限の責務があるところ、己文書非公開情報は、当該施設の夜間における巡回等、具体的な防犯体制に関するものであるため、これを公開した場合、当該施設における具体的な防犯体制が明らかとなり、当該防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめるおそれがある。かかる場合、当該施設における安全面の困難を来し、もって、その事業運営に支障を及ぼすこととなる。</p> <p>よって、己文書非公開情報は、公開することにより安全確保に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして、条例第 5 条第 4 号柱書に該当する。</p> <p>(2) 庚文書</p> <p>庚文書は、特定会議の議事録であり、同会議は、特定事件の再発防止に向けた課題を整理・検討するために県民局入所施設等の所属長から構成された会議体である。</p> <p>ア 庚文書において本件処分により非公開とした情報のうち、県民局入所施設等の具体的防犯体制に関する情報</p> <p>庚文書において本件処分により非公開とした情報のうち、県民局入所施設等の具体的防犯体制に関する情報は、県民局入所施設等の防犯体制について、各所属長が具体的に言及したものであり、己文書非公開情報と同質の情報であることから、前記(1)と同様に条例第 5 条第 4 号柱書に該当する。</p> <p>イ 庚文書において本件処分により非公開とした情報のうち、国の第 2 次補正予算に関する情報</p> <p>庚文書において本件処分により非公開とした情報のうち、国の第 2 次補正予算に関する情報は、特定会議において言及された国の第 2 次補正予算の具体的内容に関するものであるところ、かかる情報は、県担当者の聞き取りに基づくものであって、事実確認が不十分な誤った情報が含まれており、これを公開した場合、不正確な情報を広く知らしめ、県民等に誤解を生じさせるおそれがあるとともに、国との信頼関係を損ない速やかな情報提供が受けられなくなり、もって、国の予算にかかわる県の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、国から同様に情報提供を受けている他の実施機関や、関係機関に誤った情報が伝わることで混乱を招き、その事務遂行に支障を及ぼすおそれもある。</p> <p>よって、かかる情報は条例第 5 条第 4 号柱書に該当する。</p>		

<p>非公開理由 ( 続 き )</p>	<p>ウ 庚文書において本件処分により非公開とした情報のうち、特定の県民局入所施設2施設の不審者等対応マニュアル</p> <p>不審者等対応マニュアルは、加害者が来所した場合等の緊急時における対応手順が具体的に記載されているものであるところ、これを公開すると、当該マニュアルを有する県民局所管施設の具体的な防犯体制が明らかとなり、当該防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめるおそれがあるため、前記(1)と同様に条例第5条第4号柱書に該当する。</p> <p>(3) 辛文書</p> <p>辛文書において本件処分により非公開とした情報は、己文書非公開情報と同質のものであることから、前記(1)と同様に条例第5条第4号柱書に該当する。</p> <p>2 条例第7条該当性について</p> <p>本件非公開情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難である。</p> <p>よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり同条を適用し裁量的公開を行うべきものではない。</p> <p>3 本件請求の対象となる文書の特定について</p> <p>実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおりその特定に遺漏はない。</p> <p>(1) 実施機関は、所掌事務として、児童福祉法第12条に基づく児童に関する相談、心理判定、保護者への指導等を所管しており、児童に関する相談・面接や心理判定に供するための、相談室・心理室等を保有し、その管理を行っている。</p> <p>(2) 実施機関が本件行政文書のうち甲文書を管理していたのは所管する施設(相談室・心理室等)の管理業務の一環として危機管理体制等の再確認を図るよう通知を受けたためであり、乙文書を管理していたのは社会福祉施設等に該当する機関として、入所者等の安全確保を図るよう注意喚起を促した厚生労働省通知を受けた県民局次世代育成部子ども家庭課から同趣旨の通知を受けたためである。また、丙文書及び戊文書を管理していたのは特定事項の実施について施設管理者宛に依頼する依頼文が実施機関宛に参考送付されたためであり、丁文書を管理していたのは特定事件への対応の方向性等について通知を受けたためである。そして、己文書、庚文書及び辛文書を管理していたのは施設管理業務の一環として、その安全性を確保するという観点から特定会議に参加していたためである。</p> <p>(3) 実施機関の所掌事務は前記(1)のとおりであり、他に直接的に特定事件に関する業務は所管しておらず、前記(2)に掲げる業務以外に関係する業務はないことから、本件行政文書以外の本件請求の対象となる文書は管理していない。なお、本件請求の対象となる行政文書を検索するに当たり、特定事件発生以降に作成又は取得した行政文書について、対象となり得るか否か、確認を行ったことは言うまでもない。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 行政文書を管理する室課所の特定について</p> <p>行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。また、かかる審査請求人の主張により、本件処分の適法性や正当性が左右されることもないため、審査請求の理由となることはない。</p> <p>(2) 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について</p> <p>審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきであること、また、同一の公開請求者が、複数の行政文書を管理する室課所に対し公開請求を行う場合であって、当該行政文書を管理する室課所が一定の範囲内に存在し、当該行政文書の写し等を郵送により交付するときは、当該行政文書の写しを実施機関が取りまとめの上、交付すべきであること、さらに、条例第15条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第1条等に反する旨主張するが、かかる主張は、本件処分の適法性を左右するものではない。</p> <p>したがって、この点が審査請求の理由となることはない。</p>
<p>審査請求年月日</p>	<p>平成29年2月23日</p>
<p>審査請求の趣</p>	<p>処分の取消しを求める</p>

<p>審査請求の 理由</p>	<p>1 条例第5条第4号柱書該当性について</p> <p>(1) 施設の具体的防犯体制に関する情報  施設の具体的防犯体制に関する情報については、主権者の目で適切に整備されているかを確認し、神奈川県や国際連合障害者権利委員会、子どもの権利委員会や女性差別撤廃委員会等に意見を提出する必要がある。そのため、公開することが条例第1条に適合する。  また、防犯体制に脆弱な点があれば、早急に改善すべきであり非公開とすべき理由にはならない。市民の生活の場となっている県有施設であれば、一定程度の防犯体制が確保されており、防犯に関する情報であることを理由に非公開とするのは乱暴である。主権者には、施設利用者の安全確保が適切に行われているのかを知り、行政を監視して不適正な行政の是正を求めていく権利があり、その権利の行使に資することが、条例第1条に適合する。</p> <p>(2) 常勤・非常勤職員数や警備員数  常勤・非常勤職員数や警備員数については、公務員の職務遂行方法として公になっているか、公にすることが予定されている情報である。</p> <p>(3) 警備業務委託並びに防犯カメラ及び自動警報装置に関する情報  警備業務委託や防犯カメラの購入、自動警報装置の保守点検整備については、財務会計上の行為として監査請求及び住民訴訟の対象となるものであることから、これらに関する情報は公開されるべきである。非公開とされれば、オンブズ活動に著しい支障を生じ神奈川県の民主主義が停滞する。</p> <p>(4) 緊急時の連絡体制に関する情報  緊急時の連絡体制について、公務員は現にこれを知っていても連絡体制の遮断は行われておらず、そのような事態は生じていない。</p> <p>(5) 不審者等対応マニュアルに関する情報  不審者等対応マニュアルは公務員の間で共有されており、公務員や元公務員はそのマニュアルから得た情報から犯罪を起こしていないにもかかわらず、実施機関は、公開請求者がかかる情報を得た場合、犯罪行為を実行すると説明しており、主権者蔑視の違憲の弁明である。</p> <p>(6) 国の第2次補正予算に関する情報  国の第2次補正予算に関する情報は財務会計上の行為として監査請求及び住民訴訟の対象となるものであるから、当然に公開されるべきである。  また、実施機関は、これらの情報が誤った情報であるため、これらを公開した場合、不正確な情報を広く知らしめ、県民等に誤解を生じさせるおそれや国との信頼関係を損ない速やかな情報提供が受けられなくなり、もって国の予算にかかわる県の事務の遂行に支障を及ぼすおそれ、さらには、国から情報提供を受けている他の実施機関や関係機関に誤った情報が伝わることで混乱を招き、その事務遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明する。  しかし、公務員が、事実確認が不十分な情報や誤った情報を得ることは当然であり、誤った情報があれば、主権者はそれを知る権利がある。  さらに、実施機関のかかる説明は、公務員の無謬性を動揺させる情報を具体的に開示したくないがための弁明であり、民主主義国家の情報公開とは言えない。情報公開は公開請求者にのみ実施されるものであり、他の実施機関、関連機関に伝わる高度の蓋然性もなく、たとえ伝わったとしても非公開とすべきほどの混乱は生じない。</p> <p>2 条例第7条該当性について  特定事件の重大性にかんがみれば、本件非公開情報は公開されるべきである。</p> <p>3 本件請求の対象となる文書の特定について</p> <p>(1) 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。</p> <p>(2) 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。</p> <p>4 理由付記の不備について  本件処分の際に摘示された非公開理由は不十分である。</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 行政文書を管理する室課所の特定について  審査請求人は、本件請求に当たり行政文書を管理する室課所の特定を強いられており、かかる対応は条例第1条等に反する。</p> <p>(2) 行政文書の写し等の交付方法について  公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。  また、同一の公開請求者が、複数の行政文書を管理する室課所に対し公開請求を行</p>
---------------------	--

<p>審査請求の理由 ( 続 き )</p>	<p>う場合であって、当該行政文書を管理する室課所が一定の範囲内に存在し、当該行政文書の写し等を郵送により交付するとき、実施機関は、当該行政文書の写しを取りまとの上、交付すべきである。</p> <p>(3) 行政文書の写し等の交付に要する費用について 行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。</p>
<p>諮問年月日</p>	<p>平成29年9月8日</p>
<p>審査会の結論</p>	<p>実施機関が、公開請求の対象となる文書として、甲文書、乙文書、丙文書、戊文書、己文書、庚文書及び辛文書を特定し、別表2に掲げる情報を非公開としたことは妥当であるが、別表3に掲げる情報については公開すべきである。</p>
<p>審査会の判断理由</p>	<p>1 本件行政文書について 当審査会が確認したところ、本件行政文書のうち、甲文書及び乙文書は特定事件の発生を受けて発出された施設の安全管理に関する通知文であり、丙文書及び戊文書は施設管理者宛に特定事項を依頼したものが参考として送付されたため、丁文書は特定事件に関し関係機関への対応や情報共有について統一的対応を依頼されたため、己文書、庚文書及び辛文書については実施機関の所属長が特定会議に参加したため管理していたものと認められる。</p> <p>2 条例第5条第4号柱書該当性について 本件非公開情報はその量が多いため、まず、実施機関が説明する非公開理由の理論的当否を検討し、非公開とすることが妥当と認められる非公開理由の適用が説明されている各非公開情報について、当該理由に当てはまる情報たり得るか等を個別具体的に判断するものとする。</p> <p>(1) 実施機関が説明する非公開理由 当審査会が確認したところ、実施機関が本件非公開情報を非公開とした理由は、施設の具体的防犯体制に関する情報、不審者等対応マニュアルに関する情報、国の第2次補正予算に関する情報の3つに大別されるため、以下、これらの情報を非公開とした理由について、その当否を検討する。</p> <p>ア 施設の具体的防犯体制に関する情報 防犯カメラの設置の有無・台数や夜間の巡回警備に関する情報等具体的な防犯体制に関する情報については、実施機関が説明するとおり、これを公開すると、当該施設における具体的な防犯体制が明らかとなり、当該施設における防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめ、当該施設における安全面の確保に困難を来し、その事業運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。</p> <p>したがって、施設の具体的防犯体制に関する情報については、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。</p> <p>イ 不審者等対応マニュアルに関する情報 不審者等対応マニュアルに関する情報については、実施機関が説明するとおり、マニュアルの内容は防犯体制の具体的内容に関する情報であり、これを公開することにより施設の安全面の確保に支障を及ぼすと認められるため、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。</p> <p>しかしながら、マニュアルの有無に関する情報については、その存在自体でどのような警備が行われるのかが自明である防犯カメラや自動警報装置とは異なり、マニュアルの内容が明らかになることで初めて具体的な防犯体制が明らかとなる以上、これを公開したとしても、同号柱書にいう支障は生じないと解するのが相当である。</p> <p>よって、かかるマニュアルの内容に関する情報は同号柱書に該当するものの、その有無のみに関する情報については、同号柱書に該当しないと判断する。</p> <p>ウ 国の第2次補正予算に関する情報 実施機関の説明によると、国の第2次補正予算に関する情報は、特定会議において言及された国の第2次補正予算の具体的内容に関するものであり、事実確認が不十分な誤った情報であるとのことであるが、これを前提とすると、かかる情報を公開した場合、誤った情報を広く知らしめ、当該補正予算の関係者に誤解を生じさせるおそれがあるととも、国との信頼関係を損ない、今後、速やかな情報提供を受けることに支障を来し、もって、国の予算にかかわる県の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。</p> <p>よって、国の第2次補正予算に関する情報は条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。</p> <p>(2) 審査請求人の主張 実施機関の説明する非公開理由の当否は前記(1)のとおりであるところ、当審査会が妥当と判断した非公開理由について、審査請求人は種々主張するが、当審査会が確認したところ、いずれについても、前記判断を覆すに足りるものとは認められない。</p>



<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>よって、この点に関する審査請求人の主張は採用することはできない。</p> <p>(3) 結論</p> <p>以上を前提に、また当審査会において確認した本件非公開情報の内容に照らし判断すると、本件非公開情報のうち、別表2に掲げるものについては条例第5条第4号柱書に該当するためこれを非公開としたことは妥当であるが、別表3に掲げるものについては実施機関が説明する非公開理由が成り立たない、又は非公開理由としては成り立つものの当該情報が当該非公開理由に当てはまる情報たりえないため公開すべきであると判断する。</p> <p>3 条例第7条該当性について</p> <p>別表2に掲げる情報は、総じて防犯体制に関する情報であって、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、極めて困難であると言わざるを得ない。</p> <p>よって、別表2に掲げる情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条に基づき裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。</p> <p>4 本件請求の対象となる文書の特定について</p> <p>審査請求人は、文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法であり、実施機関が文書の再検索を行っておらず不当である旨主張しているが、いかなる根拠をもってかかる主張をしているかが明らかにされていない。</p> <p>他方、実施機関が、本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務に照らし適切であり、当審査会が確認したところ、他に本件請求の対象となる文書も認められないため、本件行政文書以外に本件請求の対象となる文書はなく、文書の特定に不備はないとする実施機関の説明は、特段不自然・不合理なものとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。</p> <p>また、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は当該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。</p> <p>5 その他</p> <p>審査請求人は、本件請求に際して行政文書を管理する室課所の特定を強いられたこと、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際にはCD-Rに記録したものを交付すべきこと、また、同一の公開請求者が、複数の行政文書を管理する室課所に対し公開請求を行う場合であって、当該行政文書を管理する室課所が一定の範囲内に存在し、当該行政文書の写し等を郵送により交付するときは、当該行政文書の写しを実施機関が取りまとめの上、交付すべきであること、さらに、行政文書の写し等の交付に要する費用の定めが、条例第1条等に反する旨主張しているため、以下、この点について検討する。</p> <p>神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。</p> <p>これを踏まえると、審査請求人の行政文書を管理する室課所の特定に係る主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められ、また、その余の主張についても本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、いずれの主張についても調査審議する立場にない。</p>
	<p>答申年月日</p>

情報公開審査会答申第 672 号の概要

件名	特定病院に係る調査依頼に関する文書一部非公開の件（諮問第 758 号）		
請求文書の概要	特定人が行った特定病院に係る調査依頼に関する文書等		
請求年月日	平成 29 年 4 月 18 日	諾否決定年月日	平成 29 年 4 月 26 日
諾否の決定内容	一部公開	実施機関	地方独立行政法人神奈川県立病院機構（神奈川県立がんセンター）
非公開根拠条項	全部公開と不存在による全部非公開のためなし		
非公開理由	<p>1 本件請求の対象となる文書の特定したこと及び特定しなかったことについて</p> <p>本件請求のうち特定人が行った調査依頼の経過が分かる決裁文書の写しとして、特定人が行った特定日付け調査依頼に対する回答に係る起案文書を、また、特定日に特定人の保険証が登録されたことが分かる文書及び特定の 2 日間に特定人の保険証等を確認したことが分かる文書として、実施機関が利用者の保険証を確認、処理等をするために運用するシステム（以下「システム」という。）の画面（以下合わせて「本件起案文書」と総称する。）を対象文書として特定した。</p> <p>また、本件請求のうち以下の内容が分かる文書（以下「本件話合い文書」と総称する。）については、作成若しくは取得していないため不存在であるとして特定しなかった。</p> <p>(1) 特定日における特定人と特定事業者との話合いの参加者が分かる文書</p> <p>(2) 当該話合いにおいて審査請求人の保険証番号を書き取ったとされる職員名が分かる文書及びその職員の職責が分かる文書</p> <p>(3) 当該話合いに関する文書及びその文書の写しを取ったとされる職員の職責が分かる文書</p> <p>(4) 当該話合いの場所が明示された文書</p> <p>(5) 当該話合いに同席した関係者の職責が分かる文書</p> <p>(6) 特定の 3 日間に特定人の保険証等を確認したことが分かる文書</p> <p>2 本件請求の対象となる文書の特定の理由について</p> <p>実施機関が、本件請求の対象となる文書として、本件起案文書を特定したことについては、次のとおりその特定に遺漏はない。</p> <p>(1) 実施機関は、特定人が特定日に提出した特定事項に関して回答を求めた依頼文書に対する実施機関の回答について伺った起案文書を作成していたことから、当該起案文書を特定したものである。</p> <p>(2) 実施機関は、本件請求の内容にかんがみ、特定人の保険証が登録されたことが分かる文書及び特定の 2 日間における特定人の保険証等を確認したことが分かるシステムの画面を特定したものである。</p> <p>3 本件話合い文書の存否について</p> <p>実施機関は、本件請求の対象となる文書として、本件話合い文書については、次のとおり作成若しくは取得をしていないため不存在と判断したものである。</p> <p>(1) 特定人と特定事業者との話合いに関する文書について</p> <p>実施機関と特定事業者との間の委託契約においては、特定人と特定事業者との話合いに関する一切の文書について、実施機関で保管する規定はないことから、当該話合いに関する文書は一切取得していない。</p> <p>(2) 特定の 3 日間にシステムに入力したことが確認できる文書について</p> <p>実施機関においては、特定人が指定する特定の 3 日間に特定人の情報をシステムに入力した事実がないことから、特定の 3 日間にシステムに入力したことが確認できる文書は作成していない。</p>		
審査請求年月日	平成 29 年 6 月 20 日		
審査請求の趣旨	本件処分の取消しを求める		
審査請求の理由	<p>1 本件請求の対象となる文書の特定及び本件話合い文書の存否について</p> <p>実施機関が、本件請求の趣旨と異なる本件起案文書を特定していること、また、本件話合い文書を不存在としたことは、納得できるものではない。</p> <p>2 その他</p> <p>実施機関は、特定人の調査依頼に対して、無責任で不親切な対応をしている。</p>		

諮問年月日	平成 29 年 8 月 2 日
審査会の結論	<p>実施機関が、特定人が行った特定病院に係る調査依頼に関する文書等の公開請求を一部公開決定したことについて、特定人が行った特定日付け調査依頼に対する回答に係る起案文書及び実施機関が利用者の保険証を確認、処理等をするために運用するシステムの画面を特定し、また、特定日における特定人と特定事業者との話合いの参加者が分かる文書、当該話合いにおいて審査請求人の保険証番号を書き取ったとされる職員名が分かる文書及びその職員の職責が分かる文書、当該話合いに関する文書及びその文書の写しを取ったとされる職員の職責が分かる文書、当該話合いの場所が明示された文書、当該話合いに同席した関係者の職責が分かる文書並びに特定の 3 日間に特定人の保険証等を確認したことが分かる文書を不存在であるとして特定しなかったことは、結論において妥当である。</p>
審査会の判断理由	<p>1 本件請求について  本件請求は、特定人による特定病院に係る調査依頼に関する文書等の公開を求めるものである。  審査請求人は、本件処分により特定された本件起案文書は本件請求の趣旨とは異なるとともに、本件話合い文書が不存在であることは納得できないと主張する一方で、実施機関は、本件請求の対象となる文書として本件起案文書を特定の上公開し、また、本件話合い文書を不存在であるとして非公開とした本件処分は妥当であると説明している。  ところで、本件請求は、特定人が実施機関を利用した際の特定事案に関する調査を前提とするものであり、本件請求の対象となる文書の存否を明らかにすることにより条例第 5 条各号の非公開情報を公開することとなるとして、条例第 8 条の規定により、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否すべきものに該当する可能性があることから、以下、この点について検討する。</p> <p>2 本件請求の対象となる文書の存否応答拒否について  本件請求は、特定人が実施機関を利用した際の特定事案に関して、特定人の依頼に基づき実施機関が行った調査に関する情報の公開を求めるものであるから、本件請求の対象となる文書の存否を答えることは、特定人が実施機関を利用した際に特定事案があったという、条例第 5 条第 1 号に規定する、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報を公開することになると認められる。また、当審査会が確認したところ、かかる情報は、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない情報であることが認められる。  したがって、本件請求の対象となる文書については、その存否を答えるだけで条例第 5 条第 1 号に規定する非公開情報を公開することとなるため、条例第 8 条の規定により本件請求を拒否し、非公開とすべきものであったと認められる。  本件請求については、前記のとおり、本来、存否応答拒否すべきであったと認められるが、実施機関は、本件処分において本件請求の対象となる文書の存否を明らかにしており、このような場合においては、本件処分を取り消して改めて条例第 8 条の規定を適用する意味はなく、本件請求の対象となる文書として本件起案文書を特定し、また、本件話合い文書を不存在であるとして特定しなかったことは、結論において妥当と言わざるを得ない。</p> <p>3 本件処分の妥当性について  以上のことから、本件処分については、本件請求の対象となる文書の存否を答えるだけで公開することとなる情報が条例第 5 条第 1 号に該当するため、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否すべきであったと認められる。  よって、実施機関が本件請求に対し本件起案文書を特定の上公開し、本件話合い文書を不存在であるとして特定することなく非公開とした一部公開決定である本件処分について、本件起案文書を特定し、また、本件話合い文書を不存在であるとして特定しなかったことは、結論において妥当であると判断する。</p> <p>4 その他  審査請求人は、その他実施機関の事務事業に対する不満を述べているが、当審査会は公開請求に係る諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、当該不満について意見を述べる立場にない。</p>
答申年月日	平成 30 年 2 月 5 日

情報公開審査会答申第 673 号の概要

件名	特定の対策基準に関する行政文書非公開の件（諮問第 738 号）		
請求文書の概要	特定の対策基準（要綱）に関する行政文書		
請求年月日	平成 29 年 2 月 24 日	諾否決定年月日	平成 29 年 3 月 10 日
諾否の決定内容	一部公開	実施機関	神奈川県教育委員会（総務室）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）条例第 5 条第 4 号柱書該当		
非公開理由	<p>特定の対策基準は、県が所管する情報資産の機密性等を維持するため、県が実施する情報の安全保障対策について基本的な事項を定めることを目的とし、県立学校を含む教育委員会の情報資産の取扱基準を示したものである。</p> <p>特定の対策基準を公開した場合、情報資産の管理体制や機密性等を維持するために秘匿すべき情報が明らかとなり、外部からの攻撃者に対し一定の指針を与えてしまうことで、重要情報が外部へ流出する等、神奈川県教育委員会の情報の安全保障維持に悪影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>非公開部分について、どのような悪影響があるかを説明すること自体が、神奈川県教育委員会の情報の安全保障維持に支障を及ぼすため、非公開部分の具体的な説明を行うことはできない。</p> <p>特定の対策基準は、県立学校の教員に対し、業務の遂行に当たって遵守すべきものとして周知しているが、神奈川県教育委員会限りの取扱であり、教員には特定の対策基準を秘匿する義務があることから、教員を含めて特定の対策基準を把握している者が 1 万人を超えることを理由に秘匿性が高くないということはない。</p> <p>また、各自治体の対策基準に関して、公開は自治体の判断に委ねられており、神奈川県教育委員会においては、外部からの攻撃者に対し、生徒の成績や健康診断結果に関わる個人情報等の情報を守ることを重視し、非公開としている。</p>		
審査請求年月日	平成 29 年 4 月 21 日		
審査請求の趣旨	処分の取消しを求める。		
審査請求の理由	<p>総務省がインターネット上で公開しているガイドラインの中に対策基準の雛形が示されており、各地方公共団体も当該雛形に類似した対策基準を作成していると推測される。</p> <p>インターネットで対策基準を公開している自治体もあり、確認したところ、総務省が公開しているひな形に類似した内容となっている。神奈川県教育委員会も総務省が公開している雛形と類似の内容で対策基準を作成していると思われるので、特定の対策基準を公開しても支障は生じない。</p> <p>仮に、神奈川県教育委員会が、公開することによって情報の安全保障維持に支障を及ぼす情報があるならば、当該情報をマスキングする等の対応をすれば足りる。</p> <p>また、非公開部分については、「情報の安全保障維持に悪影響がある」という漠然とした理由ではなく、その部分がどのように悪影響があるのか明らかにすべきである。</p> <p>特定の対策基準は、教育委員会内に公開されているが、県立学校教員の範囲まで公開されていれば 1 万人を超える教員に公開されている。他の地方公共団体でインターネット上に公開されている現状も併せて考えれば、この種の対策基準の秘匿性は高くないと思われる。</p>		
諮問年月日	平成 29 年 6 月 6 日		
審査会の結論	実施機関が、特定の対策基準のうち、別表 2 に掲げるものを非公開としたことは妥当であるが、その余の部分については公開すべきである。		
審査会の判断理由	<p>1 対策基準のすべてを非公開としたことについて</p> <p>実施機関は、対策基準を公開すると、教育委員会の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第 5 条第 4 号柱書に基づき、対策基準のすべてを非公開とした旨説明しているが、当審査会が確認したところ、対策基準に含まれる情報の内容及び性質にかんがみれば、対策基準のすべてを非公開としなければ、教育委員会の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれを回避できないとは認められない。</p>		

<p>審査会の 判断理由 ( 続き )</p>	<p>2 条例第6条第1項該当性について</p> <p>(1) 他方、対策基準に含まれる情報について、その内容及び性質にかんがみれば、非公開情報に該当する部分を容易に区分して除くことが可能であり、また、前記4(2)のとおり、実施機関からも対策基準に含まれる情報について、個別の非公開理由が示されていることから、条例第6条第1項の規定に基づく部分公開の当否について、以下、検討する。</p> <p>(2) 条例第5条第4号柱書該当性について  条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとしている。  そして、同号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、これらに該当する情報のほか「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」も同号柱書により非公開とされ、かかる情報には同条各号に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。  そこで、原処分において条例第5条第4号柱書該当とされた非公開情報である対策基準のうち、実施機関が別表1に掲げる情報の同号柱書該当性について、以下検討する。</p> <p>(3) 当審査会が確認したところ、実施機関が別表1により条例第5条第4号柱書に該当すると説明する情報のうち、別表2に掲げる情報については、実施機関の情報セキュリティに関する情報について分類項目とその内容が記載されていることから、これらの情報を公開すると、仮に、外部の侵入者により侵入防止対策が突破された場合には、標的となる情報資産の検索が容易になるなど外部の侵入者に対して標的となる情報資産に関する一定の手掛かりを与えることになり、重要情報の外部への漏洩を引き起こすおそれがあることが認められる。このことから、実施機関が保有する個人情報の保護を目的とした情報セキュリティ対策の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが認められる。  よって、別表2に掲げる情報については、同号柱書に該当すると判断する。</p> <p>(4) しかしながら、その余の情報については、実施機関が説明するような教育委員会の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが認められないことから、条例第5条第4号柱書に該当しないと判断する。</p> <p>(5) よって、対策基準のうち、別表2に掲げる情報以外の情報については、条例第6条第1項に基づき、部分公開することが妥当である。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成30年2月14日</p>

情報公開審査会答申第 674 号の概要

件名	特定事件に関する文書一部非公開の件（その 5）（諮問第 730 号）		
請求文書の概要	特定日に発生した特定事件に関する文書一切		
請求年月日	平成 28 年 9 月 23 日	諾否決定年月日	平成 28 年 11 月 21 日
諾否の決定内容	一部公開	実施機関	神奈川県知事（青少年課）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号柱書		
非公開理由	<p>1 処分の内容</p> <p>実施機関は、平成 28 年 10 月 5 日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年 11 月 21 日付けで、同年 7 月 26 日 9 時 22 分付けメール（以下「A 文書」という。）、同日付通知文に係る起案文書（以下「B 文書」という。）、同日 13 時 12 分付けメール（以下「C 文書」という。）、同月 28 日 9 時 48 分付けメールに係る起案文書（以下「D 文書」という。）、同日 15 時 1 分付けメール（以下「E 文書」という。）、同年 8 月 5 日付けメールに係る起案文書（以下「F 文書」という。）、同月 8 日 15 時 29 分付けメール（以下「G 文書」という。）、同日 15 時 25 分付けメールに係る起案文書（以下「H 文書」という。）、同日 15 時 45 分付けメール（以下「I 文書」という。）、同日 17 時 43 分付けメール（以下「J 文書」という。）、同月 18 日付けメール（以下「K 文書」という。）、同年 9 月 9 日付けメールに係る起案文書（以下「L 文書」という。）、同月 12 日付けメール（以下「M 文書」という。）、同月 13 日 20 時 29 分付けメール（以下「N 文書」という。）、同日 15 時 7 分付けメールに係る起案文書（以下「O 文書」という。）、同月 14 日付けメール（以下「P 文書」という。）及び同月 21 日付けメール（以下「Q 文書」という。）（以下「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、B 文書に記載された特定県有施設に係る緊急連絡先情報のうち別表 1 の甲欄に掲げる情報については個人に関する情報であり特定の個人が識別できる情報であるとして条例第 5 条第 1 号を理由に、乙欄に掲げる情報については法人に関する情報であり公開することにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとして同条第 2 号を理由に、別表 1 の丙欄に掲げる情報については公開することにより県の事務事業に支障が生ずるおそれがあるとして条例第 5 条第 4 号柱書を理由に非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行ったが、その詳細は次のとおりである。</p> <p>(1) 条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>別表 1 の甲欄に掲げる情報は、特定の個人の氏名とともに記載されたものであり、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。</p> <p>また、これらの情報のうち、県有施設である特定県有施設の管理者の氏名については、同施設のホームページ等において公にしておらず、また、公にすることを予定していることもないため同号ただし書イに該当することはなく、その内容にかんがみれば、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しない。</p> <p>さらに、その余の情報についても、その内容にかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。</p> <p>(2) 条例第 5 条第 2 号該当性について</p> <p>別表 1 の乙欄に掲げる情報は、特定県有施設の業務に関連する法人の一般に公開されていない社用携帯電話の電話番号であって、これを公開した場合、いたずら電話や売込み等、当該法人の業務とは関係のない迷惑電話の対象となるおそれがあり、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第 5 条第 2 号本文に該当する。</p> <p>また、かかる情報を公開したとしても、人の生命や身体等を保護することにつながるものではないことは明らかであることから、同号ただし書には該当しない。</p> <p>(3) 条例第 5 条第 4 号柱書該当性について</p> <p>別表 1 の丙欄に掲げる情報は、次のとおり、条例第 5 条第 4 号柱書に該当する。</p> <p>ア 「各入所施設の夜間の防犯体制」のうち、夜間の常勤職員・非常勤職員数、警備体制及び警備業務委託の有無に関する情報</p> <p>「各入所施設の夜間の防犯体制」のうち、県民局が所管する入所者が存在する施設（以下「県民局所管入所施設」という。）の 6 つの施設（以下「県民局所管 6 施</p>		

非公開理由  
(続き)

設」という。)における夜間の常勤職員・非常勤職員数、警備体制及び警備業務委託の有無に関する情報は、施設毎に記載された夜間における常勤職員や非常勤職員の具体的な人数、巡回頻度やその時間、緊急時の連絡先、警備委託の有無や警備員数等具体的な防犯体制に関する情報であるところ、県民局所管入所施設は、単に県職員がその職務を行うための庁舎ではなく、各施設が対象としている県民の入所が予定されている施設であり、県には、これらの施設に入所した県民等が安全に当該施設で過ごすことができるようにする最も基本的かつ最低限の責務がある。これらの情報を公開すると、当該施設における夜間の具体的な防犯体制が明らかとなり、当該防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめ、当該施設における安全面の確保に困難を来し、もって、その事業運営に支障を及ぼすこととなる。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

イ 「各入所施設の緊急時の連絡体制」のうち、県民局所管6施設における緊急時の施設内連絡体制、職員への連絡体制及び県への連絡体制に関する情報

標記情報は、緊急時にあって、どのような手段を用いて連絡を行うかが具体的に記載されたものであるため、これらの情報を公開すると、緊急時の連絡体制を容易に遮断することが可能となる。かかる場合、当該施設の入所者に対し、当該施設において安全に過ごせる環境を提供するという県の最も基本的な事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、これらの情報は条例第5条第4号柱書に該当する。

また、これら連絡体制に関し具体的記載がない空欄の場合にあって、これを公開すると、当該施設においては連絡体制もない施設であるとの誤解を与え、犯罪の対象となる可能性が高まるおそれがあり、当該施設の安全管理に支障を及ぼすおそれがあるため、同号柱書に該当する。

ウ 「各入所施設の防犯カメラの設置状況」のうち、県民局所管6施設における防犯カメラの設置の有無及び設置台数並びに自動警報装置の設置の有無に関する情報

「各入所施設の防犯カメラの設置状況」のうち、県民局所管6施設における防犯カメラの設置の有無及び設置台数並びに自動警報装置の設置の有無に関する情報は、防犯体制の具体的な内容であり、前記アと同質の情報であることから、前記アと同様に条例第5条第4号柱書に該当する。

エ 「各入所施設のその他設備、器具の状況」のうち、県民局所管6施設における防犯カメラを除いた防犯のための設備・器具の配備状況、防犯訓練実施の有無及び危機管理マニュアルの有無に関する情報

(ア) 防犯カメラを除いた防犯のための設備・器具の配備状況

かかる情報は、防犯体制の具体的な内容であり、前記アと同質の情報であることから、前記アと同様に条例第5条第4号柱書に該当する。

(イ) 防犯訓練実施の有無及び危機管理マニュアルの有無に関する情報

これらの情報は、防犯体制の具体的な内容ではないものの、構築された防犯体制の運用方法を定めるものであって、防犯体制の具体的な内容と密接にかかわるものであり、これらの情報を公開することにより、施設運営に当たり防犯上著しい支障を及ぼすことが予想され、県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

オ 「特定事件以降の各入所施設での対応状況」のうち、県民局所管6施設における所属内での会議、防犯設備の確認及びその他の対応に関する情報

「特定事件以降の各入所施設での対応状況」のうち、県民局所管6施設における所属内での会議に関する情報は、会議の有無やその内容が記載されたものであるため、これらを公開することにより、施設運営に当たり防犯上著しい支障を及ぼすことが予想され、県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

また、防犯設備の確認やその他の対応に関する情報は、県民局所管6施設の具体的な防犯体制について記載されたものであり、前記アと同質の情報であることから、同号柱書に該当する。

さらに、これらの情報に関し具体的記載がない空欄の場合にあって、これを公開すると、防犯体制が整っていない施設であるとの誤解を与えるため、前記イ後段と同様に、同号柱書に該当する。

2 条例第7条該当性について

別表1に掲げる情報を公開したとしても、その性質上個人の生命、身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めら

<p>非公開理由 (続き)</p>	<p>れない。したがって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり同条を適用し裁量的公開を行うべきものではない。</p> <p>3 本件請求の対象となる文書の特定について  実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおり、その特定に遺漏はない。</p> <p>実施機関は、所掌事務として、青少年行政の総合的な企画及び調整、神奈川県青少年保護育成条例の施行、青少年施設の管理運営等を所管しているところ、本件行政文書を管理していたのは、青少年施設の管理運営事務の一環として特定県有施設及び前記各施設とは別の1施設を所管しており、特定事項の依頼を行ったほか、その施設管理の安全性を確保するという観点から、これらの施設との間で、特定事件以降に管理体制等の再確認や特定事件への対応に関する連絡を行うとともに、県民局の所属の一つとして、県民局所管の常任委員会に係る特定事件関連想定資料の実施機関該当部分を確認したためであり、実施機関は、他に直接的に特定事件に係る業務を所管しているものではない。</p> <p>したがって、実施機関は、本件行政文書以外に本件請求の対象となる行政文書は管理していない。</p> <p>なお、本件請求の対象となる行政文書を検索するに当たり、特定事件発生以降に作成又は取得した行政文書について、対象となり得るか否か、確認を行ったことは言うまでもない。</p> <p>また、他に解釈上不存在とした文書もない。</p> <p>4 その他  (1) 行政文書を管理する室課所の特定について  行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。</p> <p>また、かかる審査請求人の主張により、本件処分の適法性や正当性が左右されることもないため、審査請求の理由となることはない。</p> <p>(2) 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について  審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきであること、また、郵送による交付を行う場合には、定形外郵便より安価なレターパック等により発送しないことが条例第1条等に反すること、さらに、条例第15条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第1条等に反する旨主張するが、これらの主張は、本件処分の適法性を左右するものではない。</p> <p>したがって、この点が審査請求の理由となることはない。</p>
<p>審査請求年月日</p>	<p>平成29年2月23日</p>
<p>審査請求の趣旨</p>	<p>処分の取消しを求める</p>
<p>審査請求の理由</p>	<p>1 条例第5条第1号該当性について  実施機関が所管する特定県有施設は、指定管理制度により運用されており、指定管理者にあっては条例第27条の規定により情報公開に努めることとされているため、当該施設の指定管理者の情報公開規程に基づいて公開申出すれば、指定管理者の役員及び職員の名前は、職務遂行情報として公になる情報である。</p> <p>また、特定県有施設の管理者は、県有施設の代表者及び代表者に準ずる責任を持つ者であり、その氏名につき説明責任があるとともに公表慣行があるため、条例第5条第1号ただし書イにより公開すべきである。</p> <p>さらに、他自治体にあっては、同内容の公開請求に対し、電話番号の最初の3桁は公開しており、本件にあっては有意な情報であるので公開すべきである。</p> <p>2 条例第5条第2号該当性について  実施機関等は本件処分により条例第5条第2号に基づき非公開とされた情報の内容を了知し、現に迷惑電話等の架電がなされていないにもかかわらず、実施機関以外の主権者に公開すると迷惑電話等の高度の蓋然性があるとする実施機関の説明は、主権者蔑視の旧憲法的な思想の発露であり、公開請求者をテロリスト扱いするが如き違憲の所業であり到底容認できない。よって、同号には該当しない。</p> <p>また、誰でも県有施設を利用することができること及び緊急夜間災害時の連絡用という目的に照らしても、利用者の生命、身体、生活又は財産を保護するため公開することが必要であるため、同号ただし書に該当する。</p> <p>さらに、電話番号の最初の3桁を公開すべきである。</p>



<p>審査請求の理由 (続き)</p>	<p>3 条例第5条第4号柱書該当性について  (1) 施設の具体的防犯体制に関する情報  施設の具体的防犯体制に関する情報については、主権者の目で適切に整備されているかを確認し、神奈川県や国際連合障害者権利委員会に意見を提出する必要がある。そのため、公開することが条例第1条に適合する。  また、防犯体制に脆弱な点があれば、早急に改善すべきであり非公開とすべき理由にはならない。市民の生活の場となっている県有施設であれば、一定程度の防犯体制が確保されており、防犯に関する情報であることを理由に非公開とするのは乱暴である。主権者には、施設利用者の安全確保が適切に行われているのかを知り、行政を監視して不適正な行政の是正を求めていく権利があり、その権利の行使に資することが、条例第1条に適合する。  (2) 常勤・非常勤職員数や警備員数  常勤・非常勤職員数や警備員数については、公務員の職務遂行方法として公になっているか、公にすることが予定されている情報である。  (3) 警備業務委託並びに防犯カメラ及び自動警報装置に関する情報  警備業務委託や防犯カメラの購入、自動警報装置の保守点検整備については、財務会計上の行為として監査請求及び住民訴訟の対象となるものであることから、これらに関する情報は公開されるべきである。非公開とされれば、オンブズ活動に著しい支障を生じ神奈川県の民主主義が停滞する。  (4) 緊急時の連絡先に関する情報  緊急時の連絡先に関する情報について、実施機関は、公務員以外の主権者に知られた場合、迷惑電話等の架電がなされる高度の蓋然性があると説明しており、主権者蔑視の旧憲法的な説明で容認できない。緊急時の連絡先を了知している公務員その他関係者も、迷惑電話等ができるはずであるが、そのような事態は生じていない。  (5) 所属内での会議に関する情報  かかる情報を公開したとしても犯罪行為を遂行することは不可能であり事務事業に支障は生じない。  4 条例第7条該当性について  特定事件の重大性にかんがみれば、別表1に掲げる情報は公開されるべきである。  5 本件請求の対象となる文書の特定について  (1) 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。  (2) 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。  6 理由付記の不備について  本件処分の際に摘示された非公開理由は不十分である。  7 その他  (1) 行政文書を管理する室課所の特定について  審査請求人は、本件請求に当たり行政文書を管理する室課所の特定を強いられており、かかる対応は条例第1条等に反する。  (2) 行政文書の写し等の交付方法について  公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。また、郵送により行政文書の写し等の交付を行う場合には、定形外郵便より安価なレターパック等によるべきである。  (3) 行政文書の写し等の交付に要する費用について  行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。</p>
<p>諮問年月日</p>	<p>平成29年5月11日</p>
<p>審査会の結論</p>	<p>実施機関が、公開請求の対象となる文書として、A文書、B文書、C文書、D文書、E文書、F文書、G文書、H文書、I文書、J文書、K文書、L文書、N文書、O文書、P文書、Q文書を特定し、別表2に掲げる情報を非公開としたことは妥当であるが、別表3に掲げる情報については公開すべきである。</p>
<p>審査会の判断理由</p>	<p>1 本件行政文書について  当審査会が確認したところ、本件行政文書のうち、A文書、B文書、C文書、L文書、M文書、N文書、P文書及びQ文書は特定事件の発生を受けて発出された施設の安全管理に関する通知に関わる文書であって、実施機関が特定2施設を所管し、これらの施設の所管課という観点から取得等した文書であり、D文書、E文書、H文書、I文書及びJ文書は当該特定2施設に関し特定事項が依頼されたため取得等した文書であり、F文書及びG文書は特定事件に関し関係機関への対応や情報共有について統一的対応を依頼</p>

審査会の  
判断理由  
(続き)

されたため取得等した文書であり、K文書は特定事件に関する広報関係の確認を依頼されたために取得した文書であり、O文書は実施機関が県民局の一機関として同局における特定事件を受けた防犯対策の状況に関し常任委員会への報告に備えた資料作成の一環として照会を受けたため取得等した文書であることが認められる。

2 条例第5条第1号該当性について

(1) 条例第5条第1号本文該当性について

当審査会が確認したところ、別表1の甲欄に掲げる情報は、いずれも特定の個人の氏名及び当該特定の個人の自宅等の電話番号であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、同号本文に該当すると判断する。

(2) 条例第5条第1号ただし書該当性について

当審査会が確認したところ、これらの情報は、特定県有施設の管理者及び当該特定法人の施設管理に関連する法人の担当者の氏名及びその自宅等の電話番号並びに実施機関の職員の個人用携帯電話番号であると認められ、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記のとおり、指定管理者にあっては条例第27条の規定により情報公開に努めることとされ、当該施設の指定管理者の情報公開規程に基づいて公開申出すれば、指定管理者の役員及び職員の氏名は、職務遂行情報として公になる情報であることから、特定県有施設の管理者の氏名は同号ただし書ア及びイに該当し、また、特定県有施設の管理者は県有施設の代表者及び代表者に準ずる責任を持つ者であり、その氏名につき説明責任があるとともに公表慣行があるため同号ただし書イに該当する旨主張する。

しかしながら、同号ただし書アに基づき公開を行うのは、法令等の規定に基づき、公開請求の時点において当該情報が既に何人にも知り得る状態となっているためであり、また、同号ただし書イに基づき公開を行うのは、当該情報が慣行として現に不特定多数の一般人に知り得る状態にあるか、知ることが予定されているため、これを非公開とすることにより守るべき法益が存しないためであると解される。

したがって、審査請求人は指定管理者が定める情報公開規程に基づき公開申出すれば公開されるはずであるとして同号ただし書ア及びイに該当する旨主張するが、かかる規程は当該指定管理者が定めたものであって法律又は条例の規定に基づくとは言えないという点で同号ただし書アの適用はなく、公開申出をした場合であっても、当該指定管理者の公開するという回答を経て初めて公にされるものであって、たとえそのすべてが公開される情報であったとしても、公開請求の時点において、既に何人にも知り得る状態にあったということはできないことから同号ただし書イの適用もないと解するのが相当である。

よって、審査請求人のいずれの主張についても採用することはできない。

3 条例第5条第2号該当性について

(1) 条例第5条第2号本文該当性について

当審査会が確認したところ、別表1の乙欄に掲げる情報は、特定県有施設の施設管理に関連する法人の緊急連絡先の社用携帯電話番号であり、一般に公開されていない携帯電話番号であって、これを公開した場合、いたずら電話や売込み等、当該法人の業務とは関係のない迷惑電話の対象となるおそれがあり、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、別表1の乙欄に掲げる情報については、同号本文に該当すると判断する。

なお、この点に関する審査請求人の主張は、前記判断を覆すに足りるものではない。

(2) 条例第5条第2号ただし書該当性について

この点について、審査請求人は、前記のとおり、別表1の乙欄に掲げる情報を公開することが人の生命、身体等の利益の保護のために必要である旨主張するが、かかる情報は、特定県有施設の施設管理に関連する法人の緊急連絡先である社用携帯電話番号であって、これを公開することにより、人の生命、身体等の利益を保護することにつながると認めることは極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、別表1の乙欄に掲げる情報は、同号ただし書には該当しないと判断する。

4 条例第5条第4号柱書該当性について

(1) 「各入所施設の夜間の防犯体制」のうち、県民局所管6施設における夜間の常勤・非常勤職員数、警備体制及び警備業務委託の有無に関する情報

標記情報は、県民局所管施設毎に記載された夜間における常勤職員や非常勤職員の具体的な人数、巡回頻度やその時間等、具体的な防犯体制に関する情報であって、実施機関が説明するとおり、これらの情報を公開すると、当該施設における具体的な防犯体制が明らかとなり、当該施設における防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめ、当該施設における安全面の確保に困難を来し、その事業運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。したがって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に

審査会の  
判断理由  
(続き)

該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は種々主張するが、前記判断を覆すに足りるものはない。

- (2) 「各入所施設の緊急時の連絡体制」のうち、県民局所管6施設における緊急時の施設内連絡体制、職員への連絡体制及び県への連絡体制に関する情報

標記情報は、緊急時にどのような手段を用いて連絡を行うかが具体的に記載されたものであるため、実施機関が説明するとおり、これらの情報を公開すると、容易にその連絡を遮断することが可能となり、かかる場合にあつては、当該施設における安全面の確保に困難を来し、その事業運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

また、これら連絡体制に関し具体的記載がない空欄の場合にあつても、これを公開すると、当該施設においては連絡体制もない施設であるとして、防犯体制の脆弱性を示すことにつながり得るため、前記(1)と同様に、当該施設の安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものとして、同号柱書に該当すると判断する。

なお、この点に関する審査請求人の主張は、前記判断を覆すに足りるものではない。

- (3) 「各入所施設の防犯カメラの設置状況」のうち、県民局所管6施設における防犯カメラの設置の有無及び設置台数並びに自動警報装置の設置の有無に関する情報

標記情報は、その字義どおりの内容が記載されたものであり、前記(1)と同様に具体的な防犯体制に関する情報であると認められることから、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

- (4) 「各入所施設のその他設備、器具の状況」のうち、県民局所管6施設における防犯カメラを除いた防犯のための設備・器具の配備状況、防犯訓練実施の有無及び危機管理マニュアルの有無に関する情報

ア 防犯カメラを除いた防犯のための設備・器具の配備状況に関する情報

標記情報は、防犯カメラ以外の防犯設備等の配備状況について記載されたものであり、前記(1)と同様に具体的な防犯体制に関する情報であると認められることから、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

また、これら防犯カメラ以外の防犯設備等に関し具体的記載がない空欄の場合にあつても、これを公開すると、当該施設においては防犯カメラ以外の防犯設備等がない施設であるとして防犯体制の脆弱性を示すことにつながり得るため、前記(2)後段と同様に、同号柱書に該当すると判断する。

イ 防犯訓練実施の有無及び危機管理マニュアルの有無に関する情報

(ア) 防犯訓練実施の有無に関する情報

防犯訓練の実施の有無に関する情報は、防犯訓練の実施の有無並びに実施した場合の時期及び概要が記載されたものであることから、防犯体制の具体的内容そのものではないものの、構築された防犯体制の運用の可否に大きく関わるものであり、具体的防犯体制と密接に関連する情報であつて実質的に具体的防犯体制に関する情報と同視できると認められる。

よって、防犯訓練の実施の有無に関する情報については、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

もっとも、表中、第3欄第3項、第5項、第6項及び第7項については、防犯訓練の実施の有無を示していないため、同号柱書には該当せず、公開すべきであると判断する。

(イ) 危機管理マニュアルの有無に関する情報

この点について、実施機関は、危機管理マニュアルの有無に関する情報は防犯体制の具体的内容ではないものの、構築された防犯体制の運用方法を定めるものであつて、具体的防犯体制と密接に関連するとして、これを公開することにより施設の安全面の確保に支障が生じるため条例第5条第4号柱書に該当する旨説明する。

しかしながら、危機管理マニュアルの内容そのものが具体的防犯体制に関するものとして前記(1)と同様に同号柱書に該当すると解されるのは格別、危機管理マニュアルは、その存在自体でどのような警備が行われるのかが自明である防犯カメラや自動警報装置とは異なり、当該マニュアルの内容が明らかになることで初めて具体的な防犯体制が明らかとなる以上、その「有無」という情報だけでは、これを公開したとしても、同号柱書にいう支障は生じないと解するのが相当である。

よって、危機管理マニュアルの有無に関する情報については、同号柱書に該当しないと判断する。

- (5) 「特定事件以降の各入所施設での対応状況」のうち、県民局所管6施設における所属内での会議、防犯設備の確認及びその他の対応に関する情報

ア 所属内での会議に関する情報

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>所属内での会議に関する情報とは、特定事件の発生を受けて発出された施設の安全確保に関する通知に基づき行われた各施設における会議の有無やその内容に関する情報であると認められる。</p> <p>実施機関は、この点について、これらの情報に該当するというのみをもって、所属内での会議に関する情報を公開した場合には施設の安全面の確保に支障が生ずる旨説明するが、「特定事件の発生を受けて発出された施設の安全確保に関する通知に基づき行われた各施設における会議」に関する情報であるという一点をもって、条例第5条第4号柱書にいう支障を認めることは困難であると言わざるを得ない。</p> <p>よって、所属内での会議に関する情報は、同号柱書に該当しないと判断する。</p> <p>イ 防犯設備の確認に関する情報 防犯設備の確認に関する情報は、当時、県民局所管6施設において行われた防犯設備の確認状況が具体的に記載されたもので、前記(1)と同様に具体的な防犯体制に関する情報であると認められるため、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。</p> <p>また、防犯設備の確認に関し具体的な記載がない空欄の場合であっても、これを公開すると、当該施設においては防犯体制が整っていない施設であるとして防犯体制の脆弱性を示すことにつながり得るため、前記(2)後段と同様に、同号柱書に該当すると判断する。</p> <p>ウ その他の対応に関する情報 当審査会が確認したところ、その他の対応に関する情報は、防犯対策の一環として行われた種々の行為について記載されたものであると認められる。</p> <p>この点について、実施機関は、これらの情報は前記(1)と同様に具体的な防犯体制に関する情報であるとして、条例第5条第4号柱書に該当する旨主張するが、当審査会が確認したところ、次に掲げる情報については、具体的な防犯体制に関する情報として同号柱書に該当すると認められるが、その余の情報については、公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的な防犯体制に関する情報に当たらず、同号柱書には該当しないと判断する。</p> <p>(ア) 1頁目表中、第4欄第2項のうち1行目から3行目まで、同欄第3項及び同欄第5項のうち5行目から7行目まで (イ) 2頁目表中、第4欄第3項</p> <p>5 部分公開について 審査請求人は、別表1の甲欄及び乙欄に掲げる情報について、他自治体における情報公開手続にあって、電話番号の最初の3桁が公開され、最初の3桁であっても有意な情報であるため部分公開すべき旨主張するため、以下、この点について検討する。</p> <p>部分公開は、条例第6条第1項に基づき「当該非公開情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるとき」に行うものとされているところ、「公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるとき」とは、当該公開請求の趣旨から判断して、当該非公開情報を除いた残りの情報が、当該公開請求により公開が求められる有意の情報である場合を指すと解される。</p> <p>そこで、本件についてこれを見ると、審査請求人は、情報一切という極めて漠とした公開請求を行っていることにかんがみれば、実施機関が電話番号の最初の3桁について、これを公開することが「公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できる」ものと判断しなかったことに不合理な点はないと認められる。</p> <p>よって、この点に関する審査請求人の主張は採用することができない。</p> <p>6 まとめ 以上をまとめると、別表2に掲げる情報を非公開としたことは妥当であるが、別表3に掲げる情報については、これを公開すべきである。</p> <p>7 条例第7条該当性について 別表2に掲げる情報は、その内容にかんがみて、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、極めて困難であると言わざるを得ない。</p> <p>よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条に基づき裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。</p> <p>8 本件請求の対象となる文書の特定について 審査請求人は、文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法であり、実施機関が文書の再検索を行っておらず不当である旨主張しているが、いかなる根拠をもってかかる主張をしているかが明らかにされていない。</p> <p>他方、実施機関が、本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務に照らし適切であり、当審査会が確認したところ、他に本件請求の対象となる文書も認められないため、本件行政文書以外に本件請求の対象となる文書はなく、文書の特定に不備はないとする実施機関の説明は、特段不自然・不合理なものとは認め</p>
-------------------------------	--

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>られず、これを覆すに足りる事情も認められない。</p> <p>また、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は当該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。</p> <p>9 その他</p> <p>審査請求人は、本件請求に際して行政文書を管理する室課所の特定を強いられたこと、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際にはCD-Rに記録したものを交付すべきこと、また、郵送による交付を行う場合には定形外郵便より安価なレターパック等により発送しないことが条例第1条等に反すること、さらに、行政文書の写し等の交付に要する費用の定めが、条例第1条等に反する旨主張しているため、以下、この点について検討する。</p> <p>神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諸否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。</p> <p>これを踏まえると、審査請求人の行政文書を管理する室課所の特定に係る主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではなく、また、その余の主張についても本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、いずれの主張についても調査審議する立場にない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成30年2月15日</p>

情報公開審査会答申第 675 号の概要

件名	特定事件に関する文書一部非公開の件（その 9）（諮問第 736 号）		
請求文書の概要	特定日に発生した特定事件に関する文書一切		
請求年月日	平成 28 年 9 月 23 日	諾否決定年月日	平成 28 年 11 月 21 日
諾否の決定内容	一部公開	実施機関	神奈川県知事（私学振興課）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 4 号柱書		
非公開理由	<p>1 処分の内容</p> <p>実施機関は、平成 28 年 10 月 6 日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年 11 月 21 日付けで、同年 7 月 26 日付けメール（以下「A 文書」という。）、同月 27 日付け起案文書（以下「B 文書」という。）、同年 8 月 1 日付けメール（以下「C 文書」という。）、同月 3 日付け起案文書（以下「D 文書」という。）、同月 4 日付けメール（以下「E 文書」という。）、同月 5 日付けメールに係る起案文書（以下「F 文書」という。）、同月 8 日付けメール（以下「G 文書」という。）、同月 9 日付けメール（以下「H 文書」という。）、同年 9 月 13 日付け事務連絡に係る起案文書（以下「I 文書」という。）、同月 16 日付けメール（以下「J 文書」という。）、同月 21 日付け起案文書（以下「K 文書」という。）及び同日付けメール（以下「L 文書」という。）（以下「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、公開することにより県の事務事業に支障が生ずるおそれがあるとして、条例第 5 条第 4 号柱書を理由に、別表 1 に掲げる情報（以下「本件非公開情報」という。）を非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行ったが、その詳細は次のとおりである。</p> <p>(1) 条例第 5 条第 4 号柱書該当性について</p> <p>別表 1 に掲げる情報は、次のとおり、条例第 5 条第 4 号柱書に該当する。</p> <p>ア 「各入所施設の夜間の防犯体制」のうち、夜間の常勤職員・非常勤職員数、警備体制及び警備業務委託の有無に関する情報</p> <p>「各入所施設の夜間の防犯体制」のうち、県民局が所管する入所者が存在する施設（以下「県民局所管入所施設」という。）の 6 つの施設（以下「県民局所管 6 施設」という。）における夜間の常勤職員・非常勤職員数、警備体制及び警備業務委託の有無に関する情報は、施設毎に記載された夜間における常勤職員や非常勤職員の具体的な人数、巡回頻度やその時間、緊急時の連絡先、警備委託の有無や警備員数等具体的な防犯体制に関する情報であるところ、県民局所管入所施設は、単に県職員がその職務を行うための庁舎ではなく、各施設が対象としている県民の入所や利用が予定されている施設であり、県には、これらの施設に入所した県民等が安全に当該施設で過ごすことができるようにする最も基本的かつ最低限の責務がある。</p> <p>これらの情報を公開した場合、当該施設における夜間の具体的な防犯体制が明らかとなり、当該防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめ、当該施設における安全面の確保に困難を来し、もって、その事業運営に支障を及ぼすこととなる。</p> <p>よって、これらの情報は、条例第 5 条第 4 号柱書に該当する。</p> <p>イ 「各入所施設の緊急時の連絡体制」のうち、県民局所管 6 施設における緊急時の施設内連絡体制、職員への連絡体制及び県への連絡体制に関する情報</p> <p>標記情報は、緊急時にあって、どのような手段を用いて連絡を行うかが具体的に記載されたものであるため、これらの情報を公開すると、緊急時の連絡体制を容易に遮断することが可能となる。かかる場合、当該施設の入所者に対し、当該施設において安全に過ごせる環境を提供するという県の最も基本的な事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、これらの情報は条例第 5 条第 4 号柱書に該当する。</p> <p>また、これら連絡体制に関し具体的記載がない空欄の場合にあって、これを公開すると、当該施設においては連絡体制もない施設であるとの誤解を与え、犯罪の対象となる可能性が高まるおそれがあり、当該施設の安全管理に支障を及ぼすおそれがあるため、同号柱書に該当する。</p> <p>ウ 「各入所施設の防犯カメラの設置状況」のうち、県民局所管 6 施設における防犯カメラの設置の有無及び設置台数並びに自動警報装置の設置の有無に関する情報</p>		

<p>非公開理由 ( 続 き )</p>	<p>標記情報は、防犯体制の具体的な内容であり、前記アと同質の情報であることから、前記アと同様に条例第5条第4号柱書に該当する。</p> <p>エ 「各入所施設のその他設備、器具の状況」のうち、県民局所管6施設における防犯カメラを除いた防犯のための設備・器具の配備状況、防犯訓練実施の有無及び危機管理マニュアルの有無に関する情報</p> <p>(ア) 防犯カメラを除いた防犯のための設備・器具の配備状況 かかる情報は、防犯体制の具体的な内容であり、前記アと同質の情報であることから、前記アと同様に条例第5条第4号柱書に該当する。</p> <p>(イ) 防犯訓練実施の有無及び危機管理マニュアルの有無に関する情報 これらの情報は、防犯体制の具体的な内容ではないものの、構築された防犯体制の運用方法を定めるものであって、防犯体制の具体的な内容と密接にかかわるものであり、これらの情報を公開することにより、施設運営に当たり防犯上著しい支障を及ぼすことが予想され、県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。</p> <p>オ 「特定事件以降の各入所施設での対応状況」のうち、県民局所管6施設における所属内での会議、防犯設備の確認及びその他の対応に関する情報 標記情報は、会議の有無やその内容が記載されたものであるため、これらを公開することにより、施設運営に当たり防犯上著しい支障を及ぼすことが予想され、県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。</p> <p>また、防犯設備の確認やその他の対応に関する情報は、県民局所管6施設の具体的な防犯体制について記載されたものであり、前記アと同質の情報であることから、同号柱書に該当する。</p> <p>さらに、これらの情報に関し具体的記載がない空欄の場合にあっても、これを公開すると、防犯体制が整っていない施設であるとの誤解を与えるため、前記イ後段と同様に、同号柱書に該当する。</p> <p>2 条例第7条該当性について 本件非公開情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難である。したがって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり同条を適用し裁量的公開を行うべきものではない。</p> <p>3 本件請求の対象となる文書の特定について 実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおり、その特定に遺漏はない。</p> <p>実施機関は、所掌事務として大学及び高等専門学校を除く私立学校（以下「私立学校」という。）に対する設置認可や助成、運営指導等に関する事務を所管しているところ、実施機関が本件行政文書を管理していたのは、私立学校に対する運営指導事務の一環として、文部科学省からの依頼を受け、私立学校に周知する業務を行うとともに、実施機関が属する県民局の総務室からの各種照会に対応したためであり、これらを除き他に直接的に特定事件に関係する業務を所管しているものではない。</p> <p>よって、実施機関は、本件行政文書以外に、本件請求の対象となる行政文書は管理していない。</p> <p>なお、本件請求の対象となる行政文書を検索するに当たり、特定事件発生以降に作成又は取得した行政文書について、対象となり得るか否か、確認を行ったことは言うまでもない。また、他に解釈上不存在とした文書もない。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 行政文書を管理する室課所の特定について 行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。また、かかる審査請求人の主張により、本件処分 of 適法性や正当性が左右されることもないため、審査請求の理由となることはない。</p> <p>(2) 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について 審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきであること、また、条例第15条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第1条等に反する旨主張するが、かかる主張は、本件処分 of 適法性を左右するものではない。したがって、この点が審査請求の理由となることはない。</p>
--------------------------	--

審査請求年月日	平成 29 年 2 月 8 日
審査請求の趣旨	処分の取消しを求める
審査請求の理由	<p>1 条例第 5 条第 4 号柱書該当性について</p> <p>(1) 施設の具体的防犯体制に関する情報  施設の具体的防犯体制に関する情報については、主権者の目で適切に整備されているかを確認し、神奈川県や国際連合障害者権利委員会、子どもの権利委員会や女性差別撤廃委員会等に意見を提出する必要がある。そのため、公開することが条例第 1 条に適合する。  また、防犯体制に脆弱な点があれば、早急に改善すべきであり非公開とすべき理由にはならない。市民の生活の場となっている県有施設であれば、一定程度の防犯体制が確保されており、防犯に関する情報であることを理由に非公開とするのは乱暴である。主権者には、施設利用者の安全確保が適切に行われているのかを知り、行政を監視して不適正な行政の是正を求めていく権利があり、その権利の行使に資することが、条例第 1 条に適合する。</p> <p>(2) 常勤・非常勤職員数や警備員数  常勤・非常勤職員数や警備員数については、公務員の職務遂行方法として公になっているか、公にすることが予定されている情報である。</p> <p>(3) 警備業務委託並びに防犯カメラ及び自動警報装置に関する情報  警備業務委託や防犯カメラの購入、自動警報装置の保守点検整備については、財務会計上の行為として監査請求及び住民訴訟の対象となるものであることから、これらに関する情報は公開されるべきである。非公開とされれば、オンブズ活動に著しい支障を生じ神奈川県の民主主義が停滞する。</p> <p>(4) 緊急時の連絡体制に関する情報  緊急時の連絡体制について、公務員は現にこれを知っていても連絡体制の遮断が行われていないにもかかわらず、実施機関は、公務員以外の主権者に知られた場合、緊急時の連絡が遮断される高度の蓋然性があると説明しており、主権者蔑視の旧憲法的な説明で容認できない。緊急時の連絡体制を了知している公務員や当該公務員から当該情報を聴いた者も、連絡体制の遮断ができるはずであるが、そのような事態は生じていない。</p> <p>(5) 所属内での会議に関する情報  かかる情報を公開したとしても犯罪行為を遂行することは不可能であり事務事業に支障は生じない。</p> <p>2 条例第 7 条該当性について  特定事件の重大性にかんがみれば、本件非公開情報は公開されるべきである。</p> <p>3 本件請求の対象となる文書の特定について</p> <p>(1) 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。</p> <p>(2) 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 行政文書を管理する室課所の特定について  審査請求人は、本件請求に当たり行政文書を管理する室課所の特定を強いられており、かかる対応は条例第 1 条等に反する。</p> <p>(2) 行政文書の写し等の交付方法について  公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-R に記録したものを交付すべきである。</p> <p>(3) 行政文書の写し等の交付に要する費用について  行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第 1 条等に反する。</p>
諮問年月日	平成 29 年 5 月 29 日
審査会の結論	実施機関が、公開請求の対象となる文書として、A 文書、B 文書、C 文書、D 文書、E 文書、F 文書、G 文書、H 文書、I 文書、J 文書、K 文書、L 文書を特定し、別表 2 に掲げる情報を非公開としたことは妥当であるが、別表 3 に掲げる情報については公開すべきである。
審査会の判断理由	<p>1 本件行政文書について  当審査会が確認したところ、本件行政文書のうち、A 文書、B 文書、C 文書、D 文書、E 文書、K 文書及び L 文書は、特定事件の発生を受けて発出された学校施設等の安全管理に関する通知に関わる文書であって、実施機関が行う私立学校の運営指導事務の一環</p>



審査会の  
判断理由  
(続き)

として取得等したものであると認められる。また、F文書、G文書及びH文書は特定事件に関し、関係機関への対応や情報共有について統一対応を図るよう依頼されたため実施機関が取得等した文書であり、I文書及びJ文書は実施機関が県民局の一機関として同局における特定事件を受けた防犯対策の状況に関し常任委員会への報告に備えた資料作成の一環として照会を受けたため取得等したものであると認められる。

2 条例第5条第4号柱書該当性について

(1) 「各入所施設の夜間の防犯体制」のうち、県民局所管6施設における夜間の常勤・非常勤職員数、警備体制及び警備業務委託の有無に関する情報

標記情報は、県民局所管施設毎に記載された夜間における常勤職員や非常勤職員の具体的な人数、巡回頻度やその時間等、具体的な防犯体制に関する情報であって、実施機関が説明するとおり、これらの情報を公開すると、当該施設における具体的な防犯体制が明らかとなり、当該施設における防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめ、当該施設における安全面の確保に困難を来し、その事業運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は前記のとおり種々主張するが、前記判断を覆すに足りるものはない。

(2) 「各入所施設の緊急時の連絡体制」のうち、県民局所管6施設における緊急時の施設内連絡体制、職員への連絡体制及び県への連絡体制に関する情報

標記情報は、緊急時にどのような手段を用いて連絡を行うかが具体的に記載されたものであるため、実施機関が説明するとおり、これらの情報を公開すると、容易にその連絡を遮断することが可能となり、かかる場合にあつては、当該施設における安全面の確保に困難を来し、その事業運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

また、これら連絡体制に関し具体的記載がない空欄の場合にあつても、これを公開すると、当該施設においては連絡体制もない施設であるとして、防犯体制の脆弱性を示すことにつながり得るため、前記(1)と同様に、当該施設の安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものとして、同号柱書に該当すると判断する。なお、この点に関する審査請求人の主張は、前記判断を覆すに足りるものではない。

(3) 「各入所施設の防犯カメラの設置状況」のうち、県民局所管6施設における防犯カメラの設置の有無及び設置台数並びに自動警報装置の設置の有無に関する情報

標記情報は、その字義どおりの内容が記載されたものであり、前記(1)と同様に具体的な防犯体制に関する情報であると認められることから、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(4) 「各入所施設のその他設備、器具の状況」のうち、県民局所管6施設における防犯カメラを除いた防犯のための設備・器具の配備状況、防犯訓練実施の有無及び危機管理マニュアルの有無に関する情報

ア 防犯カメラを除いた防犯のための設備・器具の配備状況に関する情報

標記情報は、防犯カメラ以外の防犯設備等の配備状況について記載されたものであり、前記(1)と同様に具体的な防犯体制に関する情報であると認められることから、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

また、これら防犯カメラ以外の防犯設備等に関し具体的記載がない空欄の場合にあつても、これを公開すると、当該施設においては防犯カメラ以外の防犯設備等がない施設であるとして防犯体制の脆弱性を示すことにつながり得るため、前記(2)後段と同様に、同号柱書に該当すると判断する。

イ 防犯訓練実施の有無及び危機管理マニュアルの有無に関する情報

(ア) 防犯訓練実施の有無に関する情報

当審査会が確認したところ、防犯訓練の実施の有無に関する情報は、防犯訓練の実施の有無並びに実施した場合の時期及び概要が記載されたものであることから、防犯体制の具体的内容そのものではないものの、構築された防犯体制の運用の可否に大きく関わるものであり、具体的防犯体制と密接に関連する情報であつて実質的に具体的防犯体制に関する情報と同視できると認められる。

よって、防犯訓練の実施の有無に関する情報については、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

もっとも、当審査会が確認したところ、表中、第3欄第3項、第5項、第6項及び第7項については、防犯訓練の実施の有無を示していないため、同号柱書には該当せず、公開すべきであると判断する。

(イ) 危機管理マニュアルの有無に関する情報

この点について、実施機関は、危機管理マニュアルの有無に関する情報は防犯体制の具体的内容ではないものの、構築された防犯体制の運用方法を定めるものであつて、具体的防犯体制と密接に関連するとして、これを公開することにより

審査会の  
判断理由  
( 続き )

施設の安全面の確保に支障が生じるため条例第5条第4号柱書に該当する旨説明する。

しかしながら、危機管理マニュアルの内容そのものが具体的防犯体制に関するものとして前記(1)と同様に同号柱書に該当すると解されるのは格別、危機管理マニュアルは、その存在自体でどのような警備が行われるのかが自明である防犯カメラや自動警報装置とは異なり、当該マニュアルの内容が明らかになることで初めて具体的な防犯体制が明らかとなる以上、その「有無」という情報だけでは、これを公開したとしても、同号柱書にいう支障は生じないと解するのが相当である。

よって、危機管理マニュアルの有無に関する情報については、同号柱書に該当しないと判断する。

(5) 「特定事件以降の各入所施設での対応状況」のうち、県民局所管6施設における所属内での会議、防犯設備の確認及びその他の対応に関する情報

ア 所属内での会議に関する情報

当審査会が確認したところ、所属内での会議に関する情報とは、特定事件の発生を受けて発出された施設の安全確保に関する通知に基づき行われた各施設における会議の有無やその内容に関する情報であると認められる。

実施機関は、この点について、これらの情報に該当するという点のみをもって、所属内での会議に関する情報を公開した場合には施設の安全面の確保に支障が生ずる旨説明するが、「特定事件の発生を受けて発出された施設の安全確保に関する通知に基づき行われた各施設における会議」に関する情報であるという点をもって、条例第5条第4号柱書にいう支障を認めることは困難であると言わざるを得ない。

よって、所属内での会議に関する情報は、同号柱書に該当しないと判断する。

イ 防犯設備の確認に関する情報

当審査会が確認したところ、防犯設備の確認に関する情報は、当時、県民局所管6施設において行われた防犯設備の確認状況が具体的に記載されたもので、前記アと同様に具体的な防犯体制に関する情報であると認められることから、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

また、防犯設備の確認に関し具体的記載がない空欄の場合であっても、これを公開すると、当該施設においては防犯体制が整っていない施設であるとして防犯体制の脆弱性を示すことにつながり得るため、前記イ後段と同様に、同号柱書に該当すると判断する。

ウ その他の対応に関する情報

当審査会が確認したところ、その他の対応に関する情報は、防犯対策の一環として行われた種々の行為について記載されたものであると認められる。

この点について、実施機関は、これらの情報は前記アと同様に具体的な防犯体制に関する情報であるとして、条例第5条第4号柱書に該当する旨主張するが、当審査会が確認したところ、次に掲げる情報については、具体的な防犯体制に関する情報として同号柱書に該当すると認められるが、その余の情報については、公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的な防犯体制に関する情報に当たらず、同号柱書には該当しないと判断する。

(ア) 1頁目表中、第4欄第2項のうち1行目から3行目まで、同欄第3項及び同欄第5項のうち5行目から7行目まで

(イ) 2頁目表中、第4欄第3項

(6) まとめ

以上をまとめると、別表2に掲げる情報を非公開としたことは妥当であるが、別表3に掲げる情報については、これを公開すべきである。

2 条例第7条該当性について

(1) 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益上」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、個人の生命、身体の安全等を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。

(2) これを本件について見ると、別表2に掲げる情報は、その内容にかんがみて、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条に基づき裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>3 本件請求の対象となる文書の特定について  審査請求人は、文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法であり、実施機関が文書の再検索を行っておらず不当である旨主張しているが、いかなる根拠をもってかかる主張をしているかが明らかにされていない。</p> <p>他方、実施機関が、本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務に照らし適切であり、当審査会が確認したところ、他に本件請求の対象となる文書も認められないため、本件行政文書以外に本件請求の対象となる文書はなく、文書の特定に不備はないとする実施機関の説明は、特段不自然・不合理なものとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。</p> <p>また、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は当該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。</p> <p>4 その他  審査請求人は、本件請求に際して行政文書を管理する室課所の特定を強いられたこと、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際にはCD-Rに記録したものを交付すべきこと、さらに、行政文書の写し等の交付に要する費用の定めが、条例第1条等に反する旨主張しているため、以下、この点について検討する。</p> <p>神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。</p> <p>これを踏まえると、審査請求人の行政文書を管理する室課所の特定に係る主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められ、また、その余の主張についても本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、いずれの主張についても調査審議する立場にない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成30年2月15日</p>

情報公開審査会答申第 676 号の概要

件名	特定事件に関する文書一部非公開の件（その 30）（諮問第 763 号）		
請求文書の概要	特定日に発生した特定事件に関する文書一切		
請求年月日	平成 28 年 9 月 23 日	諾否決定年月日	平成 28 年 11 月 21 日
諾否の決定内容	一部公開	実施機関	神奈川県知事（次世代育成課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 4 号柱書		
非公開理由	<p>1 処分の内容</p> <p>実施機関は、平成 28 年 10 月 6 日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年 11 月 21 日付けで、同年 7 月 26 日付けメール（以下「A 文書」という。）、同月 27 日付けメール（以下「B 文書」という。）、同日付起案文書（以下「C 文書」という。）、同年 8 月 2 日付け起案文書（以下「D 文書」という。）、同月 5 日付けメール（以下「E 文書」という。）、同月 10 日付けメール（以下「F 文書」という。）、同月 17 日付けメール（以下「G 文書」という。）、同年 9 月 13 日 17 時 30 分付けメール（以下「H 文書」という。）、同日付起案文書（以下「I 文書」という。）、同日 15 時 7 分付けメール（以下「J 文書」という。）、同月 15 日付け起案文書（以下「K 文書」という。）及び同月 21 日付けメール（以下「L 文書」という。）を対象文書として特定の上、公開することにより県の事務事業に支障が生ずるおそれがあるとして、条例第 5 条第 4 号柱書を理由に、別表 1 に掲げる情報（以下「本件非公開情報」という。）を非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行ったが、その詳細は次のとおりである。</p> <p>(1) 条例第 5 条第 4 号柱書該当性について</p> <p>ア 別表 1 の甲欄に掲げる情報</p> <p>別表 1 の甲欄に掲げる特定利用者情報は、当時、特定事件の内容やその周辺情報から、その抽象的事実は明らかになっていたものの、その具体的内容は明らかになっていなかったものであるが、特定事件の内容やその周辺情報に照らすと、一定程度の推測が可能な状況にあった。</p> <p>他方、特定事件は、その特異性から、本件請求時にあっても、連日、全国的な報道が行われるとともに、特定事情によりその報道が過熱していたことは公知の事実である。このような状況を前提とすると、かかる情報が明らかとなった場合、報道機関による取材により、県の特定の事務事業に支障が生じるであろうことは容易に想定されるものである。</p> <p>よって、別表 1 の甲欄に掲げる特定利用者情報は、条例第 5 条第 4 号柱書に該当する。</p> <p>イ 別表 1 の乙欄に掲げる情報</p> <p>(ア) 別表 1 の乙欄に掲げる情報のうち、H 文書を構成する添付ファイルに記載された特定施設の特定事項に関する情報</p> <p>H 文書を構成する添付ファイルに記載された特定施設の特定事項に関する情報（以下「特定施設の特定事項に関する予算情報」という。）は、平成 28 年 11 月 28 日に提案された 11 月補正予算の準備のため総務局財政部財政課が保健福祉局総務室を通じて照会した「11 月補正予算の項目出し」に係る保健福祉局回答例の一部であり、特定施設の在り方に密接に関係するものであるところ、かかる情報は、特定施設の大きな方向性を検討する過程において、施設運営者や特定施設利用者とその関係者、議会等にも明らかにしていなかった情報である。</p> <p>したがって、かかる情報を公開した場合、施設運営者、特定施設利用者等と行ってきた特定施設の再生に向けたこれまでの調整について疑念を抱かれ、相互の信頼関係の下で行われる今後の調整に支障が生じるおそれがある。</p> <p>よって、かかる情報は、条例第 5 条第 4 号柱書に該当する。</p> <p>(イ) 別表 1 の乙欄に掲げる情報のうち、前記(ア)の情報を除いたその余の情報</p> <p>別表 1 の乙欄に掲げる情報のうち、前記(ア)の情報を除いたその余の情報は、H 文書を構成するメールに記載された保健福祉局の例及び同文書を構成する添付ファイルに記載された保健福祉局の例から前記(ア)を除いたもの並びに I 文書を構成する起案に供したメールに記載された保健福祉局の例及び同文書を構成する実</p>		

施機関回答案に記載された実施機関の回答案の内容（以下「特定施設の特定事項を除いた事後対応関係予算情報」と総称する。）であり、これらの情報は、保健福祉局及び実施機関の11月補正予算に係る要求予定項目として、特定事件の事後対応に係る新規事業の名称、事業内容等が記載されたものである。

そして、本件請求時点にあつては、県が設置した第三者委員から構成される特定委員会において、特定事件の事実確認や事後対応の検討を行っている段階にあり、特定事件の事後対応については、特定委員会の検討結果を踏まえて判断していくものであるため、これらの情報を公開した場合、特定委員会での検討段階であるにもかかわらず、特定委員会との調整なく実施機関の独断により特定の事後対応を講じているように誤解され、特定委員会との信頼関係を損ない、特定事件の事後対応事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

ウ 別表1の丙欄に掲げる情報

別表1の丙欄に掲げる情報は、次のとおり、条例第5条第4号柱書に該当する。

(ア) 「各入所施設の夜間の防犯体制」のうち、夜間の常勤職員・非常勤職員数、警備体制及び警備業務委託の有無に関する情報

「各入所施設の夜間の防犯体制」のうち、県民局が所管する入所者が存在する施設（以下「県民局所管入所施設」という。）の6つの施設（以下「県民局所管6施設」という。）における夜間の常勤職員・非常勤職員数、警備体制及び警備業務委託の有無に関する情報は、施設毎に記載された夜間における常勤職員や非常勤職員の具体的な人数、巡回頻度やその時間、緊急時の連絡先、警備委託の有無や警備員数等具体的な防犯体制に関する情報であるところ、県民局所管入所施設は、単に県職員がその職務を行うための庁舎ではなく、各施設が対象としている県民の入所が予定されている施設であり、県には、これらの施設に入所した県民等が安全に当該施設で過ごすことができるようにする最も基本的かつ最低限の責務がある。これらを公開すると、当該施設における夜間の具体的な防犯体制が明らかとなり、当該防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめ、当該施設における安全面の確保に困難を来し、もって、その事業運営に支障を及ぼすこととなる。したがって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

(イ) 「各入所施設の緊急時の連絡体制」のうち、県民局所管6施設における緊急時の施設内連絡体制、職員への連絡体制及び県への連絡体制に関する情報

標記情報は、緊急時に、どのような手段を用いて連絡を行うかが具体的に記載されたものであるため、これを公開すると、緊急時の連絡体制を容易に遮断することが可能となり、当該施設の入所者に対し、当該施設において安全に過ごせる環境を提供するという県の最も基本的な事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。また、これら連絡体制に関し具体的記載がない空欄の場合にあつても、これを公開すると、当該施設においては防犯体制が不十分であるとの誤解を与え、犯罪の対象となる可能性が高まるおそれがあり、当該施設の安全管理に支障を及ぼすおそれがあるため、同号柱書に該当する。

(ウ) 「各入所施設の防犯カメラの設置状況」のうち、県民局所管6施設における防犯カメラの設置の有無及び設置台数並びに自動警報装置の設置の有無に関する情報

標記情報は、防犯体制の具体的な内容であり、前記(ア)と同質の情報であることから、前記(ア)と同様に条例第5条第4号柱書に該当する。

(エ) 「各入所施設のその他設備、器具の状況」のうち、県民局所管6施設における防犯カメラを除いた防犯のための設備・器具の配備状況、防犯訓練実施の有無及び危機管理マニュアルの有無に関する情報

a 防犯カメラを除いた防犯のための設備・器具の配備状況

かかる情報は、防犯体制の具体的な内容であり、前記(ア)と同質の情報であることから、前記(ア)と同様に条例第5条第4号柱書に該当する。

b 防犯訓練実施の有無及び危機管理マニュアルの有無に関する情報

これらの情報は、防犯体制の具体的な内容ではないものの、構築された防犯体制の運用方法を定めるものであつて、防犯体制の具体的な内容と密接にかかわるものであり、これらの情報を公開することにより、施設運営に当たり防犯上著しい支障を及ぼすことが予想され、県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそ

非公開理由  
( 続 き )

<p>非公開理由 ( 続 き )</p>	<p>れがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。</p> <p>(ウ) 「特定事件以降の各入所施設での対応状況」のうち、県民局所管6施設における所属内での会議、防犯設備の確認及びその他の対応に関する情報</p> <p>「特定事件以降の各入所施設での対応状況」のうち、県民局所管6施設における所属内での会議に関する情報は、会議の有無やその内容が記載されたものであるため、これらを公開することにより、施設運営に当たり防犯上著しい支障を及ぼすことが予想され、県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。</p> <p>また、防犯設備の確認やその他の対応に関する情報は、県民局所管6施設の具体的な防犯体制について記載されたものであり、前記(ア)と同質の情報であることから、前記(ア)と同様に同号柱書に該当する。</p> <p>さらに、これらの情報に関し具体的記載がない空欄の場合にあっても、これを公開すると、防犯体制が整っていない施設であるとの誤解を与えるため、前記(イ)後段と同様に、同号柱書に該当する。</p> <p>2 条例第7条該当性について</p> <p>本件非公開情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難である。</p> <p>よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり同条を適用し裁量的公開を行うべきものではない。</p> <p>3 本件請求の対象となる文書の特定について</p> <p>実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおり、その特定に遺漏はない。</p> <p>実施機関は、所掌事務として、保育所の設置認可・運営指導に関する業務、認定子ども園の認可・認定に関する業務等を所管しているところ、本件行政文書を管理していたのは、保育所等の運営指導及び認定子ども園の認可・認定事務の一環として、また、その施設の安全性を確保するという観点から特定事件の事後対応を検討する会議の関係所属となっていたためであり、これら保育所等の運営指導業務等を除き、実施機関は、他に直接的に特定事件に関係する業務を所管しているものではない。したがって、実施機関は、本件行政文書以外に、本件請求の対象となる行政文書は管理していない。</p> <p>なお、本件請求の対象となる行政文書を検索するに当たり、特定事件発生以降に作成又は取得した行政文書について、対象となり得るか否か、確認を行ったことは言うまでもない。また、他に解釈上不存在とした文書もない。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 行政文書を管理する室課所の特定について</p> <p>行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。また、かかる審査請求人の主張により、本件処分の適法性や正当性が左右されることもないため、審査請求の理由となることはない。</p> <p>(2) 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について</p> <p>審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきであること、また、郵送による交付を行う場合には、定形外郵便より安価なレターパック等により発送しないことが条例第1条等に反すること、さらに、条例第15条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第1条等に反する旨主張するが、これらの主張は、本件処分の適法性を左右するものではない。</p> <p>したがって、この点が審査請求の理由となることはない。</p>
<p>審査請求年月日</p>	<p>平成29年2月23日</p>
<p>審査請求の趣旨</p>	<p>処分の取消しを求める</p>
<p>審査請求の理由</p>	<p>1 条例第5条第4号柱書該当性について</p> <p>(1) 特定施設の利用者の特定事項に関する情報</p> <p>ア 特定施設の利用者の特定事項については、主権者の目で適切に行われたかを確認し国際連合障害者権利委員会等に意見を提出する必要があるため、公開することが条例第1条に適合する。</p> <p>イ 特定事項が行われたことが容易に予想されるのであれば、条例第5条第4号柱書に</p>

<p>審査請求の 理 由 ( 続 き )</p>	<p>は該当しない。</p> <p>ウ 特定事件に関する報道が過熱していたという事情等をもって、条例第5条第4号柱書に該当するとは言えない。</p> <p>エ 特定施設の利用者の特定事項に関する情報（以下「特定利用者情報」という。）を公開することにより県の事務事業に支障が生じたとしても、それは特定事件の重大性にかんがみれば当然のことであって、条例第5条第4号柱書に規定される支障にはあたらない。</p> <p>オ 特定利用者情報に類似する情報は既に報道されていることから、実施機関の説明する支障が生じるおそれはない。</p> <p>カ 実施機関は、主権者からの問合せを支障と看做しているが、かかる主張は国民主権、公務員奉仕制を採用する現憲法の下では認められない。</p> <p>(2) 11月補正予算要求予定項目に関する情報</p> <p>ア 11月補正予算要求予定項目は、主権者の目で社会福祉施設において適切な対策が行われたのかを確認し国際連合障害者権利委員会等に意見を提出する必要があるため、公開することが条例第1条に適合する。</p> <p>イ 11月補正予算要求予定項目は、財務会計上の行為として監査請求及び住民訴訟の対象となるものであるから、公開情報として取り扱われるべきであり、公開しなければオンブズ活動に著しい支障が生じ、神奈川県を民主主義が停滞する。</p> <p>ウ 特定委員会の検討結果を踏まえ事後対応を行うことは当然のことであり、また、特定委員会による検討前に実施機関が事後対応に関し何らかの方策を有することも当然であり、11月補正予算要求予定項目に関する情報はこれに当たる。実施機関が特定委員会による検証を踏まえる前に有している事後対応に関する方策を知った市民の見解は、実施機関がいう「誤解」には当たらない。行政の言い分を追認することを正しい理解といい、行政の言い分に反する理解を誤解というのは、明らかに国民主権、民主主義、公務員奉仕制に反する違憲の弁明である。</p> <p>(3) 施設の具体的防犯体制に関する情報</p> <p>施設の具体的防犯体制に関する情報については、主権者の目で適切に整備されているかを確認し、神奈川県や国際連合障害者権利委員会、子どもの権利委員会や女性差別撤廃委員会等に意見を提出する必要がある。そのため、公開することが条例第1条に適合する。</p> <p>また、防犯体制に脆弱な点があれば、早急に改善すべきであり非公開とすべき理由にはならない。市民の生活の場となっている県有施設であれば、一定程度の防犯体制が確保されており、防犯に関する情報であることを理由に非公開とするのは乱暴である。主権者には、施設利用者の安全確保が適切に行われているのかを知り、行政を監視して不適正な行政の是正を求めていく権利があり、その権利の行使に資することが、条例第1条に適合する。</p> <p>(4) 常勤・非常勤職員数や警備員数</p> <p>常勤・非常勤職員数や警備員数については、公務員の職務遂行方法として公になっているか、公にすることが予定されている情報である。</p> <p>(5) 警備業務委託並びに防犯カメラ及び自動警報装置に関する情報</p> <p>警備業務委託や防犯カメラの購入、自動警報装置の保守点検整備については、財務会計上の行為として監査請求及び住民訴訟の対象となるものであることから、これらに関する情報は公開されるべきである。非公開とされれば、オンブズ活動に著しい支障を生じ神奈川県を民主主義が停滞する。</p> <p>(6) 緊急時の連絡体制に関する情報</p> <p>緊急時の連絡体制について、実施機関は、公務員以外の主権者に知られた場合、緊急時の連絡が遮断される高度の蓋然性があると説明しており、主権者蔑視の旧憲法的な説明で容認できない。緊急時の連絡体制を了知している公務員その他関係者も、連絡体制の遮断ができるはずであるが、そのような事態は生じていない。</p> <p>(7) 危機管理マニュアルに関する情報</p> <p>危機管理マニュアルは公務員の間で共有されており、公務員や元公務員はそのマニュアルから得た情報から犯罪を起こしていないにもかかわらず、実施機関は、公開請求者がかかる情報を得た場合、犯罪行為を実行すると説明しており、主権者蔑視の違憲の弁明である。</p> <p>(8) 所属内での会議に関する情報</p> <p>かかる情報を公開したとしても犯罪行為を遂行することは不可能であり事務事業に支障は生じない。</p> <p>2 条例第7条該当性について</p> <p>特定事件の重大性にかんがみれば、本件非公開情報は公開されるべきである。</p> <p>3 本件請求の対象となる文書の特定について</p> <p>(1) 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に</p>
----------------------------------	--

<p>審査請求の理由 (続き)</p>	<p>該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。</p> <p>(2) 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。</p> <p>4 理由付記の不備について 本件処分の際に摘示された非公開理由は不十分である。</p> <p>5 その他 (1) 行政文書を管理する室課所の特定について 審査請求人は、本件請求に当たり行政文書を管理する室課所の特定を強いられており、かかる対応は条例第1条等に反する。</p> <p>(2) 行政文書の写し等の交付方法について 公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。また、郵送により行政文書の写し等の交付を行う場合には、定形外郵便より安価なレターパック等によるべきである。</p> <p>(3) 行政文書の写し等の交付に要する費用について 行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。</p>
<p>諮問年月日</p>	<p>平成29年6月27日</p>
<p>審査会の結論</p>	<p>実施機関が、公開請求の対象となる文書として、甲文書、乙文書及び丙文書を特定し、その一部を非公開としたことは妥当であるが、乙文書に含まれる庁内メールの添付文書については、対象文書として特定の上、改めて諾否の決定を行うべきである。</p>
<p>審査会の判断理由</p>	<p>1 本件行政文書について 当審査会が確認したところ、本件行政文書のうち、A文書、B文書、C文書、D文書、K文書及びL文書は特定事件の発生を受けて発出された施設の安全管理に関する通知に関わる文書であって、実施機関が保育所等の運営指導事務の一環で取得等したものであり、E文書は特定事件に関し関係機関への対応や情報共有について実施機関が統一的対応を依頼されたため取得したものであり、F文書及びG文書は特定事件の事後対応を検討する会議の関係所属として取得したものであり、H文書及びI文書は平成28年度11月補正予算の準備のため、総務局財政部財政課が県民局総務室を通じて行った照会を実施機関が回答するため取得等したものであり、J文書は実施機関が県民局の一機関として同局における特定事件を受けた防犯対策の状況に関し常任委員会への報告に備えた資料作成の一環として照会を受けたため取得等したものであると認められる。</p> <p>2 条例第5条第4号柱書該当性について (1) 別表1の甲欄に掲げる情報 別表1の甲欄に掲げる特定利用者情報は、実施機関が説明するとおり、当時、特定事件の内容やその周辺情報から、その抽象的事実は明らかになっており、特定事件の内容やその周辺情報に照らすと、一定程度、その内容の推測が可能な状況にあったものの、その具体的内容は明らかになっていなかったこと、特定事件はその特異性から、本件請求時であっても、全国的な報道が行われ、特定事情によりその報道が過熱していたことが認められる。 このような状況を前提とすると、特定利用者情報を公開した場合、報道機関による取材により、県の特定の事務事業に支障が生じるおそれがあったと認められる。 よって、特定利用者情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。 なお、この点について、審査請求人は、前記のとおり、特定事件の重大性にかんがみれば、特定利用者情報を公開することにより、県の事務事業に支障が生じたとしても、同号に規定される支障には当たらない旨等を主張するが、これは、同号にいう「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「適正」性に関する主張であるとも考えられるため、以下、念のために検討する。 同号にいう「適正」性とは、非公開情報を公開することによる支障のみならず、公開することにより得られる利益をも考慮すべきとする趣旨と解されるが、当審査会が確認したところ、特定利用者情報を公開したとしても、これにより得られる情報にかんがみれば、これにより得られる利益を想定することは困難であり、仮に得られる利益があったとしてもそれは軽微なものであって、これを公開することによる支障を上回るものであると認めることは極めて困難であると言わざるを得ない。 よって、この点に関する審査請求人の主張は採用することができず、その余の主張についても、当審査会の前記判断を覆すに足りるものは存しない。</p> <p>(2) 別表1の乙欄に掲げる情報 ア 特定施設の特定事項に関する予算情報 別表1の乙欄に掲げる情報のうち、特定施設の特定事項に関する予算情報は、実施機関が説明するとおり、特定施設の在り方に密接に関係するものであって、当時</p>



審査会の  
判断理由  
( 続き )

から特定施設の再生の方向性について議論があり、施設運営者や特定施設利用者とその関係者、議会等にも明らかにしていなかった情報であったことも考慮すると、かかる情報を公開した場合、施設運営者、特定施設利用者等と相互の信頼関係の下で行われる爾後の調整に支障が生じるおそれがあったものと認められる。

また、かかる情報は、特定施設の特定事項を除いた事後対応関係予算情報と同様、特定事件の事後対応に関するものであり、予算要求の最初期の段階にあるものと認められるところ、実施機関が説明するとおり、特定委員会においては、特定事件の事後対応について検討が行われ、採るべき具体的な事後対応について、特定委員会から県に対し報告が行われ、本件請求時にあっては、未だこれら事後対応にかかる検討が行われている最中であったことが認められる。したがって、かかる状況にあって、特定施設の特定事項に関する予算情報を公開すると、当該予算要求予定項目に係る利害関係者から実施機関に対し圧力等がかかり、適正な予算編成事務に支障が生じるおそれがあるほか、特定委員会の検討を経ることなく県の独断により特定事件に係る事後対応を行っているように捉えられ、特定委員会の存在意義が問われる事態となり、特定委員会において以後行われる検討に支障を生じ、特定事件における事後対応事務全般に渡り支障を及ぼすおそれもあると認められる。

よって、特定施設の特定事項に関する予算情報は、公開することにより、適正な予算編成事務に支障が生じるおそれがあるほか、施設運営者、特定施設利用者等と相互の信頼関係の下で行われる爾後の調整及び特定委員会において行われる検討に支障を生じることによる特定事件における事後対応全般に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

イ 特定施設の特定事項を除いた事後対応関係予算情報

特定施設の特定事項を除いた事後対応関係予算情報は、予算要求の最初期の段階にある特定事件の事後対応に関する予算情報であると認められるため、前記ア後段と同様に、公開することにより、適正な予算編成事務に支障が生じるおそれがあるほか、特定委員会において行われる検討に支障を生じることによる特定事件における事後対応事務全般に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、特定施設の特定事項を除いた事後対応関係予算情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

ウ 審査請求人の主張

これらの点について、審査請求人は前記のとおり種々主張するが、前記判断を覆すに足りるものはない。

(3) 別表1の丙欄に掲げる情報

ア 「各入所施設の夜間の防犯体制」のうち、県民局所管6施設における夜間の常勤・非常勤職員数、警備体制及び警備業務委託の有無に関する情報

標記情報は、県民局所管施設毎に記載された夜間における常勤職員や非常勤職員の具体的な人数、巡回頻度やその時間等、具体的な防犯体制に関する情報であって、実施機関が説明するとおり、これらの情報を公開すると、当該施設における具体的な防犯体制が明らかとなり、当該施設における防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめ、当該施設における安全面の確保に困難を来し、その事業運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。したがって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は前記のとおり種々主張するが、前記判断を覆すに足りるものはない。

イ 「各入所施設の緊急時の連絡体制」のうち、県民局所管6施設における緊急時の施設内連絡体制、職員への連絡体制及び県への連絡体制に関する情報

標記情報は、緊急時にどのような手段を用いて連絡を行うかが具体的に記載されたものであるため、実施機関が説明するとおり、これらの情報を公開すると、容易にその連絡を遮断することが可能となり、かかる場合にあっては、当該施設における安全面の確保に困難を来し、その事業運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。したがって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

また、これら連絡体制に関し具体的な記載がない空欄の場合にあっては、これを公開すると、当該施設においては防犯体制が整っていない施設であるとして、防犯体制の脆弱性を示すことにつながり得るため、前記アと同様に、当該施設の安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものとして、同号柱書に該当すると判断する。

なお、この点に関する審査請求人の主張について、前記判断を覆すに足りるものはない。

ウ 「各入所施設の防犯カメラの設置状況」のうち、県民局所管6施設における防犯カメラの設置の有無及び設置台数並びに自動警報装置の設置の有無に関する情報

標記情報は、その字義どおりの内容が記載されたものであり、前記アと同様に具体的な防犯体制に関する情報であると認められることから、条例第5条第4号柱書

審査会の  
判断理由  
(続き)

に該当すると判断する。

エ 「各入所施設のその他設備、器具の状況」のうち、県民局所管6施設における防犯カメラを除いた防犯のための設備・器具の配備状況、防犯訓練実施の有無及び危機管理マニュアルの有無に関する情報

(ア) 防犯カメラを除いた防犯のための設備・器具の配備状況に関する情報

標記情報は、防犯カメラ以外の防犯設備等の配備状況について記載されたものであり、前記アと同様に具体的な防犯体制に関する情報であると認められることから、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

また、これら防犯カメラ以外の防犯設備等に関し具体的記載がない空欄の場合にあっても、これを公開すると、当該施設においては防犯カメラ以外の防犯設備等がない施設であるとして防犯体制の脆弱性を示すことにつながり得るため、前記イ後段と同様に、同号柱書に該当すると判断する。

(イ) 防犯訓練実施の有無及び危機管理マニュアルの有無に関する情報

a 防犯訓練実施の有無に関する情報

防犯訓練の実施の有無に関する情報は、防犯訓練の実施の有無並びに実施した場合の時期及び概要が記載されたものであることから、防犯体制の具体的内容そのものではないものの、構築された防犯体制の運用の可否に大きく関わるものであり、具体的防犯体制と密接に関連する情報であって実質的に具体的防犯体制に関する情報と同視できると認められる。したがって、防犯訓練の実施の有無に関する情報については、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

もっとも、当審査会が確認したところ、表中、第3欄第3項、第5項、第6項及び第7項については、防犯訓練の実施の有無を示していないため、同号柱書には該当せず、公開すべきであると判断する。

b 危機管理マニュアルの有無に関する情報

この点について、実施機関は、危機管理マニュアルの有無に関する情報は防犯体制の具体的内容ではないものの、構築された防犯体制の運用方法を定めるものであって、具体的防犯体制と密接に関連するとして、これを公開することにより施設の安全面の確保に支障が生じるため条例第5条第4号柱書に該当する旨説明する。しかしながら、危機管理マニュアルの内容そのものが具体的防犯体制に関するものとして前記アと同様に同号柱書に該当すると解されるのは格別、危機管理マニュアルは、その存在自体でどのような警備が行われるのかが自明である防犯カメラや自動警報装置とは異なり、当該マニュアルの内容が明らかになることで初めて具体的な防犯体制が明らかとなる以上、その「有無」という情報だけでは、これを公開しても、同号柱書にいう支障は生じ難いと言わざるを得ない。

よって、危機管理マニュアルの有無に関する情報については、同号柱書に該当しないと判断する。

オ 「特定事件以降の各入所施設での対応状況」のうち、県民局所管6施設における所属内での会議、防犯設備の確認及びその他の対応に関する情報

(ア) 所属内での会議に関する情報

当審査会が確認したところ、所属内での会議に関する情報とは、特定事件の発生を受けて発出された施設の安全確保に関する通知に基づき行われた各施設における会議の有無やその内容に関する情報であると認められる。

実施機関は、この点について、これらの情報に該当するというのみをもって、所属内での会議に関する情報を公開した場合には施設の安全面の確保に支障が生ずる旨説明するが、「特定事件の発生を受けて発出された施設の安全確保に関する通知に基づき行われた各施設における会議」に関する情報であるという一点をもって、条例第5条第4号柱書にいう支障を認めることは困難であると言わざるを得ない。

よって、所属内での会議に関する情報は、同号柱書に該当しないと判断する。

(イ) 防犯設備の確認に関する情報

標記情報は、当時、県民局所管6施設において行われた防犯設備の確認状況が具体的に記載されたもので、前記アと同様に具体的な防犯体制に関する情報であると認められるため、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

また、防犯設備の確認に関し具体的記載がない空欄の場合にあっても、これを公開すると、当該施設においては防犯体制が整っていない施設であるとして、防犯体制の脆弱性を示すことにつながり得るため、前記イ後段と同様に、同号柱書に該当すると判断する。

(ウ) その他の対応に関する情報

当審査会が確認したところ、その他の対応に関する情報は、防犯対策の一環として行われた種々の行為について記載されたものであると認められる。

この点について、実施機関は、これらの情報は前記アと同様に具体的な防犯体

<p>審査会の判断理由 (続き)</p>	<p>制に関する情報であるとして、条例第5条第4号柱書に該当する旨主張するが、当審査会が確認したところ、次に掲げる情報については、具体的な防犯体制に関する情報として同号柱書に該当すると認められるが、その余の情報については、公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的な防犯体制に関する情報に当たらず、同号柱書には該当しないと判断する。</p> <p>a 1頁目表中、第4欄第2項のうち1行目から3行目まで、同欄第3項及び同欄第5項のうち5行目から7行目まで</p> <p>b 2頁目表中、第4欄第3項</p> <p>3 まとめ 以上をまとめると、別表2に掲げる情報を非公開としたことは妥当であるが、別表3に掲げる情報については、これを公開すべきである。</p> <p>4 条例第7条該当性について 別表2に掲げる情報は、その内容にかんがみて、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、極めて困難であると言わざるを得ない。 よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条に基づき裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。</p> <p>5 本件請求の対象となる文書の特定について 審査請求人は、文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法であり、実施機関が文書の再検索を行っておらず不当である旨主張しているが、いかなる根拠をもってかかる主張をしているかが明らかにされていない。 他方、実施機関が、本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務に照らし適切であり、当審査会が確認したところ、他に本件請求の対象となる文書も認められないため、本件行政文書以外に本件請求の対象となる文書はなく、文書の特定に不備はないとする実施機関の説明は、特段不自然・不合理なものとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。 また、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は当該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。</p> <p>6 その他 審査請求人は、本件請求に際して行政文書を管理する室課所の特定を強いられたこと、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際にはCD-Rに記録したものを交付すべきこと、また、郵送による交付を行う場合には定形外郵便より安価なレターパック等により発送しないことが条例第1条等に反すること、さらに、行政文書の写し等の交付に要する費用の定めが、条例第1条等に反する旨主張しているため、以下、この点について検討する。 神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。 これを踏まえると、審査請求人の行政文書を管理する室課所の特定に係る主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではなく、また、その余の主張についても本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、いずれの主張についても調査審議する立場にない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成30年2月15日</p>

## 資料3 個人情報保護制度のあらまし

### 1 制度のしくみ

県では、平成2年10月1日に、都道府県で初めて個人情報保護条例を施行しました。これは、県、事業者、県民のそれぞれがその責務や役割を果たすことにより、積極的に個人情報保護の社会的なルールづくりに貢献していこうとする制度です。

その後、個人情報の電子化やネットワーク化の著しい進展等を背景に、平成15年5月に個人情報保護関連5法が公布され、民間事業者の個人情報保護について基本的ルールが定められたことや、国の行政機関に適用される個人情報保護制度について、新たな規定が盛り込まれたこと等を受け、平成17年3月、県の制度をさらに充実したものとするための改正を行い、以降も時々の課題に応じ制度改正を行ってきました。

平成27年度は、行政不服審査法の抜本的な改正に伴い、不服申立ての手續の審査請求への一元化等所要の改正を行い、平成28年4月1日から施行しました。

平成28年度は、番号利用法等の改正に伴い、用語の整理等を行いました。

平成29年度は、改正された個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）等を踏まえ、「個人情報」の定義の改正、要配慮個人情報の新設及び小規模事業者のみを対象とする規定の廃止を行いました。

### 2 個人情報保護制度の内容

#### (1) 制度の目的と特徴

この条例は、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることから、県の機関等が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、県内における個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図り、そのことによって基本的人権の擁護及び公正で民主的な県政の推進に資することを目的としています（条例第1条）。なお、「個人情報の有用性に配慮しつつ」との規定は、個人情報の保護と利用のバランスが適切に図られるように常に留意する必要があるという趣旨で、平成27年10月から追加されたものです。

#### (2) 制度に関する基本的事項

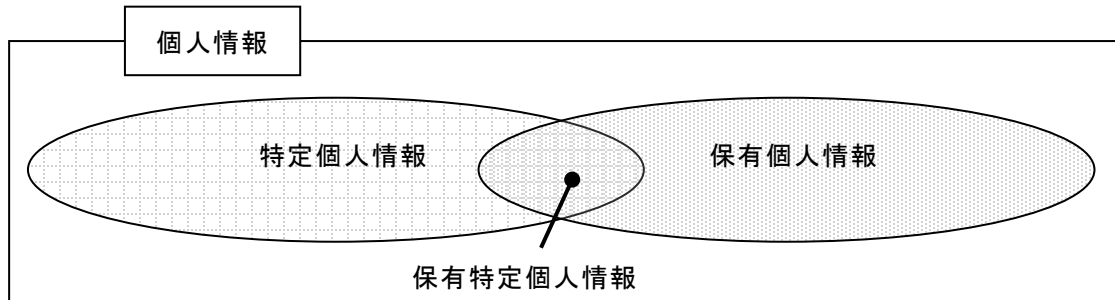
##### ア 対象となる個人情報の範囲（条例第2条）

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」又は「個人識別符号が含まれるもの」です。

「個人識別符号」とは、身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号（顔認識データ、指紋認識データ）や、サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号（旅券番号、運定免許証番号、個人番号等）のことです。

平成27年10月から、それまで対象から除かれていた、いわゆる個人事業主及び団体の役員の当該情報も、個人情報となりました。なお、実施機関における個人情報の利用・提供、廃棄等に関する規定や、自己情報の開示・訂正・利用停止に関する規定については、その対象を「保有個人情報」（実施機関が保有している個人情報であって、行政文書に記録されているもの）としています。

個人番号をその内容に含む情報は、他の個人情報と取扱いが異なる部分があるため、「特定個人情報」と呼んでいます。また、特定個人情報かつ保有個人情報に該当するものを「保有特定個人情報」と呼んでいます。



イ 対象となる県の機関等及び責務（条例第2条、第3条）

対象となる県の機関等とは、次に掲げる13の県の機関及び県が設立した地方独立行政法人（県立病院機構及び県立産業技術総合研究所。平成30年4月1日からは県立保健福祉大学も含まれます。）であり、これらを「実施機関」と規定しています。

知事、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会

実施機関は、条例の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めるとともに、個人情報保護の重要性について県民及び事業者の意識啓発に努める責務を有します。

ウ 事業者の責務（条例第2条、第4条）

事業者とは、事業を営む法人その他の団体又は事業を営む個人です。

事業者は、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講ずるとともに、県の施策に協力する責務を有します。また、いわゆるプライバシーポリシー等の作成・公表を事業者の努力義務として規定しています。

エ 県民の役割（条例第5条）

県民は、他人の個人情報をみだりに取り扱わないようにするとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることによって、個人情報の保護に積極的な役割を果たすものとされています。

### (3) 実施機関に係る制度の概要

#### ア 実施機関の義務

個人情報保護のため、実施機関には様々な義務が課せられていますが、そのうち主なものは、次のとおりです。

##### (ア) 要配慮個人情報の取扱いの制限（第6条）

不当な差別や偏見その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要する個人情報である「要配慮個人情報」については、法令の規定に基づいて取り扱うときなど一定の場合を除き実施機関はこれを取り扱うことはできません。

##### **要配慮個人情報**

- (1) 信条 (2) 人種 (3) 社会的身分 (4) 犯罪の経歴 (5) 刑事事件に関する手続
- (6) 少年の保護事件に関する手続 (7) 犯罪により害を被った事実 (8) 病歴
- (9) 心身の機能の障害 (10) 健康診断等の結果 (11) 医師等による指導・診療・調剤

##### (イ) 個人情報取扱事務の登録（第7条）

県民が自己に関する情報の所在や内容を確認し、積極的に自己の情報に関与することができるように、実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、その事務の名称及び概要等一定の事項を、個人情報事務登録簿に登録し、一般の縦覧に供さなければなりません。また、登録した事項は、神奈川県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告しなければなりません。

##### (ウ) 収集の制限（第8条）

誤った個人情報や、不必要な個人情報を収集することのないように、実施機関は、個人情報を収集するときは、取り扱う目的を明確にし、目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければなりません。また、法令等の規定に基づくとき、本人の同意に基づくときなど一定の場合を除き、本人から収集しなければなりません。

##### (エ) 保有特定個人情報を除く保有個人情報の目的外の利用及び提供の制限（第9条）

実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）について、法令等の規定に基づくとき、本人の同意に基づくときなど一定の場合を除き、取扱目的以外の目的で保有個人情報を利用し、又は提供してはいけません。

##### (オ) 保有特定個人情報の目的外の利用及び提供の制限（第9条の2、第9条の3）

保有特定個人情報（個人番号をその内容に含む保有個人情報）については、番号利用法で認められている場合以外には、目的外の利用・提供はできません。

(カ) オンライン結合による提供の制限（第10条）

実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益の侵害のおそれがないと認められるときでなければ、外部との間でオンライン結合による保有個人情報の提供を行ってはなりません。また、提供を新たに開始しようとするときは、本人の同意に基づくときなど一定の場合を除き、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければなりません。

(キ) 安全性、正確性等の確保措置（第11条）

実施機関は、個人情報の漏えい防止など、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、保有個人情報を最新なものとするよう努めなければなりません。

(ク) 取扱い等の委託（第13条）

実施機関は、事務又は事業の全部又は一部を委託するに当たり、受託者が講ずべき個人情報保護のための措置の内容を契約等により明らかにしなければなりません。

(ケ) その他

その他条例では、職員等の義務（第12条）、指定管理者による個人情報の取扱いに関する実施機関の義務（第14条）、受託業務等に従事する者の義務（第15条）、個人情報の廃棄に係る実施機関の義務（第16条）、実施機関に対する苦情の処理に関する義務（第17条）を課しています。

イ 開示、訂正及び利用停止の請求権

条例では、自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求権について規定しており、その概要は、次のとおりです。

(ア) 自己情報の開示請求権（第18条～第26条）

何人も、実施機関が保有する自己の保有個人情報について、請求書を提出して開示を請求することができます。開示の請求があったときは、不開示情報（請求者以外の特定の個人を識別することができる情報、法人等が有する競争上の正当な利益を侵すことになる情報、個人の指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生ずるおそれがある情報など）が含まれている場合を除き、実施機関はその保有個人情報を開示しなければなりません。

開示の請求があったときは、実施機関は、やむを得ない理由があるときを除き、請求があった日から起算して15日以内に、開示又は不開示の決定をしなければなりません。また、実施機関は、開示の決定をしたときは、速やかに行政文書の閲覧又は写しの交付等の方法により保有個人情報を開示します。

なお、実施機関があらかじめ定めた保有個人情報（試験結果等）については、口頭により

請求を行う制度（簡易開示の制度）があります。

(イ) 自己情報の訂正請求権（第27条～第33条）

何人も、実施機関が保有する自己の保有個人情報について事実と誤りがあると認めるときは、請求書を提出してその訂正を請求することができます。

訂正の請求があったときは、実施機関は、やむを得ない理由があるときを除き、請求があった日から起算して30日以内に、訂正をする旨又はしない旨の決定をしなければなりません。

実施機関は、訂正をする旨の決定をしたときは当該請求に係る保有個人情報の訂正をしてその内容等を、訂正をしない旨の決定をしたときはその旨及びその理由を、請求者に書面で通知しなければなりません。

(ウ) 自己情報の利用停止請求権（第34条～第38条）

何人も、実施機関が保有する自己の保有個人情報について、条例の規定に違反して取り扱われていると認めるときは、請求書を提出してその利用の停止（消去又は提供の停止を含む。）を請求することができます。

利用停止の請求があったときは、実施機関は、やむを得ない理由があるときを除き、請求があった日から起算して30日以内に、利用停止をする旨又はしない旨の決定をしなければなりません。

実施機関は、利用停止をする旨の決定をしたときは当該請求に係る保有個人情報の利用停止をしてその内容等を、利用停止をしない旨の決定をしたときはその旨及びその理由を、請求者に書面で通知しなければなりません。

(エ) 決定に対する救済（第40条）

開示、訂正又は利用停止の請求に対する決定について審査請求があった場合は、審査の公正を保つため、神奈川県個人情報保護審査会の議を経て、当該審査請求についての裁決を行わなければなりません。

（備考） 平成28年4月1日以降、行政不服審査法の抜本的な改正に伴い、利便性向上のために自己情報開示請求等に係る不服申立てが審査請求に一元化されました。さらに、公正性の向上の観点から新たに導入された審理員制度については、既に個人情報保護審査会で実質的な審理を行っていることを踏まえ、適用除外とする規定を置くなど、条例等の所要の改正を行いました。

主な改正内容は、①不服申立て手続の審査請求への一元化、②審理員による審理手続に関する規定の適用除外、③不作為に対する審査請求の規定、④審査会提出資料等の写しの送付及び閲覧などです。



(4) 事業者に係る制度の概要

個人情報を保護するため、条例では、事業者に対し、個人情報の保護について自主的な努力を助長することを旨として、必要な施策を講じていますが、その概要は、次のとおりです。

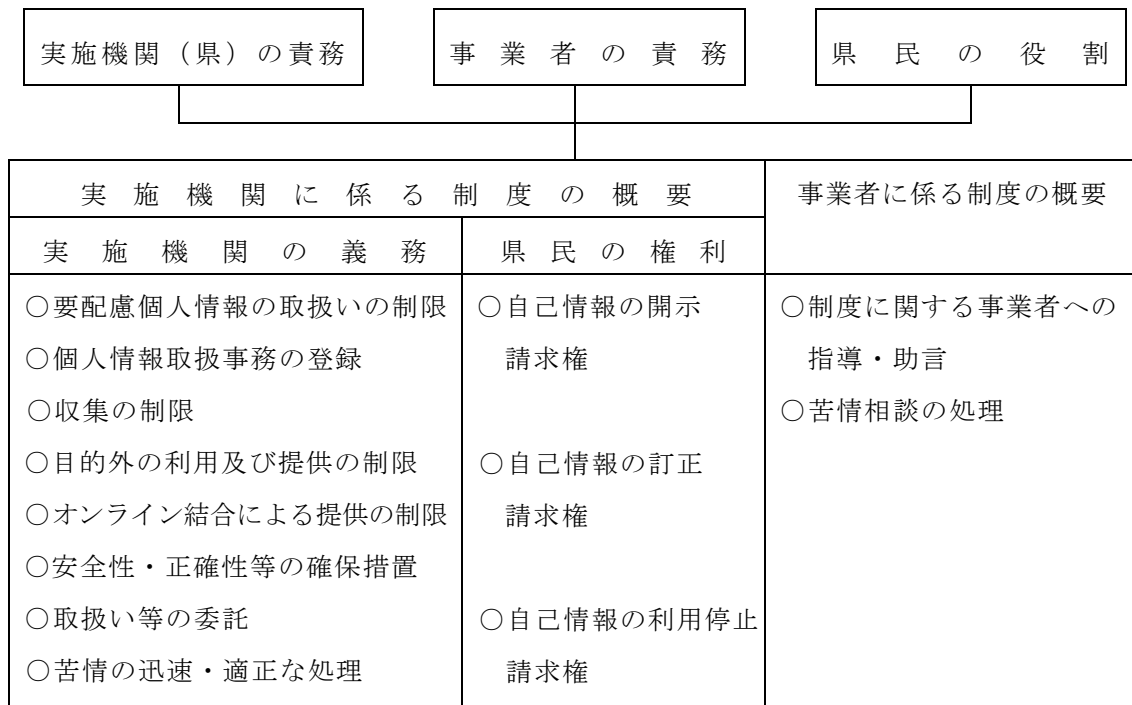
ア 制度に関する事業者への指導・助言（第46条）

知事は、事業者が個人情報の保護のための措置を適切に講ずることができるように、指導助言等を行わなければなりません。

イ 苦情相談の処理（第47条）

知事は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情相談があったときは、必要に応じ、事業者その他の関係者に対して、説明又は資料の提出を要請し、迅速かつ適正に処理しなければなりません。

【条例のあらまし図】



個人情報保護審査会答申第179号の概要

件名	特定の交通事故に関する文書一部不開示の件（諮問第192号）		
請求情報の概要	特定日に発生した交通事故に係る交通事故事件簿等		
請求年月日	平成28年5月2日	決定年月日	平成28年6月21日
決定内容	一部不開示	実施機関	神奈川県警察本部長（交通部交通捜査課）
不開示部分	警察官の氏名・印影、捜査主任官の警察官の氏名・印影、危険運転致死傷罪容疑欄、証拠品有無欄、仮停止等の通報有無欄、第2当事者の勤務先、犯罪事件指揮簿第二当事者の伺事項に記載された内容、第3面の指揮（伺い）事項欄に記載された内容		
不開示根拠条項	個人情報保護条例第20条第3号及び第5号		
不開示理由等	<p>1 条例第20条第5号該当性</p> <p>(1) 伺事項の内容</p> <p>犯罪事件指揮簿第二当事者の伺事項の内容には、本件事故の第二当事者に対して行う捜査について、本件事故の捜査主任官が指揮者である警察署長に伺いを立てた内容が記載されている。</p> <p>これが開示されると、交通事故事件に係る警察の捜査内容、手段等が明らかになり、第二当事者への妨害等個人の生命、身体又は財産等に不法な侵害が及ぶ蓋然性が高く、犯罪の予防及び捜査の観点から重大な支障を及ぼすおそれがあることから、条例第20条第5号に該当する。</p> <p>(2) 指揮事項の内容及び証拠品有無欄等</p> <p>第3面の指揮（伺い）事項欄には、本件事故について、警察が捜査を行った結果判明した、本件事故現場の状況、被害者の状況、被疑者の運転の状況、過失の有無等記載されているとともに、本件事故を検察庁に送致せず、警察署で結了した具体的な理由が記載されている。</p> <p>また、交通事故事件簿の危険運転致死傷罪容疑欄は、警察が本件事故の捜査を行った結果、刑法第208条の2に規定する危険運転致死傷罪の容疑があったか否か、証拠品有無欄には、本件事故に係る証拠品が存在するか否か、仮停止等の通報有無欄には、本件事故が道路交通法第103条の2等に規定する仮停止等事案に該当し、神奈川県警交通部運転免許本部免許課に通報されたか否かが記載されており、これらの情報は、指揮事項の内容と関連する本件現場の状況、被疑者の運転状況等である。</p> <p>これらの情報が開示されると、交通事故事件に係る警察の現場における着眼点、捜査内容、手段等が明らかになるとともに、交通事故事件の立件基準が類推され、どのような場合に検察庁に送致されず、警察署結了となり得るのが明らかとなり、事故関係者が証拠隠滅を図る等の対抗措置を取る蓋然性が高く、犯罪の予防及び捜査の観点から支障を及ぼすおそれがあることから条例第20条第5号に該当する。</p> <p>2 審査請求人のその他の主張について</p> <p>実施機関が行う犯罪捜査は、犯罪の発生が明白である事案のほか、犯罪であるか否か明らかでない事案についても、犯人及び証拠の発見、収集、保全等を行うための捜査活動を実施し、犯罪性の有無を明らかにする活動である。捜査の結果、当該事案が犯罪でないことが明らかになった場合であっても、その内容等を開示すると、警察官の現場における着眼点、捜査の内容等が明らかになり、犯罪の予防及び捜査等に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>本件事故は、被害者から本件事故の届出を受け、本件事故当事者双方から事情聴取を行った結果、自動車運転過失傷害被疑事件として捜査に着手しており、本件行政文書は、その過程で作成された文書であることから、本件不開示情報は、本件事故に係る捜査の内容等の情報が記載されていることは明らかであり、本件事故が検察庁に送致されず、警察署結了であることをもって、犯罪の予防及び捜査の支障を生じるおそれがあるか否かの判断に影響を及ぼすものではない。</p>		
審査請求年月日	平成28年7月15日	審査請求の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原処分をの取消しを求める。</li> <li>・不開示となった情報のうち、危険運転致死傷罪容疑欄、証拠品有無欄、仮停止等の通報有無欄、犯罪事件指揮簿第二当事者の伺事項に記載された内容及び第3面の指揮（伺い）事項欄（条例20条第5号該当情報）に記載された内容を開示せよ。</li> </ul>

<p>審査請求の理由</p>	<p>1 伺事項について            第一次当事者（加害者）欄に対比し、当該伺事項に記される文言は、任意取調べの可否のみであることから、それを開示したとしても、処分庁の主張事由は存しない。仮に（任意）取調べの許諾を求める記載であったとしても、本件事故の処理（捜査）は、元々、相手方（被害者と称する者）の親告に基づくものであるから、相手方の行為事実（被害者感情）は周知の事実である。</p> <p>2 指揮（伺い）事項について            指揮（伺い）事項に記載される事実関係とは、事故現場において、被疑者（加害者）及び被害者主張事実をもとに、現場検証を行った結果の事実であることから、処分庁のいう着目点、捜査内容、手段などは記載されておらず、また、これにより、立件基準が類推でき得るものでないのである。なお、本件事件は、平成25年12月19日に結了していることから、捜査に支障を及ぼすおそれがないことはいうまでもない。</p> <p>3 危険運転致死傷罪容疑欄外について            本件事件の処理は、平成25年12月19日に、既に、結了していることから、証拠隠滅を図る等対抗措置を採る蓋然性は不存在であることはいうまでもない。なお、本件においては、被害事実が立証でき得ないこと、すなわち証拠物（証拠品）となる診断書の不存在であることが事由であることを鑑みれば、もはや、秘匿性（不開示事由）などは存在しないことはいうまでもない。</p> <p>4 「審査請求人のその他の主張について」について            訴訟法第53条第1項は、事件終結後においては、当該事件の記録の閲覧を許容するところ、本件事件は、平成25年12月19日に警察署において結了していることから、同条項に照らし、失当であることはいうまでもない。</p>
<p>諮問年月日</p>	<p>平成28年8月17日</p>
<p>審査会の論</p>	<p>審査請求人に係る交通事故事件簿のうち、仮停止等の通報有無欄及び犯罪事件指揮簿第二当事者の伺事項欄に記載された内容については、開示すべきである。その余の情報について、実施機関が開示しなかったことは、妥当である。</p>
<p>審査会の理由</p>	<p>1 証拠品有無欄等について            証拠品有無欄は、実施機関の説明を踏まえると、これらを開示すれば、当事者からの事情聴取結果、事故現場における実況見分等の捜査の結果に基づく警察の判断が明らかになるとともに、交通事故事件における警察の着眼点、捜査内容等が明らかとなり、立件基準が類推され、事故関係者が対抗措置を採る蓋然性が高いことから、実施機関が犯罪の捜査及び予防に支障を及ぼすおそれがあると判断したことには、相当な理由があるため、条例第20条第5号に該当すると判断する。            しかしながら、仮停止等の通報有無欄は、運転免許の仮停止等が本件事故の第一当事者である審査請求人本人に対してなされる措置であり、当該仮停止等の通報が免許課になされたか否かは、審査請求人が当然知り得る情報であり、これを開示しても、実施機関が説明するようおそれは生じなため、同号に該当しないと判断する。</p> <p>2 第二当事者伺事項の内容について            犯罪事件指揮簿の伺事項欄のうち、第一当事者欄には、本件警察署が、第一当事者である審査請求人を本件被疑事件容疑の容疑者として任意取調べをすることが記載されていることを踏まえると、第二当事者伺事項の内容に記載された第二当事者に対して行う捜査内容は、審査請求人が当然に了知し得る情報であると認められることから、これを開示することにより、犯罪の捜査及び予防に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が判断したことには、相当な理由があるとは認められないため、条例第20条第5号に該当しないと判断する。</p> <p>3 指揮事項の内容について            実施機関の説明を踏まえると、これを開示することにより、交通事故事件に係る捜査の着眼点、内容、手段等が明らかになるとともに、交通事故事件の立件基準も明らかになることから、同種の事故が発生した際に証拠隠滅等が容易になることが予想され、実施機関が犯罪の捜査及び予防に支障を及ぼすおそれがあると判断したことには、相当な理由があるため、条例第20条第5号に該当すると判断する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成29年4月4日</p>

（備考）別表は省略しています。以下、同様とします。

個人情報保護審査会答申第180号の概要

件名	特定の交通事故に関する文書不開示の件（諮問第193号）		
請求情報の概要	特定日に発生した交通事故に係る交通事故事件簿等を除くすべての文書		
請求年月日	平成28年5月2日	決定期年月日	平成28年6月21日
決定内容	不開示（適用除外）	実施機関	神奈川県警察本部長（交通部交通捜査課）
不開示部分	請求に係るすべての保有個人情報（適用除外）		
不開示根拠条項	個人情報保護条例第39条第4項該当		
不開示理由等（弁明含む）	<p>1 条例第39条第4項該当性          条例第39条第4項は、前科、逮捕歴、勾留歴等に係る保有個人情報のほか、訴訟に関する書類及び押収物に記録されている保有個人情報については、自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求（以下「開示請求等」という。）を定めた条例第18条から第38条は適用しない旨規定している。</p> <p>訴訟に関する書類は、被疑事件に関し作成された書類をいい、種類及び保管者を問わず、司法警察員が保管している書類や不起訴となった事件の書類を含むと解されている。</p> <p>本件事故については、被害者から本件事故の届出を受け、本件事故関係双方から事情聴取を行った結果、自動車運転過失傷害被疑事件として捜査に着手しており、本件対象文書は、その過程で作成された訴訟に関する書類であり、公訴時効期間が満了するまで、保存されている。本件警察署において、本件事故に係る所要の捜査を行った結果、検察庁への事件送致手続きを行わず、警察署結了としているが、その後の事情の変化により、本件事故が、刑法第211条に規定する自動車運転過失傷害罪として立件され、本件対象文書が訴訟記録となる可能性があることから、本件対象文書は、訴訟に関する書類であり、条例第39条第4項に該当すると判断する。</p> <p>2 審査請求人のその他の主張について          審査請求人は、実施機関が本件対象文書の構成（内訳・明細）を特定していない（理由の付記の欠缺）ことから、本件対象文書の開示義務を負う旨主張しているが、実施機関は、審査請求人が本件請求に係る自己情報の開示請求書に記載した「平成25年10月10日に厚木警察署内で発生した交通事故に係る交通事故事件簿に添付するすべての文書及び現状臨場簿他全ての文書」に対し、本件事故事件簿等について、別に一部開示決定を行った上、「他のすべての文書」の部分について、条例第22条第3項の規定に基づき、条例第39条第4項に該当し、訴訟に関する書類に該当し適用除外である旨の理由を記載し、更に、不開示決定を行ったものである。</p>		
審査請求年月日	平成28年7月15日	審査請求の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原処分の取消しを求める。</li> <li>・特定日に厚木警察署管内で発生した交通事故に係る交通事故事件簿及び現場臨場簿を除く全ての文書を開示せよ。</li> </ul>
審査請求の理由（反論含む）	<p>本件事故の処理において、相手方（被害者と称する者）は、被害事実を公証する診断書を本件警察署に提出せず、更には、事故の届出自体を取り下げる旨を本件警察署に意思表示した事実を、審査請求人は、本件警察署担当警察官より聞き及んでいることから、公訴時効が完成すると否とかにかかわらず、本件事件は完了（完結）しており、依って、爾後、本件事故により、審査請求人が刑法第211号第2項に規定する自動車運転過失傷害罪で訴追されることはあり得ないものなのである。すなわち、当該相手方は、診断書を提出しない事由については、医療機関に出向くことなく、負傷したと称する部位に対する治療を全く行っていないのであるから、診断書の有無にかかわらず、もはや傷害の事実を立件（立証）できないのである。従って、本件対象文書は、条例第39条第4項に該当しないことから、処分庁はこれを審査請求人に開示する義務を負うものなのである。なお、審査請求人の主張事実の立証については、本件対象文書に、相手方の診断書が添付されているかは固より、交通事故事件簿（第3面）（継続）（伺い）月日時欄において、「〇〇署結了することとしてよろしいか」につき、署長外の捺印が存する（事件が特定日に結了している）ことで確認でき得るものなのである。</p>		
諮問年月日	平成28年8月17日		

<p>審 査 会 の 論 結</p>	<p>実施機関が、審査請求人に係る特定の交通事故に関する文書として特定した、捜査報告書、現場の見分状況書、交通事故現場見取図及び供述調書について、刑事訴訟に関する書類に該当するとして不開示とした処分は、妥当である。</p>
<p>審 査 会 の 由 判 断 理</p>	<p>1 本件対象文書の条例第39条第4項該当性について  当審査会が確認したところ、本件対象文書は、本件警察署が作成した捜査報告書、現場の見分状況書、交通事故現場見取図及び供述調書である。  実施機関の説明を踏まえると、本件対象文書は、本件警察署が本件被疑事件の捜査に着手し、司法警察職員が司法手続きの一環である捜査の過程で作成し、本件警察署において公訴時効期間が満了するまで保管されていることが認められる。また、本件事故については、開示請求の時点において検察庁に送致されていないものの、将来の事情の変化により、再捜査ないし公判に至る可能性がないことが明らかとはいえないと認められる。  したがって、本件対象文書は、条例第39条第4項に規定する訴訟に関する書類に記録された保有個人情報に該当すると認められる。</p>
<p>答 申 年 月 日</p>	<p>平成29年4月4日</p>

個人情報保護審査会答申第181号の概要

件名	教員採用候補者選考記録等不開示の件（諮問第194号）		
請求情報の概要	特定の教員採用候補者選考試験における第2次試験の個人面接の評定に関する文書及び模擬授業（協議を含む）の評定に関する文書（以下「本件行政文書」と総称する。）		
請求年月日	平成28年10月3日	決定期年月日	平成28年10月14日
決定内容	不開示	実施機関	神奈川県教育委員会（教職員人事課）
不開示部分	特定の採用候補者選考試験における第2次試験の個人面接及び模擬授業の採点の経緯がわかる資料全て		
不開示根拠条項	個人情報保護条例（以下「条例」という。）第20条第3号、第7号エ及び第8号		
不開示理由等	<p>1 本件行政文書の全てを不開示とした理由          本件行政文書を開示すると、次のような支障が生じるおそれがあるため、条例第20条第7号エ及び同条第8号に該当するものとして、本件行政文書の全てを不開示とした。</p> <p>(1) 受験者間の不公平          本件行政文書に記録された保有個人情報については、条例第25条に規定された開示の特例により開示するものを除き、一般に公開していないことから、本件行政文書を開示することにより、一般に明らかにしていない教員採用候補者採用選考に係る情報が明らかになり、受験者間の公平が損なわれるおそれがある。</p> <p>(2) 適切な面接事務への支障          本件行政文書を開示すると、採点を行う面接員が、受験者を厳しく評定することを躊躇するおそれがあり、今後、反復して継続される同種の評価及び選考を適切に行うことが困難となり、その結果、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>(3) 開示請求の内容との関係          本件請求内容にかんがみると、本件行政文書を開示することとした場合、かかる書類により評定を行っているということが明らかとなり、受験者間の公平が損なわれるおそれがある。また、評定の過程、判断基準や試験運営の事務が明らかになることで、受験者の本質を見抜くことが困難となり、今後、行われる同種の試験事務の実施に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>2 本件行政文書に含まれる保有個人情報の個別の不開示理由          また、仮に前記1の理由により、本件行政文書の全てを条例第20条第7号エ又は同条第8号に基づき不開示とすることが相当でないとしても、次に掲げる部分については、それぞれ、次のとおり、不開示とすべきものである。</p> <p>(1) 個人面接の面接員及び模擬授業（協議を含む）の評定者の氏名          個人面接の面接員及び模擬授業（協議を含む）の評定者（以下「面接員等」と総称する。）の氏名を開示すると、当該面接員等に面接等の結果に関し問合せの電話が入るなど、当該面接員等の通常業務の遂行に支障が生じるおそれがあるほか、かかる負担を回避するために、面接員等を引き受ける者がいなくなる可能性もある。また、面接員等の氏名が開示されることが前提となると、面接員等と受験者が接触するなどの可能性が高まり、面接員等が厳しく評定することを躊躇するなどして、受験者を正當に評定することができなくなるなどの支障が生じるおそれもある。          したがって、面接員等の氏名を開示することとした場合、今後、反復継続される同種の評価及び選考を適切に行うことが困難となり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。          よって、面接員等の氏名は、条例第20条第7号エ又は同条第8号の規定に基づき不開示とすべきものである。</p> <p>(2) 評定の手法に関する情報          評定の手法に関する情報（以下「評定手法」という。）を開示すると、かかる情報を知り得た受験者が、受験技術に基づいた対策を講じ、その結果、面接員等は、限られた時間の中で受験者の本質を見抜くことができなくなり、今後、反復継続される同種の評価及び選考を行うことが困難となり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。          よって、条例第20条第7号エ又は同条第8号の規定に基づき、評定手法は不開示とすべきものである。</p> <p>(3) 個人面接において、審査請求人を評定の観点に基づき評定した結果          個人面接において、審査請求人を評定の観点に基づき評定した結果を開示すると、</p>		

不開示理由等  
( 続 き )

評定の方法等が受験者の知るところとなり、かかる部分には、評定の観点ごとの重みも記載されているため、これを知った受験者が、受験技術に基づいて、重みの大きい部分を中心に偏った学習をするなどの対策を講じると、限られた時間の中で、面接員は受験者の本質を見抜くことができなくなり、試験本来の目的を達することができな  
いおそれがある。

また、開示を前提とすると、面接員が厳しく評定することを躊躇するなど、今後、反復継続される同種の評価及び選考を行うことが困難となり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第20条第7号エ又は同条第8号の規定に基づき不開示とすべきものである。

(4) 個人面接及び模擬授業（協議を含む）において、面接員等が審査請求人を評定した内容

個人面接及び模擬授業（協議を含む）において、面接員等が審査請求人を評定した内容が記載されているところ、かかる情報を開示すると、面接員等が、受験者を厳しく評定することを躊躇し、受験者を正当に評定することができなくなるなどのおそれがある。また、面接員等は、面接後の短時間で、かかる情報を記載しなければならないため、かかる情報の開示を前提とすると、当該評定に時間を要することとなり、面接試験等の運営にも支障をきたすおそれがあり、今後、反復継続される同種の評価及び選考を行うことが困難となり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第20条第7号エ又は同条第8号の規定に基づき不開示とすべきものである。

(5) 個人面接における審査請求人以外の受験者の評定に関する情報

個人面接における審査請求人以外の受験者の評定に関する情報は、審査請求人以外の受験者の氏名とともに記載されているものであって、請求者以外の特定の個人を識別できる情報であるため、条例第20条第3号に基づき不開示とすべきものである。

(6) 審査請求人の模擬授業（協議を含む）を評定の観点に基づき評定した結果

審査請求人の模擬授業（協議を含む）を評定の観点に基づき評定した結果（以下「評定結果（その3）」という。）を開示すると、審査請求人は、どのような言動が高得点につながり易いのかといった傾向を把握できてしまうおそれがある。

その結果として、その内容を知り得た他の模擬授業（協議を含む）の受験者が、受験技術に基づいて偏った学習をするなどの対策を講じると、評定者は、限られた時間の中で受験者の本質を見抜くことができなくなり、試験本来の目的を達することができなくなるおそれがある。

また、評定結果（その3）の開示を前提とすると、模擬授業（協議を含む）の評定者は、受験者を厳しく評定することを躊躇するなど、今後、反復継続される同種の評価及び選考を行うことが困難となり、公正かつ円滑な人事の確保にも支障を及ぼすおそれがある。

よって、条例第20条第7号エ又は同条第8号の規定に基づき、評定結果（その3）は不開示とすべきものである。

(7) 面接員等の特定につながり得る情報

面接員等の特定につながり得る情報を開示すると、これを端緒として、受験者が当該面接員等と接触するなどの可能性が考えられる。そして、かかるおそれが生じると、当該面接員等が受験者を厳しく評定することを躊躇するなど、受験者を正当に評定することができなくなるなどのおそれがある。

また、面接員等を引き受ける者がいなくなる可能性もあり、今後、反復継続される同種の評価及び選考を適切に行うことが困難となるおそれもある。

よって、条例第20条第7号エ又は同条第8号の規定に基づき、面接員等の特定につながり得る情報は不開示とすべきものである。

(8) 県ホームページ等でも明らかとなっていない評定に関わる項目及び当該項目に係る審査請求人の評定結果

標記情報を開示すると、受験者が自己の特質を取り繕うなどの受験対策を講じることが可能となる。その結果、面接員は、限られた時間の中で受験者の本質を見抜くことができなくなり、試験本来の目的を達することができなくなるおそれがある。

また、かかる情報の開示を前提とすると、面接員が受験者を厳しく評定することを躊躇するなど、今後、反復継続される同種の評価及び選考を行うことが困難となり、公正かつ円滑な人事の確保にも支障を及ぼすおそれがある。したがって、条例第20条第7号エ又は同条第8号の規定に基づき、かかる情報は不開示とすべきものである。

審査請求 年 月 日	平成28年10月19日	審査請求 の 趣 旨	原処分の取消しを求める。
審査請求 の 理 由	<p>1 自分がどのように評定されているかを知ることが、教員を目指す者にとって、資質向上につながる。</p> <p>2 面接員等の判断で採点結果を示すのであれば、どの観点に何点ついているのか、受験者本人が納得できるような資料を提示すべきである。</p> <p>3 面接員等は公務員であるはずであり、公務員が公務として評定を行っている以上、その結果は開示すべきである。</p> <p>4 不開示相当の情報があるのであれば、条例第20条の2の規定に基づく部分開示を行うべきである。</p> <p>5 審査請求人は、既に、条例第25条の規定に基づく開示の請求の特例を利用し、本件試験の第2次試験として実施された個人面接及び模擬授業（協議を含む）の得点の開示を受けているが、自己の点数だけ開示されており、他の受験者が特定されるおそれはない。そのため、評定や判断基準が明らかになったとしても、公正な試験の実施が損なわれるおそれは全くない。</p>		
諮問年月日	平成28年12月9日		
審査会 の 論 結	<p>実施機関は、面接員等の氏名、評定手法、個人面接において審査請求人を評定の観点に基づき評定した結果、面接員等が審査請求人を評定した内容、個人面接における審査請求人以外の受験者の評定に関する情報、審査請求人の模擬授業（協議を含む）を評定の観点に基づき評定した結果、県ホームページ等でも明らかとなっていない評定に関わる項目の一部及び当該項目に係る審査請求人の評定結果を不開示としたことは妥当であるが、その余の情報については開示すべきである。</p>		
審査会 の 理 由 判 断	<p>1 条例第20条第7号エ又は同条第8号の規定に基づき本件行政文書の全てを不開示としたことについて</p> <p>実施機関は、本件行政文書を部分的にでも開示することは、受験者間の不公平を招き、また、適切な面接事務の遂行に支障を及ぼすなどとして、条例第20条第7号エ又は同条第8号の規定に基づき、その全てを不開示とした旨主張するが、当審査会が確認したところ、後記のとおり、本件行政文書の全てを不開示としなければ、公正かつ円滑な人事の確保への支障や選考業務への著しい支障を回避することができないとは認められず、本件行政文書に含まれる保有個人情報内容及び性質にかんがみれば、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことが可能であると認められるため、条例第20条の2第1項の規定に基づき、部分開示を行うべきものと認められる。</p> <p>よって、実施機関が、本件行政文書を部分的にでも開示することは、受験者間の不公平を招き、また、適切な面接事務の遂行に支障を及ぼすなどとして、条例第20条第7号エ又は同条第8号の規定に基づき、その全てを不開示としたことは妥当でない。</p> <p>2 本件行政文書の部分的開示について</p> <p>(1) 条例第20条第3号該当性について</p> <p>ア 条例第20条第3号本文該当性について</p> <p>当審査会が確認したところ、本件行政文書のうち、審査請求人以外の受験者の評定に関する情報は、当該受験者の氏名とともに記載されているため、請求者以外の個人に関する情報であって請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることは明らかである。</p> <p>よって、条例第20条第3号本文に該当する。</p> <p>イ 条例第20条第3号ただし書該当性について</p> <p>審査請求人以外の受験者の評定に関する情報の同号ただし書該当性について、以下、検討する。</p> <p>前記アのとおり、かかる情報が審査請求人以外の受験者の氏名とともに記載された当該受験者の評定に関する情報であることにかんがみると、これらの情報が同号ただし書アからウまでに該当しないことは明らかである。</p> <p>(2) 条例第20条第8号該当性について</p> <p>ア 判断対象</p> <p>実施機関は、本件行政文書に記録された全ての保有個人情報について、条例第20条第8号に該当する旨説明するが、前記(1)のとおり、審査請求人以外の受験者の</p>		



評定に関する情報は、条例第20条第3号に該当すると認められるため、同条第8号該当性について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

そこで、以下においては、同条第3号に該当すると判断した情報以外の情報（以下「8号判断対象情報」という。）について、同条第8号該当性について判断する。

イ 条例第20条第8号該当性

(ア) 面接員等の氏名

面接員等の氏名は、受験者本人の評定結果ではないものの、評定を行うに当たっての基礎的事実に関する情報であることから、個人の評価及び選考に関する情報であると認められる。そして、かかる情報を開示した場合、実施機関が説明するとおり、当該面接員等に対し、受験者から直接、問合せなどが行われ、面接員等が厳しく評定することを躊躇するおそれが生じ、今後、反復継続される同種の評価及び選考に支障が生ずる蓋然性が認められる。

よって、条例第20条第8号に該当する。

(イ) 評定手法

評定手法について、実施機関は、条例第20条第8号に該当する旨説明するが、当審査会が確認したところ、評定手法のうち特定部分については、個人の評価及び選考に関する情報であるとは認められないため、同号に該当すると認めることはできない。

他方、その余の評定手法は、審査請求人の個人面接に関する評定手法について記載されたものであることから、個人の評価及び選考に関する情報であると認められ、かかる情報を開示した場合、実施機関が説明するように、かかる情報を知り得た受験者が、受験技術に基づいた対策を講じ、その結果、面接員等は、限られた時間の中で受験者の本質を見抜くことができなくなり、今後、反復継続される同種の評価及び選考を行うことが困難となると認められる。

よって、条例第20条第8号に該当する。

(ウ) 評定結果（その1）

評定結果（その1）は、審査請求人の個人面接に関する評定結果であることから、個人の評価及び選考に関する情報であると認められる。そして、かかる情報には、評定の観点ごとの重みも記載されており、かかる情報を開示した場合、実施機関が説明するとおり、これを知った受験者が、受験技術に基づいて、重みの大きい部分を中心に偏った学習をするなどの対策を講じると、面接員は、限られた時間の中で受験者の本質を見抜くことができなくなり、試験本来の目的を達することができないおそれがあると認められる。

よって、条例第20条第8号に該当する。

(エ) 評定結果（その2）

評定結果（その2）は、審査請求人の個人面接又は模擬授業（協議を含む）に関する評定結果であることから、個人の評価及び選考に関する情報であると認められる。そして、かかる情報は、実施機関が説明するとおり、面接員等が、面接後の短時間で記載しなければならないものと認められ、その開示を前提とすると、面接員等が当該評定に時間を要することとなり、面接試験等の運営に支障をきたすおそれがあり、今後、反復継続される同種の評価及び選考に支障が生ずるおそれがあると認められる。

よって、条例第20条第8号に該当すると判断する。

(オ) 別表2のI欄に記載された評定結果（その3）

評定結果（その3）は、審査請求人の模擬授業（協議を含む）に関する評定結果であることから、個人の評価及び選考に関する情報であると認められる。そして、実施機関が説明するとおり、かかる情報を開示すると、審査請求人は、どのような言動が高得点につながり易いのかといった傾向を把握できてしまうおそれがある。

その結果として、その内容を知り得た他の模擬授業（協議を含む）の受験者が、受験技術に基づいて偏った学習をするなどの対策を講じると、模擬授業（協議を含む）の評定者は、限られた時間の中で受験者の本質を見抜くことができなくなり、試験本来の目的を達することができなくなるおそれがあると認められる。

よって、条例第20条第8号に該当すると判断する。

審査会  
の理由  
（ 続 き ）

(カ) 面接員等の特定につながり得る情報

面接員等の特定につながり得る情報について、実施機関は、面接員等の特定につながり得る旨説明するが、当審査会が確認したところ、かかる情報をもって、面接員等の特定に至るのは困難であると認められることから、この点に関する実施機関の説明は採用することができない。

したがって、面接員等の特定につながり得る情報は、これを開示したとしても、今後行われる同種の選考等に著しい支障を生じさせるものとは認められないことから、条例第20条第8号に該当しない。

(キ) 県ホームページ等でも明らかとなっていない評価に関する項目及び当該項目に係る審査請求人の評価結果

県ホームページ等でも明らかとなっていない評価に関する項目と当該評価項目について審査請求人を評価した結果が記載されていることから、個人の評価及び選考に関する情報であることは明らかであるが、これらの情報を開示することによる支障については、次のとおり判断する。

a 県ホームページ等でも明らかとなっていない評価に関する項目（1行目）

県ホームページ等でも明らかとなっていない評価に関する項目（1行目）について、当審査会が確認したところ、その内容は、一般的な採用面接における評価項目として想定されるものを超えた個別具体的な評価項目であると認められる。そして、かかる情報を開示した場合、受験者が自己の特質を取り繕うなどの対策を講じると、面接員は、限られた時間の中で受験者の本質を見抜くことができなくなり、試験本来の目的を達することができないおそれがあると認められる。

県ホームページ等でも明らかとなっていない評価に関する項目（1行目）は、前6文字部分と後5文字部分に容易に区分することができ、前6文字部分のみを不開示とすれば、前記支障を回避することができるものと認められる。

県ホームページ等でも明らかとなっていない評価に関する項目（1行目）については、前6文字部分に記載されたものについてのみ、条例第20条第8号に該当する。

b 県ホームページ等でも明らかとなっていない評価に関する項目（2行目）

県ホームページ等でも明らかとなっていない評価に関する項目（2行目）について、実施機関は、「評価項目」である旨説明するが、当審査会が確認したところ、その内容は「評価手法」というべきものである。

したがって、県ホームページ等でも明らかとなっていない評価に関する項目（2行目）は、前記(イ)の第2段落目と同様に、条例第20条第8号に該当する。

c 県ホームページ等でも明らかとなっていない評価項目に係る審査請求人の評価結果

県ホームページ等でも明らかとなっていない評価項目に係る審査請求人の評価結果は、一般的な採用等の面接における評価の視点として想定されるものを超えた個別具体的な評価項目に関する審査請求人の評価結果であるところ、かかる情報を開示した場合、審査請求人は、どのような言動が高得点につながり易いのかといった傾向を把握できてしまうおそれがあると認められる。

その結果として、その内容を知り得た他の個人面接の受験者が、自己を取り繕うなどの受験対策を講じると、面接員は、限られた時間の中で受験者の本質を見抜くことができなくなり、試験本来の目的を達することができなくなるおそれがある。

よって、条例第20条第8号に該当する。

(ク) その余の情報

8号判断対象情報のうち、前記(ア)から(キ)までを除いたその余の情報について、当審査会が確認したところ、その内容は、審査請求人に既知の情報や一般的な採用面接等における評価の視点として想定される評価項目等、開示することにより、評価及び選考に著しい支障が生ずるおそれがあると認められることから、条例第20条第8号には該当しないと判断する。

(3) 条例第20条第7号エ該当性について

ア 判断対象

<p>審査会の 判断理由 ( 続 き )</p>	<p>実施機関は、本件行政文書に記録された全ての情報について、条例第20条第7号エに該当する旨説明するが、前記(1)及び(2)のとおり、条例第20条第3号又は同条8号に該当する情報については、条例第20条第7号エ該当性を判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。</p> <p>そこで、以下においては、同条第3号又は同条第8号に該当すると判断した情報以外の情報（以下「7号判断対象情報」という。）について、同条第7号エ該当性について検討する。</p> <p>イ 条例第20条第7号エ該当性</p> <p>当審査会が確認したところ、7号判断対象情報のうち、前記(2)イ(イ)の第一段落目において条例第20条第8号に該当しないと判断した情報は、個人面接における評定手法というべきものであることから、人事管理に係る事務に関する情報であると認められる。そして、かかる情報を開示した場合、かかる情報を知り得た受験者が、受験技術に基づいた対策を講じ、その結果、評定者は、限られた時間の中で受験者の本質を見抜くことができなくなり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。</p> <p>よって、同条第7号エに該当すると判断する。</p> <p>他方、その余の7号判断対象情報については、これらを開示したとしても、公正かつ円滑な人事の確保に支障を生じると認めることは困難であるため、同条第7号エには該当しないと判断する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成29年5月22日</p>

個人情報保護審査会答申第182号の概要

件名	特定の事案に係る提出物に関する文書不開示の件（諮問第195号）		
請求情報概要	特定警察署（以下「本件警察署」という。）が刑事訴訟法第 222 条等に基づき作成した任意提出書、領置調書及び押収品目録交付書の請書並びに審査請求人からの要望により、前記提出物を還付した際に作成した還付請書（以下「本件対象文書」と総称する。）		
請求年月日	平成28年 8 月 16 日	決 定 年 月 日	平成28年 8 月 29 日
決定内容	不開示（適用除外）	実施機関	神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課（平成29年度から生活安全部人身安全対策課）
不開示部分	本件対象文書全て		
不開示根拠条項	個人情報保護条例（以下「条例」という。）第39条第4項		
不開示理由等	<p>1 本件対象文書について          本件対象文書は、審査請求人が経営する会社の元従業員（以下「従業員」という。）のストーカー被害（以下「本件事案」という。）について、審査請求人が従業員と共に本件警察署に相談し、本件事案と自身が使用する車両に取り付けられていたGPS発信機（以下「本件GPS」という。）に関係性がある旨を申し立て、本件GPSを任意提出した際に、本件警察署が刑事訴訟法第222条等に基づき作成した文書及び審査請求人からの要望により、本件GPSを還付した際に作成した文書である。</p> <p>2 条例第39条第4項該当性について          条例第39条第4項は、前科、逮捕歴、勾留等に係る保有個人情報のほか、訴訟に関する書類及び押収物に記録されている保有個人情報については、自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求（以下「開示請求等」という。）を定めた条例第18条から第38条までの規定は、適用しない旨を定めている。          実施機関は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく警告等に係る行政措置を行う場合において、被害状況の調査のために物件の提出を受けた場合は、同法に規定する警告及び援助等の措置要領に定められた物件提出書、提出物件目録等の様式を使用することとされている。          しかし、本件対象文書は、本件警察署が本件GPSと本件事案との関連性の有無及び本件事案に付随する又は本件事案とは異なる刑事事件の立件を視野に本件GPSに関する捜査の必要があると判断し、本件GPSをその証拠品として任意提出を受け、刑事訴訟法の規定に基づき作成したものであり、審査請求人が主張するストーカー行為者に対する警告という行政処分を求める相談事案の参考資料として任意提出を受け、作成したものではないことから、本件対象文書は、訴訟に関する書類であり、条例第39条第4項に該当する。</p> <p>3 審査請求人のその他の主張について          審査請求人は、本件対象文書の開示を受けなければならない緊急かつ現実の必要性があると主張しているが、本件警察署が審査請求人に対し既に説明しているとおり、本件事案と本件GPSに係る事案との関連性が全くないことは、捜査により判明している。</p>		
審査請求年月日	平成28年11月29日	審査請求の趣旨	原処分の取消しを求める。
審査請求理由	<p>1 本件対象文書の特定について          本件GPSが審査請求人に返却された時期は、実施機関が説明する平成 25 年 8 月 2 日ではなく、同年 10 月 28 日である。その間、本件警察署に領置していたことに関する書類が存在するはずである。</p> <p>2 条例第 39 条第 4 項該当性について          本件事案に係る被害に関しては、被害届や告訴状の提出などはなされておらず、ストーカー行為者に対する警告という行政処分を求める被害相談がなされたのみである。          また、本件事案は、審査請求人等がストーカー行為者に対する刑事告訴は行っておらず、ストーカー行為者による警告違反も存しない段階であり、禁止命令も発令されていない。本件事案における警察の活動は、被疑事件ないし被告事件には至っていない段階であり、捜査活動ではなく調査活動にすぎない。          一般に、刑事事件に係る訴訟に関する書類とは、被疑事件又は被告事件に関して作成された書類をいうものと解されるところ、本件事案はストーカー行為者に対する警告と</p>		

<p>審査請求 の理由 ( 続 き )</p>	<p>いう行政処分を求める相談事案であり、警察の活動も捜査活動ではなく、行政処分発令のための行政調査活動にすぎない。</p> <p>このように、審査請求人は、本件警察署における行政活動の参考資料として本件GPSを提出したにすぎないのであり、それゆえ、本件対象文書も、刑事事件に関する書類ではなく、行政処分発令のための調査活動に基づいて作成された文書にしかすぎないのである。</p> <p>したがって、本件対象文書は、刑事訴訟に関する書類に該当せず、開示請求の適用が除外されることはない。</p> <p>3 その他</p> <p>審査請求人としては、本件対象文書の開示を受け、調査をするなどして、審査請求人や同人の家族等に対して、今後どのような不法行為がなされる可能性があるのかを予見し、予防策を打つ必要がある。現在においても、本件事案に係ると思われる事態が発生しており、審査請求人には、本件対象文書の開示を受けなければならない緊急かつ現実の必要性がある。</p>
<p>諮問年月日</p>	<p>平成29年1月17日</p>
<p>審査会の 結論</p>	<p>実施機関が、特定の事案に係る提出物に関する文書について、刑事訴訟に関する書類に該当するとして不開示とした処分は、妥当である。</p>
<p>審査会の 判断理由</p>	<p>1 本件対象文書の特定について</p> <p>審査請求人は、本件GPSが審査請求人に返却された時期は、実施機関が説明する時期と相違があり、その間、本件警察署に領置していたことに関する書類が存在するはずであると主張するが、当審査会が確認したところ、本件GPSが審査請求人に返却された際に作成された文書には、実施機関が本件GPSを返却したとする日付が記載されていること、また、他に本件請求の対象となる文書も認められないことから、本件対象文書を本件請求の対象となる文書として特定したとする実施機関の説明は、特段不自然・不合理なものとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。</p> <p>2 条例第39条第4項該当性について</p> <p>(1) 条例第39条第4項について</p> <p>条例第39条第4項は、「第18条から前条までの規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更正緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更正緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）並びに刑事訴訟に関する書類及び押収物に記録されている保有個人情報については、適用しない。」と規定している。</p> <p>同項により、訴訟に関する書類は開示請求等の適用除外とされているが、これは、刑事訴訟法第47条が「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。」と規定していること、同法第53条の2第2項において「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求等の適用除外とされていること、刑事被告事件に係る訴訟の記録に関しては刑事確定訴訟記録法に閲覧についての規定があること等を踏まえたものである。</p> <p>(2) 訴訟に関する書類について</p> <p>刑事訴訟法においては、訴訟に関する書類とは、被疑事件又は被告事件に関し作成又は取得した書類をいい、種類及び保管者を問わないものであり、裁判所及び裁判官の保管する書類に限らず、検察官、司法警察職員、弁護士等の保管している書類や不起訴となった事件の書類を含むほか、当該事件が特定の時点において事件性がないと判断され、被疑事件とされず、検挙に基づく事件送致等がされていない場合であっても、将来の事情の変化により事件性がある疑いが生じ、捜査ないし公判に至る可能性がないことが明らかといえるもの以外は訴訟に関する書類に当たるものと解されており、条例第39条第4項の「訴訟に関する書類」とは、これらの書類のうち、実施機関が保有している書類をいうものと解される。</p> <p>また、開示請求の対象となった保有個人情報が、訴訟に関する書類に記録されている保有個人情報に該当するか否かについては、当該保有個人情報が記録されている行政文書が被疑事件又は被告事件に関して作成又は取得した書類であるか否かを個別に</p>

<p>審査会の 判断理由 ( 続 き )</p>	<p>判断すべきものと認められる。</p> <p>(3) 本件対象文書の「訴訟に関する書類」該当性について</p> <p>審査請求人は、本件事案は行為者に対する警告という行政処分を求める相談事案であり、本件対象文書は、行政処分発令のための調査活動に基づいて作成された文書にしかすぎないと主張している。</p> <p>しかしながら、実施機関の説明を踏まえると、審査請求人が本件事案について従業員と共に本件警察署に相談したところ、本件警察署は、本件事案について、GPS発信機が使用されるなどの特異な状況から、本件事案との関連性の有無、本件事案に付随する又は本件事案とは異なる形で刑罰法令に抵触する可能性を認めて、刑事事件の立件も視野に、犯罪捜査を調査と並行して行っており、そのため、本件対象文書は、司法警察職員が司法手続きの一環である捜査の過程で作成したものであると認められる。</p> <p>したがって、本件対象文書の中には審査請求人が内容を確認の上で署名し指印又は押印している文書があるものの、これらを含めた本件対象文書の全てが、条例第39条第4項に規定する訴訟に関する書類に該当すると判断する。</p> <p>3 審査請求人のその他の主張について</p> <p>審査請求人は、本件GPSは、従業員に対するストーカー行為者等により設置された可能性が高く、現在も本件事案に係ると思われる事態が発生している状況からすると、審査請求人等に対する危害を防止するため、本請求書の開示を受けなければならない緊急かつ現実の必要性がある旨主張しており、これは、条例第20条の3に規定する個人の権利利益を保護するため裁量的開示を行うべきであるとする趣旨と解されるが、前記2(3)のとおり、本件対象文書は、条例第39条第4項に規定する訴訟に関する書類に該当すると認められることから、条例第20条の3の規定について、その適用はないと判断する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成29年11月27日</p>

個人情報保護審査会答申第183号の概要

件名	特定の事案に係る捜査内容に関する文書一部不開示の件（諮問第197号）		
請求情報の概要	特定の事案に係るチャートと呼ばれる捜査資料（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成29年9月13日	決定年月日	平成29年10月11日
決定内容	一部開示	実施機関	神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課（平成29年度から生活安全部人身安全対策課）
不開示部分	本件行政文書に記載されている事案及び捜査の内容の一部（以下「本件不開示情報」と総称する。）		
不開示根拠条項	個人情報保護条例（以下「条例」という。）第20条第3号及び第5号		
不開示理由等	<p>1 条例第20条第3号該当性について</p> <p>(1) 条例第20条第3号本文該当性について</p> <p>本件不開示情報には、審査請求人以外の本件ストーカー事案及び本件GPS事案の関係者（以下「本件事案対象者」という。）に対する捜査等を行った結果判明した住所、氏名、実施機関の事情聴取に対して供述した内容等が記載されている。これらの情報は、請求者以外の個人に関する情報であって請求者以外の特定の個人が識別できるものであり、また、開示することにより当該特定の個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第20条第3号本文に該当する。</p> <p>(2) 条例第20条第3号ただし書該当性について</p> <p>条例第20条第3号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからウまでに該当する情報は開示すると規定しているが、本件不開示情報は、以下のとおり、同号ただし書ア、イ及びウには該当しない。</p> <p>ア 条例第20条第3号ただし書ア該当性について</p> <p>審査請求人は、本件行政文書が刑事訴訟法第53条及び犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第3条の規定により、審査請求人への開示が予定されている情報であり、条例第20条第3号ただし書アに該当する旨主張しているが、これらは、裁判所の訴訟記録及び公判記録の閲覧に係る規定であり、本件行政文書が現時点において何らかの規定に基づき閲覧できるものではなく、今後の閲覧も予定されていない。</p> <p>また、実施機関として、本件事案対象者に関する情報が、審査請求人の家族に関する情報であるか否かについても、明らかにできるものではない。</p> <p>したがって、法令等の規定により又は慣行として請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報には該当しない。</p> <p>イ 条例第20条第3号ただし書イ該当性について</p> <p>本件不開示情報は、本件事案対象者の氏名、住所等、当該個人が特定される情報であり、本件事案対象者の供述内容等は、個人の内心に係る情報であることから、当該個人の権利利益を害するおそれが高い情報である。一方で、本件警察署が審査請求人に対し既に説明しているとおり、実施機関の本件捜査等により、本件ストーカー事案と本件GPS事案の関連性がないことが明らかであることから、個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報には該当しない。</p> <p>ウ 条例第20条第3号ただし書ウ該当性について</p> <p>本件不開示情報は、本件事案対象者の氏名、住所、供述内容等であり、本件事案対象者の個人情報であるため、当該個人が公務員等である場合における職務の遂行に係る情報には該当しない。</p> <p>2 条例第20条第5号該当性について</p> <p>本件不開示情報には、本件捜査を行った内容、結果等の詳細が記載されている。</p> <p>実施機関は、犯罪の発生が明白である事案のほか、犯罪であるか否かが明らかでない事案、警察における行政措置が可能な事案等についても、犯人及び証拠の発見、収集、保全等を行うための捜査又は調査を実施し、犯罪性の有無を明らかにする。本件捜査の結果、本件ストーカー事案と本件GPS事案の関連性がないこと及び本件GPS事案に犯罪性がないことが明らかとなった場合であっても、その内容を開示すると、両事案と</p>		

<p>不開示理由等 ( 続 き )</p>	<p>同種の事案が発生した場合に、これを捜査する警察官の現場における着眼点、捜査手法、捜査の内容等が明らかになるとともに、犯罪であるか否かの判断にかかわる情報が明らかとなり、今後、同種の犯罪を発生させようと企てる者に証拠隠滅の方法、犯罪性の有無に関わる判断の内容等が明らかとなることから、条例第20条第5号に該当する。また、本件事案対象者に対する嫌がらせ等により、その生命、身体等に危害が及ぶおそれがあり、今後、本件捜査への協力が困難になることもあり得ることから、犯罪の捜査及び予防に重大な支障を及ぼすおそれがあるため、本件不開示情報は、同号に該当する。</p> <p>3 審査請求人のその他の主張について  審査請求人は、本件不開示情報の開示を受けなければならない緊急かつ現実の必要性があると主張しているが、前述のとおり、本件ストーカー事案と本件GPS事案の関連性がないことが明らかであることから、本件不開示情報を開示しなければならない緊急かつ現実の必要性は認められない。</p>		
<p>審 査 請 求 年 月 日</p>	<p>平成29年 1月13日</p>	<p>審 査 請 求 の 趣 旨</p>	<p>原処分の取消しを求める。</p>
<p>審 査 請 求 の 理 由</p>	<p>1 条例第20条第3号該当性について  (1) 条例第20条第3号本文該当性について  審査請求人の使用する車両に取り付けられたGPS発信機は、本件ストーカー事案に関して審査請求人が本件警察署に提出した審査請求人の所有に係るものであるから、その調査活動によって得られた情報も含め、審査請求人自身の個人情報であるため、請求者以外の特定の個人が識別される情報に該当しない。</p> <p>(2) 条例第20条第3号ただし書該当性について  ア 条例第20条第3号ただし書ア該当性について  本件不開示情報が本件ストーカー事案及び本件GPS事案の被害者である審査請求人への開示が予定されたもの(刑事訴訟法第53条、犯罪被害者保護法第3条)、又は審査請求人の家族に関する情報など審査請求人が慣行によって知ることができる情報であれば、条例第20条第3号ただし書アに該当する。</p> <p>イ 条例第20条第3号ただし書イ該当性について  本件不開示情報は本件ストーカー事案及び本件GPS事案に係る調査活動の内容であり、審査請求人らの生命身体を安全を保護するために実施したものであるなら、審査請求人らが、今後、同種の被害から自身の生命身体等の安全を守るために必要不可欠なものであり、同人らの「生命、健康、生活又は財産を保護」するための情報であることから、条例第20条第3号ただし書イに該当する。</p> <p>ウ 条例第20条第3号ただし書ウ該当性について  本件不開示情報に公務員等の職務遂行に関する情報が記載されていれば、条例第20条第3号ただし書ウに該当する。  審査請求人としては、捜査機関などの公的機関が審査請求人に対する調査ないし捜査活動のために、同人の車にGPS発信機を設置したということも否定できず、このような違法捜査を隠蔽するために、情報を秘匿し続けようとしているのではないかと思料するところである。</p> <p>2 条例第20条第5号該当性について  本件不開示情報は、本件GPS事案に関して行われた調査活動に基づいて判明した情報にしかすぎないのであり、犯罪の捜査等を有効かつ円滑に行うことを困難とするものではない。  本件ストーカー事案及び本件GPS事案についても、被害届や告訴状の提出などはなされておらず、ストーカー行為者に対する警告という行政処分を求める被害相談がなされたのみであり、両事案における警察の活動は、捜査活動ではなく、行政処分の発令に向けた調査活動にすぎないものであり、この点でも犯罪捜査への支障を及ぼすおそれなどは存しない。</p> <p>3 本件請求書の補正について  実施機関は、審査請求人が開示を求めた内容が、開示の対象となる審査請求人の「個人情報」に該当しないとして、本件請求書の補正を求めているところ、審査請求人が開示を求めた内容は、同人の車に取り付けられたGPS発信機に関する情報であり、同人自身の情報である。  審査請求人が開示を求めた内容が、仮に、第三者の情報とされるものでも、開示請求</p>		



<p>審査請求の理由 (続き)</p>	<p>後にその開示の可否が実質的に判断されるべきものであって、本件補正は、審査請求人が開示を求める内容が、開示の対象となる「個人情報」に該当するか否かについての判断を予め先取りして求めているものであり、形式上の不備に関するものではなく、開示請求の内容にまで踏み込んだものである。条例第19条第3項により補正を求めることができるのは「請求書の形式上の不備」とされており、開示請求の内容に関する不備を補正する旨の規定は存しない。また、同項の規定上、補正に応じない場合に「不開示とする」旨は定められておらず、他に、補正に応じないことを理由に不開示決定ができる旨の規定も存しない。また、補正を行った請求内容よりも、審査請求人が当初求めた請求内容の方が、開示の対象となる情報について十分な特定がなされており、「開示の請求に係る個人情報の内容」が特定されていないということもない。</p> <p>したがって、本件請求書の補正の求めは違法であって、手続上重大な瑕疵が存する。</p> <p>4 その他</p> <p>審査請求人としては、本件不開示情報の開示を受け、調査をするなどして、審査請求人や同人の家族等に対して、今後どのような不法行為がなされる可能性があるのかを予見し、予防策を打つ必要がある。誰がどのような理由でGPS発信機を設置したのか、審査請求人に対して明らかになっておらず、審査請求時点においても行動を監視され何者かによって危害を加えられるのではないかという不安を抱えており、審査請求人には、本件不開示情報の開示を受けなければならない緊急かつ現実の必要性がある。</p>
<p>諮問年月日</p>	<p>平成29年1月17日</p>
<p>審査会の結論</p>	<p>審査請求人に係る特定の事案に係る捜査内容に関する文書のうち、行為者に対する捜査経過欄1行目の5文字目、16文字目、17文字目及び年月日並びに同欄2行目及び8行目については開示すべきであるが、その余の部分を開示としたことは妥当である。</p>
<p>審査会の理由</p>	<p>2 本件行政文書について</p> <p>当審査会が確認したところ、本件行政文書は、本件ストーカー事案及び本件GPS事案において、刑事事件の立件等を視野に、犯罪捜査を調査と並行して行った結果等について、本件捜査を指揮する幹部及び捜査員が一見して理解できるよう作成されたチャートと呼ばれる捜査資料であると認められる。</p> <p>3 条例第20条第5号該当性について</p> <p>(1) 条例第20条第5号は、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当な理由がある情報」は不開示とすることができるとしている。</p> <p>ここでいう「犯罪の予防」とは、犯罪行為をあらかじめ防止することをいい、犯罪を誘発するおそれのある情報は、犯罪予防の見地から、本号により不開示とすることができる。また、「捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに犯人及び証拠を発見し、証拠を収集及び保全する活動をいうと解される。</p> <p>同号の規定は、実施機関の犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を尊重する趣旨から、当該実施機関の裁量的判断に相当の理由があると認められる場合には、同号該当性を認めるものである。</p> <p>そこで、本件不開示情報について、同号に該当するとした実施機関の判断に相当の理由があるかどうか、以下、検討する。</p> <p>(2) 本件についてこれを見ると、本件不開示情報のうち行為者に対する捜査経過欄1行目の5文字目、16文字目、17文字目及び年月日並びに同欄2行目及び8行目については、審査請求人自身が来署し事情聴取に応じたという客観的事実と来署した年月日、また、審査請求人自身が来署した際に具体的に行った事実が記載されているに過ぎないことから、これを開示することにより、犯罪の予防及び捜査に重大な支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由がある情報であるとは認められないため、条例第20条第5号に該当しないと判断する。</p> <p>しかしながら、本件不開示情報のうちその余の情報（以下「犯罪の予防等支障情報」という。）については、本件ストーカー事案及び本件GPS事案に係る捜査を行った内容、結果等の詳細が記載されていることから、かかる情報を開示すると、実施機関が説明するように、これを捜査する警察官の現場における着眼点、捜査手法、捜査の内容等が明らかとなり、今後、同種の犯罪を発生させようと企てる者に証拠隠滅の方法、犯罪性の有無に関わる判断の内容等が明らかとなる。よって、かかる情報は、こ</p>

<p>審 査 会 の 判 断 理 由 ( 続 き )</p>	<p>れを開示することにより、犯罪の予防及び捜査に重大な支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由がある情報であると認められるため、同号に該当すると判断する。</p> <p>なお、この点について、審査請求人は、本件不開示情報は実施機関による捜査活動ではなく行政処分の発令に向けた調査の結果判明したものであり、これを開示したとしても犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがない旨主張するが、当審査会が確認したところ、実施機関は、調査活動と並行して刑罰法令に抵触する可能性を視野に犯罪捜査を行い、本件行政文書はこれらの結果を踏まえて作成されたものと認められるため、この点に関する審査請求人の主張は採用することができない。</p> <p>4 条例第20条第3号該当性について</p> <p>(1) 判断対象</p> <p>実施機関は、本件不開示情報について、条例第20条第3号に該当する旨説明するが、前記3のとおり、本件不開示情報のうち犯罪の予防等支障情報は、同条第5号に該当すると認められるため、同条第3号該当性について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。</p> <p>そこで、以下においては、本件不開示情報のうち同条第5号に該当すると判断した情報以外の情報（以下「第3号判断対象情報」という。）の同条第3号該当性について判断する。</p> <p>(2) 条例第20条第3号本文該当性について</p> <p>条例第20条第3号本文は、「請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示とすることができる」と規定している。</p> <p>当審査会で確認したところ、第3号判断対象情報は、審査請求人自身が来署し事情聴取に応じたという客観的事実と来署した年月日、また、審査請求人自身が来署した際に具体的に行った事実が記載されているが、これは審査請求人自身の情報であることは明らかである。</p> <p>よって、第3号判断対象情報は、請求者以外の個人に関する情報ではないことから、同号本文に該当しないと判断する。</p> <p>5 審査請求人のその他の主張について</p> <p>(1) 審査請求人は、本件審査請求時点にあっても本件ストーカー事案に係ると思われる事態が発生している状況からすると、誰がどのような理由でGPS発信機を設置したのかを明らかにし、審査請求人らに対する危害を防止するため、本件不開示情報の開示を受けなければならない緊急かつ現実の必要性がある旨主張しており、これは、条例第20条の3に規定する個人の権利利益を保護するため裁量的開示を行うべきであるとする趣旨と解されるので、以下、この点について検討する。</p> <p>(2) 条例第20条の3は、開示の請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれる場合であっても、「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」に当該不開示情報の裁量的開示を認める規定であることにかんがみると、「特に必要があると認めるとき」とは、開示することによって生じる支障があったとしても、個人の権利利益を保護するため開示する必要性が特に上回る場合を意味すると解される。</p> <p>(3) 当審査会が確認したところ、本件においては、犯罪の予防等支障情報について、それを開示することによって生じる支障よりも、審査請求人が主張するような、同人の権利利益を保護するために開示する必要性が特に上回る場合に該当するとまでは認められない。</p> <p>よって、かかる情報について、実施機関が同条を適用し裁量的開示を行わなかったことは妥当であると判断する。</p>
<p>答 申 年 月 日</p>	<p>平成29年11月27日</p>

個人情報保護審査会答申第184号の概要

件名	特定の事案に係る捜査内容に関する文書一部不開示の件（その2）（諮問第198号） 特定の事案に係る捜査内容に関する文書不開示の件（諮問第199号）		
請求情報の概要	特定の事案に係るチャートと呼ばれる捜査資料及び調査報告書（以下「本件行政文書」と総称する。）		
請求年月日	平成29年10月6日	決定期年月日	平成29年11月1日
決定内容	一部開示 不開示（却下）	実施機関	神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課（平成29年度から生活安全部人身安全対策課）
不開示部分	本件行政文書に記載されている事案及び捜査の内容の一部（以下「本件不開示情報」と総称する。）		
不開示根拠条項	個人情報保護条例（以下「条例」という。）第20条第3号及び第5号並びに神奈川県行政手続条例第7条		
不開示理由等	<p>1 経過について</p> <p>(1) 本件における請求は、本件行政文書のうち審査請求人が開示請求書において示した特定の3情報（以下、それぞれ「甲情報」、「乙情報」、「丙情報」という。）を除くものであったところ、実施機関は、同文書から乙情報及び丙情報を除いた場合、開示請求の対象として「自己を本人とする保有個人情報」を特定できないため、形式上の不備があると判断し、神奈川県行政手続条例第7条及び条例第19条第3項の規定に基づき、平成28年10月12日付けで、審査請求人に対して、同文書から乙情報及び丙情報を除くことをやめるか、又は除く情報の内容を変更することを趣旨とする補正を求め、補正に応じない場合には、同文書から甲情報のみを除く趣旨の開示請求があったものとして、開示又は不開示の決定をする旨通知した。</p> <p>(2) これに対し、審査請求人は、平成28年10月19日に、補正に応じない意思を示したため、警察本部長は平成28年11月1日付けで、審査請求人に係る特定の事案に係る捜査内容に関する文書から甲情報のみを除く趣旨の開示請求があったものとして、本件行政文書を対象文書として特定の上、本件行政文書に記載されている警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影（以下「警部補以下の氏名」という。）については、請求者以外の個人に関する情報であるとして、条例第20条第3号を理由に、本件行政文書に記載されている事案及び捜査の内容の一部（以下「本件事案捜査結果」と総称する。）については、請求者以外の個人に関する情報であるとして、同号を理由に、また、犯罪の予防、鎮圧又は捜査に支障を及ぼすおそれがあるとして、同条第5号を理由に不開示とする一部開示決定（以下「本件一部開示処分」という。）を行った。</p> <p>また、警察本部長は同日付けで、審査請求人に係る特定の事案に係る捜査内容に関する文書から乙情報及び丙情報を除く趣旨の開示請求に対し、開示請求の対象として「自己を本人とする保有個人情報」を特定できないとして、神奈川県行政手続条例第7条の規定に基づき、却下を趣旨とする不開示決定（以下「本件不開示処分」という。）を行った。</p> <p>2 本件一部開示処分について</p> <p>(1) 本件行政文書について</p> <p>本件行政文書は、審査請求人が経営する会社の元従業員（以下「従業員」という。）のストーカー被害（以下「本件ストーカー事案」という。）について、本件ストーカー事案と自身が使用する車両にGPS発信機が取り付けられていた事案（以下「本件GPS事案」という。）に関係性がある旨を申し立てたことから、特定警察署（以下「本件警察署」という。）が両事案の関連性の有無、本件ストーカー事案に対する行政措置、本件ストーカー事案及び本件GPS事案に係る刑事事件の立件等を視野に調査及び捜査活動（以下「本件捜査」という。）を並行して行い、その内容、結果等を「ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する警告及び援助等の措置要領について（平成13年3月15日例規第10号、神生総発第237号）」に定める様式を用いて作成した調査報告書及び本件捜査を指揮する幹部及び捜査員が一見して理解できるよう、特定日付けで作成されたチャートと呼ばれる捜査資料である。</p> <p>(2) 条例第20条第3号該当性について</p> <p>ア 条例第20条第3号本文該当性について</p> <p>イ 警部補以下の氏名について</p> <p>警部補以下の氏名は、個人が識別される情報に該当するため、条例第20条第3号本文に該当する。</p>		

不開示理由等  
( 続 き )

(イ) 本件事案捜査結果について

本件事案捜査結果には、審査請求人以外の本件ストーカー事案及び本件GPS事案の関係者（以下「本件事案対象者」という。）に対する捜査を行った結果判明した住所、氏名、実施機関の事情聴取に対して供述した内容等が記載されている。これらの情報は、請求者以外の個人に関する情報であって請求者以外の特定の個人が識別できるものであり、また、開示することにより当該特定の個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第20条第3号本文に該当する。

イ 条例第20条第3号ただし書該当性について

条例第20条第3号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからウまでに該当する情報は開示すると規定しているが、本件事案捜査結果は、以下のとおり、同号ただし書ア、イ及びウには該当しない。

(ア) 条例第20条第3号ただし書ア該当性について

審査請求人は、本件行政文書が刑事訴訟法第53条及び犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第3条の規定により、審査請求人への開示が予定されている情報であり条例第20条第3号に該当する旨主張しているが、これらは、裁判所の訴訟記録及び公判記録の閲覧に係る規定であり、本件行政文書が現時点において何らかの規定に基づき閲覧できるものではなく、今後の閲覧も予定されていない。

また、実施機関として、本件事案対象者に関する情報が、審査請求人の家族に関する情報であるか否かについても、明らかにできるものではない。

さらに、警部補以下の氏名は、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても公表されておらず、慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報ではない。

したがって、法令等の規定により又は慣行として請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報には該当しない。

(イ) 条例第20条第3号ただし書イ該当性について

本件事案捜査結果は、本件事案対象者の氏名、住所、供述内容等であるが、本件警察署が審査請求人に対し既に説明しているとおおり、本件捜査により、本件ストーカー事案と本件GPS事案の関連性がないことが明らかであることから、個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要な情報には該当しない。

(ウ) 条例第20条第3号ただし書ウ該当性について

本件事案捜査結果は、本件事案対象者の氏名、住所、供述内容等であり、本件事案対象者の個人情報であるため、当該個人が公務員等である場合における職務の遂行に係る情報には該当しない。

(3) 条例第20条第5号該当性について

本件事案捜査結果には、本件ストーカー事案及び本件GPS事案に係る捜査を行った内容、結果等の詳細が記載されている。

実施機関は、犯罪の発生が明白である事案のほか、犯罪であるか否かが明らかでない事案、警察における行政措置が可能な事案等についても、犯人及び証拠の発見、収集、保全等を行うための捜査又は調査を実施し、犯罪性の有無を明らかにする。本件捜査の結果、本件ストーカー事案と本件GPS事案の関連性がないこと及び本件GPS事案に犯罪性がないことが明らかとなった場合であっても、その内容を開示すると、両事案と同種の事案が発生した場合に、これを捜査する警察官の現場における着眼点、捜査手法、捜査の内容等が明らかになるとともに、犯罪であるか否かの判断に関わる情報が明らかとなり、今後、同種の犯罪を発生させようと企てる者に証拠隠滅の方法、犯罪性の有無に関わる判断の内容等が明らかとなることから、条例第20条第5号に該当する。また、本件事案対象者に対する嫌がらせ等により、その生命、身体等に危害が及ぶおそれがあり、今後、本件捜査への協力が困難になることもあり得ることから、犯罪の捜査及び予防に重大な支障を及ぼすおそれがあるため、本件事案捜査結果は、同号に該当する。

3 本件請求書に係る補正の求めについて

実施機関は、本件請求対応時に際し、本件請求の内容では、開示請求の対象として自己を本人とする保有個人情報を特定していないものであるため、本件請求書の記載に「形式上の不備」があるとして、審査請求人に対し、本件請求の内容を修正するよう任意の要請を行った。

しかし、審査請求人は、かかる任意の要請に応じることなく本件請求書を提出したことから、実施機関は、神奈川県行政手続条例第7条及び条例第19条第3項に基づき、書面により補正を求めることが適当と判断し、相当な期間（12日間）を定めるとともに、

<p>不開示理由等 ( 続 き )</p>	<p>補正の参考となる情報を記載して補正通知書を作成し補正を求めたものであって、審査請求人が主張する違法な補正を求めたものではない。</p> <p>4 本件請求に対する決定について 実施機関は、本件請求書の補正の求めに対して、審査請求人から補正に応じない旨の回答を得たことから、その意思を確認した上で審査請求人に係る特定の事案に係る捜査内容に関する文書から甲情報のみを除く趣旨の開示請求があったものとして本件一部不開示決定を行うと同時に、審査請求人に係る特定の事案に係る捜査内容に関する文書から乙情報及び丙情報を除く趣旨の開示請求に対し本件不開示決定を行うことにより、本件請求書の「開示の請求に係る保有個人情報の内容」欄に記載された全ての項目について決定を行ったものであり、審査請求人が主張する本件請求書に記載された請求内容を変更して決定を行ったものではない。</p> <p>5 審査請求人のその他の主張について 本件警察署が審査請求人に対し既に説明しているとおおり、実施機関の本件捜査により、本件ストーカー事案と本件GPS事案との関連性がないことが明らかであることから、本件事案捜査結果等を開示しなければならない緊急かつ現実の必要性は認められない。</p>		
<p>審 査 請 求 年 月 日</p>	<p>平成29年 1月31日</p>	<p>審 査 請 求 の 趣 旨</p>	<p>原処分の取消しを求める。</p>
<p>審 査 請 求 の 理 由</p>	<p>1 本件一部開示処分について (1) 条例第 20 条第 3 号該当性について ア 条例第 20 条第 3 号本文該当性について 審査請求人の使用する車両に取り付けられたGPS発信機は、本件ストーカー事案に関して審査請求人が本件警察署に提出した審査請求人の所有に係るものであるから、その調査活動によって得られた情報も含め、審査請求人自身の個人情報であるため、請求者以外の特定の個人が識別される情報に該当しない。</p> <p>イ 条例第 20 条第 3 号ただし書該当性について (ア) 条例第 20 条第 3 号ただし書ア該当性について 本件事案捜査結果等が本件ストーカー事案及び本件GPS事案の被害者である審査請求人への開示が予定されたもの（刑事訴訟法第 53 条、犯罪被害者保護法第 3 条）、又は審査請求人の家族に関する情報など審査請求人が慣行によって知ることができる情報であれば、条例第 20 条第 3 号ただし書アに該当する。</p> <p>(イ) 条例第 20 条第 3 号ただし書イ該当性について 本件事案捜査結果等は、本件ストーカー事案及び本件GPS事案に係る調査活動の内容であり、審査請求人らの生命身体の安全を保護するために実施したものであるなら、審査請求人らが、今後、同種の被害から自身の生命身体等の安全を守るために必要不可欠なものであり、同人らの「生命、健康、生活又は財産を保護」するための情報であることから、条例第 20 条第 3 号ただし書イに該当する。</p> <p>(ウ) 条例第 20 条第 3 号ただし書ウ該当性について 本件事案捜査結果等に公務員等の職務遂行に関する情報が記載されていれば、条例第 20 条第 3 号ただし書ウに該当する。 審査請求人としては、捜査機関などの公的機関が審査請求人に対する調査ないし捜査活動のために、同人の車にGPS発信機を設置したということも否定できず、このような違法捜査を隠蔽するために、情報を秘匿し続けようとしているのではないかと思料するところである。</p> <p>(2) 条例第 20 条第 5 号該当性について 本件事案捜査結果は、本件GPS事案に関して行われた調査活動に基づいて判明した情報にすぎないのであり、犯罪の捜査等を有効かつ円滑に行うことを困難とするものではない。 本件ストーカー事案及び本件GPS事案についても、被害届や告訴状の提出などはなされておらず、ストーカー行為者に対する警告という行政処分を求める被害相談がなされたのみであり、両事案における警察の活動は、捜査活動ではなく、行政処分の発令に向けた調査活動にすぎないものであり、この点でも犯罪捜査への支障を及ぼすおそれなどは存しない。</p> <p>2 本件請求書に係る補正の求めについて 実施機関は、審査請求人が開示を求めた内容が、開示の対象となる審査請求人の「個人情報」に該当しないとして、本件請求書の補正を求めているところ、審査請求人が開</p>		

<p>審査請求の理由 ( 続き )</p>	<p>示を求めた内容は、同人の車に取り付けられたGPS発信機に関する情報であり、同人自身の情報である。</p> <p>審査請求人が開示を求めた内容が、仮に、第三者の情報とされるものでも、開示請求後にその開示の可否が実質的に判断されるべきものであって、本件補正は、審査請求人が開示を求める内容が、開示の対象となる「個人情報」に該当するか否かについての判断を予め先取りして求めているものであり、形式上の不備に関するものではなく、開示請求の内容にまで踏み込んだものである。条例第19条第3項により補正を求めることができるのは「請求書の形式上の不備」とされており、開示請求の内容に関する不備を補正する旨の規定は存しない。また、条例の規定上、補正に応じない場合に審査請求人の請求内容を変更して開示・不開示の判断をしてよいとの規定はなく、本件内容変更は法の規定に基づかない違法なものであり、補正に応じないこと自体から、開示・不開示決定をする旨の規定も存しない。また、補正を行った請求内容よりも、審査請求人が当初求めた請求内容の方が、開示の対象となる情報について十分な特定がなされており、「開示の請求に係る個人情報の内容」が特定されていないということもない。</p> <p>したがって、本件請求書の補正の求めは違法であって、手続上重大な瑕疵が存する。</p> <p>3 その他</p> <p>審査請求人としては、本件事案捜査結果等の開示を受け、調査をするなどして、審査請求人や同人の家族等に対して、今後どのような不法行為がなされる可能性があるのかを予見し、予防策を打つ必要がある。誰がどのような理由でGPS発信機を設置したのか、審査請求人に対して明らかになっておらず、審査請求時点においても行動を監視され何者かによって危害を加えられるのではないかという不安を抱えており、審査請求人には、本件事案捜査結果等の開示を受けなければならない緊急かつ現実の必要性がある。</p>
<p>諮問年月日</p>	<p>平成29年3月23日</p>
<p>審査会の論</p>	<p>1 実施機関が、審査請求人が補正をしなかったため、審査請求人に係る特定の事案に係る捜査内容に関する文書から一部情報を除く趣旨の開示請求があったものとして一部不開示とした保有個人情報のうち、平成26年10月20日及び平成27年10月7日作成の特定の事案に係るチャートと呼ばれる捜査資料の中の行為者に対する捜査経過欄1行目の5文字目、16文字目、17文字目及び年月日並びに同欄2行目及び8行目については開示すべきであるが、その余の部分を開示としたことは妥当である。</p> <p>2 実施機関が、審査請求人が補正をしなかったため、審査請求人に係る特定の事案に係る捜査内容に関する文書から一部情報を除く趣旨の開示請求があったものとして、その全てを、神奈川県行政手続条例第7条の規定に基づき却下を趣旨として不開示とした決定は、これを取消すべきである。審査請求人に係る特定の事案に係る捜査内容に関する文書のうち、行為者に対する捜査経過欄1行目の5文字目、16文字目、17文字目及び年月日並びに同欄2行目及び8行目については開示すべきであるが、その余の部分を開示としたことは妥当である。</p>
<p>審査会の理由</p>	<p>1 本件一部開示処分の適法性について</p> <p>(1) 本件行政文書について</p> <p>当審査会が確認したところ、本件行政文書は、本件ストーカー事案及び本件GPS事案において、刑事事件の立件等を視野に、犯罪捜査を調査と並行して行った結果等について、「ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する警告及び援助等の措置要領について（平成13年3月15日例規第10号、神生総発第237号）」に定める様式を用いてまとめた調査報告書並びに本件捜査を指揮する幹部及び捜査員が一見して理解できるよう作成されたチャートと呼ばれる捜査資料であると認められる。</p> <p>(2) 条例第20条第5号該当性について</p> <p>ア 条例第20条第5号は、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当な理由がある情報」は不開示とすることができるとしている。ここでいう「犯罪の予防」とは、犯罪行為をあらかじめ防止することをいい、犯罪を誘発するおそれのある情報は、犯罪予防の見地から、本号により不開示とすることができるかと解される。また、「捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに犯人及び証拠を発見し、証拠を収集及び保全する活動をいうと解される。</p> <p>同号の規定は、実施機関の犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断</p>

審 査 会 の  
判 断 理 由  
( 続 き )

を尊重する趣旨から、当該実施機関の裁量的判断に相当の理由があると認められる場合には、同号該当性を認めるものである。

そこで、本件事案捜査結果について、同号に該当するとした実施機関の判断に相当の理由があるかどうか、以下、検討する。

イ 本件についてこれを見ると、本件事案捜査結果のうち平成26年10月20日及び平成27年10月7日作成の特定の事案に係るチャートと呼ばれる捜査資料の中の行為者に対する捜査経過欄1行目の5文字目、16文字目、17文字目及び年月日並びに同欄2行目及び8行目については、審査請求人自身が来署し事情聴取に応じたという客観的事実と来署した年月日、また、審査請求人自身が来署した際に具体的に行った事実が記載されているに過ぎないことから、これを開示することにより、犯罪の予防及び捜査に重大な支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由がある情報であるとは認められないため、条例第20条第5号に該当しないと判断する。

しかしながら、本件事案捜査結果のうちその余の情報（以下「犯罪の予防等支障情報」という。）については、本件ストーカー事案及び本件GPS事案に係る捜査を行った内容、結果等の詳細が記載されていることから、かかる情報を開示すると、実施機関が説明するように、これを捜査する警察官の現場における着眼点、捜査手法、捜査の内容等が明らかとなり、今後、同種の犯罪を発生させようと企てる者に証拠隠滅の方法、犯罪性の有無に関わる判断の内容等が明らかとなる。よって、かかる情報は、これを開示することにより、犯罪の予防及び捜査に重大な支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由がある情報であると認められるため、同号に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は、本件事案捜査結果は実施機関による捜査活動ではなく行政処分の発令に向けた調査の結果判明したものであり、これを開示したとしても犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがない旨主張するが、当審査会が確認したところ、実施機関は、調査活動と並行して刑罰法令に抵触する可能性を視野に犯罪捜査を行い、本件行政文書はこれらの結果を踏まえて作成されたものと認められるため、この点に関する審査請求人の主張は採用することができない。

(3) 条例第20条第3号該当性について

ア 判断対象

実施機関は、本件事案捜査結果について、条例第20条第3号に該当する旨説明するが、前記イ(イ)のとおり、犯罪の予防等支障情報は、同条第5号に該当すると認められるため、同条第3号該当性について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

そこで、以下においては、本件事案捜査結果のうち同条第5号に該当すると判断した情報以外の情報（以下「第3号判断対象情報」という。）及び警部補以下の氏名について、同条第3号該当性について判断する。

イ 条例第20条第3号本文該当性について

条例第20条第3号本文は、「請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示とすることができると規定している。

(ア) 第3号判断対象情報

当審査会が確認したところ、第3号判断対象情報は、審査請求人自身が来署し事情聴取に応じたという客観的事実と来署した年月日、また、審査請求人自身が来署した際に具体的に行った事実が記載されているが、これは審査請求人自身の情報であることは明らかである。

よって、第3号判断対象情報は、請求者以外の個人に関する情報ではないことから、同号本文に該当しないと判断する。

(イ) 警部補以下の氏名

警部補以下の氏名は、特定の個人が識別される情報に該当するため、条例同号本文に該当することは明らかである。

<p>審査会の 判断理由 ( 続 き )</p>	<p>ウ 条例第20条第3号ただし書該当性について</p> <p>もともと、条例第20条第3号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからウまで、すなわち「法令等の規定により又は慣行として請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」(同号ただし書ア)、「個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示が必要であると認められる情報」(同号ただし書イ)、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」(同号ただし書ウ)に該当するものについては、開示すべき旨を規定している。</p> <p>そこで、警部補以下の氏名の同号ただし書該当性について、以下、検討する。</p> <p>警部補以下の氏名は、神奈川県職員録、新聞の人事異動記事その他のいかなる媒体においても公表されておらず、「法令等の規定により又は慣行として請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」ではないことから、同号ただし書アに該当しないと判断する。</p> <p>また、警部補以下の氏名が警察官の個人名であることにかんがみれば、「個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示が必要であると認められる情報」及び「当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当しないことは明らかである。</p> <p>よって、警部補以下の氏名は、同号ただし書アからウまでに該当しないと判断する。</p> <p>2 審査請求人のその他の主張について</p> <p>(1) 審査請求人は、本件審査請求時点にあっても本件ストーカー事案に係ると思われる事態が発生している状況からすると、誰がどのような理由でGPS発信機を設置したのかを明らかにし、審査請求人らに対する危害を防止するため、本件不開示情報の開示を受けなければならない緊急かつ現実の必要性がある旨主張しており、これは、条例第20条の3に規定する個人の権利利益を保護するため裁量的開示を行うべきであるとする趣旨と解されるので、以下、この点について検討する。</p> <p>(2) 条例第20条の3は、開示の請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれる場合であっても、「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」に当該不開示情報の裁量的開示を認める規定であることにかんがみると、「特に必要があると認めるとき」とは、開示することによって生じる支障があったとしても、個人の権利利益を保護するため特に開示する必要性が上回る場合を意味すると解される。</p> <p>(3) 当審査会が確認したところ、本件においては、犯罪の予防等支障情報及び警部補以下の氏名について、それらを開示することによって生じる支障よりも、審査請求人が主張するような、同人の権利利益を保護するために開示する必要性が特に上回る場合に該当するとまでは認められない。</p> <p>よって、これらの情報について、実施機関が同条を適用し裁量的開示を行わなかったことは妥当であると判断する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成29年11月27日</p>



個人情報保護審査会答申第185号の概要

件名	特定病院に係る調査依頼に関する文書一部不開示の件（諮問第196号）		
請求情報の概要	審査請求人が特定病院に対して調査依頼をしたことに関連する文書		
請求年月日	平成28年12月27日	決定年月日	平成29年1月4日
決定内容	一部開示（全部開示と不存在）	実施機関	神奈川県立病院機構（がんセンター）
不開示部分	特定事業者が作成した審査請求人に関する資料、特定事業者と審査請求人の話合の際に使用した文書及び特定事業者と審査請求人の話合の際に特定事業者が提示した名刺		
不開示根拠条項	—		
不開示理由等	<p>1 審査請求人が特定病院に対して行った調査依頼に関する文書等に記録された、自己を本人とする保有個人情報の開示の請求（以下「本件請求」という。）の対象となる文書の特定について</p> <p>実施機関が、本件請求の対象となる文書として、以下の文書を特定したことについては、次のとおりその特定に遺漏はない。</p> <p>(1) 実施機関は、審査請求人が特定日に提出した特定事項に関して回答を求めた依頼文書に対する実施機関の回答について伺った起案文書を作成していたことから、当該起案文書（以下「本件起案文書」という。）を特定した。</p> <p>(2) 実施機関は、特定事業者からの報告により審査請求人と特定事業者が話合いを行った場所が判明したことから、審査請求人と特定事業者が話合いを行った場所である特定病院の建屋図面（以下「本件図面」という。）を特定した。</p> <p>(3) 実施機関は、審査請求人の本件請求の内容にかんがみ、特定日付における審査請求人の保険証等を確認したことが分かるシステムの画面の写し（以下「本件画面」という。）の写しを特定した。</p> <p>(4) なお、本件請求の対象となる文書として、実施機関において、実施機関が管理する文書及び電磁的記録に至るまでくまなく検索を行ったが、前記(1)、(2)及び(3)で特定した文書以外に特定すべき文書は存在しなかった。</p> <p>2 特定事業者が作成した審査請求人に関する資料、特定事業者と審査請求人の話合の際に使用した文書及び特定事業者と審査請求人の話合の際に特定事業者が提示した名刺（以下「本件存否判断文書」という。）の存否について</p> <p>実施機関は、審査請求人と特定事業者が話合いをしたことについて、その報告を受けているが、当該話合において、本件存否判断文書が提示されたかなど、その具体的状況までは報告を受けていない。また、かかる文書は、特定事業者との契約上実施機関へ提出が義務付けられているものではなく、実際、当該話合の後、特定事業者から本件存否判断文書が実施機関へ提出されていないため、実施機関は、かかる文書を取得していない。</p> <p>なお、本件存否判断文書については、念のため実施機関において、実施機関が管理する文書及び電磁的記録についてくまなく検索を行ったが、存在しなかった。</p>		
審査請求年月日	平成29年1月30日	審査請求の趣旨	原処分を取消しを求める。
審査請求の理由	実施機関が、本件請求の趣旨と異なる文書を特定していること、また、審査請求人が請求した文書を不存在としたことは、納得できるものではない。		
諮問年月日	平成29年3月2日		
審査会論	実施機関が、自己情報開示請求の対象となる文書として、審査請求人が特定病院に対して行った調査依頼に関する起案文書、審査請求人と特定事業者が話合いを行った場所である特定病院の建屋図面及び特定日に審査請求人の保険証等を確認したことが分かるシステムの画面の写しを特定の上、そのすべてを開示し、また、特定事業者が作成した審査請求人に関する資料、特定事業者と審査請求人の話合の際に使用した文書及び特定事業者と審査請求人の話合の際に特定事業者が提示した名刺については、不存在であるとして、そのすべてを不開示としたことは妥当である。		
審査会の判断理由	1 本件請求の対象となる文書の特定について 審査請求人は、実施機関が本件請求の内容と異なる文書を特定している旨主張している		

<p>審査会の 判断理由 ( 続 き )</p>	<p>が、いかなる根拠をもってかかる主張をしているかが明らかにされていない。</p> <p>他方、実施機関が本件請求の対象となる文書として、実施機関が説明するとおり、審査請求人が特定日に提出した特定事項に関して回答を求めた依頼文書に対する実施機関の回答について伺った起案文書を作成していたことから、本件起案文書を特定したことは適切であり、また、実施機関が、特定事業者からの報告により審査請求人と特定事業者が話し合いを行った場所が判明したことから、話し合いを行った場所の建屋の平面図である本件図面を特定したことは適切であると認められる。さらに、実施機関が、本件請求の内容等にかんがみ、その内容をできるだけ拡大的に解釈し、特定日付における審査請求人の保険証等を確認したことが分かるシステムの画面の写しである本件画面の写しを特定したことは妥当であると認められる。</p> <p>また、当審査会が確認したところ、他に本件請求の対象となる文書も認められないことから、本件起案文書、本件図面及び本件画面の写しを特定したことに不備はないとする実施機関の説明は特段不合理とは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。</p> <p>2 本件存否判断文書の存否について</p> <p>本件存否判断文書について、実施機関は、取得していなかったため不存在である旨主張している。</p> <p>当審査会が確認したところ、実施機関が説明するとおり、実施機関は審査請求人と特定事業者の話し合いについてその報告を受けているが、本件存否判断文書が提示されたかなどその具体的状況までは報告を受けていないこと、また、話し合いの中で提示等があった場合でも本件存否応答文書については、特定事業者との契約上実施機関へ提出が義務付けられている文書ではないこと、さらに、特定事業者から本件存否判断文書が実施機関へ提出されることはなかったことが認められる。</p> <p>このことから、実施機関が本件存否判断文書を取得していないため不存在であると説明していることに、特段不合理な点は見当たらない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成30年1月22日</p>

個人情報保護審査会答申第186号の概要

件名	児童手当支給停止に関する文書一部不開示の件（その1）（諮問第201号）		
請求情報の概要	審査請求人に対する児童手当支給停止に関する文書（以下「本件行政文書」という。）に記載された審査請求人の個人情報		
請求年月日	平成29年1月4日	決定年月日	平成29年1月17日
決定内容	一部不開示	実施機関	神奈川県知事（子ども家庭課）
不開示部分	本件行政文書のうち、審査請求人本人に関する情報及び本件行政文書の名宛人に関する情報を除く情報（以下「本件不開示情報」と総称する。）		
不開示根拠条項	神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第20条第3号及び第7号柱書		
不開示理由等	<p>1 条例第20条第7号柱書該当性について 本件不開示情報は、児童手当の支給停止に関する文書に記録された情報であるところ、かかる情報を開示すると、児童手当に関する自治体への相談を躊躇わせるおそれが生じるほか、関係機関からの信頼を失い、児童手当の適正な支給を行うという実施機関の事務（以下「本件事務」という。）の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本件不開示情報は、条例第20条第7号柱書に該当する。</p> <p>2 条例第20条第3号該当性について 本件不開示情報のうち、審査請求人以外の個人に関する情報（以下「本件第三者情報」という。）は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができることから、条例第20条第3号本文に該当する。 また、本件第三者情報は、その性質上同号アからウまでのいずれにも該当しない。</p>		
審査請求年月日	平成29年3月13日	審査請求の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件不開示情報を開示せよ</li> <li>・一部開示決定の文書の作成者情報を開示せよ</li> </ul>
審査請求の理由	<p>1 条例第20条第7号柱書該当性について 実施機関は、本件不開示情報を開示すると、関係機関との信頼関係を損なう旨説明するが、我が国では法律による行政の原理が貫かれており、当該情報が行政事務にとって必要であれば、信頼関係がなくとも法令に基づいて関係機関に当該情報の提供を命じることができ、相手方はそれに応じる義務を負うため、本件不開示情報を開示しても、実施機関が主張するおそれは生じないことから、条例第20条第7号柱書には該当しない。</p> <p>2 条例第20条第3号該当性について 審査請求人は、法令の規定に基づいて特定自治体から発出された特定通知書を受領しており、特定通知書により本件行政文書に記載された情報を認知したものであるから、これらの情報は法令の規定により知ることができる情報ではない、という実施機関の説明は完全に誤ったものである。</p>		
諮問年月日	平成29年5月12日		
審査会の結論	実施機関が、児童手当支給停止に関する文書を一部不開示としたことは、妥当である。		
審査会理由	<p>1 条例第20条第7号柱書該当性について 審査請求人は、法律による行政の原理の下、信頼関係がなくとも法令に基づいて関係機関に必要な情報の提供を命じることができる以上、本件不開示情報を開示したとしても本件事務の適正な遂行に支障を及ぼさない旨主張するが、当審査会が確認したところ、本件不開示情報を開示すると、実施機関が説明するとおり、今後、児童手当に関する自治体への相談を躊躇させる結果を招くおそれがあると認められることから、この点において、実施機関における本件事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じると認められる。 よって、本件不開示情報は、条例第20条第7号柱書に該当すると判断する。</p> <p>2 条例第20条第3号該当性について 本件不開示情報のうち本件第三者情報は、前記1のとおり、条例第20条第7号柱書に該当するため、本号の該当性について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。</p>		
答申年月日	平成30年1月22日		

個人情報保護審査会答申第187号の概要

件名	児童手当支給停止に関する文書一部不開示の件（その2）（諮問第202号）		
請求情報の概要	神奈川県が鎌倉市に対して、審査請求人に対する児童手当の支給を停止する書面を発するにあたり収集した文書（以下「本件行政文書」という。）に記載された審査請求人の個人情報		
請求年月日	平成29年1月4日	決定年月日	平成29年1月17日
決定内容	一部不開示	実施機関	神奈川県知事（子ども家庭課）
不開示部分	審査請求人以外の個人情報（氏名、生年月日、住所等）及び関係機関のみで共有される児童手当に関する情報（本件行政文書の書式等）（以下「本件不開示情報」と総称する。）		
不開示根拠条項	神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第20条第3号及び第7号		
不開示理由等	<p>1 条例第20条第3号該当性について</p> <p>本件行政文書には、請求者以外の氏名・生年月日・住所等の個人情報が記載されており、これらを開示することにより、請求者以外の特定の個人が識別できるため、同条第3号に該当する。また、それ以外の部分については、請求者以外の個人を識別することはできないが、開示することにより、請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるため、同号本文に該当する。</p> <p>また、本件不開示情報は以下の理由により、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。本件不開示情報は、関係機関のみで共有される児童手当に関する情報であって、「法令の規定により又は慣行として請求者が知ることができ、又は知ることが予定をされている情報」ではないため、同号ただし書アには該当しない。本件不開示情報は、その性質上、請求者以外の個人の生命、健康、生活等を保護するため、開示することが必要であると認められる情報ではなく、また、公務員等の職及び当該職務の遂行に係る情報には該当しないため、同号ただし書イ、ウにも該当しない。</p> <p>2 条例第20条第7号柱書該当性について</p> <p>本件不開示情報は、条例第8条第4項第8号に基づき、事務の遂行上必要な限度で利用するため、本人以外の他の関係機関から収集を行ったものであり、児童手当の支給要件等に関わるものであるため、関係機関の間でのみ情報共有している。かかる情報を開示することで、関係機関との信頼関係が損なわれ、事業に係る情報提供が受けられなくなることが想定されることから、第20条第7号に規定する実施機関の児童手当支給に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。よって、本件不開示情報は、同号柱書に該当する。</p>		
審査請求年月日	平成29年4月15日	審査請求の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件不開示情報を開示せよ</li> <li>・一部開示決定の文書の作成者情報（氏名または法人名、住所、電話番号等）を開示せよ</li> </ul>
審査請求の理由	<p>1 条例第20条第3号該当性について</p> <p>神奈川県に対する情報公開請求に先立って行った鎌倉市への照会によれば、神奈川県次世代育成部の指示に基づき、審査請求者に対する児童手当の支給が停止されたとのことである。そうであるならば、本件不開示情報を神奈川県及び審査請求人が既に保有していることは明白であり、法令の規定により知ることができる情報ではないという弁明書記載の指摘は完全に誤ったものである。一部開示決定のフォームを見る限り、かかる情報以外の箇所をマスキングすることは容易であるから、神奈川県が審査請求人に対して本件不開示情報の開示を行わないことは個人情報保護条例に違反するものである。</p> <p>2 条例第20条第7号柱書該当性について</p> <p>弁明書によれば、「本件不開示情報は、当該情報を公開することにより、関係機関との信頼関係が損なわれ、事業に係る情報提供が受けられなくなる」とのことであるが、我が国では法律による行政の原理が貫かれており、民間の業務と異なり、行政機関の業務においては信頼関係という属人的な要素は必要とされていない。当該情報が行政事務にとって必要な情報であれば、信頼関係がなくても法令の規定に基づいて相手方の関係機関に提出を命じることができるし、相手方はそれに応じる法律上の義務を負う。</p>		
諮問年月日	平成29年5月12日		

**個人情報保護審査会答申第188号の概要**

<b>件名</b>	特定警察署作成報告書一部不開示の件（諮問第204号）		
<b>請求情報概要</b>	特定日、特定人が亡くなった件で特定警察署が作成した報告書		
<b>請求年月日</b>	平成29年 1月24日	<b>決定年月日</b>	平成29年 2月 3日
<b>決定内容</b>	一部開示	<b>実施機関</b>	神奈川県警察本部長（捜査第一課）
<b>不開示部分</b>	特定警察署作成報告書（以下「本件報告書」という。）に記録された、特定人の特定機関に係る履歴（以下「本件履歴」という。）特定警察署が捜査し、関係者の供述から得られた特定人の状況として記録された情報の一部（以下「本件状況記録」という。）並びに当該状況に至る原因及び動機として記録された情報の一部（以下「本件原因及び動機記録」という。）（以下「本件捜査結果」と総称する。）		
<b>不開示根拠条項</b>	個人情報保護条例（以下「条例」という。）第20条第3号、第5号及び第7号		
<b>不開示理由等</b>	<p>1 本件履歴について</p> <p>(1) 条例第20条第3号該当性について          本件履歴は、本件請求の請求者以外の個人に関する情報であって、本件履歴の記載内容により当該請求者以外の特定の個人を識別することができることから、条例第20条第3号本文に該当する。          また、本件履歴は、実施機関の捜査により判明した特定人の特定機関に係る履歴であり、かかる情報を開示すると、特定人の特定機関との関わりが明らかとなり、特定人の権利利益を害するおそれがあるため、同号本文に該当する。          本件履歴は、その性質上、同号ただし書アからウまでには該当しない。</p> <p>(2) 条例第20条第5号該当性について          本件履歴は、実施機関の捜査により判明した特定人の特定機関に係る履歴であり、かかる情報を開示すると、警察の捜査活動により判明した情報が明らかとなり、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第20条第5号に該当する。</p> <p>2 本件捜査結果について</p> <p>(1) 条例第20条第3号該当性について          ア 条例第20条第3号本文該当性について          本件捜査結果のうち本件状況記録には、特定人の状況について関係者に対して捜査した結果、判明した関係者の氏名、勤務先、供述に至った経緯及び供述内容が記載されている。また、本件捜査結果のうち本件原因及び動機記録には、当該状況に至る原因及び動機について関係者に対して捜査した結果、判明した関係者の供述内容が記載されている。これらの情報を開示すると、当該関係者及びその供述内容が明らかとなり、請求者以外の特定の個人を識別することができることと、当該関係者の権利利益を害するおそれがあることから、条例第20条第3号本文に該当する。          イ 条例第20条第3号ただし書該当性について          本件捜査結果は、その内容にかんがみれば、条例第20条第3号ただし書アからウまでには該当しない。</p> <p>(2) 条例第20条第5号該当性について          本件捜査結果は、特定人の状況について、犯罪性の有無を判断するために行った捜査の結果、判明した関係者の氏名、勤務先、供述に至った経緯及び供述内容であり、これらの情報を開示すると、捜査により聴取した関係者の氏名、供述内容等が明らかになることとなり、警察の捜査に対する信頼が失われ、事件の関係者からの協力が得られなくなるおそれがある。このことは今後、別の事件においても関係者への聴取が困難になるなど、実施機関の捜査等に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第20条第5号に該当する。          また、当該状況における警察の着眼点、捜査手法、捜査内容等が明らかになることにより、犯罪性の有無に関する判断基準が明らかとなり、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあることから、この点においても、同号に該当する。</p> <p>3 その他          審査請求人は、本件処分の取消しを求める審査請求を行った際、実施機関の担当者へ受付を断られたと主張しているが、審査請求人は口頭により不開示部分の開示を求めたものであり、当該担当者は、審査請求人に対し、本件処分の理由について説明した事実はあるものの、審査請求人から審査請求書の提出を拒んだ事実はない。</p>		
<b>審査請求年月日</b>	平成29年 5月 1日	<b>審査請求の趣旨</b>	原処分の取消しを求める。

<p style="text-align: center;"><b>審 査 請 求 の 理 由</b></p>	<p>1 特定警察署の内線電話番号について 実施機関が条例第 20 条第 7 号に該当するとして不開示とした特定警察署の内線電話番号については「開示を求めている」として、審査請求において取消しを求めている本件処分のうち、特定警察署の内線電話番号を不開示とした処分の取消しを求めることを取り下げる。</p> <p>2 本件履歴について (1) 条例第 20 条第 3 号該当性について 本件履歴は、特定人と審査請求人の関係性及び本件請求時の特定人の状況を考慮すれば、特定人の権利利益を害するおそれはない。</p> <p>(2) 条例第 20 条第 5 号該当性について 本件履歴は、本件請求時の特定人の状況を考慮すれば、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすことはありえない。</p> <p>3 本件捜査結果について (1) 条例第 20 条第 3 号該当性について ア 条例第 20 条第 3 号本文該当性について 本件捜査結果は、特定人と審査請求人の関係性及び本件請求時の特定人の状況を考慮すれば、当該個人の権利利益を侵害するおそれはない。</p> <p>イ 条例第 20 条第 3 号ただし書該当性について (ア) 条例第 20 条第 3 号ただし書ア該当性について 本件捜査結果は、特定人と審査請求人の関係性及び本件請求時の特定人の状況を考慮すれば、慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるため、開示すべきである。</p> <p>(イ) 条例第 20 条第 3 号ただし書イ該当性について 本件捜査結果は、特定人の人権又は財産を保護するため開示することが必要な情報であるため、開示すべきである。</p> <p>(2) 条例第 20 条第 5 号該当性について 審査請求人は、本件請求時の特定人の特定状況については、実施機関の職員から事件性がないとの説明を受けていることから、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすことはありえない。</p> <p>また、本件請求時の特定人の状況にかんがみても、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすことはありえない。</p> <p>4 その他 (1) 実施機関が説明する本件処分の理由は虚偽であり、違法な目的のために本件処分が行われたものであるから、本件処分において不開示とされた情報は開示されるべきである。</p> <p>(2) 審査請求人は、口頭により本件処分により不開示とされた情報の開示を求める審査請求をしたところ、実施機関の担当者に受付を断られた。</p>
<p><b>諮 問 年 月 日</b></p>	<p>平成29年 6 月 13 日</p>
<p><b>審 査 会 の 結 論</b></p>	<p>実施機関が、特定警察署作成報告書を一部不開示としたことは、妥当である。</p>
<p><b>審 査 会 の 理 由</b></p>	<p>1 本件履歴について (1) 条例第20条第 3 号該当性について ア 条例第20条第 3 号本文該当性について 条例第20条第 3 号本文は、「請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示とすることができる」と規定している。</p> <p>当審査会が確認したところ、本件履歴は、実施機関が説明するとおり、本件報告書において、特定人の氏名とともに特定人の特定機関に係る履歴が記録されていることから、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることが認められる。</p>

よって、本件履歴は、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第20条第3号ただし書該当性について

もっとも、条例第20条第3号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからウまで、すなわち「法令等の規定により又は慣行として請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」（同号ただし書ア）、「個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」（同号ただし書イ）、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」（同号ただし書ウ）に該当するものについては、開示すべき旨を規定している。

そこで、本件履歴の同号ただし書該当性について、以下、検討する。

(ア) 条例第20条第3号ただし書ア該当性について

当審査会が確認したところ、本件履歴は、審査請求人が主張するような特定人と審査請求人の関係性を考慮したとしても、慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは言えないことが認められる。

よって、本件履歴は、条例第20条第3号ただし書アには該当しないと判断する。

(イ) 条例第20条第3号ただし書イ該当性について

当審査会が確認したところ、本件履歴は、その内容にかんがみれば、個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報には該当しないことが認められる。

よって、本件履歴は、条例第20条第3号ただし書イには該当しないと判断する。

(ウ) 条例第20条第3号ただし書ウ該当性について

当審査会が確認したところ、本件履歴は、その内容にかんがみれば、公務員の職及びその職務の遂行の内容に係る情報に該当しないことは明らかである。

よって、本件履歴は、条例第20条第3号ただし書ウには該当しないと判断する。

(2) 条例第20条第5号該当性について

実施機関は、本件履歴について条例第20条第5号に該当する旨説明するが、前記アのとおり、本件履歴は、同条第3号に該当すると認められるため、同条第5号該当性について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

2 本件捜査結果について

(1) 条例第20条第5号該当性について

条例第20条第5号は、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当な理由がある情報」は不開示とすることができるとしている。

ここでいう「犯罪の予防」とは、犯罪行為をあらかじめ防止することをいい、犯罪を誘発するおそれのある情報は、犯罪予防の見地から、本号により不開示とすることができるかと解される。また、「捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに犯人及び証拠を発見し、証拠を収集及び保全する活動を言うかと解される。

同号の規定は、実施機関の犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を尊重する趣旨から、当該実施機関の裁量的判断に相当の理由があると認められる場合には、同号該当性を認めるものである。

そこで、本件捜査結果について、同号に該当するとした実施機関の判断に相当の理由があるかどうか、以下、検討する。

当審査会が確認したところ、本件捜査結果のうち本件状況記録は、特定人の状況について関係者に対して捜査した結果、判明した関係者の氏名、勤務先、供述に至った経緯及び供述内容であり、本件原因及び動機記録は当該状況に至る原因及び動機について関係者に対して捜査した結果、判明した関係者の供述内容であり、いずれも審査請求人が知りえない情報であることが認められる。

このことから、これらの情報を開示すると、実施機関が説明するのとおり、警察の捜査により聴取した関係者の氏名、供述内容等が明らかになり、警察の捜査に対する信頼が失われ、事件の関係者からの協力が得られなくなること、また、これにより今後、別の事件においても関係者への聴取が困難になるなど、実施機関の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認められる。よって、これらの情報を開示することにより、犯罪の予防及び捜査に重大な支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、

<p style="text-align: center;">審 査 会 の 判 断 理 由 ( 続 き )</p>	<p>相当の理由がある情報であると認められるため、本件捜査結果は同号に該当すると判断する。</p> <p>(2) 条例第20条第3号該当性について  実施機関は、本件捜査結果について、条例第20条第3号に該当する旨説明するが、前記アのとおり、本件捜査結果は、同条第5号に該当すると認められるため、同条第3号該当性について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 審査請求人は、実施機関が説明する本件処分の理由は虚偽であり、違法な目的のために本件処分が行われたため本件処分において不開示とされた情報を開示すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、本件処分の理由は虚偽であって違法な目的のために本件処分が行われたという審査請求人の主張を裏付ける事実は認められず、前記(1)及び(2)のとおり、本件処分は適法であると認められることから、この点に関する審査請求人の主張は採用することはできない。</p> <p>(2) また、審査請求人は、口頭により本件処分により不開示とされた情報の開示を求める審査請求をしたところ、実施機関の担当者に受付を断られた旨主張しているため、以下、この点についても検討する。</p> <p>神奈川県個人情報保護審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第39条の3に規定する不開示等の決定又は不作為に係る審査請求につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、開示請求の対象となった行政文書に含まれる保有個人情報の条例第20条各号に規定する不開示情報該当性等を調査審議することを定めた規定であると解されるところ、審査請求人が審査請求の受付を断られた旨の主張は、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は調査審議する立場にない。</p>
<p>答 申 年 月 日</p>	<p>平成30年3月14日</p>



## 資料5 情報公開・個人情報保護審議会諮問書・答申書

(1) 知事の所管に属する神奈川県個人情報保護条例第6条に規定する要配慮個人情報の取扱いについて(諮問)等

情公第7号

平成29年7月26日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会  
会長 宇賀克也様

神奈川県知事 黒岩祐治

知事の所管に属する神奈川県個人情報保護条例第6条に規定する  
要配慮個人情報の取扱いについて(諮問)

神奈川県個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成29年神奈川県条例第49号)附則第4項の規定に基づき、次の諮問事項の当否について神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の意見を求めます。

### 諮問事項

要配慮個人情報の取扱制限の適用除外について

#### 1 類型答申の整理及び新設

神奈川県個人情報保護条例第6条に規定する要配慮個人情報の取扱制限の適用除外に係る類型答申を、別紙1のとおりとする。

#### 2 個別答申による取扱制限の適用除外

類型答申に該当しない別紙2の表記載の事務において、同表記載の要配慮個人情報を取り扱う。

知事ほか14実施機関が行った19件の同種の諮問のうち、知事が7月に行った諮問を代表事例として掲載

答申第42号  
平成29年12月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会  
会長 宇 賀 克 也

知事の所管に属する神奈川県個人情報保護条例第6条に規定する  
要配慮個人情報の取扱いについて（答申）

神奈川県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年神奈川県条例第49号）附則第4項の規定に基づき平成29年7月26日付け情公第7号及び同年9月12日付け情公第10号で諮問のありました標記のことについては、審議の結果、次のとおり結論を得たので、答申します。

要配慮個人情報の取扱制限の適用除外について

- 1 類型答申の整理及び新設については、別紙1のとおりとする。
- 2 個別答申による取扱制限の適用除外については、別紙2のとおりとする。

- ・ 知事ほか14実施機関が行った19件の諮問に対して、審議会は15件に集約して答申（第42号～第56号）
- ・ 代表事例として知事への答申書を掲載
- ・ 各実施機関分に認められた「類型答申」は、次ページから230ページまでに掲載
- ・ 知事ほか4実施機関に認められた「個別答申による取扱制限の適用除外」は、231ページから233ページまでに掲載

**条例第6条の規定に基づき審議会の意見を聴いた  
要配慮個人情報の取扱制限の適用除外事項（類型答申）**

**【共通】**

番号	類型	類型の細区分	取り扱う要配慮個人情報の項目
類1 H29. 12.21 答申	県民等からの相談、陳情、要望、意見等の中で相談者等の意思により要配慮個人情報が提供され、実施機関として当該個人情報を取り扱うことになる場合	各種の相談事務 各種の陳情、要望等 意見、主張、見解等	<input type="radio"/> 全ての項目
	<b>解説</b>	県民等からの各種の相談、陳情、意見等を取り扱う事務では共通して、実施機関の意思にかかわらず、様々な内容が提供されることから類型答申とする。	
類2 H29. 12.21 答申	作文等のコンクール、試験等において作成される作文、論文等の記載内容に含まれる要配慮個人情報を取り扱う場合		<input type="radio"/> 全ての項目
	<b>解説</b>	県民等から作文、論文等の提出を受ける事務では共通して、実施機関の意思にかかわらず、様々な内容が提供されることから類型答申とする。	
類3 H29. 12.21 答申	栄典、表彰の事務において被表彰者、候補者等の次の項目に係る要配慮個人情報を取り扱う場合 ①犯罪の経歴、②刑事事件に関する手続、③少年の保護事件に関する手続		<input type="radio"/> 犯罪の経歴 <input type="radio"/> 刑事事件に関する手続 <input type="radio"/> 少年の保護事件に関する手続
	<b>解説</b>	栄典、表彰の事務においては、表彰等の対象者について犯罪の経歴を有する者でないことが要件となることが多いことから類型答申とする。	
類4 H29. 12.21 答申	新聞、書籍等の中に公知情報として掲載された要配慮個人情報を出典、収集先、収集時期を明示して取り扱う場合		<input type="radio"/> 全ての項目
	<b>解説</b>	既に公にされている個人情報を、事務の取扱目的に沿って必要最小限の範囲で取り扱う限り、一般に個人情報保護上の問題は起こらないものと考えられることから、類型答申とする。	
類5 H29. 12.21 答申	政党名、会派名、議員等の政治理念等「信条」（宗教を除く。）に係る要配慮個人情報を取り扱う場合		<input type="radio"/> 信条（宗教を除く。）
	<b>解説</b>	議員の政党名等については、公知の情報と考えられることから、類型答申とする。	
類6 H29. 12.21 答申	土地、家屋等を取得するに際して、墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の改葬、移転の費用や供養、祭礼の費用の補償を適正に行うため「信条」（宗教に限る。）に係る要配慮個人情報を取り扱う場合		<input type="radio"/> 信条（宗教に限る。）
	<b>解説</b>	宗教施設の改葬、移転等が必要となる場合が共通して想定されることから、類型答申とする。	
類7 H29. 12.21 答申	国際交流に資するため海外からの研修者や来客等を受け入れるに当たり、滞在中の生活に支障をきたさないよう、また、相手方の生活習慣の違いに適切に対応するため次の項目に係る要配慮個人情報を取り扱う場合 ①信条(宗教に限る。)、②病歴、③心身の機能の障害、④健康診断等の結果、⑤医師等による指導・診療・調剤		<input type="radio"/> 信条(宗教に限る。) <input type="radio"/> 病歴 <input type="radio"/> 心身の機能の障害 <input type="radio"/> 健康診断等の結果 <input type="radio"/> 医師等による指導・診療・調剤
	<b>解説</b>	海外からの各種の来客について、食事の制限や生活習慣の違いに配慮するため「信条」（宗教に限る。）の項目を、滞在中の健康面に配慮するため病歴等4項目を取り扱う必要があることから、類型答申とする。	

番号	類型	取り扱う要配慮個人情報項目
類8 H29.12.21 答申	イベント、研修講座、講演会等を開催するに当たり、講師、参加者等の関係者に適切な配慮を行うため次の項目に係る要配慮個人情報を取り扱う場合 ①病歴、②心身の機能の障害、③健康診断等の結果、④医師等による指導・診療・調剤	<input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 心身の機能の障害 <input type="checkbox"/> 健康診断等の結果 <input type="checkbox"/> 医師等による指導・診療・調剤
	<b>解説</b> イベント等の開催時には共通して、身体障害者用の座席の確保、手話通訳の用意等をする可能性があることや、健康面に不安を抱える方のため医療従事者をあらかじめ手配する等の適切な配慮を行う可能性があることから、病歴等4項目を取り扱う必要があるため、類型答申とする。	
類9 H29.12.21 答申	人選とその後の処遇に当たり、合理的範囲内で適性等を判断するため次の項目に係る要配慮個人情報を取り扱う場合 ①病歴、②心身の機能の障害、③健康診断等の結果、④医師等による指導・診療・調剤	<input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 心身の機能の障害 <input type="checkbox"/> 健康診断等の結果 <input type="checkbox"/> 医師等による指導・診療・調剤
	<b>解説</b> 人選を行う際に、応募者の適性や能力を判断するために必要な範囲で、病気、健康状態、障害などの状況を確認することがあり、また採用後の配置など、処遇を考慮する際にも、判断材料として使われることが想定されることから、類型答申とする。取扱いが認められるのは、当該事務において合理的範囲内で必要とされる項目についてのみである。	
類10 H29.12.21 答申	特定の疾患、障害等に関する制度の対象となるか判断するに当たり、制度の対象となる要件等を確認するため次の項目に係る要配慮個人情報を取り扱う場合 ①病歴、②心身の機能の障害、③健康診断等の結果、④医師等による指導・診療・調剤	<input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 心身の機能の障害 <input type="checkbox"/> 健康診断等の結果 <input type="checkbox"/> 医師等による指導・診療・調剤
	<b>解説</b> 特定の疾患、障害等に関する支援金等の制度に関する事務では、病歴等4項目を取り扱うことが当然に想定されるが、これらの事務は要綱等に基づき行われることが多いことから、類型答申とする。	
類11 H29.12.21 答申	事件・事故が発生し関係者に至急連絡・報告を行う必要がある場合であつて、報告内容に要配慮個人情報を含める必要があるとき。	<input type="checkbox"/> 全ての項目
	<b>解説</b> 急病人や怪我人が発生した場合に、関係機関や家族等に行う連絡・報告に要配慮個人情報が必要となることが想定されることから、類型答申とする。なお、これらの者に対し、定期的に要配慮個人情報を含む情報を報告する事務については、個別に答申を得ることとする。	
類12 H29.12.21 答申	本人を撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を収集する場合	<input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 心身の機能の障害 <input type="checkbox"/> 医師等による指導・診療・調剤
	<b>解説</b> カメラを使用する全ての事務において、外形上明らかな要配慮個人情報を収集することについて個別に答申を得ることは困難であることから、類型答申とする。	

※経過措置 H29. 12. 21答申

類型		取り扱う要配慮 個人情報の項目
平成30年1月1日時点で、既に次の項目に係る要配慮個人情報の収集並びに利用及び提供を行っていない事務において、文書の保存期間経過までの間、当該情報の保管を行う場合 ①刑事事件に関する手続、②少年の保護事件に関する手続、③犯罪により害を被った事実、④病歴、⑤心身の機能の障害、⑥健康診断等の結果、⑦医師等による指導・診療・調剤		○刑事事件に関する手続 ○少年の保護事件に関する手続 ○犯罪により害を被った事実 ○病歴 ○心身の機能の障害 ○健康診断等の結果 ○医師等による指導・診療・調剤
解説	本県条例では、要配慮個人情報が記載された文書を「保管」することにも取扱制限がかかることから、所要の経過措置を設けることとする。	

※特定の実施機関に対しての類型答申

【知事】

番号	類型	取り扱う要配慮 個人情報の項目
知類1 H29. 12.21 答申	地方独立行政法人に係る事務を所管する室課所での当該法人の理事長・監事の任命・解任等関係事務において、理事長・監事について要配慮個人情報を取り扱う場合	○全ての項目
解説	地方公務員法の対象とならない地方独立行政法人の理事長・監事について、知事が任命・解任等の事務を行うことから、類型答申とする。	

【警察本部長】

番号	類型	取り扱う要配慮 個人情報の項目
警類1 H29. 12.21 答申	附属機関等の委員を委嘱及び解任する事務において、附属機関等の委員について次の項目に係る要配慮個人情報を取り扱う場合 ①犯罪の経歴、②刑事事件に関する手続	○犯罪の経歴 ○刑事事件に関する手続
解説	附属機関等の委員の委嘱・解任に当たり、委員について犯罪の経歴及び刑事事件に関する手続に係る情報を確認する必要があることから、類型答申とする。	
警類2 H29. 12.21 答申	表彰・賞揚事務において、表彰・賞揚対象事案の被疑者又は被害者について次の項目に係る要配慮個人情報を取り扱う場合 ①犯罪の経歴、②刑事事件に関する手続、③少年の保護事件に関する手続、④犯罪により害を被った事実、⑤病歴、⑥心身の機能の障害、⑦健康診断等の結果、⑧医師等による指導・診療・調剤	○犯罪の経歴 ○刑事事件に関する手続 ○少年の保護事件に関する手続 ○犯罪により害を被った事実 ○病歴 ○心身の機能の障害 ○健康診断等の結果 ○医師等による指導・診療・調剤
解説	犯罪の捜査等に功労があった警察職員に対する表彰及び賞揚又は犯罪の捜査等に関する協力を行い功労があった部外の者に対する表彰を行う場合に、功労の内容を正確に把握する必要があり、被疑者の犯罪の経歴等や、被害者の犯罪により害を被った事実等を取り扱う場合があることから、類型答申とする。	

【県が設立した地方独立行政法人】

番号	類型等		
地独 類1  H29. 12.21 答申	次の表左欄に掲げる者の任命・解雇等関係事務において、同表中欄記載の行為を行うに際し同表右欄に掲げる要配慮個人情報の項目を取り扱う場合		
	職員	職員採用試験受験希望者について「信条」（宗教を除く。）及び「犯罪の経歴」を取り扱う	<input type="radio"/> 信条(宗教を除く。) <input type="radio"/> 犯罪の経歴
		職員について要配慮個人情報を取り扱う	<input type="radio"/> 全ての項目
	非常勤職員等	契約職員・非常勤職員・短期非常勤職員の採用希望者について「信条」（宗教を除く。）及び「犯罪の経歴」を取り扱う	<input type="radio"/> 信条(宗教を除く。) <input type="radio"/> 犯罪の経歴
		契約職員・非常勤職員・短期非常勤職員について要配慮個人情報を取り扱う	<input type="radio"/> 全ての項目
	任期付職員	任期付職員採用希望者について「信条」（宗教を除く。）及び「犯罪の経歴」を取り扱う	<input type="radio"/> 信条(宗教を除く。) <input type="radio"/> 犯罪の経歴
		任期付職員について要配慮個人情報を取り扱う	<input type="radio"/> 全ての項目
	任期付研究員	任期付研究員採用希望者について「信条」（宗教を除く。）及び「犯罪の経歴」を取り扱う	<input type="radio"/> 信条(宗教を除く。) <input type="radio"/> 犯罪の経歴
		任期付研究員について要配慮個人情報を取り扱う	<input type="radio"/> 全ての項目
	再雇用職員	再雇用職員・再雇用短時間勤務職員の採用希望者について「信条」（宗教を除く。）及び「犯罪の経歴」を取り扱う	<input type="radio"/> 信条(宗教を除く。) <input type="radio"/> 犯罪の経歴
		再雇用職員・再雇用短時間勤務職員について要配慮個人情報を取り扱う	<input type="radio"/> 全ての項目
	役員(理事長・監事を除く。)	役員(理事長・監事を除く。)について要配慮個人情報を取り扱う	<input type="radio"/> 全ての項目
	解説	地方公務員法の対象とならない地方独立行政法人の職員等について、地方独立行政法人が任命・解雇等の事務を行うことから、類型答申とする。	

○各実施機関での類型答申の採用状況

※ 設立に伴う条例の経過措置等により、既存の実施機関の諮問・答申を引き継ぐ。

	知事	議会	公営企業管理者	教育委員会	選挙管理委員会	人事委員会	監査委員	公安委員会	警察本部長	労働委員会	収用委員会	海区漁業調整委員会	内水面漁場管理委員会	県が設立した 地方独立行政法人		
														県立病院機構	合 県立産業技術 研 究 所 総	学 県立保健福祉大 ※
類1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
類2	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○
類3	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○
類4	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○
類5	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○
類6	○	—	○	○	—	—	—	—	○	—	○	—	—	○	○	○
類7	○	○	○	○	—	○	—	—	○	○	○	—	—	○	○	○
類8	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○
類9	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○
類10	○	○	○	○	—	○	—	—	○	○	○	—	—	○	○	○
類11	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○
類12	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○
経過措置	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○
知類1	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
警類1	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
警類2	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
地独類1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○

**条例第6条の規定に基づき審議会の意見を聴いた  
要配慮個人情報の取扱制限の適用除外事項（個別答申）**

**凡例**

- 「信条」…①、「人種」…②、「社会的身分」…③、「犯罪の経歴」…④、  
 「刑事事件に関する手続」…⑤、「少年の保護事件に関する手続」…⑥  
 「犯罪により害を被った事実」…⑦、「病歴」…⑧、「心身の機能の障害」…⑨  
 「健康診断等の結果」…⑩、「医師等による指導・診療・調剤」…⑪

各答申の詳しい内容については、情報公開広聴課で保管している諮問・答申に係る資料を別途確認のこと

**【知事】**

答申番号 答申年月日	登録主管室課 所	事務の名称	対象となる 個人の類型	取り扱う 要配慮個人 情報の項目	備考
知1 H29.12.21	知事室	県民等の表彰、ほう章事務	叙位、叙勲、褒章候補者	①	
知2 H29.12.21	ヘルスケア・ニ ューフロンティア 推進本部室	「マイME-BYOカルテ」実証 運営事務	マイME-BYOカルテ利用者	⑧、⑨、⑩、⑪	
知3 H29.12.21	安全防災局総務 室	人命救助者等見舞金支給事 務	人命救助者等	⑦	
知4 H29.12.21	安全防災部災害 対策課	帰宅困難者一時滞在県有施 設における帰宅困難者の受 入事務	帰宅困難者	⑧、⑨、⑩、⑪	
知5 H29.12.21	安全防災部くら し安全交通課	安全・安心まちづくり事故給 付金支給事務	事故給付金申請者	⑦	
知6 H29.12.21	くらし県民部情 報公開広聴課	行政文書の公開等の請求処 理事務	請求者 請求の対象となった個人	①～⑪	
知7 H29.12.21	くらし県民部情 報公開広聴課	自己情報の開示等請求処理 事務	請求者 請求の対象となった個人以 外の個人	①～⑪	
知8 H29.12.21	くらし県民部国 際課	政策研修員受入事務	政策研修員の申込者	④	
知9 H29.12.21	くらし県民部国 際課	海外技術研修員受入事務	海外技術研修候補者	④	
知10 H29.12.21	次世代育成部次 世代育成課	保育施設等における重大事 故の再発防止のための事後 的検証事務	検証に係る児童	⑦、⑧、⑨、⑩、⑪	
			検証に係る児童の家族、保 育施設等の職員等	④、⑤、⑥、⑦、⑧、 ⑨、⑩、⑪	
知11 H29.12.21	次世代育成部子 ども家庭課	児童養護施設等における事 故等の取扱い事務	児童養護施設措置児童	④、⑤、⑥、⑦、⑧、 ⑨、⑩、⑪	
知12 H29.12.21	次世代育成部青 少年課	青少年指導員事務	青少年指導員	④、⑤	
知13 H29.12.21	かながわ男女共 同参画センター	託児事業に関する事務	一時保育を利用する幼児	⑧、⑨、⑩、⑪	
知14 H29.12.21	保健医療部医療 課	救急医療情報センター（シス テム）運営事務	医療機関への搬送の対象と なる傷病者	⑧、⑨、⑩、⑪	
知15 H29.12.21	保健医療部健康 危機管理課	風しん等感染症対策のため の広報媒体作成配信事務	出演者・協力者	⑧、⑨	



答申番号 答申年月日	登録主管 室課所	事務の名称	対象となる 個人の類型	取り扱う 要配慮個人 情報の項目	備考
知16 H29. 12. 21	保健医療部健康 増進課	かながわ方式保健指導促進 事業実施事務	事業参加者の個人情報	⑧、⑩、⑪	
知17 H29. 12. 21	保健医療部健康 増進課	摂食機能発達支援事業事務	受診者 保護者	⑧、⑨、⑩、⑪	
知18 H29. 12. 21	保健医療部健康 増進課	障害児者等歯科保健事業事 務	受診者	⑧、⑨、⑩、⑪	
知19 H29. 12. 21	保健医療部健康 増進課	歯周疾患予防対策事業事務	受診者	⑧、⑨、⑩、⑪	
知20 H29. 12. 21	保健医療部健康 増進課	重度う蝕ハイリスク幼児予 防対策事業事務	受診者	⑧、⑨、⑩、⑪	
知21 H29. 12. 21	保健医療部健康 増進課	在宅療養者等訪問口腔ケア 推進事業事務	受診者	⑧、⑨、⑩、⑪	
知22 H29. 12. 21	福祉部高齢福祉 課	特別養護老人ホーム入所待 機者数調査事務	特別養護老人ホームへの入 所申込者	⑧、⑨、⑩、⑪	
知23 H29. 12. 21	生活衛生部薬務 課	薬物乱用防止動画製作配信 事務	講演者・出演者	④、⑤、⑥	
知24 H29. 12. 21	生活衛生部薬務 課	覚せい剤研究者等指定事務	覚せい剤研究者の指定申請 者等	④	
知25 H29. 12. 21	労働部産業人材 課	事故報告事務	生徒 事故相手方	⑧、⑨、⑩、⑪	
知26 H29. 12. 21	労働部産業人材 課	短期大・短大生等の入校・在籍 指導及び修了に関する事務	事故相手方	⑧、⑨、⑩、⑪	
知27 H29. 12. 21	神奈川障害者職 業能力開発校	新生寮運営事務	訓練生	⑧、⑨、⑪	
知28 H29. 12. 21	神奈川障害者職 業能力開発校	給食事務	訓練生	⑧、⑨、⑪	
知29 H29. 12. 21	神奈川障害者職 業能力開発校	修了生等フォローアップ事 務	修了生等（調査対象者）	⑧、⑨、⑪	
知30 H29. 12. 21	道路部道路管理 課	道守サポーターズ登録事務	道守サポーターズによる賠 償事故の被害者	⑧、⑨、⑩、⑪	
知31 H29. 12. 21	建築住宅部住宅 計画課	東日本大震災被災者に対す る公営住宅等における支援 業務	被災者（家族を含む）	⑧、⑨	
知32 H29. 12. 21	建築住宅部住宅 計画課	平成 28 年熊本地震被災者に 対する公営住宅等における 支援業務	被災者（家族を含む）	⑧、⑨	

【公営企業管理者】

答申番号 答申年月日	登録主管室課 所	事務の名称	対象となる 個人の類型	取り扱う 要配慮個人 情報の項目	備考
企 1 H29. 12. 21	水道部水道施設 課	水道工事に伴う事故調査事 務	事故当事者	⑧、⑨、⑩、⑪	

【教育委員会】

答申番号 答申年月日	登録主管室課 所	事務の名称	対象となる 個人の類型	取り扱う 要配慮個人 情報の項目	備考
教 1 H29. 12. 21	支援部学校支援 課	学校と警察との情報連携に 係る協定書に関する措置事 務	県立高校、特別支援学校の 児童・生徒	⑥、⑦	
教 2 H29. 12. 21	支援部特別支援 教育課	学校賠償責任保険事務	児童・生徒 教職員 被害者等	④、⑤、⑥、⑦、 ⑧、⑨、⑩、⑪	
教 3 H29. 12. 21	支援部特別支援 教育課	児童・生徒事故報告事務	児童・生徒	⑦、⑧、⑨、⑩、⑪	
教 4 H29. 12. 21	支援部特別支援 教育課	スクールバス運行事務	児童・生徒	⑨	

【警察本部長】

答申番号 答申年月日	登録主管室課 所	事務の名称	対象となる 個人の類型	取り扱う 要配慮個人 情報の項目	備考
警 1 H29. 12. 21	【警察本部長】 広報県民課	広報事務	事件（事案）関係者	①、④、⑤、⑦、 ⑧、⑨、⑩、⑪	
警 2 H29. 12. 21	【警察本部長】 監察官室	職員の処分に関する事務	事案関係者	④、⑤、⑥	
警 3 H29. 12. 21	【警察本部長】 監察官室	職員の身上指導に関する事 務	職員 職員の家族等職員の身上に 係る関係者	①、②、④、⑤、⑥、 ⑦、⑧、⑨、⑩、⑪	
警 4 H29. 12. 21	【警察本部長】 監察官室	内部通報処理事務	内部通報対象者 通報事案に係る関係者、情 報提供者	①～⑪	
警 5 H29. 12. 21	【警察本部長】 人身安全対策課	配偶者暴力事案対応事務	関係者	⑦、⑧、⑨、⑩、⑪	
警 6 H29. 12. 21	【警察本部長】 交通規制課	道路使用許可事務	負傷者	⑪	
警 7 H29. 12. 21	【警察本部長】 試験課	運転免許試験事務	当事者、同乗者	⑪	

【神奈川県立病院機構】

答申番号 答申年月日	登録主管室課 所	事務の名称	対象となる 個人の類型	取り扱う 要配慮個人 情報の項目	備考
病 1 H29. 12. 21	本部事務局	患者の診療、治療、看護	患者 患者家族	①～⑪	
病 2 H29. 12. 21	本部事務局	臨床研究	患者 患者家族	②、⑧、⑨、⑩、⑪	

(2) 知事の所管に属する神奈川県個人情報保護条例第6条に規定する要配慮個人情報の取扱いについて

情公第20号

平成30年3月6日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会  
会長 宇賀克也様

神奈川県知事 黒岩祐治

知事の所管に属する神奈川県個人情報保護条例第6条に規定する  
要配慮個人情報の取扱いについて（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第6条の規定に基づき、別添事案に係る要配慮個人情報の取扱いについて、御審議いただきたいので、諮問いたします。

答申第57号  
平成30年3月20日

神奈川県知事 黒岩祐治様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会  
会長 宇賀克也

知事の所管に属する神奈川県個人情報保護条例第6条に規定する  
要配慮個人情報の取扱いについて（答申）

神奈川県個人情報保護条例第6条の規定に基づき、平成30年3月6日付け情公第20号で諮問のありました「口腔ケアによる健康寿命延伸事業事務」における要配慮個人情報の取扱いについては、審議の結果、諮問の内容を適当なものとして認めます。

(3)知事の所管に属する神奈川県個人情報保護条例第10条の規定に基づくオンライン結合による  
保有個人情報の提供について

情公第21号

平成30年3月6日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀克也様

神奈川県知事 黒岩祐治

知事の所管に属する神奈川県個人情報保護条例第10条の規定に基づく  
オンライン結合による保有個人情報の提供について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、別添事案に係るオンライン結合による保有個人情報の提供について、御審議いただきたいので、諮問いたします。

答申第 58 号  
平成 30 年 3 月 20 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇 賀 克 也

知事の所管に属する神奈川県個人情報保護条例第 10 条の規定に基づく  
オンライン結合による保有個人情報の提供について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、平成 30 年 3 月 6 日付け情公第 21 号で諮問のありました「住宅宿泊事業法に基づく届出受理及び監督事務」におけるオンライン結合による保有個人情報の提供については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。

(4) 住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加について

市町第401号  
平成29年9月11日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会会長  
宇賀克也様

神奈川県知事  
黒岩祐治

住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加について（諮問）

このことについて、住民基本台帳法第30条の40第2項の規定に基づき、住民基本台帳法施行条例に規定する事務について、別添のとおり御審議していただきたく諮問します。

答申第41号  
平成29年11月27日

神奈川県知事  
黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会  
会長 宇賀 克也

住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加に関する意見について（答申）

住民基本台帳法第30条の40第2項の規定に基づき、平成29年9月11日付け市町第401号をもって諮問のありました標記のことについては、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。